

令和5年度版
(R5・4・1～R6・3・31)

長崎市上下水道事業概要

長崎市上下水道局

目次

第1部 共通事項

- I 長崎市上下水道事業マスタープラン2015……1
- II 主要統計表
 - 1 水道主要統計年次比較表……4
 - 2 下水道主要統計年次比較表……5
- III 組織と機構
 - 1 機構表……6
 - 2 職員配置表……7
 - 3 勤続年数別職員構成……8
 - 4 年齢別職員構成……8
 - 5 事務分掌……9
 - 6 行政改革及び行財政改革プラン……12

第2部 水道事業

- I 水道事業の概要
 - 1 創設からの歩み……13
 - 2 本年度の歩み……19
- II 水道施設
 - 長崎市の主な水道施設……21
 - 1 事業の沿革……22
 - 2 水源一覧表……25
 - 3 水系別施設一覧表……26
 - 4 配水施設設置状況……32
 - 5 水位高低模式図……33
- III 水道統計
 - 1 主要統計……46
- IV 水道料金
 - 1 水道料金及び加入金変せん表……72
- V 財政
 - 1 収支概況……76

第3部 下水道事業

- I 下水道事業の概要
 - 1 下水道の役割……89
 - 2 下水の排除方法……90
 - 3 下水道の種類……90
 - 4 下水道の法手続き……91
 - 5 下水道計画の概要……92
 - 6 下水道事業計画の沿革……93
 - 7 下水道の現況……118
 - 8 排水設備の概要と普及促進制度……125
- II 下水道施設
 - 1 下水道の施設……130
 - 2 下水道施設の維持管理……139
- III 下水道統計
 - 1 主要統計……146
- IV 下水道使用料
 - 1 下水道使用料及び受益者負担金……165
- V 財政
 - 1 下水道事業の財源……169
 - 2 収支概況……170
- VI その他
 - 1 組織の変遷……180
 - 2 下水道事業年表……191

資料

- 主要施設の所在地……201
- 記念施設等……202
- 文化財等……202

第 1 部 共通事項

I 長崎市上下水道事業マスタープラン 2015

1 長崎市上下水道事業の基本理念

長崎市は、三方をすり鉢上の急斜面で囲まれ、大きな川もないなど、水源に恵まれない中、かつては人口の増加もあって、何度となく制限給水を経験してきました。このような慢性的な水不足を解消するため、水源を市内だけでなく市外にも求め、7回の拡張工事を実施してきました。

しかしながら近年は、人口減少や節水機器の普及等に伴う水需要の減少など社会情勢の変化により、新たな水源開発が不要となり、長年取り組んできた本明川を水源とする長崎県南部広域水道整備事業を中止することになりました。

一方、普及の時代から維持管理の時代へと移行していく中で、高度成長期に拡張を進めてきた上下水道施設の更新需要の増大、東日本大震災の教訓を踏まえた耐震性の強化などが求められています。水需要の減少に伴う事業収入の減により非常に厳しい事業環境の変化に直面することとなります。

長崎市では、今から50年後、100年後の将来を見据え、上下水道事業の経営の健全化を維持しつつ、水道事業は、時代や環境の変化に的確に対応し、水質基準に適合したおいしい水が、必要な量を、いつでも、どこでも、誰でも適正な料金により、持続的に受け取ることが可能な水道を目指します。下水道事業は、汚水処理・雨水排除等の基本的機能を適切なマネジメントにより、サービスの安定性や効率性等、質的な向上を図り、さらに資源・エネルギー利用等の多様な取り組み等が可能となる進化する下水道を目指します。

そこで、

長崎市水道事業の基本理念を「安全・強靱で持続する水道」

長崎市下水道事業の基本理念を「環境と調和し、強靱で持続する下水道」

と定め、平成19年10月に策定した「長崎市上下水道事業マスタープラン」の基本的な方向性を受け継ぎ、上下水道事業に対する市民の皆様の理解を得ながら、取り巻く環境の変化に的確に対応できる効率的で効果的な上下水道事業の運営に努めます。

また、厚生労働省と国土交通省が掲げる水道と下水道の理想像を、私たちの新しい「長崎市上下水道事業マスタープラン2015」でも共有して取り組んでいきます。

2 計画期間

計画期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間としています。なお、フォローアップとして、中間年次の令和元年度から令和2年度にかけて、成果指標の見直しを行いました。

3 計画の位置付け

長崎市では、平成23年に策定した「基本構想」の中で、将来の都市像を「個性輝く世界都市・希望あふれる人間都市」とし、その実現に向けて、長崎市が進むべき方向や8つのまちづくりの方針を掲げています。

また、この「基本構想」の実効性を高めるため、同構想に基づく施策の体系などを示す「基本計画」を定めています。

上下水道局は、この「基本計画」に基づき、「長崎市上下水道事業マスタープラン 2015」を策定し、「基本構想」のまちづくりの方針である「環境と調和する潤いのあるまち」と「安全・安心で快適に暮らせるまち」を目指します。

また、当該マスタープランにおいては、基本施策ごとに「成果指標」を定め、その達成に向けて職員が一丸となって取り組みます。

4 水道事業の施策体系

【水道事業の基本理念】

安全・強靱で持続する水道

1 安全で信頼される水道	
1-1 安全な水道水の供給	1-1-1 水安全計画の策定
	1-1-2 水質管理の強化
	1-1-3 未給水地域の解消
	1-1-4 直結式給水の拡大
1-2 広報・広聴活動の推進	1-2-1 情報提供の拡大
	1-2-2 子どもたちへの理解・認識を深める取組の推進
	1-2-3 市民サービスの向上
	1-2-4 おいしい水のPR活動推進
2 強靱で安定した水道	
2-1 施設の機能強化	2-1-1 水道施設の整備・更新
	2-1-2 浄水施設の統廃合
	2-1-3 適切な維持管理
2-2 防災対策と危機管理対策の強化	2-2-1 水道施設の耐震化
	2-2-2 災害時の関係機関との連携体制の強化
	2-2-3 災害・事故対策マニュアル等の充実
	2-2-4 応急給水資機材等の充実
	2-2-5 渇水対策
3 発展的に持続する水道	
3-1 健全な事業経営	3-1-1 アセットマネジメントの実践
	3-1-2 企業債残高の縮減
	3-1-3 収入の確保
3-2 組織力の強化・向上	3-2-1 行財政改革プラン等の着実な実施
	3-2-2 技術の継承と発展
	3-2-3 友好都市との技術交流
	3-2-4 広域連携の強化
3-3 環境負荷の低減	3-3-1 浄水汚泥の有効活用
	3-3-2 省エネ・創エネの推進

5 下水道事業の施策体系

【下水道事業の基本理念】

環境と調和し、強靱で持続する下水道

1 良好な環境を確保する下水道	
1-1 普及・水洗化促進	1-1-1 私有・低地等における普及促進
	1-1-2 水洗化の促進
	1-1-3 全体計画の再構築
	1-1-4 集落排水事業における水洗化促進と施設の統廃合
1-2 広報・広聴活動の推進	1-2-1 情報提供の拡大
	1-2-2 子どもたちへの理解・認識を深める取組の推進
	1-2-3 市民サービスの向上
1-3 環境負荷の低減と下水道資源の活用	1-3-1 下水汚泥の減量化と有効利用
	1-3-2 省エネ・創エネの推進
2 強靱で安定した下水道	
2-1 施設の機能強化	2-1-1 下水道長寿命化計画に沿った計画的な維持・管理
	2-1-2 不明水（浸入水）の防止対策
	2-1-3 処理場・ポンプ場の改築
	2-1-4 下水処理場の放流水質改善
	2-1-5 集落排水処理施設の改築
2-2 防災対策と危機管理対策の強化	2-2-1 下水道施設の地震対策
	2-2-2 雨水施設の整備
	2-2-3 災害時のマニュアルの充実（下水道 BCP の作成）
	2-2-4 災害時の関係機関との連携体制の強化
3 発展的に持続する下水道	
3-1 健全な事業経営	3-1-1 アセットマネジメントの実践
	3-1-2 公共下水道・集落排水施設の統廃合
	3-1-3 企業債残高の縮減
	3-1-4 収入の確保
	3-1-5 集落排水事業における公営企業会計の適用
3-2 組織力の強化・向上	3-2-1 行財政改革プラン等の着実な実施
	3-2-2 技術の継承と発展

Ⅱ 主要統計表

1 水道主要統計年次比較表

区 分 \ 年 度	単 位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
※行政区域内人口 (A)	人	407,885	403,197	400,472	395,591	389,895
給 水 人 口 (B)	人	399,116	394,529	391,862	387,086	381,512
普 及 率 (B/A)	%	97.85	97.85	97.85	97.85	97.85
行政区域内世帯数	世 帯	185,926	185,506	185,906	185,952	185,617
給 水 戸 数	戸	217,305	217,321	216,468	216,125	216,250
年 間 給 水 量 (C)	m ³	43,399,830	43,294,160	41,877,520	41,697,190	41,707,340
1 日 最 大 給 水 量 (D)	m ³	128,770 (R1.8.1)	134,320 (R2.9.6)	125,200 (R3.12.31)	148,070 (R5.1.26)	124,090 (R5.8.3)
1 人 1 日 最 大 給 水 量	リットル	323	340	320	383	325
1 日 平 均 給 水 量 (E)=(C/年間日数)	m ³	118,579	118,614	114,733	114,239	113,954
1 人 1 日 平 均 給 水 量	リットル	297	301	293	295	299
負 荷 率 (F)=(E/D)	%	92.1	88.3	91.6	77.2	91.8
公 称 施 設 能 力	m ³ /日	191,291	176,150	176,150	176,150	176,150
有 収 水 量 (G)	m ³	38,106,129	38,094,480	37,398,454	36,808,782	36,272,634
有 収 率 (H)=(G/C)	%	87.80	87.99	89.30	88.28	86.97
送 配 水 管 延 長 (導水管を含む)	m	2,634,180	2,655,462	2,663,024	2,617,395	2,621,319
給 水 原 価 (有収水量1m ³ に係る費用)	円	209.37	214.77	213.85	222.62	216.72
供 給 単 価 (給水収益/有収水量)	円	233.16	230.19	230.68	231.53	232.27
資 本 費	円	95.98	93.70	97.06	99.56	101.02

※行政区域内人口は、翌年4月1日現在の推計人口（国勢調査を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値を基にした人口。）。

※令和4年度の1日最大給水量・負荷率の値は寒波時の数値を採用している。

2 下水道主要統計年次比較表

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政区域内人口 (A)	人	413,845	409,158	403,628	398,747	393,052
処理区域内人口 (B)	人	390,148	385,972	381,084	376,668	371,559
水洗化人口 (C)	人	379,069	375,380	370,867	366,521	361,645
普及率 (B/A)	%	94.3	94.3	94.4	94.5	94.5
水洗化率 (C/B)	%	97.2	97.3	97.3	97.3	97.3
処理世帯	戸	194,554	194,210	193,559	193,636	193,433
全体計画 処理施設能力	m ³ /日	145,700	145,700	145,700	145,700	115,920
1日最大汚水量	m ³	142,591	139,982	138,908	131,606	139,254
1日平均汚水量	m ³	127,585	131,441	126,074	119,664	119,360
1人1日 最大汚水量	リットル	376	373	375	359	385
1人1日 平均汚水量	リットル	337	350	340	326	330
年間汚水量 (D)	m ³	46,696,277	47,976,056	46,016,949	43,677,488	43,685,876
年間有収水量 (E)	m ³	37,408,947	37,321,164	36,758,619	36,179,106	35,761,184
有収率 (E/D)	%	80.1	77.8	79.9	82.8	81.9
総管路延長	Km	2,090	2,093	2,096	2,100	2,105
汚水処理原価 (有収水量1m ³ に係る費用)	円	163.9	171.0	176.3	175.8	240.5
使用料単価 (使用料収入/有収水量)	円	208.6	201.7	203.2	204.7	206.5

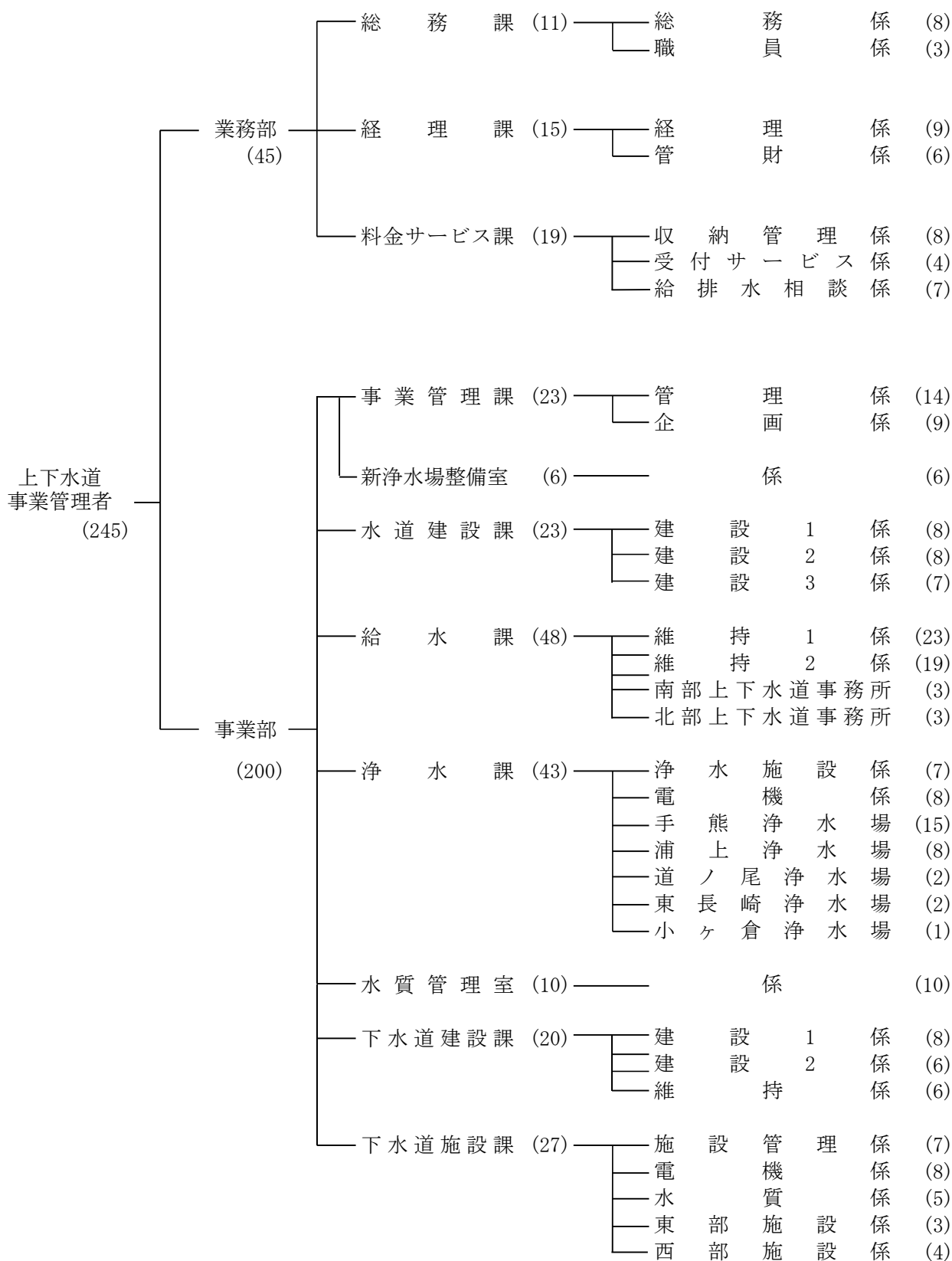
※行政区域内人口は、年度末現在の住民基本台帳登録人口

※処理原価について、国の財政措置の変更(汚水公費負担率の見直し)に伴い、平成18年度から分流式下水道等に要する経費を除いて算定した数値

Ⅲ 組織と機構

1 機構表

令和6年3月31日現在



* () 内は配置職員数を示す。ただし上下水道事業管理者は含まない。

2 職員配置表

令和6年3月31日現在

部、課、 職名 職種名	事務系										技術系										技能系		合計		
	部	次長	課長	課長補佐	係長	主任	事務主		計	部	次長	課長	課長補佐	係長	主任	技術		計	水道整備士	計					
							専門	その他								専門	その他								
総計	1	0	4	1	8	3	1	23	13	54	1	1	7	3	26	6	23	36	41	144	47	47	245		
業務部	総務課	係	1		1	1			3	1	8									0		0	8		
	職員課	係					1		1	1	3									0		0	3		
	課計		1	0	1	1	2	0	0	4	2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
	経理課	係			1		1	1		2	4	9									0		0	9	
	経理課	係					1	1	1	2	1	6									0		0	6	
	課計		0	0	1	0	2	2	1	4	5	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	
	料金サービス課	係			1		1	1		2	2	7				1					1		0	8	
	受付サービス課	係					1			2	1	4									0		0	4	
	給排水相談課	係										0				1	1		2	3	7		0	7	
	課計		0	0	1	0	2	1	0	4	3	11	0	0	0	1	1	1	0	2	3	8	0	0	19
業務部計		1	0	3	1	6	3	1	12	10	37	0	0	0	1	1	1	0	2	3	8	0	0	45	
事業部	事業管理課	係			1		1		6	3	11	1	1		1					3		0	14		
	企画管理課	係									0				1		4	2	2	9		0	9		
	課計		0	0	1	0	1	0	0	6	3	11	1	1	0	1	1	0	4	2	12	0	0	23	
	新浄水場整備室								1		1			1				2	1	5		0	6		
	水道建設課	係									0			1		1		1	2	3	8		0	8	
	建設課	係									0				1		2	2	3	8		0	8		
	建設課	係									0				1		1	3	2	7		0	7		
	課計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	7	8	23	0	0	23
	維持課	係					1					1			1	1	1		2		2	7	15	15	23
	維持課	係										0				1		1	1	1	4	15	15	19	
	南部上下水道事務所									2		2				1					1		0	3	
	北部上下水道事務所									1		1				1	1				2		0	3	
	課計		0	0	0	0	1	0	0	3	0	4	0	0	1	1	4	1	3	1	3	14	30	30	48
	浄水施設課	係										0			1		1	3		1	7		0	7	
	電機課	係										0				1		5	2	8		0	8		
	手熊浄水場											0				1		1	1	2	5	10	10	15	
	浦上浄水場											0				1				1	7	7	7	8	
道ノ尾浄水場											0				1				1	2		0	2		
東長崎浄水場											0				1			1		2		0	2		
小ヶ倉浄水場											0				1					1		0	1		
課計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	1	4	7	6	26	17	17	43	
水質管理室											0			1		1		4	1	3	10	0	0	10	
下水道建設課	係								1		1			1		1	1	2	1	7		0	8		
建設課	係										0				1	1	1	2	1	6		0	6		
維持課	係										0				1	1	1	1	2	6		0	6		
課計		0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	3	3	3	5	4	19	0	0	20	
下水道施設管理課	係										0			1		1		2	3	7		0	7		
電機課	係										0				1		3	4	8		0	8			
水道水質課	係										0				1		1	1	2	5		0	5		
施設課	係										0				1			2		3		0	3		
施設課	係										0				1			1	2	4		0	4		
課計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	1	9	11	27	0	0	27	
事業部計		0	0	1	0	2	0	0	11	3	17	1	1	7	2	25	5	23	34	38	136	47	47	200	

※ 部長は各部の筆頭課の筆頭係に含め、次長、課長及び課長補佐は該当課の筆頭係に含める。
主幹・部付は課長級に、副主幹・主任は係長級に含める。

3 勤務年数別職員構成

(令和6年3月31日)

区 分	事務職員		技術職員		技労職員		合 計	
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
1年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1年以上 3年未満	5	9.3	11	7.6	7	14.9	23	9.4
3年以上 5年未満	2	3.7	14	9.7	5	10.6	21	8.6
5年以上10年未満	9	16.7	24	16.7	5	10.7	38	15.5
10年以上15年未満	7	13.0	23	16.0	1	2.1	31	12.7
15年以上20年未満	3	5.6	3	2.1	0	0.0	6	2.4
20年以上25年未満	9	16.7	13	9.0	0	0.0	22	9.0
25年以上30年未満	11	20.4	8	5.5	8	17.0	27	11.0
30年以上35年未満	5	9.3	24	16.7	21	44.7	50	20.4
35年以上	3	5.6	24	16.7	0	0.0	27	11.0
合 計	54	100.3	144	100.0	47	100.0	245	100.0
平均勤続年数	17年10月		18年11月		20年5月		19年0月	

4 年齢別職員構成

(令和6年3月31日)

区 分	事務職員		技術職員		技労職員		合 計	
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
20歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20歳以上25歳未満	5	9.2	11	7.6	4	8.5	20	8.1
25歳以上30歳未満	6	11.1	24	16.7	6	12.8	36	14.7
30歳以上35歳未満	8	14.8	25	17.4	6	12.8	39	15.9
35歳以上40歳未満	8	14.8	11	7.6	1	2.1	20	8.2
40歳以上45歳未満	5	9.2	2	1.4	1	2.1	8	3.3
45歳以上50歳未満	11	20.4	15	10.4	1	2.1	27	11.0
50歳以上55歳未満	7	13.0	23	16.0	8	17.0	38	15.5
55歳以上60歳未満	3	5.6	30	20.8	15	31.9	48	19.6
60歳	1	1.9	3	2.1	5	10.7	9	3.7
合 計	54	100.0	144	100.0	47	100.0	245	100.0
平均年齢	40歳0月		41歳8月		45歳8月		42歳1月	

5 事務分掌

(令和6年3月31日現在)

部	課・室	分掌事務
業務部	総務課	(1) 条例、規則、規程及び議案に関する事 (2) 公印に関する事 (3) 文書の收受及び発送に関する事 (4) 広報に関する事 (5) 上下水道事業運営審議会に関する事 (6) 公益社団法人日本水道協会及び公益社団法人日本下水道協会に関する事 (7) 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事 (8) 苦情処理共同調整会議及び労働組合に関する事 (9) 職員の配置に関する事 (10) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事 (11) 職員の給与、児童手当及び旅費に関する事 (12) 職員の研修に関する事 (13) 職員の福利厚生及び安全衛生に関する事 (14) 職員の公務災害補償等に関する事 (15) 労働安全衛生委員会に関する事 (16) 組織管理及び職員の定数管理に関する事 (17) 事業経営の基本計画の策定及び総合調整に関する事 (18) 事業経営の調査及び分析に関する事 (19) 事務改善の推進に関する事 (20) 特命事項に関する事 (21) 局内及び部内事務の連絡調整に関する事
	経理課	(1) 財政計画及び資金計画に関する事 (2) 予算の編成・経理及び決算に関する事 (3) 業務状況説明書に関する事 (4) 企業債及び一時借入金に関する事 (5) 現金及び有価証券の出納並びに保管に関する事 (6) 物品等に係る入札参加者の資格に関する事 (7) 物品等の購入（契約検査課の所管に係るものを除く。）、製造及び修繕の契約に関する事 (8) 物品（たな卸資産を含む。）の出納及び保管に関する事 (9) 固定資産の取得に関する事 (10) 資産の処分に関する事 (11) 固定資産の登記又は登録に関する事 (12) 固定資産の管理の総括事務に関する事 (13) 資産の評価及び減価償却に関する事 (14) 庁内及び公舎の維持管理に関する事 (15) 施設、自動車その他の車両の損害賠償保険に関する事 (16) 公用車の安全運転管理に関する事

業務部	料金サービス課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上下水道の使用に関する諸届の受付に関する事。 (2) 検針及び収納事務の委託契約に関する事。 (3) 給水装置使用者台帳の管理に関する事。 (4) 水道メーターの検針及び使用水量の認定に関する事。 (5) 水道料金等の調定及び減免に関する事。 (6) 水道料金等の収納及び過誤納金の還付に関する事。 (7) 水道料金等の滞納に係る給水の停止に関する事。 (8) 水道料金等の欠損処分に関する事。 (9) 電子計算機の運用に関する事。 (10) 給水装置並びに排水設備及び除害施設の調査、設計審査及び検査に関する事。 (11) 給水工事指定業者、排水設備指定工事店に関する事。 (12) 水道利用加入金に関する事。 (13) 給水装置工事費の調定等に関する事。 (14) 臨時用水道料金に関する事。 (15) 水道メーターの維持管理に関する事。 (16) 公共下水道事業受益者負担金・分担金に関する事。 (17) 水洗便所改築資金貸付金に関する事。 (18) 水洗化の普及及び促進に関する事。 (19) 集落排水処理施設の使用料に関する事。 (20) 集落排水処理施設に係る排水設備の計画の確認及び工事の検査に関する事。
事業部	事業管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内の予算及び決算の総括に関する事。 (2) 部内の工事の施行及び精算の総括に関する事。 (3) 部内の国庫支出金等に関する事。 (4) 上下水道事業に係る事業計画の策定に関する事。 (5) 上下水道事業に係る認可申請に関する事。 (6) 所管の建設改良事業の調査及び計画に関する事。 (7) 統計年報の作成に関する事。 (8) 開発行為に関する事。 (9) 給配水状況の調査に関する事。 (10) 下水道情報管理システムに関する事。 (11) 部内事務の連絡調整に関する事。 (12) 集落排水処理施設の維持管理（下水道建設課及び下水道施設課の所管に係るものを除く。）に関する事。
	新浄水場整備室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新浄水場整備に関する事
	水道建設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 拡張工事に関する事。 (2) 浄水施設（浄水課の所管に係るものを除く。）の工事に関する事。 (3) 送水及び配水施設の工事に関する事（給水課及び浄水課の所管に係るものを除く。）。 (4) 受託工事に関する事。

事業部		(5) 所管の工事の設計、施行及び精算に関すること。
	給水課	<p>(1) 貯水、取水、導水、送水及び配水施設並びに附属施設の工事及び維持管理に関すること（水道建設課及び浄水課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(2) 給水装置工事の設計及び施行に関すること。</p> <p>(3) 給水装置の修繕工事に関すること。</p> <p>(4) 漏水防止に関すること。</p> <p>(5) 所管の工事の設計、施行及び精算に関すること。</p> <p>(6) 所管の工事等に係る停水措置に関すること。</p> <p>(7) 所管の修繕工事に係る苦情相談及び調査に関すること。</p> <p>(8) 無線施設の運用管理に関すること。</p> <p>(9) 配水管図面の管理に関すること。</p> <p>(10) 水道料金等（集落排水処理施設の使用料を含む。）の収納に関すること（南部上下水道事務所及び北部上下水道事務所に限る。）。</p> <p>(11) 給水装置並びに排水設備（集落排水処理施設に係るものを含む。）及び除害施設の設計審査に係る書類の受付に関すること（南部上下水道事務所及び北部上下水道事務所に限る。）。</p>
	浄水課	<p>(1) 貯水、取水、導水、浄水、送水及び配水施設の工事及び維持管理に関すること（水道建設課及び給水課の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(2) 所管の工事の設計、施行及び精算に関すること。</p> <p>(3) 電気施設の総括管理に関すること。</p> <p>(4) ポンプ場の維持管理に関すること。</p> <p>(5) 浄水場の運営に関すること。</p> <p>(6) 水源流域の水質保全に関すること。</p> <p>(7) 水利権に関すること。</p>
	水質管理室	<p>(1) 水道水質検査に関すること。</p> <p>(2) 水道水質の調査研究に関すること。</p> <p>(3) 水道水源の汚染防止に関すること。</p> <p>(4) 供給水の異臭味対策に関すること。</p>
	下水道建設課	<p>(1) 下水処理場及びポンプ場施設等の土木工事に関すること。</p> <p>(2) 汚水管渠及び雨水管渠施設の工事に関すること。</p> <p>(3) 所管の工事の設計、施行及び精算に関すること。</p> <p>(4) 汚水管渠及び雨水管渠施設の維持管理に関すること。</p> <p>(5) 集落排水処理施設の維持管理（事業管理課及び下水道施設課の所管に係るものを除く。）に関すること。</p>
	下水道施設課	<p>(1) 下水処理場及びポンプ場施設の電気・機械工事に関すること。</p> <p>(2) 所管の工事の設計、施行及び精算に関すること。</p> <p>(3) 下水道水質検査に関すること。</p> <p>(4) 下水処理場及びポンプ場施設の維持管理に関すること。</p> <p>(5) 集落排水処理施設の維持管理（事業管理課及び下水道建設課の所管に係るものを除く。）に関すること。</p>

6 行財政改革の状況

本市では、これまで全ての事務事業について見直しを行うなど、行財政改革を積極的に推進しており、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする長崎市行財政改革プランにおいては、浄水場の運転監視業務の民間委託の拡大、事務処理体制の見直しなどにより、水道事業22人、下水道事業8人、あわせて30人の職員削減を行い、職員配置の適正化を図りました。

また、令和元年度に作成した、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする行政経営プランに基づき、様々な効率化により生み出すことができる効果（人員や財源）を、新たな市民サービスの提供や、上下水道局の職場環境の改善に活用するという考え方のもと、浄水場・下水処理場の運営業務の民間委託拡大、新浄水場の共同整備の検討、経営体制の強化、広報・広聴活動の推進などを行いました。

今後も、経営力の強化と市民サービスの維持・向上を図るため、さらに業務の効率化などの推進に努めます。

行財政改革プランの実績

項目名	実施項目の概要	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1
窓口サービスの一元化の検討	ワンストップサービスの充実			◎			
契約事務の一元化の推進	物品購入に係る契約事務の一元化	◎					
浄水場運転監視業務の民間委託の拡大等	浄水場の運転監視業務の民間委託の拡大など維持管理に係る業務の効率化		◎	◎	◎※	◎	◎
事務処理体制の見直し	上下水道局の事務処理体制の見直し		◎	◎	◎	◎	◎
職員削減数 (30人)	水道事業		6人	4人	4人	4人	4人
	下水道事業			2人	4人		2人

※ 平成26年度から東長崎浄水場の運転監視業務を民間に委託

行政経営プラン実施計画一覧

◆効率化等				◆活用				
番号	所属名	項目名	実施項目の概要	実施予定年度				
				元	2	3	4	5
1	業務部総務課	上下水道局における組織見直し	経営体制の強化や業務の効率化等を図るため、上下水道局における組織・人員配置を見直します。	検討	実施	実施	実施	実施
2	事業部事業管理課・浄水課	浄水場運営業務の民間委託の拡大（水道事業）	浄水施設の運転管理、保全管理業務等について見直しを行い、民間委託を拡大します。	検討	検討	実施	実施	実施
3	事業部事業管理課・浄水課	新浄水場の共同整備の検討	浦上浄水場が更新時期を迎えていることから、道ノ尾浄水場と併せ、北部地区の新たな浄水場について、近隣町との共同整備を検討します。	検討	準備	準備	準備	準備
4	事業部事業管理課・下水道建設課・下水道施設課	下水処理場等運営業務の民間委託の拡大（下水道事業）	下水処理施設に係る施設・設備の点検・整備業務及びアセットマネジメント支援情報システムへのデータ入力業務等について見直しを行い、民間委託を拡大します。	検討	実施	準備	準備	準備
5	事業部事業管理課・下水道建設課・下水道施設課	公共下水道・集落排水施設の統廃合	汚水処理の一層の効率化を推進するため、効率化が見込まれる集落排水施設を公共下水道へ統合します。	検討	準備	準備	準備	準備
6	事業部事業管理課・水道建設課・給水課	水道施設のスペックの適正化	更新する配水管や配水池について、施設の更新時の水の需要予測に合わせてスペックの適正化を図ります。	検討	実施	実施	実施	実施
7	事業部事業管理課・下水道建設課・下水道施設課	下水道施設のスペックの適正化	汚水処理施設について、今後の人口減少を踏まえ、運転実績をもとに処理能力を見直します。		検討	準備	準備	準備
8	事業部事業管理課・水道建設課	配水管布設に使用する管種の見直し	配水管の布設において、布設する管種の見直しを行い、コストを削減します。	検討	実施	実施	実施	実施
9	事業部事業管理課・水道建設課・給水課・浄水課・下水道建設課・下水道施設課	工事の早期発注（平準化）	工事発注時期を見直し、工事の施工時期の平準化に取り組みます。	実施	実施	実施	実施	実施
10	事業部給水課・水道建設課	有効率の向上	計画的かつ効率的な管路の更新、修繕を行うことで、水資源の有効活用を図るとともに地下部の空洞化等による道路陥没事故を未然に防ぎます。		実施	実施	実施	実施
11	業務部総務課ほか	民間との連携による課題解決	民間事業者のノウハウを活用した事務の効率化及び施設整備・管理を行うことにより、上下水道事業の課題解決に努めます。		準備	実施	実施	実施
12	業務部総務課ほか	経営改善の取組み	DXや脱炭素技術の活用により、費用の削減を図るとともに、資産の活用などにより収入増対策に取り組みます。		準備	準備	実施	実施
13	事業部事業管理課・下水道建設課	雨天時浸水対策の実施	近年の局地的な集中豪雨等による汚水管等からの溢水や一次処理放流による災害を未然に防止するため、雨天時浸水の原因を調査し、施設の整備を行います。		実施	実施	実施	実施

第2部 水道事業

I 水道事業の概要

1 創設からの歩み

(1) 創設前の水道…倉田水樋

延宝元年（1673）

寛文3年（1663）3月18日、筑後町（現玉園町）より、出火した火の手は、たちまちのうちに長崎の市中を焼き尽くし、66か町のうち被害を免れた3か町を除いて半焼6か町、全焼57か町という極めて大きな被害をもたらしました。これが世にいう「寛文の大火」で、被害を大きくした理由のひとつに消防水利の不備がありました。

元来、長崎の町では、海沿いの急斜面が多いという地形上の特徴のため、日常の生活用水にも恵まれず、町民たちは多大な不自由を強いられてきました。

この「寛文の大火」により一念発起し、自費により水道を引こうという町民があらわれました。本五島町の乙名（現在の自治会長）で廻船問屋を営んでいた倉田次郎右衛門その人です。

次郎右衛門は、水源を銭屋川に設け、木樋や石樋等を通して溜樹により給水する工事を行いました。当時としては大規模な工事であったため膨大な出費を要しました。宅地や回送船など自分の財産を投げうち、また長崎奉行所の援助を受けて、延宝元年（1673）、7年の歳月をかけて完成させました。

これが『倉田水樋』と呼ばれるもので、明治24年（1891）に長崎の近代水道が創設されるまでの218年もの間、人々の暮らしを支えてきましたが、このような大計画を町民の発意により、私財を投じて完成させたという例は、全国的にみても非常にまれでした。

(2) 近代水道の創設

明治22年（1889）4月～明治24年（1891）3月

明治18年（1885）7月、浪ノ平町に発生した「コレラ」は猛威をふるい、多くの人命を失いました。このような悪疫の流行は、住民の衛生観念の欠如もさることながら、倉田水樋の老朽化による飲料水の汚染が原因のひとつとされ、居留地の外国人を中心に水道施設の必要性が叫ばれてきました。

明治19年（1885）2月に着任した日下義雄県令（同年7月官制改正で県知事となる）は、港湾都市長崎の発

展のためには衛生環境の改善が緊急課題であるとして、下水溝の改良工事に着手するとともに、上水道建設の緊急性について金井俊行長崎区長（現在の市長）と協議を持ち、区長もその必要性を痛感していたことから意見の一致をみたので水道設置を決意し、吉村長策氏を長崎県技師に任用して水道の設計にあたらせました。

吉村氏の設計は、給水人口を6万人、1人1日最大使用水量を20英ガロン（91リットル）、1日最大給水量120万英ガロン（5,460立方メートル）と想定し、本河内に貯水池を築造し、給水・浄水・配水をしようとするもので、工事費を30万円と算出しました。しかしこれは、当時の区の年間予算4万円の7.5倍という莫大な金額でしたので、区費で支払うことはとうてい不可能であり、また、住民から調達するのも困難でした。

そこで、所要の金額を政府から無利子若しくは低利子で一時借用する方針のもと「私設水道会社設置」の準備に着手しましたが、区内88か町のうち55か町に反対の火の手が上がり各町連名で反対意見書を日下知事に提出する一方で、これに対する33か町の賛成派も連合して、水道布設に関する対立が激化していきました。

水道賛成派に対する嫌がらせや脅迫は、身に危険を感じるほどでした。その間にあっても、日下知事と金井区長は身の危険も顧みず連日反対者の説得に努め緩和工作に奔走を続けるかたわら、反対の主な理由が区民の賦課に対する負担の過重にあるところから工事負担額の軽減について熟議し、民情をつぶさに査察した結果、一転して「区立水道布設」に計画を変更しました。

この計画は、資本金30万円のうち5万円を政府からの補助、6万円は県の交付金（旧貿易五厘金）、残額19万円は年6分利子で一般から公借することとし、明治22年（1889）1月22日の臨時区議会において『区立水道布設議案』として可決されました。その後、工事期間2年余りにして、横浜（明治20年10月）、函館（明治22年9月）につぐ我が国3番目の近代水道（水道専用ダムの建設は我が国初）として、明治24年（1891）3月に本河内高部貯水池及び本河内浄水場が

完成し、同年5月16日から待望の給水が開始されました。

(3) 第1回拡張事業

明治33年(1900)8月～明治37年(1904)3月

明治24年(1891)3月本河内高部水源地の完成によって、旧長崎区内と外国人居留地に1人1日72リットルを基準に給水され、市民の日常生活、健康維持に好影響を与えました。

しかし、水道完成後3年目の明治27年(1894)8月、日清戦争の勃発で長崎港は兵員及び物資輸送の一拠点となり、船舶の出入り、人馬の往来が激しくなり、市況は活発になっていきました。このため、当然のように給水量に不足をきたし、7月には給水開始以来最初の制限給水を実施しました。

また、明治31年(1898)4月、スペインとアメリカが戦争状態になると、アメリカ軍用艦の寄港が多くなり、市況は一段と活況を増し、加えて、各地からの転入者で人口は著しく増加しました。

さらに同年10月、第1次市域拡張によって市内の人口は膨張し、市勢の進展による住宅の低地部建設もすでに飽和状態となり、住家は高部地域へと移行し、水の不便は次第に深刻度を増していきました。

このような中で、新水源の拡張計画が検討されたにもかかわらず創設当時の水騒動のことが懸念され実施を見合わせていましたが、明治33年(1900)8月、ついに意を決して第1回拡張工事に着手しました。

この事業は、西山高部貯水池・本河内低部貯水池・西山高部浄水場・西山低部浄水場を築造し、計画給水人口18万2千人、1人1日平均給水量3立方尺(83.4リットル)を確保するもので、明治37年(1904)3月に完成しました。

(4) 第2回拡張事業

大正9年(1920)10月～大正15年(1926)3月

第1回拡張事業の完成後、しばらくは給水制限の脅威から解放されていましたが、大正6年(1917)、連日の旱天で降雨が少なく、しばしば給水制限や断水が繰り返されました。また、当時は第1次世界大戦の影響を受けて経済界は好況を示し、この波に乗る商工業

の活発化は必然的に周辺地区人口の都市集中化につながり、給水の需要量は日増しに増大していきました。ここに、鹿尾川上流を水源とする第2回拡張事業が計画されました。

この事業は、小ヶ倉貯水池・出雲浄水場を築造するもので、計画給水人口26万9千人、1人1日平均給水量3.2立方尺(89リットル)とし、大正8年(1919)11月に認可を受け、翌大正9年(1920)10月に起工しましたが、工事は意外と難行し、大正15年(1926)3月に完成しました。

この小ヶ倉貯水池は常時190万立方メートルの水量を貯え、当時の長崎市の貯水池のうちで最大のものであり、都心部以南の高部地域一帯の住民は多大な水の恩恵にあずかるようになりました。

[全計量給水制]

昭和7年(1932)10月～昭和8年(1933)7月

第2回拡張事業の完了により水不足は一応解決され、いわば長崎水道史の小康時代ともいふべき状態がしばらく続きましたが、その間にもたびたび干ばつに見舞われ、給水制限が実施されていました。そうした中、市民に節水を呼びかけるとともに漏水防止などに努める一方、昭和7年(1932)10月、それまで放任制となっていた水の使用を全計量制にすることとし、昭和8年(1933)7月までに各戸にメーターを設置しました。

全計量制の実施により節水の効果が現われ使用水量も明瞭になり、将来にむけての全体計画の樹立に役立つことになりました。

(5) 第3回拡張事業

昭和16年(1941)9月～昭和20年(1945)2月

昭和12年(1937)、日華事変の勃発により、長崎市は外港施設の完備をはじめ軍事後方基地として重工業を中心とする生産都市としての飛躍的発展を遂げることになりました。このことにより給水量の著しい増大を招き、さらに、昭和14年(1939)から翌年にかけての干ばつは長崎水道創設以来最大の水飢饉をもたらしました。各貯水池はすべて地底をあらわしはじめ、水事情は悪化の一途をたどりました。

ここに至り、昭和16年(1941)9月、給水の安定を

図るべく第3回拡張事業が開始されました。

この事業は、浦上貯水池・浦上浄水場及び鹿尾水源地を築造し、浦上及び立神・飽ノ浦地区の軍需工場地区、また、土井ノ首地区に給水しようというものであり、本市水道創設以来の大事業でした。そのため、市当局では従来の水道課を水道部に改め機構を一新して事業体制を整え工事に万全を期して着手することになりました。

しかし、第2次世界大戦のさなかにあつて、資材・資金・労力不足の悪条件が重なって工事は計画通りには進まず、ついに鹿尾水源地は工程50パーセント余りの途上で中止状態となり、浦上水源地に全力を集中し、予定の昭和20年(1945)1月によろやくえん堤の満水面までの築造工事が完成しました。このとき、全国で初めての試みで防空施設として隧道配水池(容量8,695立方メートル)が造られました。

[鹿尾川水道組合]

昭和24年(1949)5月～昭和25年(1950)9月

第3回拡張事業として着手した鹿尾水源地は工程半ばで終戦を迎え、そのまま放置されていました。しかし、市南部の給水区域の拡張と同時に、伊王島・高島両鉱業所の振興と両町に住む人々への給水のため、上水道施設設置の要望が高まり、ここに県の斡旋により長崎市及び伊王島・高島両鉱業所の三者で鹿尾川水道組合が組織されました。同組合の鹿尾浄水場は昭和24年(1949)5月に着手、昭和25年(1950)9月に完成し、一日最大給水量6,000立方メートルのうち、長崎市は3,000立方メートルを受水することになりました。

その後、昭和62年(1987)に小ヶ倉浄水場(第7回拡張事業)からの通水が開始されるとその任務を終え、組合は37年間の歴史に終止符を打つことになりました。

(6) 第4回拡張事業

昭和29年(1954)3月～昭和39年(1964)3月

浦上水源地の築造、鹿尾川水道組合の設立によって、本市の給水状況は一応の緩和をみましたが、それも一時的な現象にすぎませんでした。戦後の著しい人口の増加につれて給水区域の拡大はもとより、国際文化都市として発展途上にある本市は、造船界の再興・水

産・貿易・観光・各種商工業の発展によって、水の需要量も急激に上昇し、渇水期には給水制限を実施するなど断水一歩手前の危機をしばしばはらむ状況でした。

一方、施設面においては、送水管の老朽化による漏水と出水不良箇所が続出し、給水事情はますます困難性を増してきました。

おりしも、昭和28年(1953)から翌年にかけては異例の大干ばつに見舞われ、4次にわたる給水制限を実施しました。

これを機に、昭和29年(1954)1月、矢上水源地の築造を主体とする第4回拡張事業が計画されました。この事業は、計画給水人口25万6千人、1人1日最大給水量276リットル、計画1日最大給水量70,700立方メートルを目標として、同年3月に着工し、昭和33年(1958)11月に完成しました。

① 第1次変更

昭和33年(1958)3月～昭和36年(1961)3月

新開発地区として住宅建設が急増しつつある滑石地区、大規模な水族館や各種商店、病院などが建設された日見地区は、ともに将来の市街化が予想されたので、これらの地区に給水区域を拡大することとしました。

このため、既認可の第4回拡張事業を変更した第1次変更事業が計画されました。この事業は、川平川より3,200立方メートルを取水し、さらに、矢上浄水場の計画取水量は15,000立方メートルを16,000立方メートルに増加し、給水の円滑化を図ることとしました。昭和33年(1958)3月に着工し、昭和36年(1961)3月に完成しました。

② 第2次変更

昭和36年(1961)4月～昭和37年(1962)3月

愛宕町方面は愛宕台地(標高80～200メートル)と呼ばれる景勝の地で好適な住宅団地として開発が進められましたが、地勢上、水に恵まれなため、この地区に給水区域を拡大することとしました。

このため、既認可の第1次変更事業をさらに変更した第2次変更事業が計画されました。この事業は、鹿

尾川水道組合より、1,500立方メートルの追加分水を受けるとし、昭和36年(1961)4月に着工し、翌年3月に完成しました。

③ 第3次変更

昭和37年(1962)7月～昭和39年(1964)3月

浦上水系の既認可区域に接する比較的緩勾配の谷間においては、しだいに人口が増加し、給水区域の拡大に迫られました。

このため、既認可の第2次変更事業をさらに変更した第3次変更事業が計画されました。この事業は、第4回拡張事業当初から交渉を重ねてきた長与川からの取水について旧長与村の同意が得られましたので、1日最大7,500立方メートルを取水することとし、昭和37年(1962)7月に着工し、昭和39年(1964)3月に完成しました。

(7) 第5回拡張事業

昭和38年(1963)4月～昭和42年(1967)3月

第4回拡張事業の完成により、給水状況も幾分緩和されたかにみえました。

しかし、人口の増加に加えて、生活水準の向上に伴う生活用水の増加、産業界からの供給増加についての強い要望、また、地域的に水源を望めない福田地区への給水区域の拡大、さらには岩屋団地・川平団地・愛宕団地・百合野団地・三川団地・本原団地・滑石団地などの周辺高台地区における住宅建設等により、近い将来、給水の悪化を招くことが予測されました。

そういう中、昭和36年(1961)の年間降雨量は1,476ミリメートルという稀有の渇水年となり、9月から実施された給水制限は次第に強化され、ついには1日3時間の給水になりました。

この危機を打開するため新規水源の開発が必要とされましたが、市域内に適当な水源を求め難いところから、大村市の郡川を水源とする第5回拡張事業が計画されました。

この事業は、大村市の郡川上流に建設される萱瀬ダム(多目的)から1日12,000立方メートルの分水を受け、大村湾海底導水(約6キロメートル)を含む総延長約33キロメートルの導水管により道ノ尾浄水場へ導

水するもので、昭和38年(1963)4月に着工し、昭和40年(1965)10月に一部導水、昭和42年(1967)3月に完成しました。

① 第1次変更

昭和41年(1966)6月～昭和42年(1967)3月

昭和27年(1952)から着手した本市中央地区の都市下水道も昭和39年(1964)9月をもって処理施設が完成し、下水処理を行うようになりました。このように、ここ数年における日本経済の成長、生活水準の向上は、都市用水の需要を大幅に増大させ、水不足は次第に深刻度をましていきました。

このため、既認可の第5回拡張事業を変更した第1次変更事業が計画されました。その事業は、宮摺川より1日最大2,100立方メートルを取水し、小ヶ倉ダムへ導水しようとするもので、昭和41年(1966)6月に着工し、翌年3月に完成しました。

(8) 第6回拡張事業

昭和42年(1967)4月～昭和56年(1981)3月

第5回拡張事業の推進期間中の昭和39年(1964)9月21日から翌年5月28日までの8ヶ月間続いた給水制限は、昭和40年(1965)4月には浦上水系で2日に3時間の給水という戦後かつてない厳しいものでした。テレビ、新聞等で「長崎砂漠」として全国に報道されたのもこの頃でした。

ここに至って本市は、総合的な給水管理を進めるために給水計画を再検討する一方、新水源開発について、県とも協議を重ね調査検討していた神浦・河通・雪浦及び式見ダムの建設を主体とする第6回拡張事業が計画されました。

この事業は、市外の西彼杵郡外海町に神浦ダム(多目的ダム、1日取水量36,000立方メートル)、大瀬戸町に雪浦ダム(多目的ダム、1日取水量32,700立方メートル)及び河通ダム(専用ダム、1日取水量12,000立方メートル)、また、市域内の式見町に式見ダム(多目的ダム、1日取水量12,000立方メートル)の4つのダムを建設し、これらのダムから1日92,700立方メートルを取水し、総延長28.4キロメートルの導水管及び12本のトンネル導水路によって、市内の手熊浄水

場まで導水するもので、昭和42年(1967)4月に着工しました。その後、神浦ダムは昭和45年(1970)11月に完成し、翌年4月より取水を開始しました。また、河通ダムは昭和48年(1973)3月に、雪浦ダムは昭和52年(1977)3月にそれぞれ完成し、河通導水トンネルの昭和53年(1978)5月完成を待つて、6月より取水を開始しました(正式取水は翌年4月から)。さらに、本事業の最終ダムとして昭和50年(1975)4月より施行してきた式見ダムは、昭和55年(1980)3月に完成し、昭和56年(1981)3月をもって全事業が完了しました。

このことにより、本市の施設能力は著しく増加し、安定した供給体制を確立することができました。

[浄水施設整備統合事業]

昭和51年(1976)4月～昭和56年(1981)3月

本市水道事業創設時からの浄水場である本河内浄水場と西山高部浄水場、西山低部浄水場は、それぞれ独立した水系を持ち相互の連絡がなく、配水計画に支障を生じることも珍しくありませんでした。

たまたま、都市計画の道路拡幅によって西山低部浄水場を他へ移さなければならなくなり、その機会に三浄水場を本河内浄水場の一か所に統合して、従来の緩速ろ過方式を急速ろ過方式に改め、最新式の浄水場を建設して給水の円滑化を図ることを目的に、浄水施設整備統合事業が計画され、昭和51年(1976)4月に起工し、昭和56年(1981)3月に完了しました。

この事業の完了で、本河内・西山水系の統合のみならず、手熊水系とも連係することとなり、市内の配水系統が完全に一元化され、相互の融通が可能になりました。

(9) 第7回拡張事業

昭和54年(1979)4月～平成10年(1998)3月

昭和56年(1981)3月に完了した第6回拡張事業により、当面安定した水供給体制が確立されましたが、生活用水は将来にむけてさらに増大するものと見込まれることから、第7回拡張事業が計画されました。

この事業は、当初昭和61年度を目標年次として、計画給水人口453,600人、計画1日最大給水量186,000立

方メートルとし、鹿尾、鳴見両多目的ダムを建設し、1日最大15,700立方メートルの新規水源を開発して水需要の安定を図るとともに、計画給水区域の全面的な見直しにより実情に見合った区域の設定を行い、あわせて、相川・檜山・平地・東部の各簡易水道事業を中央水道事業へ統合することを計画し、三重浄水場の完成により昭和59年度までに統合を完了し、鹿尾ダムは昭和63年(1988)3月に完成しました。

① 第1次変更

昭和63年(1988)4月～平成3年(1991)3月

昭和63年(1988)3月の第1次変更認可では、行政人口の伸びの鈍化に伴う給水人口の見直し、市周辺部の給水区域の拡大、鹿尾川水道組合から継承した増加水量(1日取水量3,000立方メートル)の上水道事業への組み入れ、鳴見、式見両ダムの取水量の見直し(鳴見ダム1日当たり3,400立方メートルの増、式見ダム1日当たり3,000立方メートルの減)による水需給計画の見直し、あわせて、水質及び水量に不安定な太田尾・飯香浦両簡易水道の中央水道への統合(太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業)と市周辺地域の未給水地区の解消(未給水地区無水源簡易水道事業)により普及率の向上を図ることとし、目標年次を平成7年度に改め、計画給水人口を436,400人に、計画1日最大給水量を186,900立方メートルに変更しました。

② 第2次変更

平成元年(1989)4月～平成10年(1998)3月

平成2年(1990)3月第2次変更認可では、長崎県施行の長崎水害緊急治水ダム建設事業により、新規水源施設の建設及び既存水源施設の改築等が行われることに伴って、水道水源の位置及び新規水源の開発が見込まれることから、これらの水源に関連する水道施設全般にわたる見直しを行い、計画的、合理的かつ経済的な施設の再構築を行うとともに、茂木地区の給水に万全を期するため茂木水道事業を中央水道事業に統合し、長崎市水道事業として一元化するもの(上水道統合整備事業)で、給水区域の拡大、給水人口、給水量の増加を含む長期的な水需給計画の見直しを行うこととし、目標年次を平成18年度に定め、計画給水人口を

446,800人に、計画1日最大給水量を191,300立方メートルに変更しました。

なお、鳴見ダムは平成4年（1992）3月に完成しました。

[上水道統合整備事業]

平成元年（1989）4月～平成23年（2011）3月

昭和57年7月23日、長崎県南部を襲った未曾有の大被害は、改めて防災対策の大切さを知らしめ、県は浦上・中島川両河川の抜本的治水化対策として、長崎水害緊急ダム事業を計画しました。これは、現在長崎市水道専用ダムとして機能している中島川の本河内高部、低部ダム及び西山ダム、並びに浦上川の浦上ダムの利水容量を一部治水目的に変更し、これにより失われる利水機能の代替として、近傍の中尾川（八郎川水系）に中尾ダムを、雪浦川（雪浦川水系）に雪浦第2ダムを建設し、洪水調節、既設水道用水及び水道水の供給を目的とするもので、本市においては新たに1日1,400立方メートルの水源開発が見込まれるとともに、既存取水源・取水量等の変更が必要となりました。

そこで、これら水源に関連する水道施設全般を見直し、計画的・合理的かつ経済的な施設の再構築を行うとともに、茂木水道事業を中央水道事業に統合し、長崎市上水道事業として一元化するため、上水道統合整備事業を計画し、平成元年度から平成22年度までの22ヶ年継続事業として施行しています。

なお、茂木水道事業については、平成7年（1995）12月をもって中央水道事業に統合し、長崎市水道事業として一元化しました。

[太田尾・飯香浦統合簡易水道施設設備事業]

昭和63年（1988）4月～平成4年（1992）3月

第7回拡張事業の認可の一環として、太田尾・飯香浦地区における給水の季節的な不安定状態を解消し、あわせて近隣未給水地区の解消を図るため、太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業が計画されました。

この事業は、太田尾・飯香浦両地区の簡易水道を上水道事業へ統合するとともに、山川河内地区の未給水解消を図るもので、昭和63年（1988）4月に着手、平成4年（1992）3月完成しました。

この中で、本市水道初の市民開放型の水道施設として平成2年（1990）3月に展望台型のこしき岩配水槽が完成しました。

[未給水地区無水源簡易水道事業]

昭和60年（1985）4月～平成8年（1996）3月

第7回拡張事業の認可の一環として、上水道から未給水地区へ配水管を布設しようとするもので、平成8年（1996）3月に完了しました。

③ 第3次変更

平成10年（1998）4月～平成23年（2011）3月

水道未普及地域解消事業については、平成元年度から平成7年度にかけて国庫補助事業である無水源地域簡易水道事業を活用し、その解消を図ってきたところですが、本市においてはこの事業完了後もなお水源の枯渇や水質悪化のため不便で不安な日常生活を強いられている未給水地区が存在することから、引き続きその解消に努めることとし、第7回拡張事業の一環として給水区域を、畦別当町、田中町（中尾地区）、平間町（間の瀬地区）、松崎・三京町（松崎・三京地区）、船石町（上座地区）、見崎町（見崎地区）、古賀町（正念地区）の各7地区の一部に拡張して、国庫補助事業として上水道整備を図ることとしました。

また、今回の変更認可に際しては、給水区域の一部拡張を目的としながら、計画給水人口、計画一日最大給水量についても長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を平成22年度に定め、計画給水人口を423,100人、計画一日最大給水量187,800立方メートルに変更しました。

なお、この変更認可は、長崎県が策定した「長崎県南部広域的水道整備計画」（目標年次・・・平成27年）との整合を図ったものとなっています。

④ 第4次変更

平成19年（2007）4月～平成27年（2015）3月

水道未普及地域であり、水源の枯渇や水質悪化のため不便で不安な日常生活を強いられている春日町、潮見町、大山町、宮摺町、大崎町の5地区における上水道整備を図ること、市町村合併に伴い引継いだ旧7町の水道事業及び千々簡易水道事業を長崎市水道事業

に統合・一元化し、より効率的な事業運営を図るに必要な水道施設の統廃合に係る整備（水道施設統合整備事業）を進めるため、給水区域の拡張を行うこととしました。

また、水需給計画においても、合併後の新長崎市を一体とした長期的な見直しを行うなど、目標年度を平成 27 年度とし、計画給水人口 435,300 人、計画 1 日最大給水量 178,700 立方メートルと変更しています。

さらに、主要水源である神浦ダム、矢上水源（八郎川）及び落矢ダムについては、近年の気象状況や河川流況に基づく利水安全度の検証結果から、取水可能量を変更するとともに、河道改修に伴い伏流水から表流水へと取水形態が変更となった矢上水源（八郎川）の水源種別の変更も併せて行いました。

⑤ 変更届（給水区域の拡張）

平成 27 年（2015）4 月～平成 31 年（2019）3 月

水道未普及地域であり、水源の枯渇や水質悪化のため不便で不安な日常生活を強いられている長浦町の桜谷地区及び西海町の琴海^{ロイヤル}の 2 地区に上水道の整備を図るため、給水区域の拡張を行いました。

⑥ 変更届（給水区域の拡張）

令和 2 年（2020）7 月～令和 5 年（2023）3 月

水道未普及地域であり、水源の枯渇や水質悪化、高齢化のため不便で不安な日常生活を強いられている毛首地区に上水道の整備を図るため、給水区域の拡張を行いました。

2 令和 5 年度の歩み

(1) 給水状況

① 給水量

本年度の年間給水量は、41,707,340 立方メートルと、前年度に比して 10,150 立方メートル増加しました。対して、有収水量は 36,272,634 立方メートルと、前年度に比して 536,148 立方メートル減少し、有収率は、1.31 ポイント減少して 86.97%となりました。

② 給水人口、普及率及び戸数

本市の行政区域内人口は、389,895 人と、前年度に比べて 5,696 人減少しました。この傾向を反映して令和 5 年度末の給水人口も、令和 4 年度末に比べて

5,574 人減の 381,512 人となりました。

この結果、水道の普及率は 97.9%となっています。給水戸数は、125 戸増加して 216,250 戸（対前年度比 100.06%）となりました。

(2) 工事状況

① 配水施設整備事業

令和 5 年度から令和 9 年度までの第 12 次 5 箇年継続事業として、破損事故の防止、管路の耐震化、漏水対策の強化及び出水不良の解消等を行っています。本年度は事業費 1,770,208 千円をもって万才町、興善町及び新戸町 2 丁目の配水管布設工事等を施行しました。

② 未普及地域解消事業

未給水地区の解消を図るため、年次計画により実施しているもので、本年度は事業費 381,720 千円をもって、宮摺減圧槽・ポンプ場築造工事、以下宿地区送・配水管布設ほか工事等を施行しました。

③ 新浄水場整備事業

浦上浄水場は、昭和 20 年 2 月に完成し、築後 79 年が経過しています。また、浦上浄水場に比較的近い場所に位置する道ノ尾浄水場も、昭和 43 年 2 月に完成し、築後 56 年が経過しています。

更新計画については、近年の人口減少に伴う給水量の減少傾向を踏まえ、長期的視点に立った将来の水需要予測を行い、安定した水の供給は当然のことながら、災害や事故に強い水道を目指して検討を行う必要があります。

また、更新にあたっては、都道府県が策定する「水道広域化推進プラン」に基づき広域化に積極的に取り組むこととなっており、長与町、時津町と共同で浄水場整備することについて、令和 2 年度に検討調査業務を行いました。

時津町については、コスト面でのメリットが見いだせないとして、今回の共同整備については参画しないとの意向を示しました。

今後、浦上浄水場及び道ノ尾浄水場の代替施設の整備方針については、長崎県が策定する広域化推進プランにおいて位置づけがなされること、および長与町との共同整備の事業合意が得られることを前提として、

浦上浄水場と道ノ尾浄水場の 2 つの浄水場を廃止し、北部下水処理場跡地に新たな浄水場を共同整備する方針を令和 3 年 7 月に決定しています。

令和 5 年 3 月 31 日付けで公表された長崎県が策定する広域化推進プランにおいて長崎市と長与町との共同浄水場は広域化のハード対策の先進的な取り組み事例として位置づけされており、令和 3・4 年度に実施した民間活力導入可能性調査では、財政負担の比較や民間の参入等の市場調査の結果を踏まえて、市が財源確保を行い、民間事業者へ施設設計、建設、運営（運転・維持管理）等を包括的に委託する DBO 方式を採用することとしています。また、令和 5 年 7 月 19 日に新浄水場共同整備事業において、長与町と基本合意書を締結しています。

今後は、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて新浄水場共同整備事業計画作成等業務委託を行い、令和 6 年度から事業者公募、令和 7 年度には事業者が決定して工事に着手し、令和 12 年度の浄水場供用開始を目標に計画を進めているところです。

(3) 財政状況

収益においては、営業収益が 9,114,756,233 円と、前年度と比べて 118,974,169 円の減収（対前年度比 1.3 パーセント減）となっており、うち給水収益は 8,768,813,935 円と前年度と比べて 116,049,210 円の減収（対前年度比 1.3 パーセント減）となっています。また、営業外収益が 1,491,098,263 円で、前年度と比べて 42,303,423 円の増収（対前年度比 2.9 パーセント増）、特別利益が 243,614,213 円で、前年度と比べて 140,536,982 円の増収（対前年度比 136.3 パーセント増）となっています。この結果、総収益は 10,849,468,709 円で、前年度と比べて 63,866,236 円の増収（対前年度比 0.6 パーセント増）となっています。

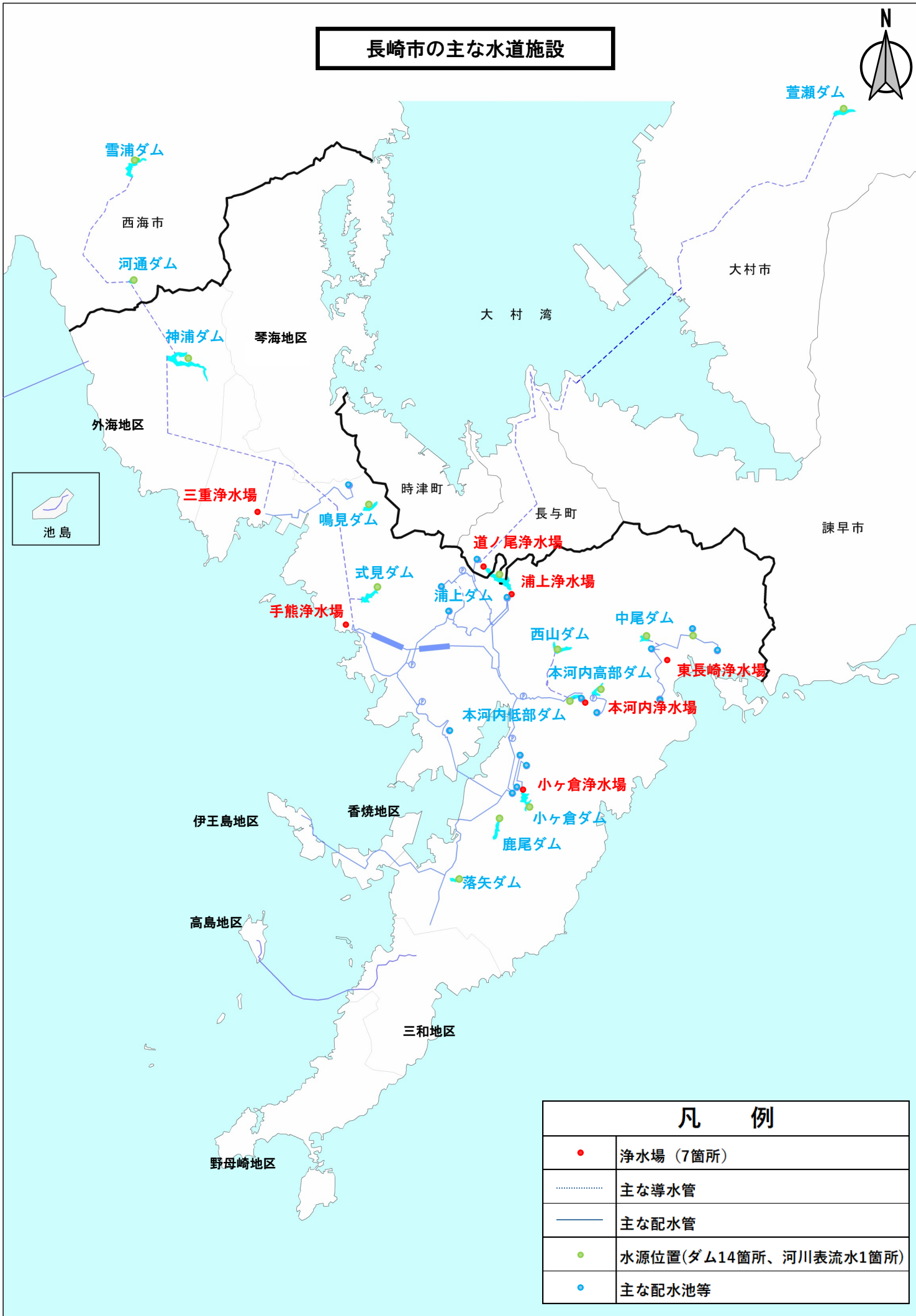
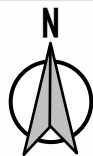
費用においては、営業費用が 9,239,935,918 円で、前年度と比べて 319,393,476 円の減少（対前年度比 3.6 パーセント増）、営業外費用が 222,428,386 円で、前年度と比べて 26,571,317 円の減少（対前年度比 10.7 パーセント減）、特別損失が 316,015,011 円で、前年度と比べて 253,074,458 円の増加（対前年度比 402.1 パーセント

増）となっており、総費用は 9,778,379,315 円で、前年度と比べて 545,896,617 円の増加（対前年度比 5.9 パーセント増）となっています。この結果、損益勘定におきましては、1,071,089,394 円の純利益が生じました。

一方、資本的収支では、資本的支出 5,729,404,950 円に対し、資本的収入 608,572,589 円で、5,120,832,361 円の財源不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 339,685,039 円、前年度繰越工事資金 121,800,000 円、損益勘定留保資金 2,965,136,342 円、減債積立金 84,711,000 円、建設改良積立金 1,601,305,902 円及び基金積立金 8,194,078 円で補てんしています。

長崎市水道事業基金においては、12,168,759 円積立て、1,388,751 円処分したため、基金総額は 1,149,127,386 円となっています。

長崎市の主な水道施設



凡 例	
●	浄水場 (7箇所)
.....	主な導水管
—	主な配水管
●	水源位置(ダム14箇所、河川表流水1箇所)
●	主な配水池等

1 事業の沿革

(1) 旧長崎市

事業の名称	認可年月日	計画給水人口及び面積	計画1人1日最大給水量	計画1日最大給水量	事業費	起工年月完成年月	給水開始年月	目標年次	計画1日最大取水量	計画当時の行政区内人口及び面積
創設 (本河内高部)	M22.1.25	人/km ² 60,000 (0.7)	83 ^{リットル}	m ³ /日 5,000	千円 282	M22.4 M24.3	M24.5	不明	m ³ /日 5,200	人/km ² 40,187 (7.0)
第1回拡張事業 (本河内低部) (西山)	M33.4.13	182,000 (1.6)	110	20,000	1,461	M33.8 M37.3	M37.4	不明	本低 4,200 西山 11,400	106,574 (16.0)
第2回拡張事業 (小ヶ倉)	T8.11.24	269,000 (市内一円)	108	29,000	5,179	T9.10 T15.3	T15.4	不明	9,400	197,500 (42.0)
全計量制実施	-	-	-	-	125,114	S7.10 S8.7	S8.8	-	-	-
第3回拡張事業 (浦上) (鹿尾川)	S16.5.5	294,300 (市内一円)	190	55,900	5,444	S16.9 S20.2	S20.2	S32.12	浦上 25,000 鹿尾 3,000	259,928 (92.3)
第4回拡張事業 (矢上) (川平川)	S29.3.3	256,000 (市内一円)	276	69,200	321,011	S29.3 S33.11	S32.4	S40.12	矢上 16,000 川平 3,200 鹿尾 1,500 長与 7,500	278,350 (92.4)
一次変更 (川平川)	S33.3.6	283,500 (17.07)	260	74,000	98,000	S33.3 S36.3	S36.5			321,827 (123.3)
二次変更 (鹿尾川追加分水)	S35.12.27	292,130 (18.96)	258	75,500	55,000	S36.4 S38.3	S36.5			344,086 (123.3)
三次変更 (長与川)	S37.3.31	314,000 (21.67)	262	83,000	67,000	S37.7 S39.3	S39.4			350,230 (123.3)
第5回拡張事業 (道ノ尾)	S37.12.20	367,500 (31.64)	259	95,000	1,180,000	S38.4 S42.3	S40.10 (一部給水)	S47.12	萱瀬 12,000 宮摺 2,100	375,080 (165.4)
一次変更 (宮摺川)	S40.2.19		262	96,340	1,603,400	S38.4 S42.3				392,730 (206.6)
第6回拡張事業 (神浦) (式見)	S42.2.22	415,000 (52.40)	364	151,120	5,835,000	S42.4 S47.3	S46.4 (一部給水)	S49.3	神浦 48,000	406,165 (206.6)
一次変更 (雪浦)	S45.8.5	459,300 (52.40)	410	188,900	11,080,000	S42.4 S51.3	S53.6	S59.3	戸石 290 深堀 580 矢上 700 古賀 310 各簡易水道を中央水道へ統合	418,810 (206.6)
二次変更	S49.3.28	439,800 (54.65)	415	182,520	17,390,000	S42.4 S56.3	S46.4 (神浦) S56.4 (式見) S53.6 (雪浦)	S56.3	雪浦 32,700 式見 12,000 式見 660 手熊 300 小江 130 各簡易水道を中央水道へ統合	424,421 (207.6)

給水区域	主要工事	主要配管ルート
勝山、新興善、磨屋、各校区、及び本石灰、船大工、籠、丸山、寄合、梅香崎、松が枝、大浦、浪の平、古河各町 (旧長崎区及び大浦外人居留地) M25.2.27より 伊良林、新中川、夫婦川、桜馬場、寺、片淵、西山、御船、瀬崎、八千代、館内、十人、中新、稲田、小島各町の一部	本河内高部貯水池 本河内浄水場 これに伴う導・送・配水管	本河内高部配水池 ↓ ↓ ↓ 桜馬場→新大工町角→伊勢町→八幡町→中通り→西浜町→東浜町→鍛冶屋町→広馬場→梅香崎町→大浦町→浪の平町→古河町
高平・愛宕・小島・中新町 (下長崎村) 大浦各町、小管町、戸町 風頭山下墓地、伊良林小以南 (上長崎村一部) 中川、立山、西坂、銭座、坂本各町 平戸小屋、水の浦、鮑の浦、立神各町(淵村)、西泊	本河内低部、西山各貯水池 西山低部、同高部各浄水場 西山低部、同高部各配水池 これに伴う導・送・配水管	本河内→伊良林→八幡→寺町→鍛冶屋町→① ①→高平町→愛宕町 ①→正覚寺下→上小島旧街道 ①→寄合町→中小島町→西小島町 西山低部配水池→西山町→馬町→本紙屋町→西坂町 西山高部配水池→②→上西山町→日銀前→立山町→筑後町→西坂町→宝町→坂本町→浜口町、②→竹の久保町、②→旭町→稲佐町→平戸小屋町→水の浦町→鮑の浦町→立神町→西泊町
本河内、西山、片淵2・3丁目、鳴滝各町(上長崎村一部) 浜口、松山、城山、大橋、岡、山里各町(山里村)	小ヶ倉貯水池、大山取水堰及びトンネル導水路 出雲浄水場・出雲配水池 これに伴う導・送・配水管	出雲配水池→③→大浦下町→常磐町→梅香崎町→広馬場町→船大工町→思案橋 ③→大浦川上町→大浦上田町→大浦出雲町→弁天橋→小曾根町→戸町2丁目 馬町→東中町→銭座町→目覚町→岩川町→浜口町→松山町→岡町→大橋→城山町
-	計量整備	全市一斉
浦上、対岸軍需工場地区 鹿尾水系(工事中断) S25.12より分水	浦上貯水池・浦上浄水場 浦上・鹿ノ尾各配水池 これに伴う導・送・配水管	浦上配水池→岩屋橋下→大橋下→岡町→井桶ノ口町→寿町→稲佐橋 鹿ノ尾配水池→鹿ノ尾橋→磯道町→土井の首支所→土井首町
木鉢地区、日見地区、滑石地区、土井首地区、愛宕高部地区	矢上川、川平川、長与川各取水、矢上浄水場 御手水配水池 日見、朝日ヶ峰、芒塚、愛宕、高田越、稲佐各配水池 西小島減圧槽 これに伴う導・送・配水管	御手水配水池→本河内高部→螢茶屋→矢の平町(彦山橋) 日見配水池→網場町、芒塚配水池→芒塚町、朝日ヶ峰配水池→宿町→界町 高田越配水池→滑石町(平宗)→滑石町(打坂) 本河内高部配水池→螢茶屋→伊良林小裏通り→④→八幡町→勝山町→西坂町→岩川町→御船蔵町 ④→寺町→八坂町→八坂ポンプ場→愛宕配水池→愛宕団地入口→田上切通し入口 出雲配水池→川上町→大浦中学校前→西小島減圧槽→⑤→大浦元町→海星高校、 ⑤→仁田小前→佐古小、⑤→鶴鳴高校横→上小島旧街道 稲佐配水池→⑥→淵中学校裏→西高西側→城山町 ⑥→稲佐小学校裏通り→国際墓地→朝日小学校→平戸小屋町谷間→水の浦町
福田本町、小浦町、大浜町、高尾町、本原3丁目(三原町)、三川町、滑石団地、川上町、出雲町、大浦元町(高丘町)、早坂町	大村萱瀬ダム、宮摺川各取水、大村海底、陸路導水管 宮摺トンネル導水路 道ノ尾浄水場、大手配水池 滑石1号、立山各配水池 これに伴う送・配水管	道ノ尾配水池→⑦→道ノ尾駅前→滑石1号配水池→滑石団地一円、 ⑦→赤迫→若葉町→⑧→本大橋水管橋→橋口町→平和町→日銀社前大学病院前→目覚町→緑町→銭座変電所→浜平町→立山配水池、 ⑧→大橋町→三芳町→宝栄町→梁川公園前→稲佐町 大手配水池→⑨→三原町一円→フランシスコ病院、⑨→三川町 福田配水池→大浜町→小浦町→福田本町
深堀、矢上、古賀、戸石各簡易水道地区	神浦、河通、雪浦、式見各ダム及びトンネル・管路導水	手熊トンネル配水池→⑩→小江原ポンプ場→小江原配水池→小江原団地→北高校前→西町減圧槽→西町→錦町→油木町 ⑩→西城山小学校→宝栄町→⑪→梁川町→長崎病院前→淵町→稲佐ポンプ場→稲佐町→稲佐高部配水池→稲佐山中腹→鮑の浦減圧槽→三菱鮑の浦寮→福田減圧槽→西泊減圧槽、⑪→三芳町→浦上川→本大橋→大橋町→昭和町→浦上ポンプ場
小江原団地、横尾町、田上町、星取町、弥生町	手熊浄水場 福田トンネル、長竜寺各配水池	⑪→竹岩橋水管橋→川口町→井樋ノ口町→NHK前→長崎第一病院前→大和橋→元船町→玉玉橋水管橋→松ヶ枝ポンプ場→大浦市場→出雲町→出雲浄水場→小ヶ倉配水池→⑫→小ヶ倉ポンプ場→星取配水池→⑬
式見、手熊、小江各簡易水道地区	小ヶ倉、小江原、稲佐、星取山、岩屋各高部配水池 これに伴う送・配水管	⑫→戸町中学校→新戸町→塩屋橋→鹿尾橋水管橋→江川町→⑭→深堀町→深堀外港、⑭→土井首中学校前→平山町 ⑬→田上切通三叉路→早坂町→田手原町、⑬→愛宕自動車学校→南高校前 矢上配水池→東町→⑮→八郎川裏通り→八郎川横断→諫早農高分校→つつじヶ丘団地、⑮→長崎第2自動車学校前→かき道橋前 岩屋高部配水池→⑯→大園幼稚園前→⑰→北栄町→滑石2号減圧槽 ⑯→岩屋減圧槽→岩屋ユタウ→道の尾病院→工業グラウンド→西北町 ⑰→滑石大神宮→大園小学校前→滑石消防署→滑石1号減圧槽 手熊浄水場→式見トンネル→三叉路→せんぶ橋→式見小学校前→式見配水池→式見本町

事業の名称	認可年月日	計画給水人口及び面積	計画1人1日最大給水量	計画1日最大給水量	事業費	起工年月完成年月	給水開始年月	目標年次	計画1日最大取水量	計画当時の行政区内人口及び面積
浄水施設整備統合事業	S51.3.22	439,800 (54.65)	415	182,520	3,588,000	S51.4 S56.3	S55.4	S56.3	-	424,421 (207.6)
第7回拡張事業 (鹿尾 鳴見)	S56.3.31	453,600 (70.60)	410	186,000	14,700,000	S54.4 S61.3	S59.4 (一部給水)	S61.3	鹿尾 7,600 鳴見 8,100 平地 540 東部 280 樫山 180 相川 120 各簡易水道を 中央水道へ統合	444,602 (240.43)
1次変更 (鹿尾川)	S63.3.31	436,400 (74.60)	428	186,900	26,317,000	S54.4 H8.3	S63.10 (一部給水)	H8.3	鹿尾川 3,000 鳴見 11,500 式見 9,000 太田尾 90 飯香浦 130 各簡易水道を 中央水道へ統合	446,393 (241.78)
2次変更 (雪浦第2) (中尾)	H2.3.30	446,800 (75.41)	428	191,300	31,700,000	H元.4 H10.3	H5.4 (一部給水)	H11.3	雪浦第2 35,000 中尾 8,700 本河内高部 5,500 本河内低部 1,000 西山 8,100 浦上 7,100 雪浦 14,500 茂木 1,980 中央水道へ統合	443,498 (241.78)
暫定変更	H10.4.3	446,800 (75.81)	428	191,300	280,000	H10.4 H11.3	H11.7	H11.3		431,404 (241.24)
3次変更	H10.12.18	423,100 (77.77)	444	187,800	4,453,000	H11.4 H23.3	H14.4 (一部給水)	H23.3		431,404 (241.24)

給水区域	主要工事	主要配管ルート
	本河内高部、西山高部、西山低部の三浄水場統合に伴う浄水場送・配水施設	中町ポンプ場→NBC裏通り→日銀前→国道→馬町→螢茶屋→本河内浄水場→① ①→本河内高部給水区域、①→西山高部給水区域、①→西山低部給水区域
大籠町	鹿尾ダム、鳴見ダム及び導水管路 小ヶ倉浄水場、三重浄水場善長、大籠、赤土各配水槽・ポンプ場及び送配水管	平山配水槽→②→大籠ポンプ場→善長配水槽→大籠町 ②→大籠減圧槽→赤土減圧槽→大籠町 ②→大籠町 本河内浄水場→田手原配水槽→③→こしき岩配水槽→飯香浦、太田尾 ③→重籠 ③→本河内高部減圧槽→御手水配水槽→④→伊良林町、中川、片淵、鳴滝 ④→本河内 ④→本河内(奥山) ③→田手原高部減圧槽→⑤→田手原中部減圧槽→彦見町 ⑥→早坂減圧槽→弥生町、八つ尾町、早坂町 ⑥→茂木第1減圧槽→早坂町 ⑥→茂木第2減圧槽→茂木町、北浦町 ③→芒塚高部減圧槽→⑦→本河内町 ⑦→芒塚中部減圧槽→芒塚町 ⑦→日見高部減圧槽→日見中部減圧槽→界、網場、宿町 ⑦→日見低部減圧槽→界、網場、春日町 ⑦→宿町、田中町
田手原町、本河内町、彦見町、早坂町、八つ尾町、弥生町	田手原配水槽、田手原高部・中部減圧槽、本河内高部減圧槽、芒塚高部・中部減圧槽、日見高部・中部減圧槽、ポンプ場及び送・配水管	矢上浄水場→長龍寺配水槽→現川ポンプ場→⑧ ⑧→加勢首配水槽→⑨→尾崎減圧槽→現川町 ⑨→現川町 ⑨→払田配水槽→⑩→小藤減圧槽→現川町 ⑩→現川町
現川町	加勢首、払畑配水槽、尾崎、小藤減圧槽、ポンプ場及び送・配水管	東長崎配水池→戸石配水池→⑪→かき道2～4丁目、川内町、上戸石町、戸石町 ⑪→かき道第1減圧槽→かき道1～2丁目、田中町 ⑫→かき道第2減圧槽→⑬→牧戸橋→牧島町(全町) ⑬→かき道4丁目、戸石町
牧島町、かき道2～4丁目、川内町	川内配水槽、ポンプ場及び送・配水管	三重浄水場→⑭→平地配水槽→⑮→三重高部地区・京泊 ⑮→樫山町 ⑭→三重町(全町)・新漁港地区 ⑭→京泊→畝刈→三重配水槽→三重高部第1減圧槽→⑯ ⑯→鳴見町(全町)、鳴見台1・2丁目 ⑯→北陽町 ⑯→三重高部第2減圧槽→⑰→多以良配水槽→多以良町 ⑰→三重中部第1減圧槽→畝刈町 ⑰→三重中部第2減圧槽→三重団地
三重町、三重田町、京泊町、樫山町、畦町、畝刈町、三京町、多以良町、鳴見町、鳴見台1・2丁目	三重配水槽、三重高部第1・2減圧槽、三重中部第1・2減圧槽及び送・配水管	
大田尾町、飯香浦町の一部(平成3年4月統合) 船石町、三川町、三ッ山町、川平町、早坂町、茂木町、西山4丁目、木場町、松原町の各一部		
畦別当町の一部		三川配水槽→三ッ山町(流合橋)→畦別当町の一部
田中町、平間町、松崎町、三京町、船石町、見崎町、古賀町の各一部	中尾配水槽、ポンプ場及び送・配水管 間の瀬第1・2減圧槽及び配水管 松崎配水槽、三京第1・2減圧槽、日田尾減圧槽、ポンプ場及び送・配水管 上座配水槽、ポンプ場及び送・配水管 正念減圧槽及び配水管 見崎配水槽、ポンプ場及び送・配水管	東長崎配水池→⑰→中尾配水槽→田中町中尾地区高部地区 ⑰→田中町中尾地区低部地区 松原配水槽→間の瀬第1減圧槽→平間町間の瀬高部地区→間の瀬第2減圧槽→平間町間の瀬低部地区 平地配水槽→松崎配水槽→⑱→松崎町高部地区→三京第1減圧槽→三京町高部地区→三京第2減圧槽→三京町低部地区 ⑱→松崎町高部地区→日田尾減圧槽→松崎町低部地区 船石配水槽→上座配水槽→船石町上座地区 松原配水槽→正念減圧槽→古賀町正念地区 式見配水池→見崎配水槽→見崎町

事業の名称	認可年月日	計画給水人口及び面積	計画1人1日最大給水量	計画1日最大給水量	事業費	起工年月完成年月	給水開始年月	目標年次	計画1日最大取水量	計画当時の行政区内人口及び面積	給水区域	主要工事	主要配管ルート
4次変更	H19.10.16	435,300 (128.77)	411	178,700	12,673,000	H17.4 H27.3	H20.4 (一部給水)	H28.3	7,500	同上 広域受水	春日町、潮見町、千々町、大崎町、 宮摺町、大山町の各一部 香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区 琴海地区	上黒崎調整池、口福配水槽、ポンプ場、送水管、配水管 琴海調整池、ポンプ場、送水管 川原調整池、蚊焼調整池、新遠見配水池、大崎宮摺配水層、大崎減圧槽、宮摺減圧槽、ポンプ場、導水管・送水管	三重浄水場→⑱→上黒崎調整池→外海地区既設配水池→外海地区給水区域 ⑱→永田配水池→永田給水区域 ⑱→下黒崎配水池→下黒崎給水区域 三重浄水場→琴海調整槽→琴海地区既設配水池→琴海地区給水区域 手熊浄水場→新木鉢配水池→⑳→三和地区既設配水池→三和地区給水区域 ㉑→川原調整池→㉒→橋の山配水槽→橋の山給水区域 ㉒→川原低部1号配水池→川原低部1号給水区域 ㉒→川原低部2号配水池→川原低部2号給水区域 ㉑→岳路調整池→金堀1号配水池、金堀2号配水池→高島地区給水区域 ㉑→藤田尾配水池→㉒→藤田尾給水区域 ㉒→千々配水槽→千々給水区域 ㉒→大崎宮摺配水槽→㉓→大崎減圧槽→大崎地区 ㉓→宮摺減圧槽→宮摺地区 ㉑→蚊焼調整池→野母崎地区既設配水池→野母崎地区給水区域 小ヶ倉浄水場→上戸町1号配水池→新遠見配水槽→㉔→香焼地区給水区域 ㉔→伊王島地区給水区域 東長崎浄水場→東長崎配水池→日見高部減圧槽→春日潮見配水槽→㉕ ㉕→春日地区 ㉕→潮見減圧槽→潮見地区 小ヶ倉浄水場→上戸町1号配水池→大山第1配水槽→㉖ ㉖→大山地区(低部) ㉖→大山第2配水槽→大山地区(高部)
5次変更	H27.2.18	399,200 (128.95)	405	161,500	288,000	H27.4 H31.3	H31.4	H38.3	-		長浦町、西海町の各一部	長浦岳減圧槽・ポンプ場 桜谷低部配水槽・ポンプ場 桜谷中部配水槽・ポンプ場 桜谷高部配水槽	三重浄水場→琴海調整槽→長浦岳減圧槽・ポンプ場→㉗ ㉗→桜谷低部配水槽・ポンプ場→㉘→桜谷低部地区 ㉘→桜谷中部配水槽・ポンプ場→㉙→桜谷中部地区 ㉙→桜谷高部配水槽・ポンプ場→桜谷高部地区
変更届	H31.3.15	413,600 (139.55)	358	148,000	30,000	R3.7 R4.3	R4.6	R9.3			新戸町4丁目、八郎岳町、 新牧野町の各一部、大野地区	新戸町ポンプ場・新戸町配水槽	小ヶ倉浄水場→上戸町1号配水池→㉚ ㉚→新戸町ポンプ場→新戸町配水槽→新戸町4丁目 ㉚→八郎岳町 大首浄水場→㉛ ㉛→内平減圧槽→新牧野町 ㉛→下里減圧槽→新牧野町 以下宿浄水場→野ヶ串配水池→山明減圧槽→高浜減圧槽・ポンプ場→山明配水池→大野地区

2 水源一覧表

種別	河川名	名称	ダム形式及び規模						
			型式	堤高	堤頂長	堤頂巾	湛水面積	満水面 標高	利水有 効水深
表 流 水 (貯水池)	中島川上流	本河内高部	コンクリート重力式 (ゾーン型アースフィル)	m 28.20	m 158.00	m 4.00	m ² 52,000	m (+)91.20	m 8.80
	中島川上流	本河内低部	コンクリート重力式	27.80	118.80	2.70	65,000	(+)49.80	2.80
	西山川上流	西山	コンクリート重力式	40.00	216.00	4.00	130,000	(+)84.00	12.00
	鹿尾川上流	小ヶ倉	コンクリート重力式	41.20	135.60	3.03	157,000	(+)90.60	20.40
	大井手川	浦上	コンクリート重力式	20.80	91.60	4.60	265,400	(+)42.00	12.00
	郡川	萱瀬	コンクリート重力式	65.50	240.00	6.10	371,000	(+)228.00	17.00
	神浦川	神浦	コンクリート重力式	51.00	210.00	3.50	414,000	(+)115.00	26.80
	河通川	河通	コンクリート重力式	17.50	60.00	2.00	5,500	(+)124.00	5.48
	雪浦川	雪浦	コンクリート重力式	44.00	146.00	3.50	317,000	(+)46.60	12.80
	式見川	式見	コンクリート重力式	45.50	136.00	3.50	158,000	(+)62.30	20.30
	鹿尾川	鹿尾	コンクリート重力式	34.60	88.00	3.03	150,000	(+)31.20	9.90
	二股川	鳴見	コンクリート重力式	53.50	180.00	3.50	149,000	(+)108.00	29.50
	中尾川	中尾	コンクリート重力式	40.00	201.00	6.00	110,000	(+)57.50	18.50
落矢川	落矢	コンクリート重力式	24.40	140.00	2.00	24,200	(+)37.00	13.00	
計									
種別	河川名	名称	取水の方法	取水施設					
	八郎川	矢上	取水堰	ゴム引布製起伏堰 H=1.40m L=28.90m 取水管φ800mm×L=31.8m					
計									
合計 [ダム 14箇所、表流水 1箇所]									

集水面積	総貯水量	有効貯水量	水道有効量	1日最大取水量	取水管	備考
m ² 3,500,000	m ³ 496,000	m ³ 386,000	m ³ 386,000	m ³ 5,500	mm φ 600	ダム型式欄の()は、旧堰堤を示す。 改築後平成 18 年 7 月 1 日から取水
4,600,000 (高部を含む)	607,000	577,000	43,000	1,000	φ 400	←改築後平成 25 年 5 月 1 日から取水
3,600,000	1,580,000	1,470,000	760,000	8,100	φ 450	集水面積及び一日最大取水量には、 大山・宮摺分を含む
4,839,000	2,040,000	1,940,000	1,690,000	10,500	φ 450	←
15,400,000	1,972,000	1,900,000	1,900,000	23,900	φ 600	
18,900,000	6,810,000	5,940,000	(1,830,000) 813,000	12,000	φ 800	←水道有効量()は大村市を含む
16,500,000	6,840,000	6,280,000	5,070,000	48,000	φ 600	昭和46年4月1日より36,000m ³ 取水 昭和53年6月1日より48,000m ³ 取水
8,500,000						
19,900,000	3,900,000	3,220,000	1,620,000	32,700	φ 500	昭和53年6月1日から取水
3,300,000	2,150,000	2,050,000	1,380,000	9,000	φ 400	昭和56年6月1日から取水
6,400,000	1,140,000	1,000,000	630,000	7,600	φ 300 φ 500 φ 800	
2,700,000	2,250,000	2,190,000	1,740,000	11,500	φ 300 φ 450	
3,600,000	1,580,000	1,470,000	1,000,000	8,700	φ 300 φ 350 φ 800	
1,580,000	200,000	177,000	177,000	2,500	φ 300	現在、休止中
113,319,000	31,565,000	28,600,000	17,209,000	181,000		
集水面積	河口より 取水地点までの距離		取水位	1日最大取水量	取水管	備考
26,300,000	1.3		2.2	12,000	φ 800	
26,300,000				12,000		
139,619,000				193,000		

3 水系別施設一覧表

水系別	貯水施設		取水施設		導水施設		浄水施設			公称施設能力
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力		滅菌設備		
						速度	ろ過量			
本河内	本河内高部ダム	取水塔 取水管 φ600mm (S.I.P) L=18.5m	自然流下	導水管 φ450mm (S.I.P) L=196.5m						
	本河内低部ダム	取水塔 取水管 φ450mm (S.I.P) L=14.5m ↓ 本河内低部ダム ↓ ポンプ ↓ 本河内高部着水井	ポンプ送水	導水管 φ250~300mm (S.I.P) L=967.0m ポンプ場 Q=3.1m ³ /min H=38.0m 37Kw×2台 (1台予備)	急速	120m/日	20,800m ³ /日	前・中・後次亜塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 前 41% 中・後 19% hr×2台	14,100m ³ /日	
	西山ダム	取水管 φ350mm (S.I.P) L=77.5m φ450mm (S.I.P) L=82.5m	自然流下	導水管 φ450~600mm (S.I.P) L=2,790.0m						
		西山ダム ↓ 本河内高部着水井	自然流下	導水管 φ600mm (S.I.P) L=956.0m						

送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及び連絡管	名称	容量 m ³	H,W,L m	L,W,L m	
浄水場	自然流下	φ750mm L=120m					麴屋町 炉粕町 東小島町 中川1・2丁目 諏訪町 八幡町 愛宕1丁目 桜馬場1・2丁目 油屋町 勝山町 矢の平2丁目 伊良林1・2丁目 古川町 馬町 新中川町 銀座町 高平町 寺町 新大工町 伊勢町 浜町 鍛冶屋町 大黒町 西山本町 鳴滝1丁目 中町 筑後町 上西山町 西山2丁目 上町 西坂町 下西山町 立山1丁目 夫婦川町 玉園町 八百屋町 片淵1~4丁目
手熊2号トンネル配水池	Q=5.25m ³ /min H=65m 90Kw×3台	φ350mm L=3,789m	本河内高部配水池	7,640 (4,180) (500) (1,140) (1,820)	71.67	67.67	
本河内高部配水池	Q=3.06m ³ /min H=248m 185Kw×7台	φ700mm L=1,776m	田手原配水槽	6,000	308.00	298.00	本河内3丁目 芒塚町 田手原町
田手原配水槽	Q=0.33m ³ /min H=96m 11Kw×2台	φ150mm ~100mm L=1,357m	こしき岩配水槽	270	375.90	370.50	飯香浦町
こしき岩配水槽	自然流下	φ150mm ~100mm L=1,447m	飯香浦第1減圧槽	12	264.50	262.50	飯香浦町
飯香浦第1減圧槽	自然流下	φ100mm L=1,093m	飯香浦第2減圧槽	12	169.00	167.00	飯香浦町
飯香浦第2減圧槽	自然流下	φ75mm L=452m	山川河内減圧槽	30	180.00	177.50	太田尾町
飯香浦第2減圧槽	自然流下	φ100mm L=638m	飯香浦第3減圧槽	30	114.00	111.50	飯香浦町
田手原配水槽	自然流下	φ75mm L=77m φ400mm L=74m	太田尾減圧槽	50	93.00	90.50	太田尾町
田手原配水槽	自然流下	φ350mm L=1,557m φ300mm L=1,43m φ250mm L=1,067m	田手原高部減圧槽	1,000	271.80	264.80	田手原町 早坂町 三景台 弥生町 白木町 八つ尾町
田手原高部減圧槽	自然流下	φ150 ~50mm L=3,175m	早坂減圧槽	500	227.00	223.00	矢の平4丁目 白木町 八つ尾町 彦見町 愛宕4丁目
田手原高部減圧槽	Q=0.8m ³ /min H=69m 15Kw×2台	φ100mm L=485m	田手原中部減圧槽	1,000	235.50	228.50	矢の平1~4丁目 白木町 伊良林2~3丁目 風頭町 彦見町 鍛冶屋町 高平町 愛宕1~4丁目 弥生町 上小島1~5丁目 桜木町
田手原高部減圧槽	自然流下	φ250mm L=772m	三景台配水槽	300	271.90	268.90	三景台町
茂木第1減圧槽	自然流下	φ250mm L=2,807m	茂木第1減圧槽	500	130.00	125.00	早坂町 北浦町 茂木町
茂木第1減圧槽	自然流下	φ350mm L=325m φ250mm L=294m φ400mm L=80m	茂木第2減圧槽	1,000	84.00	78.00	茂木町 北浦町
田手原配水槽	自然流下	φ350mm L=794m φ300mm L=1,300m φ250mm L=478m	本河内高部減圧槽	500	179.00	175.00	本河内2~4丁目
芒塚高部減圧槽	自然流下	φ150mm L=478m	芒塚高部減圧槽	1,500	256.00	248.00	本河内3丁目
芒塚高部減圧槽	自然流下	φ300mm L=75m φ250mm L=632m	芒塚中部減圧槽	250	173.00	169.00	芒塚町 宿町
本河内高部減圧槽	自然流下		御手水減圧槽	1,000	137.00	131.70	本河内1~3丁目 中川2丁目 矢の平1~2丁目 新中川町 桜馬場2丁目 伊良林1~2丁目 寺町 夫婦川町 鳴滝1~3丁目

水系別	貯水施設	取水施設	導水施設		浄水施設			公称施設能力	
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力			減菌設備
						速度	ろ過量		
小ヶ倉	小ヶ倉ダム	取水塔 取水管 φ450mm(S.I.P) L=29.39m 大山取水堰 ↓ 小ヶ倉ダム 宮摺取水堰 ↓ 小ヶ倉ダム	自然流下	導水管 φ450mm(S.I.P) L=154.0m 開水路 L=70.0m 隧道 L=417.6m 開水路 (宮摺側) L=47.2m 隧道 L=1,542.2m 開水路 (小ヶ倉側) L=13.6m	急速	120	21,100	前後次亜塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 36.4ℓ/hr×4台 8.7ℓ/hr×2台	17,000m ³ /日
	鹿尾ダム	取水管 φ300mm(S.I.P) L=44.0m φ800mm(S.I.P) L=13.4m φ500mm(S.I.P) L=22.7m 計 L=80.1m 鹿尾ダム ↓ 小ヶ倉着水井	ポンプ送水	導水管 φ500mm(S.I.P) L=4,036.0m ポンプ場 Q=4.5m ³ /min H=56.0m 75Kw×3台 (1台予備)					
浦上	浦上ダム	取水塔 取水管 φ600mm(C.I.P) L=17.0m 浦上川取水堰 (ゴム引布製起伏 堰) H=600mm L=10.4m ↓ 浦上ダム ↓ 着水井	自然流下	導水管 φ600mm(C.I.P) L=63.0m 開水路 L=300.0m 隧道 L=860.0m	急速	120	32,500	前・中・後次亜塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 66ℓ/hr×3台	21,500m ³ /日

送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及び 連絡管	名称	容量 m ³	H,W,L m	L,W,L m	
浄水場	Q=3.9m ³ /min H=47m 45Kw×3台	φ500mm ~600mm L=320m	上戸町2号配水池	5,000	95.00	85.00	船大工町 館内町 十人町 西小島1丁目 本石灰町 稲田町 上田町 東琴平1丁目 梅香崎町 相生町 古河町 出雲1・2丁目 椎の木町 丸山町 中新町 東山手町 小僧根町 寄合町 新地町 大浦東町 日の出町 川上町 東山町 南山手町 浪の平町 下町 籠町 松が枝町
上戸町2号配水池	自然流下	φ500mm ~300mm L=1,930m	出雲低部減圧槽	2,500	74.90	72.50	上小島1・4丁目 中小島2丁目 西小島2丁目 中新町 相生町 元町 川上町 椎の木町 高丘1~2丁目 南町 八景町出雲1~3丁目 南山手町 東琴平1~2丁目 上田町 戸町2丁目 上戸町
浄水場	Q=4.1m ³ /min H=140m 135Kw×3台	φ450mm L=1,830m	出雲配水池	1,150 (500) (650)	184.98	180.48	川上町 出雲3丁目
出雲配水池	自然流下	φ250mm L=300m	出雲高部減圧槽	30	127.10	125.10	油屋町 東小島町 上小島1・2丁目 丸山町 寄合町 中小島1・2丁目 西小島1・2丁目 稲田町 中新町 東山手町 東山町 日の出町 元 町 椎の木町 川上町 高丘1・2丁目
		φ250mm ~200mm L=2,100m	中小島減圧槽	1,000	121.40	114.90	西琴平町 戸町2丁目 小菅町 新戸町3丁目 上戸町1・3・4丁目
		φ250mm ~150mm L=1,700m	上戸町減圧槽	100	104.80	101.30	弥生町 星取1~2丁目 田上1・3・4丁目
浄水場	Q=2.2m ³ /min H=227m 125Kw×3台	φ250mm L=560m	星取山配水池	1,000	269.00	263.00	上小島4・5丁目 桜木町 南が丘町 南町 高丘2丁目 星取1丁目 田上1~3丁目 八景町 茂木町(河平地区)
星取山配水池	自然流下	φ300mm L=1,000m	大浦元町減圧槽	230	235.14	228.64	星取2丁目 田上4丁目 茂木町(仏田地区)
		Q=0.6m ³ /min H=75m 15Kw×2台	φ100mm L=780m	唐八景配水槽	200	300.00	296.00
小江原配水槽	自然流下	φ800mm~ 600mm L=5,395m	浦上配水池	8,695	74.64	70.09	
浦上配水池	Q=3.3m ³ /min H=171m 145Kw×2台	φ200mm L=2,647m	女の都配水池	1,280 (640×2)	197.90	194.00	女の都1~4丁目 長与町高田郷 長与町吉無田郷 泉町 昭和3丁目 川平町
女の都配水池	自然流下	φ100mm L=379m	女の都減圧槽	160	154.00	150.00	昭和3丁目 女の都4丁目
浄水場	Q=4.2m ³ /min H=125m 135Kw×1台 H=145m 130Kw×1台	φ150 ~50mm L=3,175m	大手配水池	800	169.00	165.00	辻町 石神町 高尾町 三原1・2丁目 大手1~3丁目 川平町 三川町
女の都配水池	自然流下	φ200mm ~100mm L=870m	川平台減圧槽	200	155.00	151.00	川平町 大手3丁目 女の都1丁目 けやき台町
浄水場	Q=5.5m ³ /min ~ 11m ³ /min H=70m 110Kw~180Kw ×各3台	φ600mm L=286m	浦上配水地	8,695	74.64	70.09	石神町 小嶺町 大橋町 坂本1~3丁目 橋口町 上野町 平野町 江平1丁目 松山町 浜口町 本尾町 八千代町 川口町 岩川町 扇町 御船蔵町 茂里町 西坂町 岡町 銭座町 平和町 緑町 目覚町 天神町 宝町 高尾町 本原町 幸町 青山町 若草町 金堀町 竹の久保町 城山町 油木町 城栄町 富士見町 江里町 三芳町 梁川町 花園町 立岩町 淵町 宝栄町 岩見町 春木町 花丘町 家野町 住吉町 若葉町 赤迫1・2丁目 中園町 千歳町 花丘町 家野町泉1・2丁目 昭和1~3丁目 川平町 文教町 女の都1丁目 大手1・3丁目
浦上配水池	Q=4.2m ³ /min H=125m 135Kw×3台	φ350mm L=1,185m	赤迫高部配水槽	2,000	154.30	147.00	住吉台町 赤迫1~3丁目 長与町高田郷
赤迫高部配水槽	自然流下	φ300mm L=140m	赤迫減圧槽	200	109.00	105.00	長与町高田郷 住吉町 泉町 泉1~3丁目 花丘町 昭和2丁目
		φ350~ 200mm L=2,335m	高田越減圧槽	1,400	99.50	95.00	岩屋町 長与高田郷 西北町 赤迫2・3丁目 若竹町 滑石1・2丁目 柳谷町 葉山1・2丁目

水系別	貯水施設	取水施設	導水施設		浄水施設			公称施設能力	
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力			滅菌設備
						速度	ろ過量		
東長崎	中尾ダム	取水管 φ 300mm (S.I.P) L=90.0m φ 350mm (S.I.P) L=11.0m φ 800mm (S.I.P) L=50.0m	ポンプ送水	導水管 φ 400mm (D.I.P) L=850m ポンプ場 Q=3.1m ³ /min H=25.0m 22Kw×3台					
	なし	八郎川 取水堰 (ゴム引布製起伏 堰) H=1.40m L=28.90m ↓ RC造付帯設備 スクリーン 制水扉 0.8×0.8 ↓ 取水管 φ 800mm L=31.8m	ポンプ送水	導水管 φ 500mm (S.I.P) L=2,446m ポンプ場 Q=4.8m ³ /min H=70.0m 90Kw×3台	急速	120	26,000	前・中・後次亜塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 43 ² / ₁₀₀ hr×2台 22 ² / ₁₀₀ hr×2台 10 ² / ₁₀₀ hr×1台	19,460m ³ /日

送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及び 連絡管	名称	容量 m ³	H,W,L m	L,W,L m	
浄水場	Q=6.11m ³ /min H=125m 190Kw×4台	φ 600mm L=800m	東長崎配水池	5,000	167.00	159.00	田中町 宿町 東町 かき道1丁目
東長崎配水池	自然流下	φ 600mm ~250mm L=3,580m	長龍寺減圧槽	1,000	95.70	91.70	矢上町 現川町 平間町 鶴の尾町 中里町 松原町 古賀町 船石町 船石町 東町 つつじが丘1・2丁目
長龍寺減圧槽	Q=0.10m ³ /min H=115.5m 7.5Kw×1台	φ 80mm L=1,584m	払畑配水槽	100	179.00	176.50	現川町
払畑配水槽	自然流下	φ 150mm L=998m	小藤減圧槽	30	138.50	136.00	現川町
長龍寺減圧槽	Q=0.10m ³ /min H=131m 7.5Kw×1台	φ 80mm L=1,750m	加勢首配水槽	100	194.50	192.00	現川町
加勢首配水槽	自然流下	φ 100mm L=1,074m	尾崎減圧槽	30	132.50	130.10	現川町
長龍寺減圧槽	Q=0.17m ³ /min H=190m 15.0Kw×2台	φ 100mm L=2,876m	松原配水槽	70	264.00	260.00	松原町
松原配水槽	自然流下	φ 150mm ~75mm L=1,197m	松原減圧槽	30	201.00	198.50	松原町
		φ 150~ 75mm L=818m	間の瀬第1減圧槽	100	221.10	218.10	平間町
		φ 150~ 75mm L=546m	正念減圧槽	60	204.00	201.00	古賀町
間の瀬第1減圧槽	自然流下	φ 100 L=365m	間の瀬第2減圧槽	30	163.60	160.60	平間町
長龍寺減圧槽	Q=0.06m ³ /min H=74m 5.5Kw×2台	φ 100mm ~80mm L=1,341m	船石配水槽	90	150.00	146.00	船石町 中里町
	Q=0.8m ³ /min H=70m 18.5Kw×2台	φ 350mm ~200mm L=4,445m	つつじが丘配水槽	400	114.86	109.86	つつじが丘1~5丁目 古賀町
東長崎配水池	自然流下	φ 600mm ~350mm L=4,380m	戸石減圧槽	2,500	120.50	108.00	東町 かき道2~5丁目 上戸石町
戸石減圧槽	自然流下	φ 200mm L=1,478m	かき道1号減圧槽	500	75.50	72.50	田中町 矢上町 かき道1丁目
		Q=0.026m ³ /min H=40m 0.75Kw×2台	上戸石配水槽	30	129.50	127.50	上戸石町
		Q=0.017m ³ /min H=51m 1.5Kw×2台	川内配水槽	12	139.50	137.50	川内町
		φ 200mm L=182m	かき道2号減圧槽	500	84.00	80.00	かき道1・4・6丁目 上戸石町 戸石町 牧島町
東長崎配水池	自然流下	φ 500mm ~250mm L=2,860m	日見高部減圧槽	1,000	148.00	140.00	宿町 田中町
日見高部減圧槽	自然流下	φ 250mm L=134m	日見中部減圧槽	500	109.00	104.00	芒塚町 宿町 界1・2丁目 網場町 田中町 春日町
		φ 300mm ~75mm L=3,628m	春日減圧槽	50	126.00	123.00	春日町
		φ 250mm L=110m φ 200mm L=120m	日見低部減圧槽	200	60.50	56.50	宿町 界1・2丁目 網場町 春日町
春日減圧槽	自然流下	φ 100mm ~75mm L=1,239m	潮見減圧槽	50	90.00	87.00	潮見町
東長崎配水池	Q=0.05m ³ /min H=126m 7.5Kw×2台	φ 80mm L=1,512m	中尾配水槽	70	277.40	274.40	田中町
東長崎配水池	自然流下	φ 600~ 150mm L=4,540m	東長崎第1減圧槽	710	129.00	124.00	現川町 平間町 高城台1・2丁目
東長崎第1減圧槽	自然流下	φ 200~ φ 150mm L=775m	東長崎第2減圧槽	100	75.50	72.50	田中町 矢上町 平間町 高城台1丁目
船石配水槽	Q=0.024m ³ /min H=140m 2.2Kw×2台	φ 80~ φ 75mm L=1,623m	上座配水槽	52.5	251.50	249.00	船石町

水系別	貯水施設	取水施設	導水施設		浄水施設			公称施設能力	
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力			滅菌設備
						速度	ろ過量		
道ノ尾	萱瀬ダム	取水管 φ 800mm (S.I.P) L=235.6m	自然流下	導水管 大村市 φ 450mm (D.I.P.S.I.P) L=11,991.0m ↓ 大村湾 φ 450mm (S.I.P) L=5,715.0m ↓ 長与町 φ 450mm (S.I.P) L=14,971.0m 計 L=32,677.0m	急速	120m/日	12000m ³ /日	前・中・後次亜 塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 25%/hr×3台 15%/hr×1台	11,160m ³ /日
	雪浦ダム	取水管 φ 500mm (S.I.P) L=35.0m 取水槽	自然流下 ポンプ送水	ダムより河通トンネル入口まで 導水管 φ 700mm~500mm (S.I.P) L=7,492.0m (水管橋L=15.9m) ポンプQ=9.0m ³ /min H=145.0m 340Kw×4台 (1台予備)					
手熊	河通ダム	取水門 (2.0m×2.0m)	自然流下	水路トンネル L=3,667.0m 神浦分水井 ~ 1号トンネル 入口導水管 φ 700~500(S.I.P) L=852.5m (水管橋 L=39.5m) 計 L=4,519.5m	急速	120m/日	84,600m ³ /日	前後塩素 注入設備 D.V.H.S-2 8kg/hr×2台 D.V.H.S 8kg/hr×3台	77,630m ³ /日
	神浦ダム	取水管 φ 600mm (S.I.P) L=51.8m 取水槽	自然流下	水路トンネル L=13,906.5m 導水管 φ 1,200mm (S.I.P) L=2,361.0m (水管橋 L=447.0m) 水路渠 L=116.0m 計 L=16,383.5m					

送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及び 連絡管	名称	容量 m ³	H.W.L m	L.W.L m	
浄水場	自然流下	φ 450mm L=64m	道ノ尾配水池	4,000 (2,000×2)	86.60	78.60	音無町 白鳥町 江里町 三芳町 清水町 緑が丘町
道ノ尾配水池	自然流下 ポンプ送水 Q=4.584m ³ /min H=174.6m 200Kw×3台	φ 450mm L=1,001m φ 450mm ~400mm L=2,384m	岩屋配水槽	2,500	218.00	210.00	大宮町 虹が丘町 エミネント葉山町 滑石3丁目 北栄町 北陽町
岩屋配水槽	自然流下	φ 400mm ~300mm L=258m	岩屋減圧槽	1,000	150.00	144.00	滑石4~6丁目 葉山2丁目 大園町 虹が丘町 エミネント葉山町 岩屋町 西北町 若竹町 柳谷町
	自然流下	φ 400mm ~250mm L=1,720m	滑石1号減圧槽	800	151.75	147.55	長与町高田郷 滑石1~5丁目 横尾1~3丁目 葉山1・2丁目 大園町
	自然流下	φ 400mm ~100mm L=1,660m	滑石2号減圧槽	300	179.30	175.55	滑石3~6丁目 大宮町 北栄町 北陽町
	自然流下	φ 400mm ~200mm L=2,850m	横尾減圧槽	200	171.50	167.50	横尾2~5丁目
浄水場	Q=2.1m ³ /min H=53m 30kw×2台	φ 250mm ~200mm L=1,751m	式見配水池	500	88.00	84.00	式見町 向町 相川町 四杖町 見崎町
	自然流下	φ 1,100mm L=1,102m	手熊1号トンネル配水池	14,800	51.20	48.32	小江町
式見配水池	Q=0.03m ³ /min H=85m 1.5kw×2台	φ 75mm L=2,479m	見崎配水槽	30	146.00	143.00	見崎町
手熊1号 トンネル配水池	Q=0.1m ³ /min H=37m 2.2kw×2台	φ 50mm L=278m	柿泊配水槽	30	78.45	75.95	柿泊町
	Q=2.50m ³ /min H=113m 75kw×2台	φ 200mm L=1,500m	福田配水槽	950	92.20	84.75	大浜町 小浦町 福田本町
	自然流下	φ 1,500mm L=370m	手熊2号トンネル配水池	15,000	51.20	47.96	光町 曙町 旭町 弁天町 大鳥町 丸尾町 江の浦町 飽の浦町 平戸小屋町 宝町 幸町 茂里町 川口町 稲佐町 馬町 古町 栄町 賑町 築町 浜町 勝山町 桶屋町 諏訪町 魚の町 古川町 万屋町 銅座町 出島町 大井手町 今博多町 鍛冶屋町 出来大工町 桜町 籠町 江戸町 元船町 五島町 樺島町 万才町 金屋町 興善町 大黒町 尾上町 新地町 常磐町 銀屋町 大浦町 本石灰町 梅香崎町 東山手町 南山手町 松が枝町 恵美須町 船大工町 八千代町 東古川町
小江原高部配水槽	Q=3.6m ³ /min H=50m 175kw×3台	φ 150 ~50mm L=3,175m	小江原高部配水槽	5,000 (2,500×2)	237.50	229.50	柿泊町 小江原1~5丁目 油木町 城山台2丁目
	Q=8.13m ³ /min H=165m 320kw×2台	φ 800mm L=2,961m	小江原配水槽	5,000	205.00	197.00	浦上配水池
	自然流下	φ 450mm ~100mm L=2,344m	小江原減圧槽	150	177.20	174.00	小江原町 油木町
		φ 200mm L=884m	西町減圧槽	400	121.42	116.42	若竹町 柳谷町 錦1~3丁目 音無町 江里町 緑が丘町 三芳町 油木町
手熊2号 トンネル配水池	Q=2.1m ³ /min H=260m 150Kw×3台	φ 250mm L=1,800m	金比羅配水槽	2,000	254.00	246.00	三原1~3丁目 木場町 高尾町
	Q=0.024m ³ /min H=170m 3.7Kw×2台	φ 80mm L=2,183m	岳配水槽	60	252.00	249.00	福田本町
金比羅配水槽	自然流下	φ 150mm~100mm L=216m	高尾1号減圧槽	200	170.50	167.50	坂本3丁目 高尾町 江平1~3丁目
		φ 150mm L=720m	高尾2号減圧槽	30	112.00	110.00	坂本3丁目 江平1~3丁目 小峰町 高尾町 本尾町
		φ 250mm L=1,166m	西山1号減圧槽	100	169.00	166.50	西山3・4丁目 三原1・2丁目
		φ 200mm L=1,108m	西山2号減圧槽	600	220.50	216.50	西山4丁目 西山台1~2丁目 三原2丁目 三川町
		φ 75mm L=18m	三原台減圧槽	100	196.00	193.00	三原3丁目
西山2号減圧槽	Q=0.38m ³ /min H=141m 18.5Kw×2台	φ 150mm ~200mm L=2,634m	三川配水槽	310	347.00	343.00	三川町 三ツ山町 畦別当町
三川配水槽	自然流下	φ 150mm L=570m	三ツ山高部減圧槽	30	269.00	266.50	三ツ山町
三ツ山高部減圧槽	自然流下	φ 100mm L=577m	三ツ山低部減圧槽	30	181.00	178.50	三ツ山町 川平町
金比羅配水槽	自然流下	φ 200mm L=3,305m	木場減圧槽	30	195.00	192.50	木場町 片淵4・5丁目

水系別	貯水施設		取水施設		導水施設		浄水施設			公称施設能力 m ³ /日
	名称	方法	方法	導水路	方法	ろ過能力		減菌設備		
						速度 m/日	ろ過量 m ³ /日			
手熊	式見ダム	神浦導水施設 ↓ 分岐式見接合井 ↓ 式見ダム φ800mm(S.I.P) L=484.0m ↓ 取水管 φ600mm(S.I.P) L=122.0m ↓ 取水槽	自然流下 及び ポンプ送水 ↓ 12号トンネル	導水管 φ400mm(S.I.P) L=277.0m ポンプ場 Q=4.17m ³ /min H=20.0m 22Kw×3台 (1台予備)						
	なし (白川取水堰)	取水管 φ450mm(S.I.P) L=4.95m	自然流下	鳴見ダムへ放流 導水管 φ450mm ~600mm (S.I.P) L=727.4m						
		取水管 φ500mm(S.U.S) L=161.42m φ450mm(S.U.S) L=23.8m φ800mm(S.I.P) L=53.312m 計 L=238.532m	河川により 自然流下							
	鳴見ダム	多良川取水 取水門 ↓ 沈砂池 ↓ ポンプ場 ↓ 11号トンネル	ポンプ 送水	ポンプ Q=5.0m ³ /min H=80.0m 110Kw×2台 (予備なし) Q=1.65m ³ /min H=71.0m 37Kw×1台 (予備なし) 導水管 φ400mm ~450mm (S.I.P) L=785.5m						

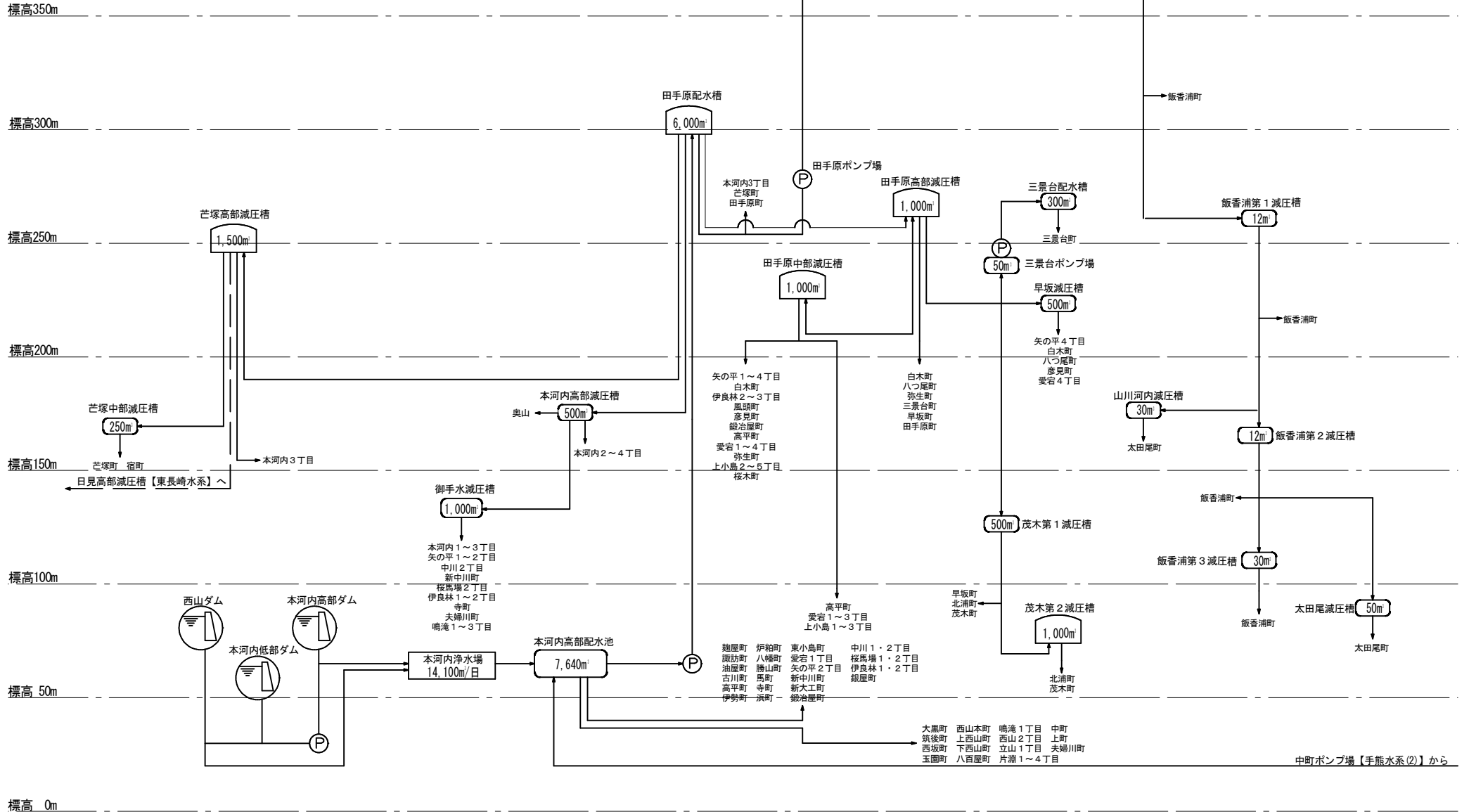
送水施設			配水施設				給水地区		
送水経路	方法	送水管及び 連絡管	名称	容量 m ³	H,W,L m	L,W,L m			
手熊2号 トンネル配水池	Q=4.7m ³ /min H=173m 220kw×3台	φ600mm L=1,337m φ350mm L=1,457m	稲佐高部配水槽	1,500	191.50	185.50	平戸小屋町 大谷町 秋月町 梁川町 稲佐町 淵町 曙町 江の浦町 入船町		
稲佐高部配水槽	自然流下	φ350mm ~150mm L=4,611m	西泊減圧槽	350	87.00	83.00	岩瀬道町 東立神町 西立神町 西泊町 木鉢町1・2丁目		
		φ350mm L=1,457m	稲佐減圧槽	1,000	119.16	114.56	梁川町 淵町 稲佐町 曙町 江の浦町 平戸小屋町 大鳥町 大谷町 水の浦町		
		φ150mm L=5m	入船減圧槽	100	120.20	117.80	秋月町		
		φ150mm L=202m	飽の浦減圧槽	1,000 (2×500)	89.70	85.00	大谷町 塩浜町 秋月町 入船町 飽の浦町 水の浦町 岩瀬道町		
		φ150mm L=90m	福田減圧槽	250	87.22	82.22	大浜町		
		φ150mm L=283m	みなと坂第1減圧槽	830	155.80	150.50	みなと坂1・2丁目		
φ200mm L=95m	木鉢減圧槽	700	89.90	84.20	木鉢町2丁目 小瀬戸町 神ノ島町1~3丁目				
みなと坂第1減圧槽	自然流下	φ150mm L=5m	みなと坂第2減圧槽	100	115.00	111.00	みなと坂1丁目		
手熊2号 トンネル配水池	Q=2.85m ³ /min H=230m 165Kw×3台	φ500mm ~300mm L=663m φ250mm L=1,153m	立山配水槽	1,000	231.50	223.50	西山1丁目 浜平2丁目 立山5丁目		
立山配水槽	自然流下	φ250mm ~150mm L=357m	立山1号減圧槽	200	174.00	170.00	立山2~5丁目 西山1丁目		
		φ150 ~50mm L=3,175m	浜平1号減圧槽	250	144.60	141.00	御船蔵町 浜平1~2丁目 西坂町 天神町 銭座町 上銭座町 緑町 目覚町 坂本2~3丁目		
立山1号減圧槽	自然流下	φ200mm L=549m	立山2号減圧槽	250	126.85	123.55	筑後町 玉園町 立山1~4丁目 上西山町 西山本町 夫婦川町 西山1~3丁目 片淵2~5丁目		
浜平1号減圧槽	自然流下	φ150mm L=120m	浜平2号減圧槽	30	103.00	100.00	西坂町 御船蔵町 天神町 浜平1丁目		
手熊2号 トンネル配水池	Q=5.3m ³ /min H=78m 110Kw×4台	φ1,350mm ~700mm L=6,778m φ500mm L=2,716m	上戸町1号配水池	7,000	95.00	85.00	古河町 東琴平1丁目 西琴平町 国分町 小菅町 戸町1~5丁目 上戸町1~3丁目 新戸町1~3丁目 新小が倉町1・2丁目 古道町 磯道町 大山町 三和町 草住町 柳田町 平瀬町 竿浦町 末石町 江川町 平山町 香焼町 京太郎町 土井首町 毛井首町 八郎岳町 小ヶ倉町1~3丁目 鶴見台1・2丁目 深堀町1~6丁目 平山台1丁目 伊王島町1・2丁目		
上戸町1号配水池	Q=0.26m ³ /min H=91m 11Kw×2台	φ75mm L=800m	新戸町配水槽	180	120.75	117.65	新戸町4丁目		
			Q=0.06m ³ /min H=124m 7.5Kw×2台	φ75mm L=1,807m	大山第1配水槽	56	195.40	193.40	大山町
			Q=2.0m ³ /min H=110m 55Kw×3台	φ300mm L=1,216m	小ヶ倉配水槽	2,000	166.50	160.00	ダイヤモンド1~4丁目
大山第1配水槽	Q=0.06m ³ /min H=122m 7.5Kw×2台	φ75mm L=923m	大山第2配水槽	56	300.40	298.40	大山町		
小ヶ倉配水槽	自然流下	φ150mm L=538m	小ヶ倉減圧槽	200	126.00	123.00	新戸町1丁目 小ヶ倉町2丁目 新小ヶ倉1~2丁目 ダイヤモンド1~4丁目		
上戸町1号配水池	Q=0.6m ³ /min H=151m 37Kw×3台	φ150mm L=1,630m	平山配水槽	530	164.00	160.00	平山台2丁目		
平山配水槽	自然流下	φ250mm L=689m	平山減圧槽	100	110.00	107.00	平山台1丁目		
		φ150mm L=329m φ250mm L=305m	大籠減圧槽	30	145.00	142.00	大籠町		
大籠減圧槽	自然流下	φ75mm L=336m	赤土減圧槽	10	75.50	73.50	大籠町		
平山配水槽	Q=0.1m ³ /min H=105m 5.5Kw×2台	φ75mm L=800m	善長配水槽	30	259.00	256.50	大籠町		

水系別	貯水施設 名称	取水施設 方法	導水施設		浄水施設			公称施設能力	
			方法	導水路	方法	ろ過能力			滅菌設備
						速度	ろ過量		
三重	神浦ダム	導水トンネル 神浦導水施設 φ1,200mm 導水管より	自然流下	φ500導水管 (S.I.P、D.I.P) L=3,390.6m (水管橋 L=41.30m)	急速	120m/日	16,600m ³ /日	前後次亜塩素 注入設備 及び 注入ポンプ 8.7 ² / ₂ hr×4台	15,300m ³ /日

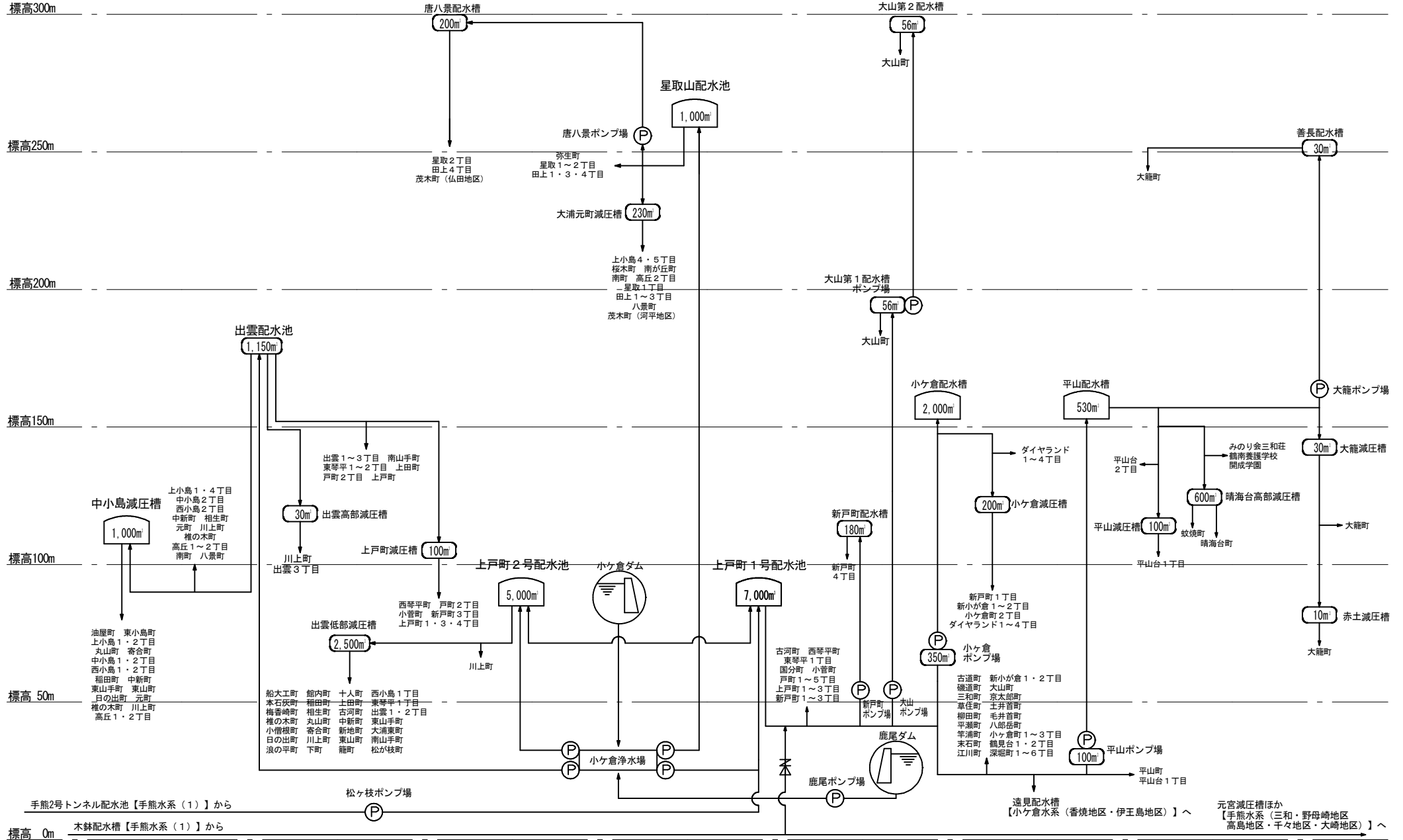
送水施設			配水施設				給水地区
送水経路	方法	送水管及 び連絡管	名称	容量 m ³	H,W,L m	L,W,L m	
浄水場	自然流下		三重配水池	2,850	56.50	51.50	三重町 畦町 京泊1~3丁目 畝刈町 多比良町
三重配水池	Q=3.1m ³ /min H=215m 165Kw×3台	φ450mm L=5,783m	三重配水槽	1,500	254.00	248.00	鳴見町
三重配水槽	自然流下	φ400mm L=4,704m φ200mm L=630m	三重高部第1 減圧槽	880	187.00	182.00	鳴見町 鳴見台1・2丁目
		φ200mm L=768m	三重高部第2 減圧槽	700	160.00	155.00	西海町 畝刈町 鳴見町
		φ450mm ~75mm L=7,900m	上床減圧槽	100	213.00	210.00	北陽町
		φ150mm L=276m	豊洋台減圧槽	810	187.20	180.20	豊洋台1・2丁目
牧野配水槽	自然流下	φ300mm L=498m φ150mm L=963m	牧野配水槽	500	333.50	327.00	牧野町
		φ200 ~100mm L=768m	牧野減圧槽	55	235.00	233.50	牧野町 園田町 四杖町
牧野減圧槽	自然流下	φ150 ~100mm L=684m	四杖減圧槽	50	173.00	170.00	四杖町
三重高部第2 減圧槽	自然流下	φ100mm L=1,234m	多以良高部減圧槽	20	130.50	128.00	多以良町
多以良高部 減圧槽	自然流下	φ75mm L=780m	多以良低部減圧槽	70	87.50	84.70	多以良町
三重高部 第2減圧槽	自然流下	φ200mm L=19m φ150mm L=343m	三重中部第1減圧槽	400	110.00	105.00	畝刈町 多以良町
		φ300mm L=491m φ200mm L=705m φ150mm L=2,365m	三重中部第2減圧槽	400	99.90	95.90	京泊1丁目
三重中部 第1減圧槽	自然流下	φ150 ~50mm L=3,175m	田子浦減圧槽	10	77.30	75.10	多以良町
三重配水池	自然流下	φ50mm L=22m	日当減圧槽	10	221.25	218.85	鳴見町
三重配水池	Q=1.5m ³ /min H=49m 22Kw×2台	φ200mm L=1,807m	平地配水槽	500	91.40	88.90	三重町 三京町 檜山町
平地配水槽	Q=0.15m ³ /min H=72m 5.5Kw×2台	φ75mm L=1,345m	鬼岩配水槽	100 (40) (60)	144.50	142.00	三重町
三重配水池	Q=1.5m ³ /min H=110m 45Kw×2台	φ450mm ~200mm L=3,730m	桜の里配水槽	900	133.00	128.00	桜の里1~3丁目 京泊3丁目
平地配水槽	Q=0.2m ³ /min H=260m 22Kw×2台	φ80mm L=3,161m	松崎配水槽	140	313.00	310.00	松崎町 三重町
松崎配水槽	自然流下	φ150mm ~100mm L=1,360m	日田尾減圧槽	30	182.80	180.30	三重町
		φ150mm ~50mm L=2,671m	檜の久保第1減圧槽	50	162.00	160.00	西海町
		φ150mm ~75mm L=4,348m	岩立減圧槽	80	297.00	293.00	西海町
		φ150mm ~100mm L=2,752m	三京第1減圧槽	30	158.00	155.50	三京町
三京第1減圧槽	自然流下	φ100mm L=740m	三京第2減圧槽	30	90.00	87.50	松崎町

5 水位高低模式図

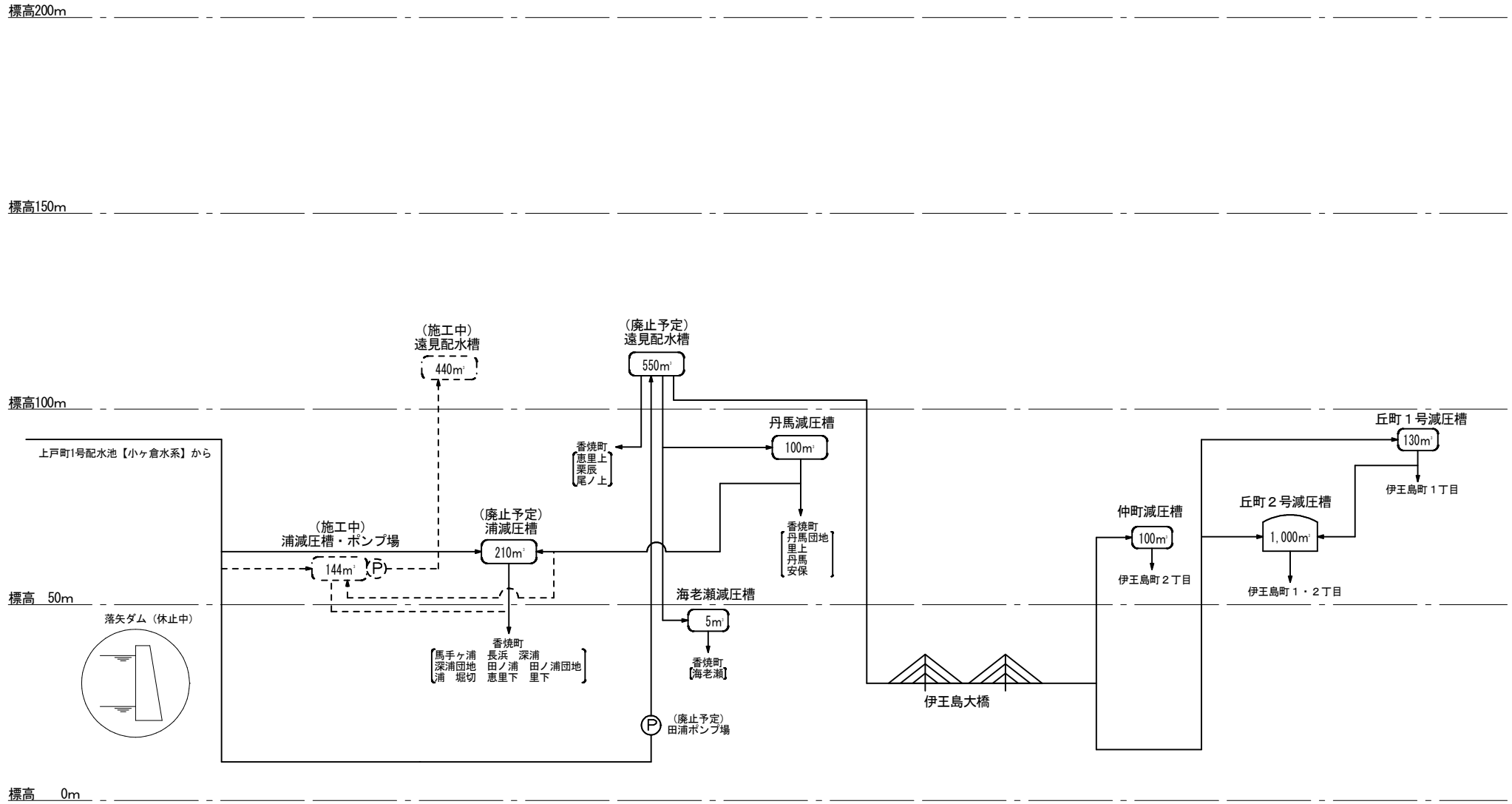
本河内水系



小ヶ倉水系

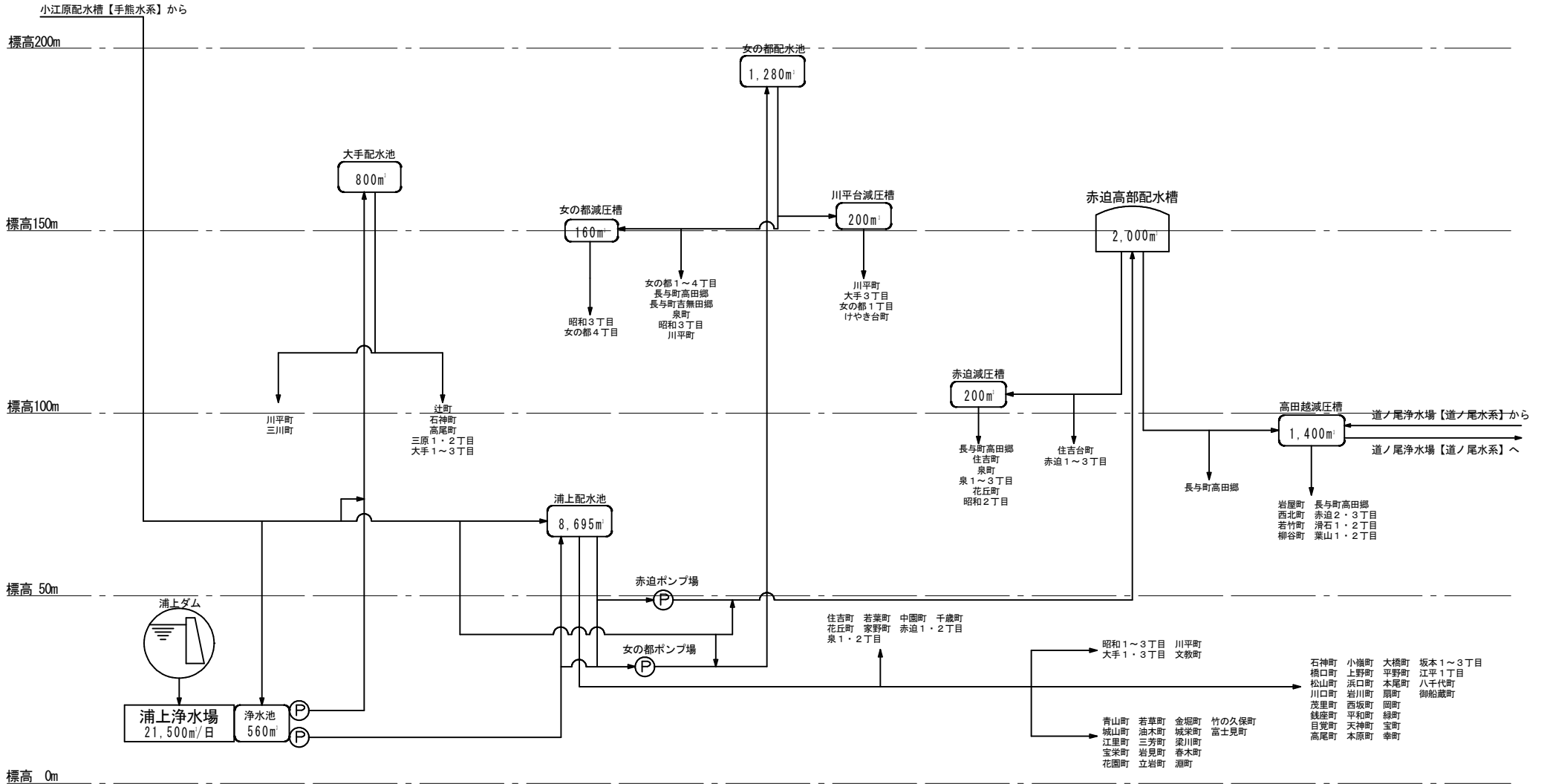


小ヶ倉水系（香焼地区・伊王島地区）



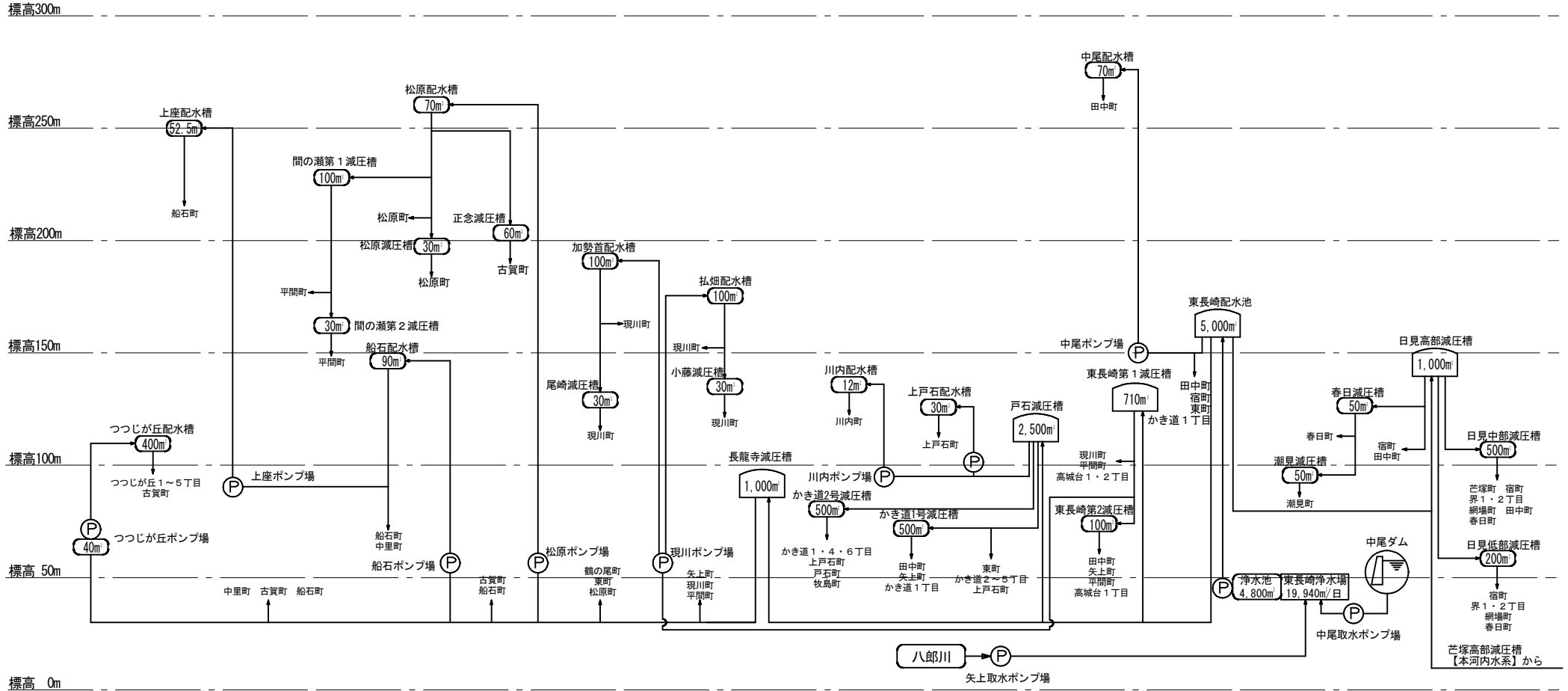
浦上水系

標高250m

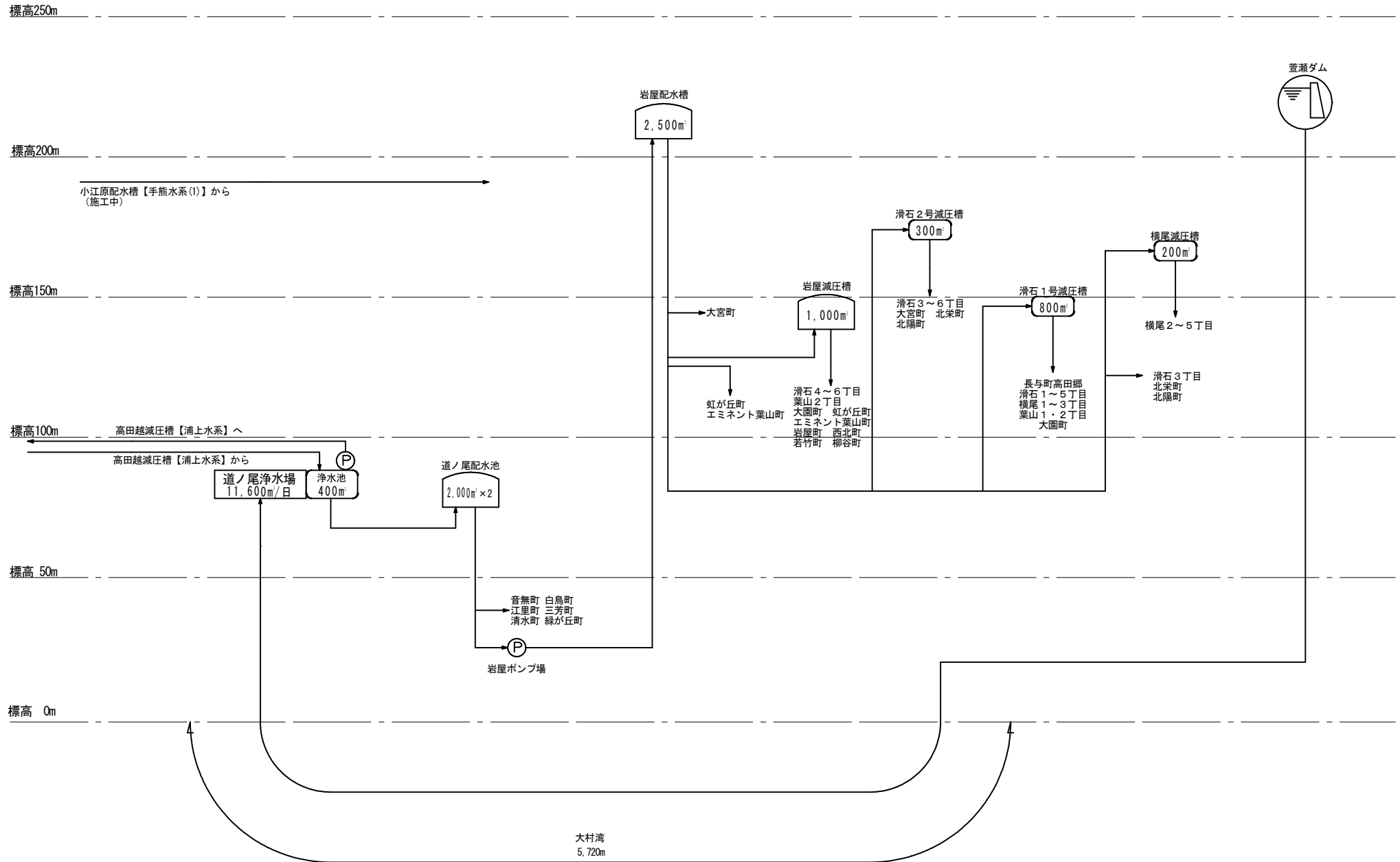


標高 0m

東長崎水系

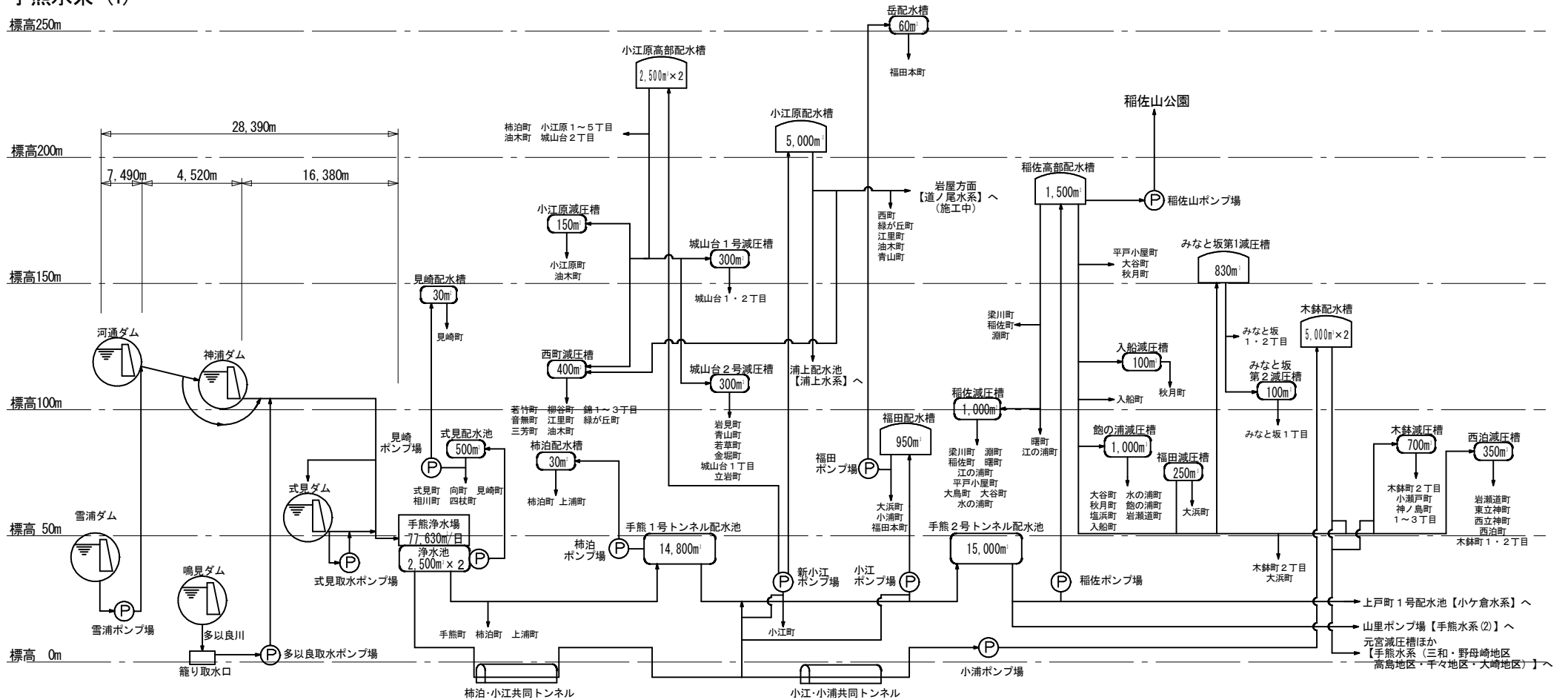


道ノ尾水系

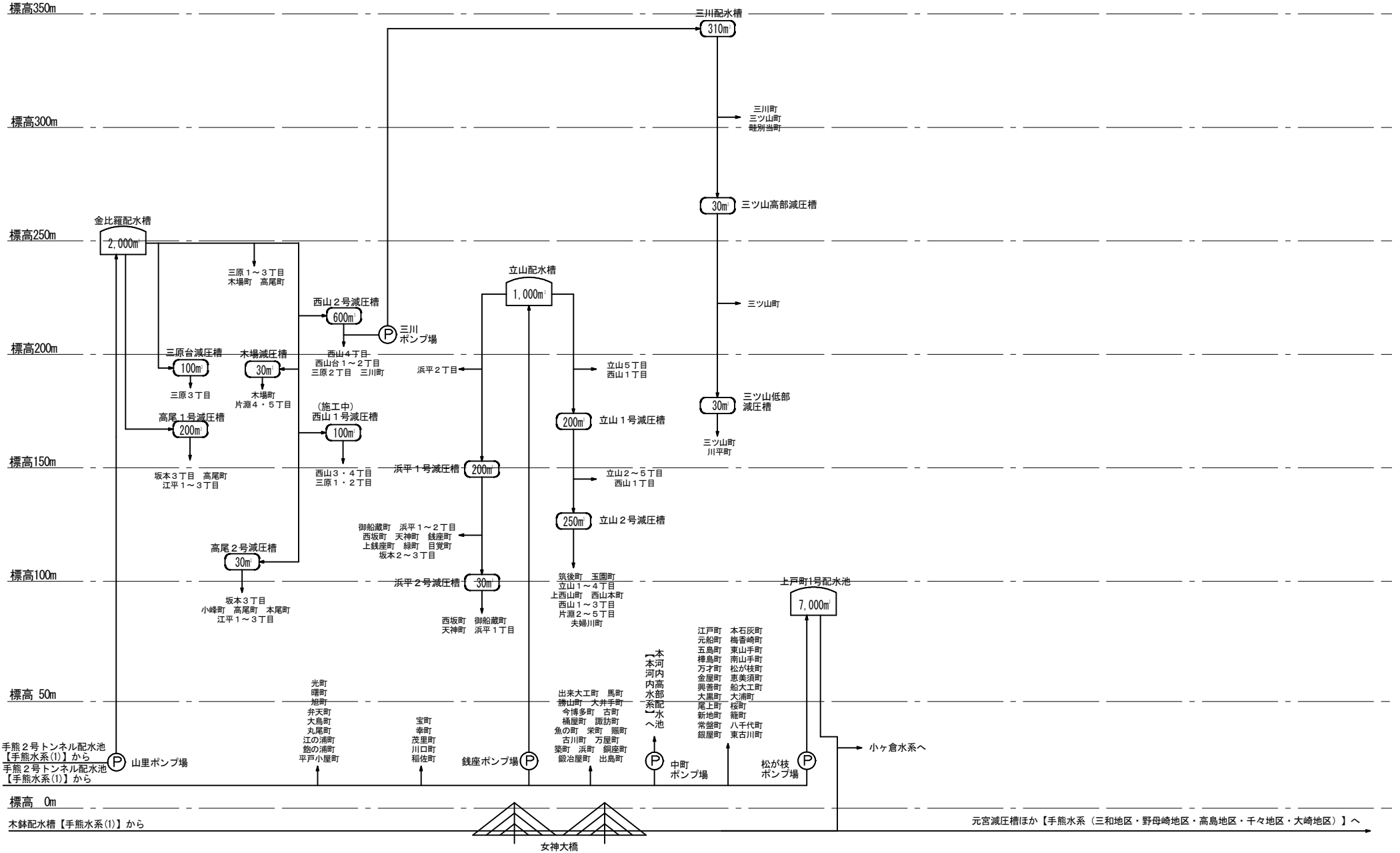


手熊水系 (1)

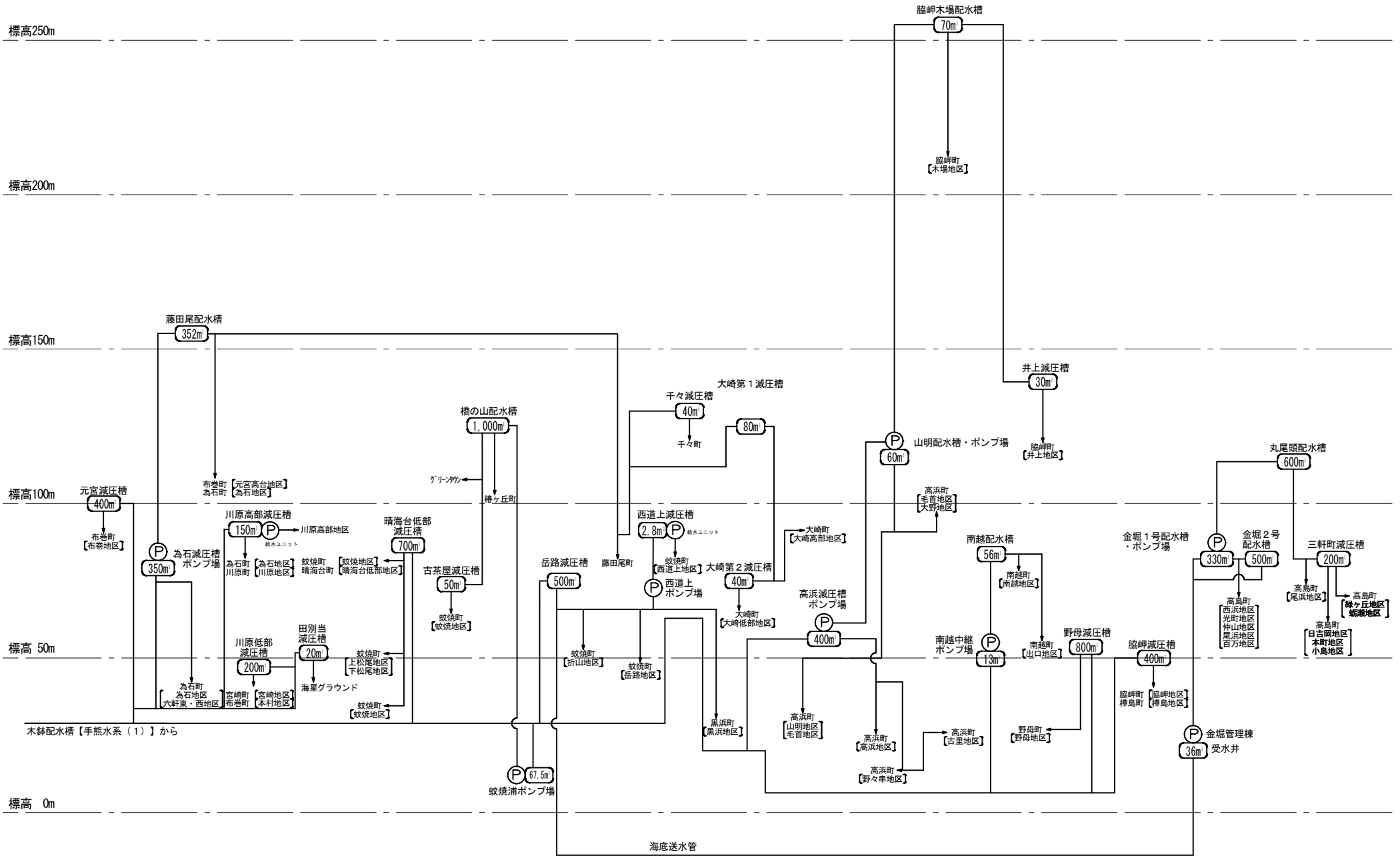
標高250m



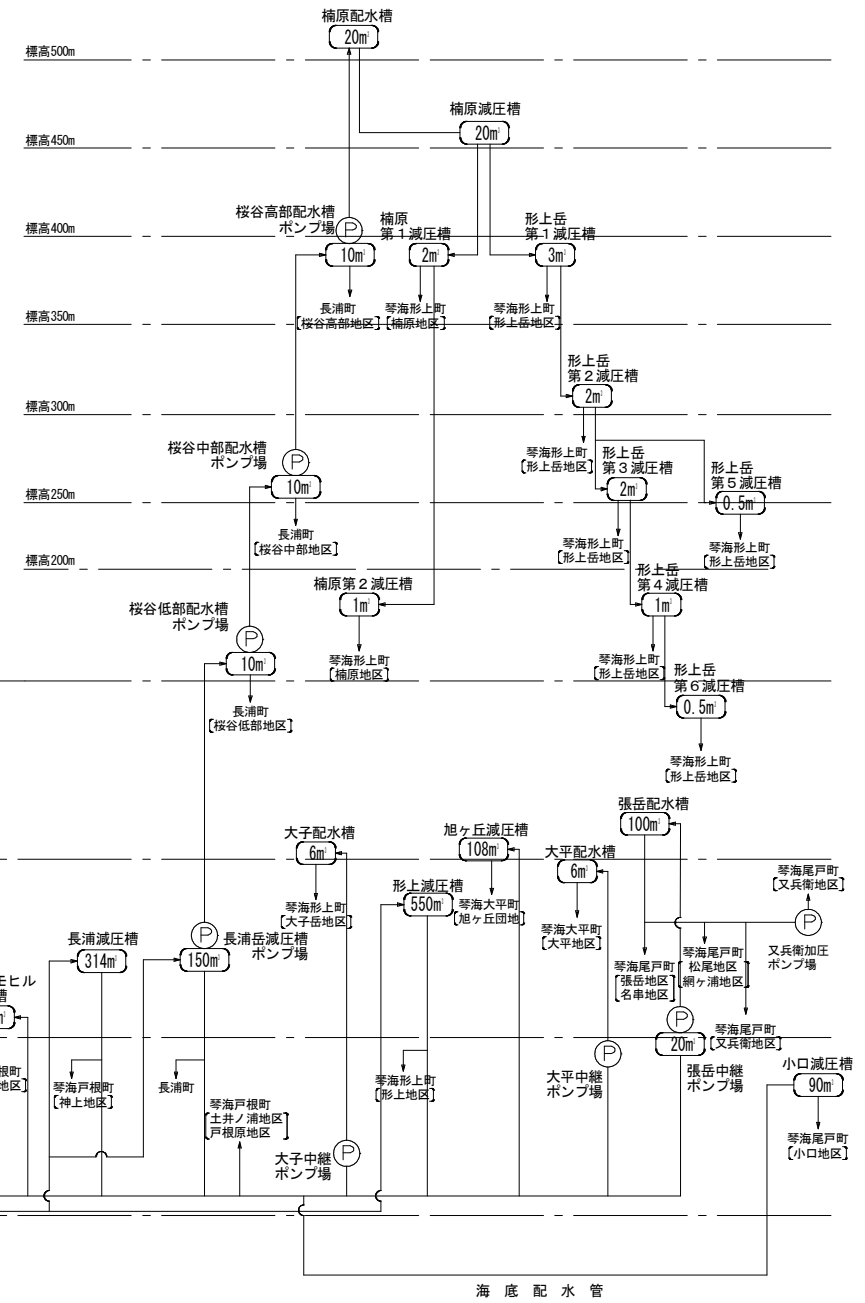
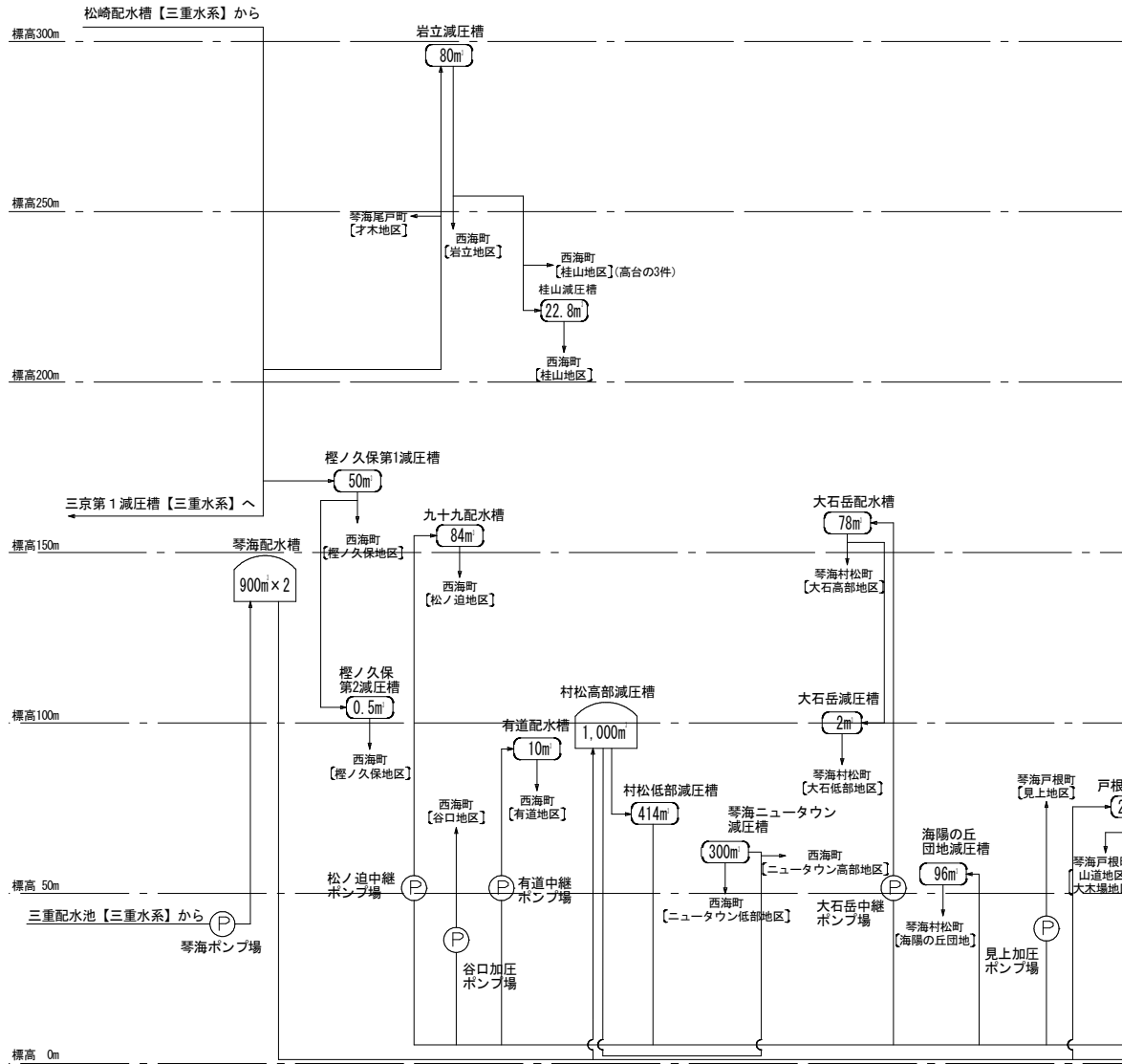
手熊水系(2)



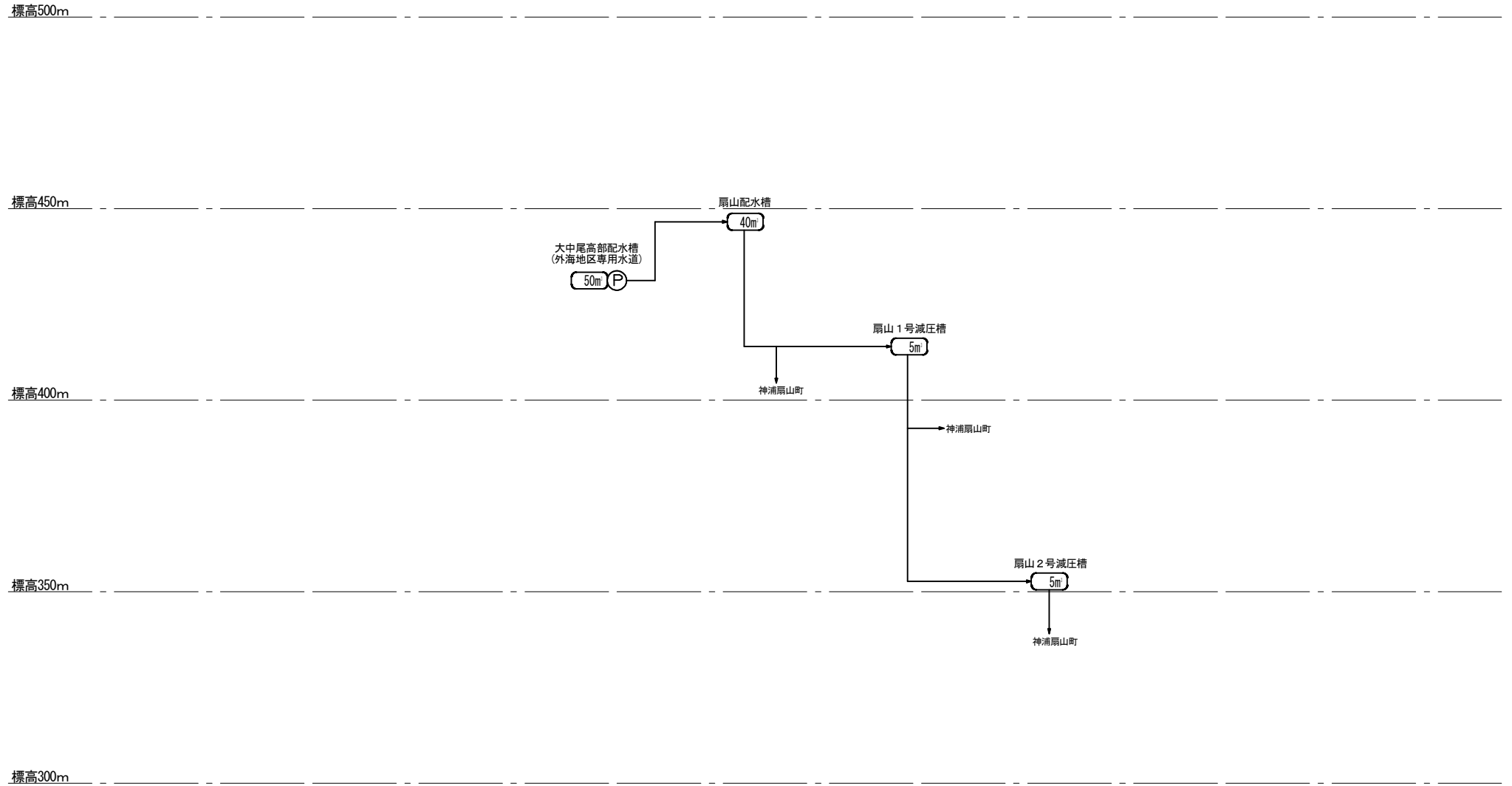
手熊水系（三和地区・野母崎地区・高島地区・千々地区・大崎地区）



三重水系（琴海地区）



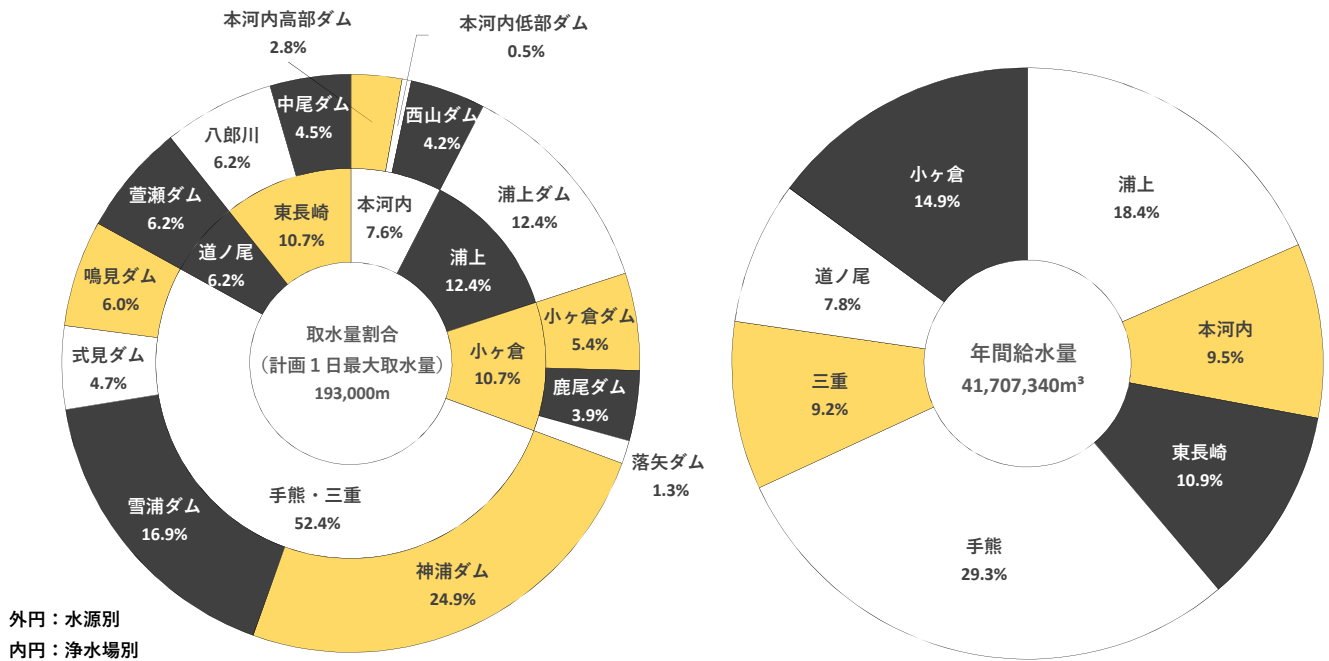
扇山地区水系（旧飲料水供給施設水系）



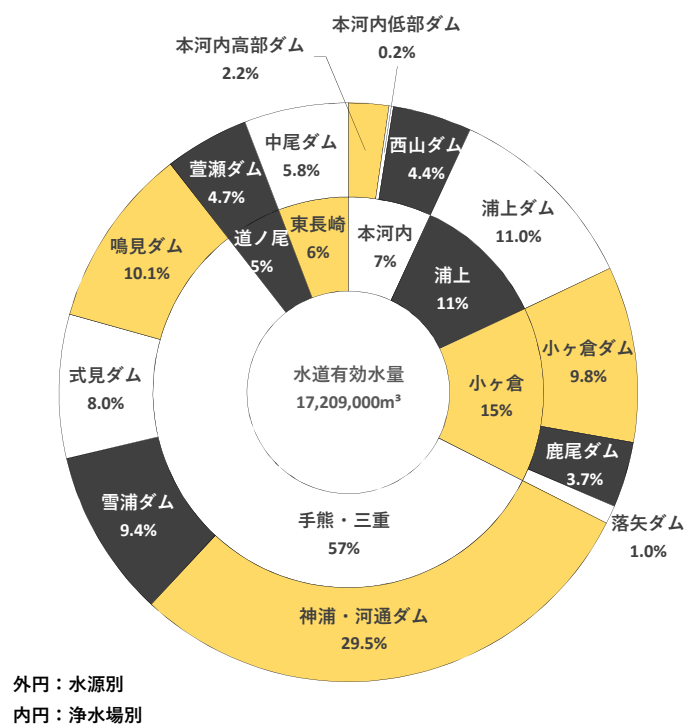
Ⅲ 水道統計

1 主要統計

(1) 水源別年間給水量依存割合



(2) 水道有効量総数に占める割合

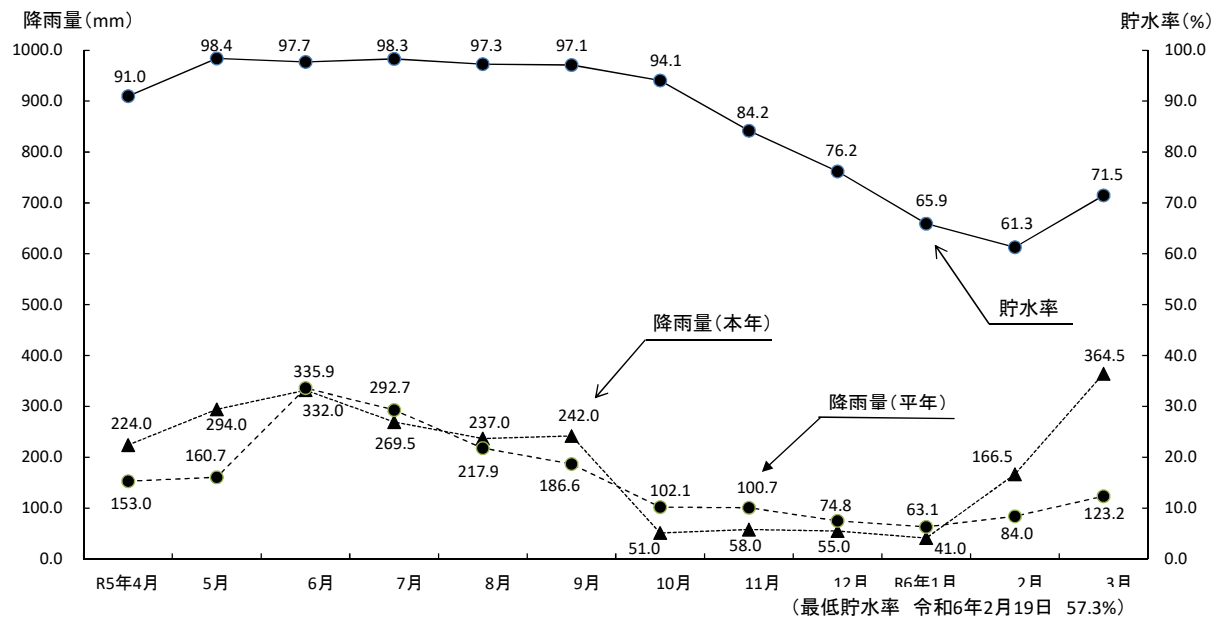


(3) 降雨量・平均気温・日照時間

項目 年度月別	降雨量 (mm)		平均気温 (°C)		日照時間 (時間)	
	本年	平年	本年	平年	本年	平年
令和元年度	1,886.00	1,894.70	18.1	17.4	1,948.10	1,863.10
令和2年度	2,557.50	1,894.70	17.7	17.4	2,014.30	1,863.10
令和3年度	2,247.50	1,894.70	17.7	17.4	1,909.60	1,863.10
令和4年度	1,881.50	1,894.70	18.1	17.4	2,027.40	1,863.10
令和5年度	2,334.50	1,894.70	18.3	17.4	1,892.80	1,863.10
R5年 4月	224.0	153.0	16.9	15.6	183.7	178.1
5月	294.0	160.7	19.7	19.7	185.5	189.6
6月	332.0	335.9	23.7	23.0	129.1	125.0
7月	269.5	292.7	28.0	26.9	137.7	175.3
8月	237.0	217.9	29.2	28.1	232.0	207.0
9月	242.0	186.6	26.7	24.9	178.0	172.2
10月	51.0	102.1	19.4	20.0	211.6	178.9
11月	58.0	100.7	15.1	14.5	161.9	137.2
12月	55.0	74.8	10.2	9.4	89.8	114.3
R6年 1月	41.0	63.1	8.4	7.2	113.2	103.7
2月	166.5	84.0	10.6	8.1	96.1	122.3
3月	364.5	123.2	12.0	11.2	174.2	159.5

(注) 平年の数値は世界気象機関の技術規則に基づき、1991年～2020年の30年間の平均値を使用しています。

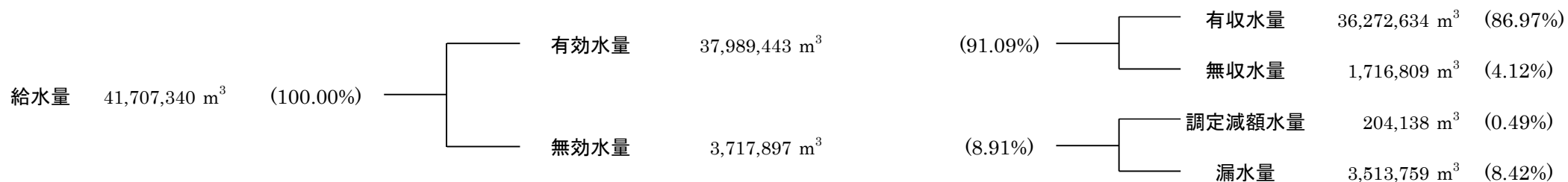
(4) 月別貯水率及び降雨量



項目 年度	年間降雨量	1日最大給水量	給水制限実施日数
令和5年度	2,334.50mm	124,090m ³	0日
令和4年度	1,881.50mm	123,200m ³ (148,070m ³)	0日
令和3年度	2,247.50mm	125,200m ³	0日
令和2年度	2,557.50mm	134,320m ³	0日
令和元年度	1,886.00mm	128,770m ³	0日

※()書きは、寒波の影響によるもの。なお、寒波は、R5.1.24に発生し、影響期間はR5.1.25～R2.2.5

(5)給水量分析表



(単位:m³)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間給水量		43,399,830	43,294,160	41,877,520	41,697,190	41,707,340
有効水量	有収水量	38,106,129	38,094,480	37,398,454	36,808,782	36,272,634
	無収水量	1,686,132	1,681,948	1,754,127	1,741,186	1,716,809
	計	39,792,261	39,776,428	39,152,581	38,549,968	37,989,443
無効水量	調定減額水量	193,122	193,360	188,234	199,412	204,138
	漏水量	3,414,447	3,324,372	2,536,705	2,947,810	3,513,759
	計	3,607,569	3,517,732	2,724,939	3,147,222	3,717,897

(7) 給水普及状況

ア 給水人口

	行政人口	給水人口総数	上水道	簡易水道	飲料水 供給施設
令和元年度	407,885	399,116	390,850	8,179	87
令和2年度	403,197	394,529	386,558	7,888	83
令和3年度	400,472	391,862	391,782	0	80
令和4年度	395,591	387,086	387,014	0	72
令和5年度	389,895	381,512	381,441	0	71
5年4月	395,228	386,731	386,659	0	72
5年5月	394,904	386,414	386,342	0	72
5年6月	394,487	386,006	385,934	0	72
5年7月	394,212	385,736	385,665	0	71
5年8月	393,741	385,276	385,206	0	70
5年9月	393,597	385,135	385,065	0	70
5年10月	393,414	384,956	384,886	0	70
5年11月	393,112	384,660	384,590	0	70
5年12月	392,685	384,242	384,172	0	70
6年1月	392,281	383,847	383,776	0	71
6年2月	391,744	383,322	383,251	0	71
6年3月	389,895	381,512	381,441	0	71

イ 給水戸数

	行政世帯	給水戸数総数	上水道	簡易水道	飲料水 供給施設
令和元年度	185,926	217,305	211,677	5,562	66
令和2年度	185,506	217,321	212,010	5,257	54
令和3年度	185,906	216,468	216,402	0	66
令和4年度	185,927	216,125	216,072	0	53
令和5年度	185,929	216,250	216,184	0	66
5年4月	185,952	216,076	216,023	0	53
5年5月	186,491	215,866	215,801	0	65
5年6月	186,576	215,912	215,847	0	65
5年7月	186,476	215,824	215,759	0	65
5年8月	186,421	215,715	215,650	0	65
5年9月	186,230	215,782	215,717	0	65
5年10月	186,278	215,693	215,628	0	65
5年11月	186,427	215,552	215,487	0	65
5年12月	186,389	215,487	215,421	0	66
6年1月	186,264	215,373	215,307	0	66
6年2月	186,176	215,360	215,294	0	66
6年3月	185,929	216,250	216,184	0	66

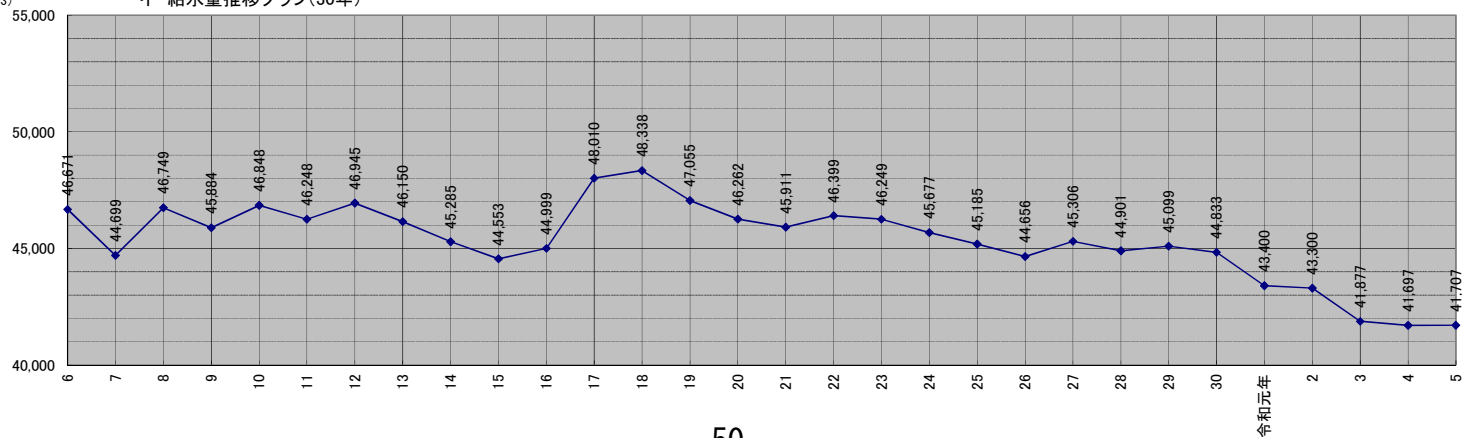
(8)給水量

ア 水系別給水量

(単位:m³)

月	計	浦上	本河内	東長崎	手熊	三重	道ノ尾	小ヶ倉	高島地区	野母崎地区	外海地区	三和地区	琴海地区	千々
令和元年度	43,399,830	7,890,670	4,406,220	4,060,810	11,221,310	2,540,090	3,447,990	7,029,620	74,060	581,990	228,200	829,410	1,078,020	11,440
令和2年度	43,294,160	8,117,880	4,252,750	4,408,130	10,680,850	3,064,940	3,199,760	7,316,130	55,660	489,350	103,270	853,960	741,050	10,430
令和3年度	41,877,520	7,881,290	4,007,950	4,291,280	10,688,920	3,737,180	3,287,420	7,466,180	0	108,670	0	408,630	0	0
令和4年度	41,697,190	5,562,690	1,801,510	4,345,290	18,863,090	3,767,200	3,928,250	3,429,160	0	0	0	0	0	0
令和5年度	41,707,340	5,163,300	1,813,670	4,533,680	18,675,300	3,833,320	3,857,840	3,830,230	0	0	0	0	0	0
5年4月	3,318,170	436,740	149,670	358,350	1,488,400	297,980	318,350	268,680	0	0	0	0	0	0
5年5月	3,462,870	455,220	154,530	372,980	1,553,150	309,180	333,890	283,920	0	0	0	0	0	0
5年6月	3,396,540	443,850	151,810	365,830	1,530,360	301,740	320,570	282,380	0	0	0	0	0	0
5年7月	3,608,010	464,390	160,460	387,750	1,618,040	314,800	348,180	314,390	0	0	0	0	0	0
5年8月	3,689,290	473,370	170,490	401,920	1,630,610	326,720	352,650	333,530	0	0	0	0	0	0
5年9月	3,481,230	450,650	155,060	387,070	1,532,860	319,990	331,790	303,810	0	0	0	0	0	0
5年10月	3,587,230	472,620	152,340	396,190	1,589,360	326,540	346,310	303,870	0	0	0	0	0	0
5年11月	3,425,380	372,180	149,160	379,590	1,579,830	319,460	333,930	291,230	0	0	0	0	0	0
5年12月	3,538,550	407,540	145,970	386,000	1,620,640	339,910	315,580	322,910	0	0	0	0	0	0
6年1月	3,485,170	416,930	141,520	377,570	1,578,550	335,660	274,430	360,510	0	0	0	0	0	0
6年2月	3,257,920	377,080	135,800	349,380	1,462,400	310,370	239,470	383,420	0	0	0	0	0	0
6年3月	3,456,980	392,730	146,860	371,050	1,491,100	330,970	342,690	381,580	0	0	0	0	0	0
1日平均	113,954	14,146	4,969	12,421	51,165	10,502	10,569	10,494	0	0	0	0	0	0

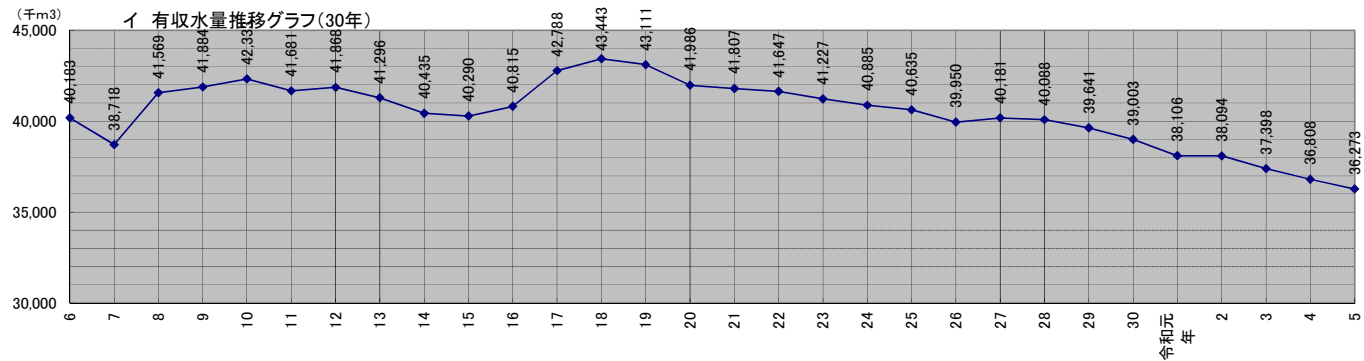
(千m³) イ 給水量推移グラフ(30年)



(9)有収水量
ア 事業別収水量

(単位:m³)

	上水道				
	計	一般用	浴場用	共用 給水装置	船舶用
令和元年度	37,152,851	37,066,930	1,709	-	84,212
令和2年度	37,197,847	37,165,574	1,183	-	31,090
令和3年度	37,398,454	37,361,856	6,790	-	29,808
令和4年度	36,808,782	36,774,191	4,766	-	29,825
令和5年度	36,272,634	36,218,786	4,169	-	49,679
5年4月	2,812,120	2,806,821	311	-	4,988
5年5月	2,989,768	2,984,838	337	-	4,593
5年6月	3,065,592	3,060,954	318	-	4,320
5年7月	3,038,756	3,035,055	338	-	3,363
5年8月	3,046,006	3,041,825	364	-	3,817
5年9月	3,119,710	3,116,111	349	-	3,250
5年10月	3,071,478	3,066,897	295	-	4,286
5年11月	2,983,770	2,979,613	337	-	3,820
5年12月	3,053,526	3,045,664	418	-	7,444
6年1月	3,062,502	3,057,773	361	-	4,368
6年2月	3,088,507	3,085,916	374	-	2,217
6年3月	2,940,899	2,937,319	367	-	3,213
1日平均	99,105	98,958	11	-	136



(10)薬品使用状況

上段:注入量(単位:ℓ)

下段:平均注入率(単位:ppm)

薬品名 月別	次亜塩素酸ナトリウム							
	合計	東長崎	本河内	小ヶ倉	浦上	道ノ尾	手熊	三重
総数	660,625	100,305	45,288	71,010	143,774	31,400	223,607	45,241
	1.41	2.07	2.31	1.69	2.19	0.75	1.07	1.05
令和5年	48,133	7,821	3,469	4,720	10,482	2,315	15,966	3,360
4月	1.29	2.05	2.14	1.58	1.89	0.65	0.97	1.02
5月	53,843	8,075	3,616	5,074	11,638	2,555	18,935	3,950
	1.39	2.03	2.19	1.61	2.04	0.69	1.10	1.14
6月	55,538	8,041	3,830	5,274	11,873	2,785	19,853	3,882
	1.46	2.04	2.39	1.68	2.20	0.78	1.17	1.15
7月	63,317	9,394	3,842	6,056	14,687	3,020	22,254	4,064
	1.58	2.25	2.33	1.74	2.59	0.82	1.24	1.15
8月	72,538	11,275	5,006	7,340	18,375	3,180	22,890	4,472
	1.77	2.61	2.76	2.03	3.11	0.87	1.27	1.22
9月	66,482	11,121	4,734	6,730	15,002	3,060	21,408	4,427
	1.71	2.68	2.91	2.02	2.66	0.86	1.26	1.23
10月	64,610	9,143	4,192	7,268	15,132	3,175	21,478	4,222
	1.61	2.15	2.57	2.15	2.54	0.87	1.22	1.15
11月	54,290	7,978	4,011	5,772	11,680	2,755	18,439	3,655
	1.39	1.98	2.47	1.78	2.33	0.78	1.03	1.02
12月	47,804	6,945	3,378	5,492	10,112	2,340	16,109	3,428
	1.18	1.69	2.08	1.56	1.89	0.65	0.88	0.90
令和6年	45,570	6,942	3,028	5,930	8,968	2,195	15,330	3,177
1月	1.15	1.72	1.89	1.51	1.65	0.69	0.86	0.84
2月	42,258	6,502	2,893	5,708	7,657	1,670	14,696	3,132
	1.15	1.74	1.89	1.39	1.59	0.66	0.89	0.90
3月	46,241	7,068	3,288	5,646	8,168	2,350	16,249	3,472
	1.19	1.78	2.03	1.37	1.62	0.63	0.97	0.94

上段:注入量(単位:kg)

下段:平均注入率(単位:ppm)

薬品名 月別	ポリ塩化アルミニウム							
	合計	東長崎	本河内	小ヶ倉	浦上	道ノ尾	手熊	三重
総数	1,139,735.0	169,822	70,430	109,673	204,964	67,855	432,307	84,684
	24.30	35.01	35.92	26.10	31.29	16.19	20.73	19.72
令和5年 4月	86,208.8	13,790	6,063	7,270	14,594	5,510	32,640	6,342
	23.07	36.19	37.44	24.28	26.35	15.41	19.75	19.18
5月	91,687.0	15,109	5,652	8,249	15,645	6,015	34,548	6,469
	23.63	38.02	34.18	26.15	27.40	16.30	20.14	18.70
6月	91,027.4	14,169	5,403	8,267	16,628	5,740	34,478	6,342
	24.01	36.03	33.71	26.31	30.80	16.18	20.39	18.76
7月	97,021.2	14,826	5,937	9,116	18,424	5,990	36,102	6,626
	24.19	35.53	35.93	26.21	32.49	16.25	20.15	18.73
8月	99,411.8	14,292	6,254	9,868	18,356	6,110	37,656	6,876
	24.20	33.13	34.43	27.23	31.05	16.67	20.83	18.71
9月	100,675.4	14,734	5,526	9,693	20,649	5,735	37,020	7,318
	25.95	35.52	33.96	29.08	36.68	16.21	21.86	20.39
10月	103,715.2	14,732	5,152	11,401	21,971	5,825	36,879	7,755
	25.82	34.69	31.53	33.76	36.82	15.88	20.94	21.17
11月	96,541.2	14,075	5,466	8,293	19,217	5,680	36,525	7,285
	24.80	34.86	33.60	25.59	38.30	16.06	20.43	20.25
12月	96,463.2	14,010	6,442	8,208	17,250	5,470	37,516	7,567
	23.88	34.06	39.70	23.24	32.19	15.15	20.47	19.79
令和6年 1月	93,061.2	13,507	6,531	8,883	15,046	5,095	36,526	7,473
	23.39	33.40	40.72	22.66	27.63	16.12	20.46	19.85
2月	89,706.4	12,882	6,188	9,464	12,674	4,585	36,597	7,316
	24.43	34.46	40.48	23.04	26.36	18.18	22.11	21.10
3月	94,216.2	13,696	5,814	10,961	14,510	6,100	35,820	7,315
	24.17	34.45	35.95	26.64	28.76	16.41	21.28	19.84

単位:リットル

月別	薬品名	液体苛性ソーダ				
		合計	本河内	小ヶ倉	手熊	三重
年間合計		339,042	0	30,634	255,403	53,005
平均注入率(ppm)		2.29	0.00	1.46	2.45	2.47
令和5年	4月	23,126	0	1,778	17,693	3,655
	5月	24,309	0	2,486	18,078	3,745
	6月	24,108	0	2,662	17,791	3,655
	7月	25,712	0	2,954	18,944	3,814
	8月	29,455	0	3,224	22,214	4,017
	9月	32,879	0	2,998	25,000	4,881
	10月	33,717	0	4,042	24,522	5,153
	11月	29,745	0	2,256	22,790	4,699
	12月	29,491	0	1,418	23,078	4,995
令和6年	1月	28,768	0	1,460	22,406	4,902
	2月	28,433	0	1,882	21,829	4,722
	3月	29,299	0	3,474	21,058	4,767

単位:kg

月別	薬品名	ソーダ灰	
		合計	道ノ尾
年間合計		19,380	19,380
平均注入率(ppm)		4.62	4.62
令和5年	4月	1,623	1,623
	5月	1,730	1,730
	6月	1,638	1,638
	7月	1,751	1,751
	8月	1,762	1,762
	9月	1,460	1,460
	10月	1,788	1,788
	11月	1,663	1,663
	12月	1,674	1,674
令和6年	1月	1,354	1,354
	2月	1,210	1,210
	3月	1,727	1,727

単位:kg

月別	薬品名	炭酸ガス		
		合計	東長崎	浦上
年間合計		11,363	8,543	2,820
令和5年	4月	645	465	180
	5月	412	352	60
	6月	181	181	0
	7月	509	419	90
	8月	538	538	0
	9月	650	560	90
	10月	1,616	1,076	540
	11月	869	659	210
	12月	1,380	1,140	240
令和6年	1月	1,676	1,196	480
	2月	1,246	766	480
	3月	1,641	1,191	450

単位: kg

月別	薬品名	粉末活性炭						
		合計	東長崎	本河内	小ヶ倉	浦上	道ノ尾	手熊
年間合計		51,749	45,755	0	5,654	340	0	0
平均注入率(ppm)		9.14	9.43	0.00	0	0.95	0	0
令和5年 4月		3,571	3,571	0	0	0	0	0
5月		3,764	3,734	0	0	30	0	0
6月		4,367	4,367	0	0	0	0	0
7月		4,889	4,859	0	0	30	0	0
8月		6,673	5,139	0	1,534	0	0	0
9月		6,309	4,653	0	1,656	0	0	0
10月		5,924	3,230	0	2,464	230	0	0
11月		3,086	3,056	0	0	30	0	0
12月		3,803	3,803	0	0	0	0	0
令和6年 1月		3,354	3,334	0	0	20	0	0
2月		2,910	2,910	0	0	0	0	0
3月		3,101	3,101	0	0	0	0	0

単位: kg

月別	薬品名	硫酸銅						
		合計	本河内高部	本河内低部	中尾	浦上	鹿尾	式見
年間合計		760	80	0	200	480	0	0
令和5年 4月		0	0	0	0	0	0	0
5月		0	0	0	0	0	0	0
6月		0	0	0	0	0	0	0
7月		320	0	0	0	320	0	0
8月		240	80	0	0	160	0	0
9月		0	0	0	0	0	0	0
10月		0	0	0	0	0	0	0
11月		200	0	0	200	0	0	0
12月		0	0	0	0	0	0	0
令和6年 1月		0	0	0	0	0	0	0
2月		0	0	0	0	0	0	0
3月		0	0	0	0	0	0	0

(11) 薬品費

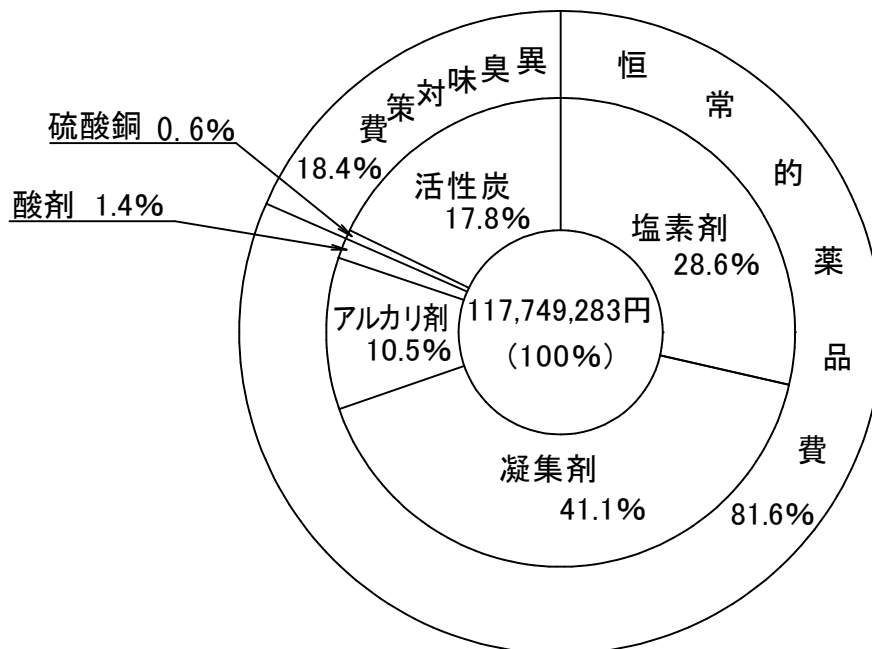
ア)ろ過水量1m³当たりに対する薬品費

単位:円

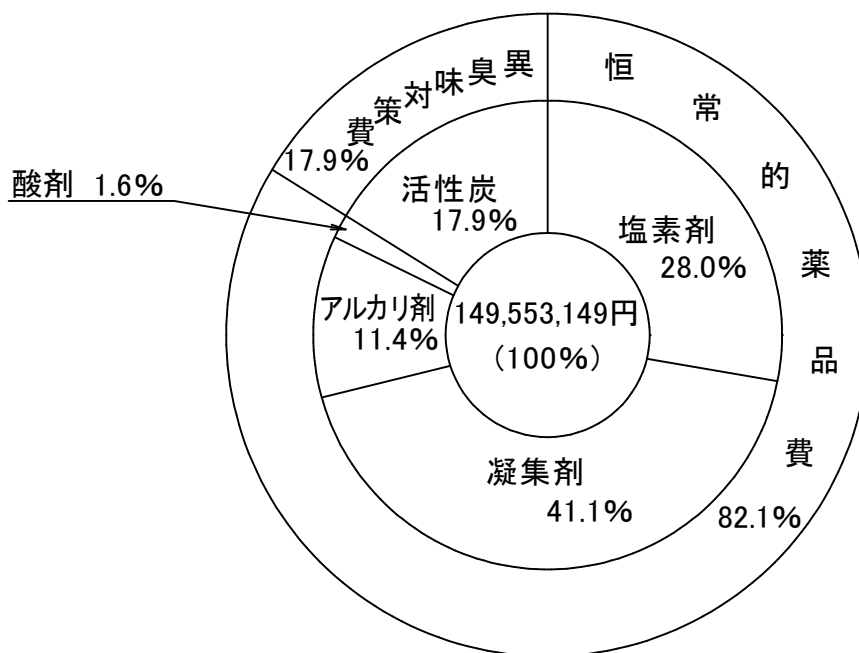
年度 浄水場名	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 体	2.09	2.09	2.11	2.65	3.08
東長崎浄水場	5.28	5.39	5.55	6.81	7.81
本河内浄水場	2.73	2.19	2.98	3.49	4.03
小ヶ倉浄水場	1.55	1.43	1.77	2.25	3.13
浦上浄水場	1.74	1.88	2.06	2.67	3.42
道ノ尾浄水場	1.89	1.42	1.77	2.02	23.75
手熊浄水場	1.27	1.68	1.52	1.82	1.94
三重浄水場	1.43	1.76	1.45	1.89	1.73

(イ) 浄水薬品費構成表

② 令和4年度



② 令和5年度



(13)水質試験成績

(ア)原水水質試験成績

項目	浄水場	単位	本河内浄水場		小ヶ倉浄水場		浦上浄水場		東長崎浄水場	
			回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値
気温		度	12	20.6	12	20.6	12	18.9	12	20.1
水温		度	12	18.4	12	16.9	12	19.3	12	18.5
健康に 関連 する 項目	一般細菌	個/mL	12	560	12	120	12	450	12	450
	大腸菌	MPN/100mL	12	16	12	9.4	12	99	12	53
	カドミウム及びその化合物	mg/L	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003	2	<0.0003
	水銀及びその化合物	mg/L	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
	セレン及びその化合物	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
	鉛及びその化合物	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
	ヒ素及びその化合物	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
	六価クロム化合物	mg/L	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
	亜硝酸態窒素	mg/L	12	<0.004	12	<0.004	12	0.012	12	<0.004
	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	12	0.45	12	0.33	12	0.15	12	0.41
	フッ素及びその化合物	mg/L	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
	ホウ素及びその化合物	mg/L	2	0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	0.01
	四塩化炭素	mg/L	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002	2	<0.0002
	1,4-ジオキサン	mg/L	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005	2	<0.005
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004	2	<0.004
	ジクロロメタン	mg/L	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	
トリクロロエチレン	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	
ベンゼン	mg/L	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	2	<0.001	
水道水 が有 すべ き性 状に 関連 する 項目	亜鉛及びその化合物	mg/L	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01
	アルミニウム及びその化合物	mg/L	2	0.50	2	0.04	2	0.45	2	0.62
	鉄及びその化合物	mg/L	2	0.22	2	0.16	2	0.25	2	0.23
	銅及びその化合物	mg/L	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01	2	<0.01
	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12	6.3	12	6.1	12	8.5	12	9.9
	マンガン及びその化合物	mg/L	2	0.034	2	0.062	2	0.051	2	0.031
	塩化物イオン	mg/L	12	7.8	12	8.8	12	9.5	12	9.6
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	12	27.9	12	31.0	12	52.6	12	60.4
	蒸発残留物	mg/L	2	70	2	68	2	108	2	104
	陰イオン界面活性剤	mg/L	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	1	<0.02
	ジエオスミン(ng/L)	ng/L	4	2	4	2	4	2	4	<1
	2-メチルイソボルネオール(ng/L)	ng/L	4	1	4	<1	4	<1	4	<1
	非イオン界面活性剤	mg/L	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	0.002
	フェノール類	mg/L	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	12	1.7	12	1.1	12	1.7	12	1.0
	pH値		12	7.4	12	7.0	12	8.2	12	7.9
	臭気		0/12	異常なし	0/12	異常なし	1/12	1回検出	1/12	1回検出
色度	度	12	10	12	5.0	12	9.9	12	7.1	
濁度	度	12	8.5	12	1.9	12	12	12	3.1	

(13)水質試験成績

(イ)給水栓水水質試験成績(1)

項目	浄水場	基準値	本河内浄水場		小ヶ倉浄水場		浦上浄水場	
			回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値
気温		—	12	19.7	12	19.7	12	19.7
水温		—	12	19.2	12	19.7	12	19.7
健康に 関連す る 項 目	一般細菌	100個/mL以下	12	0	12	0	12	0
	大腸菌	検出されないこと	12	不検出	12	不検出	12	不検出
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	0.44	12	0.32	12	0.21
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002
	1,4-ジ'オキサン	0.05mg/L以下	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	塩素酸	0.6mg/L以下	4	0.16	4	0.07	4	0.09
	クロ酢酸	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	クロホルム	0.06mg/L以下	4	0.014	4	0.016	4	0.014
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	0.006	4	0.009	4	0.006
	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4	0.004	4	0.004	4	0.002
	臭素酸	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	0.026	4	0.029	4	0.024	
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	0.010	4	0.011	4	0.007	
ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	0.008	4	0.010	4	0.007	
ブromホルム	0.09mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	
水道 水 が 有 す べ き 性 状 に 関 連 す る 項 目	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	0.04	4	0.02	4	0.07
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	12	8.6	12	8.4	12	10.2
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
	塩化物イオン	200mg/L以下	12	13.0	12	12.8	12	13.9
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	12	26.9	12	31.8	12	54.5
	蒸発残留物	500mg/L以下	4	64	4	68	4	95
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02
	ジェオスミン(ng/L)	10ng/L以下	4	<1	4	2	4	2
	2-メチルイソボルネオール(ng/L)	10ng/L以下	4	<1	4	<1	4	<1
	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
	フェノール類	0.005mg/L以下	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	0.6	12	0.7	12	0.8	
pH値	5.8以上8.6以下	12	7.2	12	7.3	12	7.6	
味	異常でないこと	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	
臭気	異常でないこと	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	
色度	5度以下	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	
濁度	2度以下	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	
残留塩素	(目)1mg/L以下	12	0.65	12	0.78	12	0.78	

東長崎浄水場		道ノ尾浄水場		手熊浄水場(江戸町)		手熊浄水場(蚊焼町)		手熊浄水場(脇岬町)		手熊浄水場(川原町)	
回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値
12	18.3	12	18.3	12	19.7	12	19.6	12	19.6	12	19.6
12	21.0	12	18.0	12	18.5	12	20.1	12	21.1	12	20.2
12	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0
12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出
4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003
2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
12	0.42	12	0.28	12	0.41	12	0.41	12	0.41	12	0.41
12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	0.01	4	0.01	4	0.01
4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002
4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	0.12	4	0.07	4	0.07	4	<0.06	4	<0.06	4	<0.06
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
4	0.011	4	0.005	4	0.008	4	0.012	4	0.013	4	0.012
4	0.004	4	<0.002	4	0.004	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
4	0.004	4	0.002	4	0.004	4	0.006	4	0.006	4	0.006
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	0.021	4	0.010	4	0.020	4	0.026	4	0.029	4	0.028
4	0.006	4	0.004	4	0.006	4	0.006	4	0.007	4	0.007
4	0.007	4	0.004	4	0.007	4	0.009	4	0.010	4	0.010
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008
4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
4	0.06	4	0.03	4	0.05	4	0.06	4	0.06	4	0.06
4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03
4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
12	12.4	12	7.3	12	9.0	12	9.0	12	9.0	12	9.0
4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
12	16.2	12	6.7	12	12.2	12	12.1	12	12.1	12	12.1
12	65.8	12	16.6	12	24.8	12	24.3	12	24.5	12	24.2
4	127	4	60	4	60	4	63	4	64	4	61
2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02
4	<1	4	1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1
4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1
2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
12	0.5	12	<0.3	12	0.5	12	0.4	12	0.5	12	0.4
12	7.5	12	7.1	12	7.5	12	7.6	12	7.6	12	7.6
0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5
12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1
12	0.68	12	0.43	12	0.67	12	0.55	12	0.52	12	0.54

(13)水質試験成績

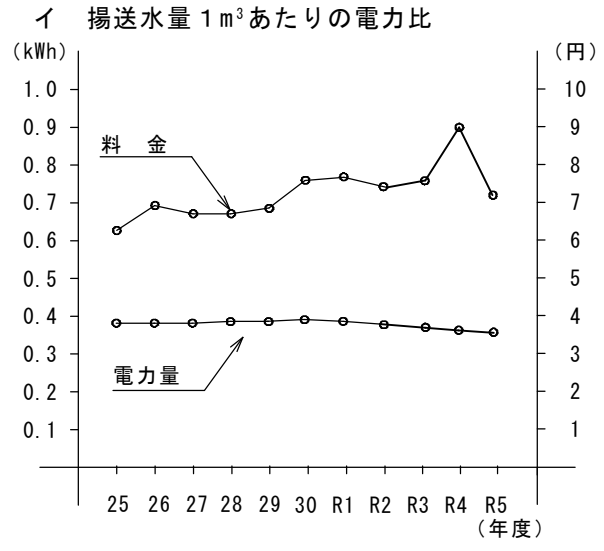
(イ)給水栓水水質試験成績(2)

項目	浄水場	基準値	三重浄水場(畷刈町)		三重浄水場(長浦町)		三重浄水場(神浦下道徳町)	
			回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値
気温		—	12	18.3	12	20.6	12	21.0
水温		—	12	20.5	12	20.4	12	22.6
健康に 関連す る 項 目	一般細菌	100個/mL以下	12	0	12	0	12	0
	大腸菌	検出されないこと	12	不検出	12	不検出	12	不検出
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	0.43	12	0.42	12	0.42
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	4	0.01	4	0.01	4	0.01
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002
	1,4-ジ'オキサン	0.05mg/L以下	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	塩素酸	0.6mg/L以下	4	0.08	4	0.07	4	0.07
	クロ酢酸	0.02mg/L以下	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
	クロホルム	0.06mg/L以下	4	0.009	4	0.007	4	0.009
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	0.003	4	0.005	4	0.004
	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4	0.004	4	0.004	4	0.005
	臭素酸	0.01mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	0.021	4	0.018	4	0.023
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	0.004	4	0.004	4	0.004	
ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	0.007	4	0.006	4	0.008	
ブromホルム	0.09mg/L以下	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	
水道 水 が 有 す べ き 性 状 に 関 連 す る 項 目	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	<0.01	4	<0.01	4	0.02
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	0.04	4	0.04	4	0.04
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	12	8.6	12	8.6	12	8.6
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
	塩化物イオン	200mg/L以下	12	11.7	12	11.5	12	11.6
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	12	23.4	12	22.8	12	23.2
	蒸発残留物	500mg/L以下	4	58	4	56	4	56
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02
	ジェオスミン(ng/L)	10ng/L以下	4	<1	4	<1	4	<1
	2-メチルイソボルネオール(ng/L)	10ng/L以下	4	<1	4	<1	4	<1
	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
	フェノール類	0.005mg/L以下	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	0.3	12	0.3	12	<0.3	
pH値	5.8以上8.6以下	12	7.4	12	7.4	12	7.4	
味	異常でないこと	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	
臭気	異常でないこと	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	
色度	5度以下	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5	
濁度	2度以下	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	
残留塩素	(目)1mg/L以下	12	0.61	12	0.67	12	0.58	

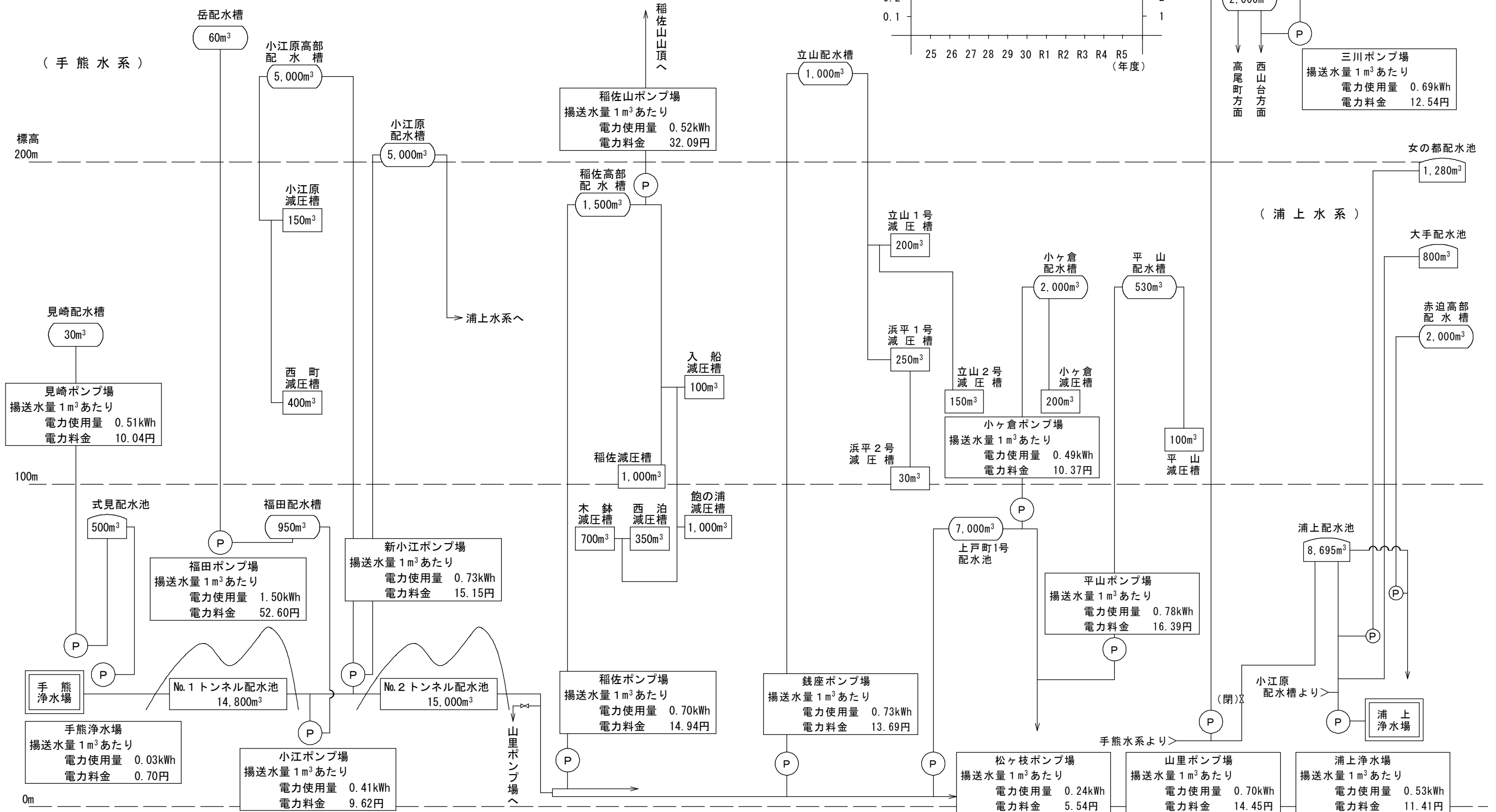
扇山配水池		乾場配水池		狸岩減圧槽		牧野浄水場		黒崎浄水場		大中尾浄水場	
回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値
12	21.0	12	21.0	12	21.0	12	19.1	12	19.1	12	19.1
12	18.9	12	18.4	12	21.3	12	16.8	12	18.2	12	18.6
12	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0
12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出	12	不検出
4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003	4	<0.0003
2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005	2	<0.00005
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004	12	<0.004
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
12	0.20	12	0.43	12	0.42	12	0.43	12	0.42	12	0.19
12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08	12	<0.08
4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002	4	<0.0002
4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004	4	<0.004
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	0.11	4	0.16	4	0.17	4	0.16	4	0.16	4	0.11
4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002	4	<0.002
4	0.010	4	0.018	4	0.016	4	0.020	4	0.017	4	0.008
4	0.004	4	0.006	4	0.009	4	0.004	4	0.012	4	0.011
4	0.004	4	0.004	4	0.004	4	0.004	4	0.003	4	0.004
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	0.021	4	0.031	4	0.028	4	0.033	4	0.030	4	0.018
4	0.009	4	0.008	4	0.008	4	0.010	4	0.011	4	0.012
4	0.007	4	0.010	4	0.009	4	0.010	4	0.009	4	0.007
4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001	4	<0.001
4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008	4	<0.008
4	0.03	4	<0.01	4	0.02	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
4	0.03	4	0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	0.01	4	0.03
4	<0.03	4	<0.03	4	0.04	4	<0.03	4	<0.03	4	<0.03
4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01	4	<0.01
12	6.9	12	7.0	12	7.1	12	6.9	12	7.0	12	6.7
4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005	4	<0.005
12	10.5	12	11.0	12	11.2	12	11.0	12	11.0	12	10.2
12	24.3	12	20.4	12	20.8	12	20.7	12	20.4	12	23.7
4	52	4	52	4	50	4	53	4	52	4	55
2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02	2	<0.02
4	<1	4	1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1
4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1	4	<1
2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002	2	<0.002
2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005	2	<0.0005
12	<0.3	12	0.4	12	0.4	12	0.4	12	0.4	12	<0.3
12	7.4	12	7.2	12	7.3	12	7.2	12	7.2	12	7.4
0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし	0/12	異常なし
12	<0.5	12	<0.5	12	0.7	12	<0.5	12	<0.5	12	<0.5
12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1	12	<0.1
12	0.52	12	0.57	12	0.53	12	0.46	12	0.68	12	0.77

(13) 電力使用量と電力料金

年度	揚送水量 (m³)	電力量 (kWh)	電気料金 (円)	揚送水量 1 m³ あたり	
				電力量 (kWh)	料金 (円)
令和元年度	74,611,952	29,158,911	573,622,847	0.39	7.69
令和2年度	73,574,771	27,981,819	529,151,218	0.38	7.19
令和3年度	77,020,040	28,844,866	579,083,120	0.37	7.52
令和4年度	78,863,605	28,409,555	707,141,013	0.36	8.97
令和5年度	76,391,028	26,552,777	545,625,672	0.35	7.14



ア 主要水系配水動力コスト模式図 (令和5年度)



(14) 管路総延長

年度末現在 (単位: m)

年度 \ 区分	総数	75mm未満	75~200mm	250~450mm	500~900mm	1,000mm以上
令和元年度	2,634,180	816,152	1,436,032	282,651	68,333	31,012
令和2年度	2,655,462	819,634	1,443,910	291,288	69,618	31,012
令和3年度	2,663,024	821,910	1,446,294	292,473	71,043	31,304
令和4年度	2,617,395	816,388	1,406,958	283,230	79,649	31,170
令和5年度	2,621,319	818,519	1,408,179	283,301	80,150	31,170
導水管 (取水管・ずい道等を含む)	80,999	0	0	38,066	22,999	19,935
送水管	240,688	19,817	127,877	76,538	9,735	6,720
配水管	2,299,632	798,702	1,280,302	168,697	47,416	4,515

令和5年度 北海道 根室本線 新得駅 付近

(15) 給水装置工事

給水装置工事申込受付件数

(単位: 件)

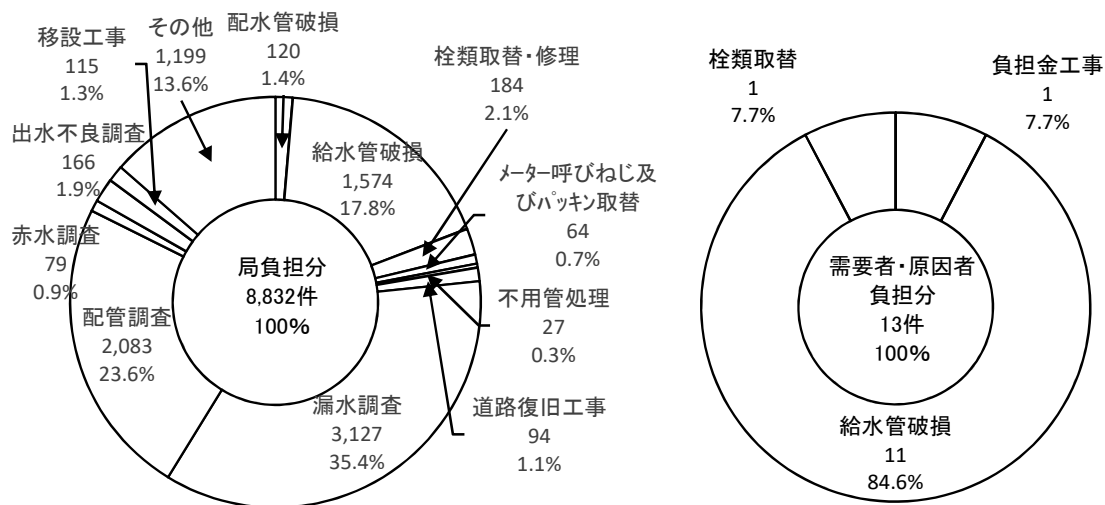
区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新設工事	1,623	1,170	1,206	1,394	1,161
臨時用	101	93	91	102	78
外線工事	45	37	73	68	45
内線工事	3	1	6	0	1
改造工事	1,095	1,028	1,094	874	870
増設工事	30	22	24	20	17
撤去	102	9	11	13	13
計	2,999	2,360	2,505	2,471	2,185

(16) 修繕及び調査等

(単位：件)

年度・月別	区分	総計	局負担分	需要者・原因者負担
平成28年度		9,325	9,309	16
平成29年度		9,251	9,232	19
平成30年度		9,479	9,462	17
令和元年度		8,388	8,375	13
令和2年度		9,336	9,320	16
令和3年度		9,418	9,403	15
令和4年度		9,341	9,331	10
令和5年度		8,845	8,832	13
令和5年	4月	526	524	2
	5月	636	635	1
	6月	714	713	1
	7月	850	847	3
	8月	1,148	1,146	2
	9月	971	971	0
	10月	937	935	2
	11月	752	752	0
	12月	667	667	0
令和6年	1月	585	585	0
	2月	529	529	0
	3月	530	528	2

備考：※平成21年度からメーター上流は局負担
 ※平成22年度からメーター下流の修繕は民間移譲
 ※平成23年度からメーター下流の漏水調査は民間移譲
 ※給・配水施設維持管理業務のうち修繕工事に分類されるもの
 (配水管破損修繕、給水管破損修繕、栓類の取替・修理、メーター呼びねじ及びパッキン取替、
 不要管処理、道路復旧工事、漏水調査、配管調査、赤水調査、出水不良調査、移設工事、その他)



(17) 水道メーター

(ア) 検査実績

(単位：件)

		計	合格	不合格	検査不能
検査件数		5	5	0	0
内訳	現場検査	0	0	0	0
	引上検査	5	5	0	0

(イ) 取付・取替・撤去・修理状況

(単位：件)

区分 口径	総数	取付			取替			撤去	改造修理
		計	新規	復活	計	事故	検定		
総数	45,109	2,745	1,818	927	20,958	66	20,892	2,606	18,800
13mm	30,496	1,604	896	708	13,314	36	13,278	2,178	13,400
20mm	13,456	1,094	885	209	7,001	17	6,984	361	5,000
25mm	767	26	20	6	404	7	397	37	300
30mm	4	0	0	0	2	0	2	0	2
40mm	243	10	6	4	166	1	165	17	50
50mm	111	7	7	0	67	3	64	5	32
75mm	19	3	3	0	2	2	0	4	10
100mm	10	0	0	0	0	0	0	4	6
150mm	3	1	1	0	2	0	2	0	0
250mm	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300mm	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(ウ) 設置状況 (令和6年3月31日現在)

(単位：個)

区分 口径	総数	設置数	臨時用
総数	172,395	172,073	322
13mm	113,231	113,036	195
20mm	52,859	52,767	92
25mm	3,808	3,788	20
30mm	18	18	0
40mm	1,664	1,652	12
50mm	602	599	3
75mm	169	169	0
100mm	35	35	0
150mm	6	6	0
200mm	1	1	0
250mm	1	1	0
300mm	1	1	0

(18) 給水・廃止受付状況

(単位:件)

受付区分		年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		申 込	移 転					
電 話	申 込			12,900	12,199	11,627	11,353	11,248
	移 転			4,068	4,109	4,091	3,780	3,730
	廃 止			13,302	12,419	12,955	12,790	12,217
	そ の 他			6,929	6,840	6,586	6,897	6,653
	計			37,199	35,567	35,259	34,820	33,848
窓 口	新 規			2,237	1,859	2,109	1,726	2,185
	申 込			1,066	711	887	1,344	641
	移 転			215	225	194	203	159
	廃 止			986	806	868	795	930
	そ の 他			8,628	7,433	7,169	9,102	9,246
	計			13,132	11,034	11,227	13,170	13,161
イ ン タ ー ネット	申 込			1,353	1,824	1,885	2,638	2,717
	移 転			263	1,685	474	415	473
	廃 止			1,521	413	1,790	1,990	2,046
	計			3,137	3,922	4,149	5,043	5,236
職 権				579	498	457	531	496
合 計				54,047	51,021	51,092	53,564	52,741

(19) 検針状況

(単位:件、%)

区分		年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		検 針 数 (A)	検 針 不 能 数 (B)					
検 針 数 (A)				1,388,250	1,389,763	1,384,456	1,395,432	1,388,490
検 針 不 能 数 (B)	メ ー タ ー 故 障			13	31	33	25	43
	埋 没 ・ そ の 他			156	216	185	173	264
	計			169	247	218	198	307
実 検 針 数 (C) = (A) - (B)				1,388,081	1,389,516	1,384,238	1,395,234	1,388,183
実 検 針 率 (C) / (A)				99.99	99.98	99.98	99.99	99.98

(20) 水道料金調定状況

(単位：件、円)

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	2,522,799	2,518,090	2,512,531	2,507,232	2,501,775
金額	9,669,288,066	9,645,687,037	9,489,940,727	9,374,706,854	9,263,268,678	

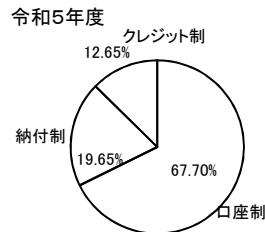
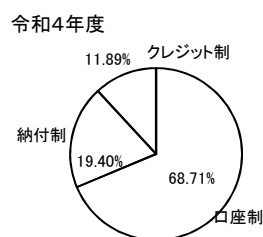
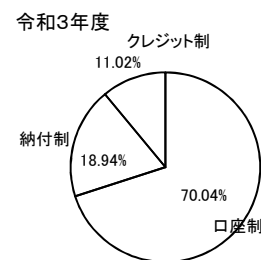
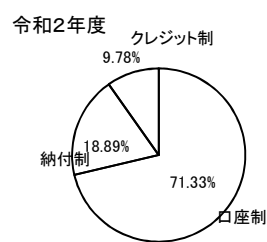
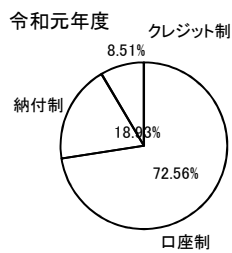
※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

(21) 料金支払方法別調定件数の推移

(単位：件、%)

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	口座制	件数	152,521	149,713	146,613	143,749
割合		72.56	71.33	70.04	68.71	67.70
納付制	件数	39,799	39,651	39,654	40,578	40,993
	割合	18.93	18.89	18.94	19.40	19.65
クレジット制	件数	17,885	20,529	23,060	24,881	26,403
	割合	8.51	9.78	11.02	11.89	12.65
件数合計		210,205	209,893	209,327	209,208	208,645

※ 件数は、各年度3月分の当初調定件数



(22) 水道料金収納状況

(上段：件数(件)、下段：金額(円))

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
口座振替	1,780,100 6,952,958,895	1,780,876 6,992,827,372	1,745,184 6,763,414,491	1,708,826 6,627,393,691	1,675,526 6,497,623,722
金融機関窓口	102,181 975,493,313	95,480 889,717,034	90,320 854,507,007	81,106 797,837,675	79,993 771,392,210
コンビニ	340,575 814,978,022	332,721 826,060,071	334,117 816,254,642	353,117 848,636,665	362,190 854,265,484
料金サービス課窓口	98,703 291,366,931	85,738 257,105,587	79,888 235,285,586	78,512 230,009,691	77,169 220,799,468
クレジット	201,693 652,974,694	228,434 774,891,125	261,768 860,506,993	286,068 914,097,003	306,227 957,775,168
収納合計	2,523,252 9,687,771,855	2,523,249 9,740,601,189	2,511,277 9,529,968,719	2,507,629 9,417,974,725	2,501,105 9,301,856,052

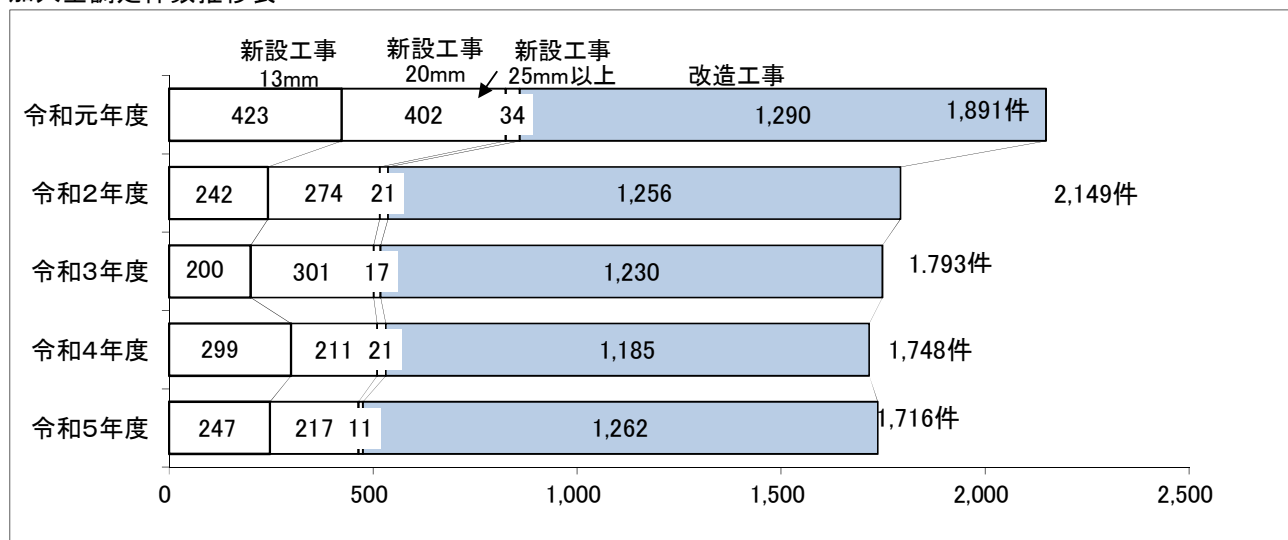
※ 収納額には、過年度分の水道料金も含む。

(23) 口径別加入金調定状況

(上段：件数(件)、下段：金額(円))

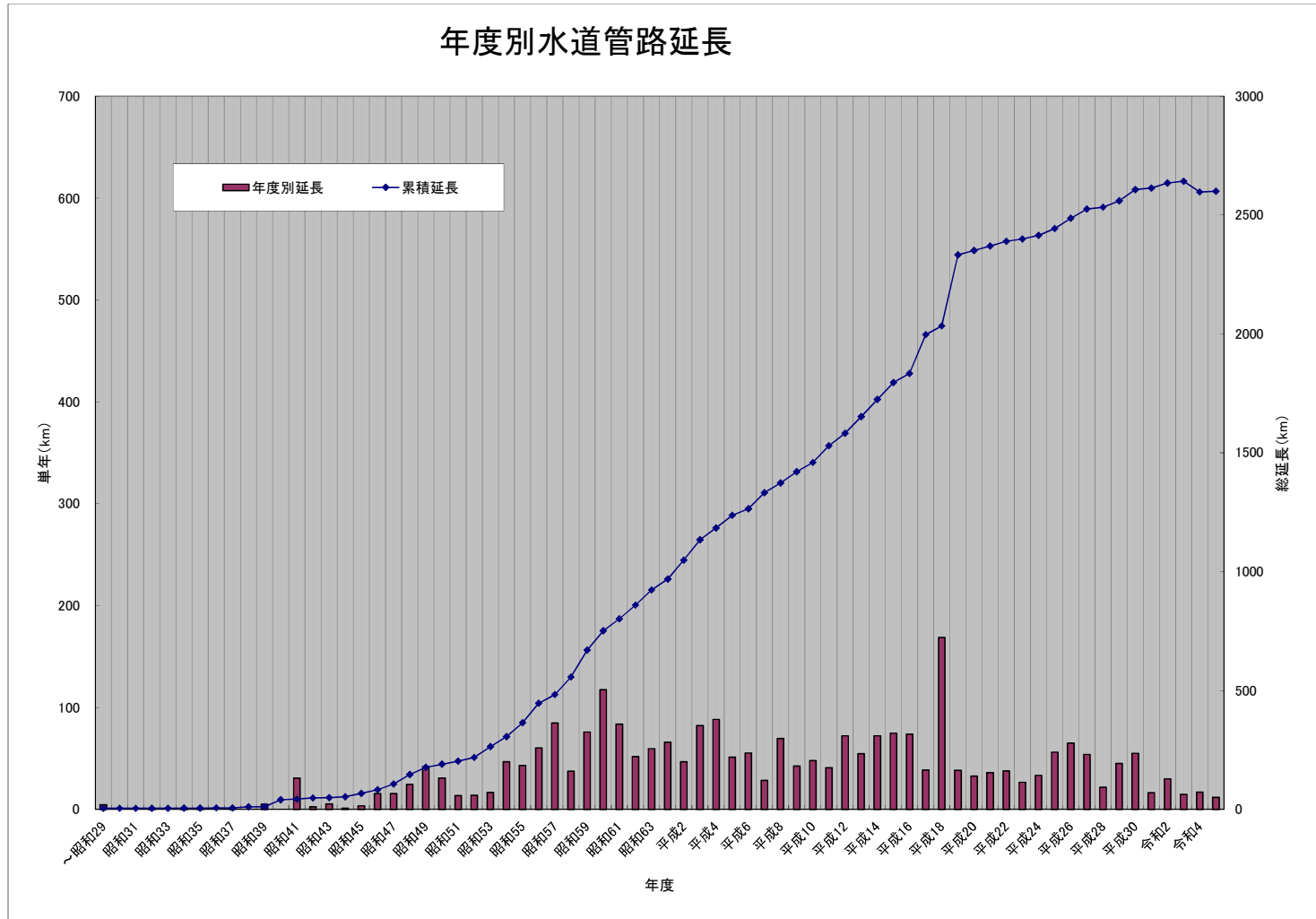
区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新設工事	13mm	423 27,664,800	242 15,972,000	200 13,200,000	299 19,734,000	247 16,302,000
	20mm	402 58,134,300	274 40,086,200	301 44,036,300	211 30,869,300	217 31,747,100
	25mm	16 4,355,000	14 3,850,000	11 3,025,000	17 4,675,000	5 1,375,000
	40mm	9 7,493,600	3 2,508,000	4 3,344,000	4 3,344,000	1 836,000
	50mm	7 8,885,600	2 2,552,000	2 2,552,000	0 0	4 5,104,000
	75mm	1 3,080,000	2 6,160,000	0 0	0 0	1 3,080,000
	100mm	1 5,335,000	0 0	0 0	0 0	0 0
	150mm	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	200mm	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小計	859 114,948,300	537 71,128,200	518 66,157,300	531 58,622,300	475 58,444,100
改造工事	1,290 110,669,100	1,256 108,097,000	1,230 105,164,400	1,185 99,652,300	1,262 117,928,800	
総計	2,149 225,617,400	1,793 179,225,200	1,748 171,321,700	1,716 158,274,600	1,737 176,372,900	

加入金調定件数推移表



年度	年度別延長一覽(km)	
	年度別延長	累積延長
～昭和29	4.3	4.2
昭和30	0.0	4.2
昭和31	0.0	4.3
昭和32	0.1	4.3
昭和33	0.0	4.5
昭和34	0.2	5.3
昭和35	0.8	5.3
昭和36	0.0	5.5
昭和37	0.3	5.5
昭和38	0.0	10.5
昭和39	5.1	10.5
昭和40	0.0	40.4
昭和41	30.8	42.7
昭和42	2.4	47.8
昭和43	5.3	48.9
昭和44	1.2	52.2
昭和45	3.4	67.2
昭和46	15.4	82.2
昭和47	15.4	105.9
昭和48	24.4	146.4
昭和49	41.8	176.2
昭和50	30.7	189.3
昭和51	13.6	202.7
昭和52	13.8	218.7
昭和53	16.5	263.9
昭和54	46.6	305.7
昭和55	43.1	364.2
昭和56	60.3	446.4
昭和57	84.8	482.7
昭和58	37.4	556.3
昭和59	75.9	670.2
昭和60	117.4	751.4
昭和61	83.6	801.6
昭和62	51.8	859.4
昭和63	59.6	923.4
平成元	65.9	968.7
平成2	46.7	1048.3
平成3	82.1	1133.9
平成4	88.2	1183.7
平成5	51.3	1237.3
平成6	55.3	1264.9
平成7	28.4	1332.4
平成8	69.6	1373.5
平成9	42.4	1419.9
平成10	47.8	1459.4
平成11	40.8	1529.4
平成12	72.1	1582.2
平成13	54.5	1652.2
平成14	72.1	1724.6
平成15	74.7	1796.2
平成16	73.8	1833.6
平成17	38.6	1997.3
平成18	168.7	2034.3
平成19	38.2	2333.1
平成20	32.4	2351.5
平成21	36.1	2369.9
平成22	37.6	2390.1
平成23	26.6	2399.3
平成24	33.3	2415.1
平成25	56.1	2444.0
平成26	65.1	2486.7
平成27	53.8	2525.7
平成28	21.5	2533.0
平成29	45.0	2559.7
平成30	55.0	2607.2
令和1	16.3	2613.7
令和2	29.9	2635.0
令和3	14.6	2642.6
令和4	16.9	2597.0
令和5	11.8	2600.9

年度別水道管路延長



年齢別水道管路布設状況

年齢別	～10年	11年～20年	21年～30年	31年～40年	41年～50年	51年～
各計	329.9 km	541.3 km	557.6 km	722.5 km	388.4 km	109.1 km

IV 水道料金

1 水道料金及び加入金変せん表

(1)水道料金

区 分		昭和27年8月		昭和30年8月		昭和33年7月		区分	昭和34年11月	昭和37年8月	昭和40年10月	昭和44年4月			
		基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金		基本料金	超過料金	基本料金	超過料金			
専 用 せ ん	放 任 給 水	家事用	170円	—	200円	—	—	—	基 本 料 金	10㎡まで 200円	10㎡まで 250円	8㎡まで 280円	8㎡まで 350円		
		営業用 第1種	340円	—	400円	—	—	—				ただし、	ただし、		
		“ 第2種	510円	—	600円	—	—	—				4㎡まで	4㎡まで		
		“ 第3種	680円	—	800円	—	—	—	—	250円	250円				
	計 量 給 水	家事用	10㎡まで 170円	20円	10㎡まで 200円	24円	10㎡まで 200円	24円	超 過 用 料 金	24円	30円	超過水量7㎡ までの部分 45円	超過水量12㎡ までの部分 70円		
		営業用 第1種	20㎡まで 340円	20円	20㎡まで 400円	24円	20㎡まで 400円	24円				7㎡を超える 部分 50円	12㎡を超える 部分 80円		
		“ 第2種	30㎡まで 510円	20円	30㎡まで 600円	24円	30㎡まで 600円	24円							
		“ 第3種	40㎡まで 680円	20円	40㎡まで 800円	24円	40㎡まで 800円	24円							
	ん	湯 屋 用	100㎡まで 1,300円	15円	100㎡まで 1,500円	17円	100㎡まで 1,500円	17円	浴 場 用	基本 1,500円	100㎡まで 1,875円	100㎡まで 2,625円	100㎡まで 3,030円		
										超過 17円	21円	30円	35円		
船 舶 給 水 用		1㎡につき 20円		1㎡につき 25円		1㎡につき 25円		共 用	基本 8㎡まで 140円	8㎡まで 155円	6㎡まで 170円	6㎡まで 170円			
共 用 せ ん	放 任 給 水	家事用	120円	—	140円	—	—	—	超 過	20円	22円	30円	40円		
		営業用 第1種	225円	—	265円	—	—	—							
		“ 第2種	300円	—	350円	—	—	—							
	計 量 給 水	家事用	8㎡まで 120円	17円	8㎡まで 140円	20円	8㎡まで 140円	20円	船 舶 用	1㎡につき 20円	1㎡につき 25円	1㎡につき 35円	1㎡につき 55円		
		営業用 第1種	15㎡まで 225円	17円	15㎡まで 265円	20円	15㎡まで 265円	20円		臨時用	1㎡につき 20円	1㎡につき 30円	1㎡につき 50円	1㎡につき 80円	
		“ 第2種	20㎡まで 300円	17円	20㎡まで 350円	20円	20㎡まで 350円	20円		改定率	—	23.36%	44.36%	43.93%	
私 設 消 火 せ ん		1口5分間までごとに 250円		1口5分間までごとに 250円		1口5分間までごとに 250円		算 定 期	—	〔 S37～ 41年度 〕	〔 S40～ 44年度 〕	〔 S44～ 47年度 〕			
備 考		※ 超過料金欄中はすべて「基本料金をこえて使用する場合に、そのこえる1㎡につき」の料金である。													

区 分		昭和50年10月	昭和55年4月	昭和59年4月	平成元年4月	平成5年4月	
一 般 用 料 金	基本 料金	8㎡まで	550円	730円	920円	1,050円	1,170円
		ただし、4㎡まで	350円	460円	600円	685円	760円
	超 過 料 金	8㎡を超え15㎡までの部分	110円	135円	165円	185円	205円
		15㎡を超え25㎡までの部分	120円	150円	185円	210円	235円
		25㎡を超え50㎡までの部分	140円	180円	220円	250円	280円
		50㎡を超え100㎡までの部分	160円	210円	260円	300円	335円
		100㎡を超え500㎡までの部分	180円	240円	300円	350円	390円
	500㎡を超える部分	200円	270円	330円	380円	425円	
浴 場 業 用	基本	80㎡まで	3,030円	3,500円	4,300円	4,950円	5,500円
	超 過	1㎡につき	70円	80円	100円	115円	130円
共 用	基本	6㎡まで	270円	350円	440円	510円	590円
	超 過	1㎡につき	65円	80円	100円	115円	130円
船 舶 用		1㎡につき	90円	150円	180円	210円	235円
臨 時 用		1㎡につき	200円	270円	330円	380円	425円
改 定 率		89.35%	30.17%	23.69%	14.17%	11.52%	
算 定 期 間		4年間 (S50～53年度)	2年間 (S55～56年度)	4年間 (S59～62年度)	3年間 (H元～3年度)	3年間 (H5～7年度)	
備 考	<p>※ 超過料金欄中はすべて「基本料金をこえて使用する場合に、そのこえる1㎡につき」の料金である。</p> <p>※ 平成26年5月分より、消費税及び地方消費税相当額(8%)を加算する。</p> <p>※ 平成9年5月分より消費税及び地方消費税相当額(5%)を加算する。</p> <p>※ 平成元年～平成9年5月までは消費税及び地方消費税相当額(3%)を加算する。</p>						

実施年度	平成13年4月				平成22年8月			
用途	基本料金		従量料金		基本料金		従量料金	
	メーターの口径	金額 (1か月につき)	単位	金額 (1㎡につき)	メーターの口径	金額 (1か月につき)	単位	金額 (1㎡につき)
一般用	20mm以下	805円	1㎡～ 10㎡	70円	20mm以下	805円	1㎡～ 10㎡	70円
	25mm	1,000円			25mm	1,000円		
	40mm	2,500円	11㎡～ 50㎡	270円	40mm	2,500円	11㎡～ 50㎡	260円
	50mm	4,500円			50mm	4,500円		
	75mm	9,500円	51㎡～ 100㎡	350円	75mm	9,500円	51㎡～ 100㎡	330円
	100mm	16,000円			100mm	16,000円		
	150mm	33,000円	101㎡以上	425円	150mm	33,000円	101㎡以上	396円
	200mm以上	45,000円			200mm以上	45,000円		
公衆浴場用	一般用と同じ		1㎡以上	70円	一般用と同じ		1㎡以上	70円
船舶用	一般用と同じ		1㎡以上	175円	一般用と同じ		1㎡以上	170円
臨時用	—		1㎡以上	425円	—		1㎡以上	396円
改定率	6.998%				▲3.14%			
算定期間	4年間(H13～16年度)				3年7カ月間(H22～25年度)			
備考	※ 水道料金は、上記の基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額(5%)を加算した額である。 ※ 平成13年5月分より適用。				※ 水道料金は、上記の基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額(10%)を加算した額である。 ※ 平成22年9月分より適用。			

(2) 水道利用加入金

メーター 口径	改定 年月	昭和51年5月 (創 設)	昭和55年4月	昭和59年4月
	加 入 金	金 額(円)	金 額(円)	金 額(円)
13mm		35,000	45,000	60,000
20mm		100,000	118,000	133,000
25mm		170,000	200,000	250,000
40mm		500,000	605,000	760,000
50mm		800,000	930,000	1,160,000
75mm		2,000,000	2,300,000	2,800,000
100mm		3,300,000	3,850,000	4,850,000
150mm		7,000,000	8,350,000	10,500,000
200mm 以上		管理者が別に 定める額	管理者が別に 定める額	管理者が別に 定める額

※ 令和元年10月1日からは昭和59年4月改定額に消費税及び地方消費税相当額(10%)を加算した額としている。

V 財 政

1 収支概況

(1) 令和5年度長崎市水道事業決算報告書

ア 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	11,045,624,000	—	—
第1項 営業収益	9,669,228,000	—	—
第2項 営業外収益	1,346,086,000	—	—
第3項 特別利益	30,310,000	—	—

支 出

区 分	予 算 額					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 水道事業費用	10,034,891,000	△ 153,565,000	—	—	—	9,881,326,000
第1項 営業費用	9,803,605,000	△ 153,565,000	—	△ 78,591,530	—	9,571,448,470
第2項 営業外費用	219,359,000	—	—	76,698,900	—	296,057,900
第3項 特別損失	10,927,000	—	—	1,892,630	—	12,819,630
第4項 予備費	1,000,000	—	—	—	—	1,000,000

イ 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	1,128,130,000	831,068,000	1,959,198,000	18,913,400
第1項 企業債	100,000,000	—	100,000,000	—
第2項 出資金	383,355,000	339,900,000	723,255,000	—
第3項 工事負担金	170,558,000	187,000	170,745,000	18,913,400
第4項 補助金	401,917,000	480,227,000	882,144,000	—
第5項 固定資産売却代金	54,392,000	—	54,392,000	—
第6項 基金収入	1,527,000	—	1,527,000	—
第7項 基金繰入金	16,381,000	10,754,000	27,135,000	—

支 出

区 分	予 算 額					地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継 続 繰 越	費 次 額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額			
第1款 資本的支出	7,617,319,000	1,638,698,000	—	9,256,017,000	305,076,060	—	—	
第1項 建設改良費	6,382,141,000	1,638,698,000	—	8,020,839,000	305,076,060	—	—	
第2項 企業債償還金	1,025,523,000	—	—	1,025,523,000	—	—	—	
第3項 投資	155,920,000	—	—	155,920,000	—	—	—	
第4項 返還金	53,735,000	—	—	53,735,000	—	—	—	

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額76,600,000円を除く。）が資本的支出額に不足す金3,958,099,973円、減債積立金61,165,000円及び建設改良積立金1,162,133,903円で補てんした。

(単位：円)

合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
11,045,624,000	11,107,301,699	61,677,699	
9,669,228,000	9,664,241,089	△ 4,986,911	(うち仮受消費税及び地方消費税871,222,902円)
1,346,086,000	1,388,779,141	42,693,141	(うち仮受消費税及び地方消費税 18,146,444円)
30,310,000	54,281,469	23,971,469	

(単位：円)

地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
—	9,881,326,000	9,470,408,125	—	410,917,875	
—	9,571,448,470	9,162,008,893	—	409,439,577	(うち仮払消費税及び地方消費税288,224,137円)
—	296,057,900	295,992,102	—	65,798	(うち仮払消費税及び地方消費税 360円)
—	12,819,630	12,407,130	—	412,500	(うち仮払消費税及び地方消費税 1,114,269円)
—	1,000,000	—	—	1,000,000	

(単位：円)

継続費繰越額 に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
—	1,978,111,400	991,416,169	△ 986,695,231	
—	100,000,000	100,000,000	—	
—	723,255,000	379,548,000	△ 343,707,000	翌年度繰越額に対する財源充当額 76,600,000円を含む 翌年度繰越額に対する財源充当額339,900,000円
—	189,658,400	78,586,400	△ 111,072,000	翌年度繰越額に対する財源充当額 12,644,200円 (うち仮受消費税及び地方消費税 18,090円)
—	882,144,000	362,981,000	△ 519,163,000	翌年度繰越額に対する財源充当額519,163,000円
—	54,392,000	54,592,898	200,898	(うち仮受消費税及び地方消費税 18,246円)
—	1,527,000	1,865,764	338,764	
—	27,135,000	13,842,107	△ 13,292,893	翌年度繰越額に対する財源充当額 12,364,545円

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 費 繰 越 額	合 計		
9,561,093,060	6,511,063,797	836,442,602	1,791,200,680	2,627,643,282	422,385,981	
8,325,915,060	5,310,800,289	836,442,602	1,791,200,680	2,627,643,282	387,471,489	(うち仮払消費税及び地方消費税 455,009,481円)
1,025,523,000	1,024,828,229	—	—	—	694,771	
155,920,000	155,846,333	—	—	—	73,667	
53,735,000	19,588,946	—	—	—	34,146,054	

る額5,596,247,628円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額414,848,752円、損益勘定留保資

(2) 令和5年度長崎市水道事業損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

単位：円

1 営業収益			
(1) 給水収益	8,425,182,082		
(2) 受託工事収益	4,399,755		
(3) 負担金	363,410,210		
(4) その他の営業収益	<u>26,140</u>	8,793,018,187	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,663,557,451		
(2) 配水費	876,904,459		
(3) 給水費	497,217,711		
(4) 受託工事費	19,808,043		
(5) 業務費	586,138,098		
(6) 総係費	460,576,050		
(7) 減価償却費	4,657,179,810		
(8) 資産減耗費	112,399,944		
(9) その他営業費用	<u>3,190</u>	<u>8,873,784,756</u>	
営業損失			△ 80,766,569
3 営業外収益			
(1) 受取利息	4,874,039		
(2) 負担金	23,494,000		
(3) 加入金	160,339,000		
(4) 長期前受金戻入	1,144,195,231		
(5) 雑収益	<u>45,061,205</u>	1,377,963,475	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	151,322,193		
(2) 雑支出	<u>10,043,649</u>	<u>161,365,842</u>	<u>1,216,597,633</u>
経常利益			1,135,831,064
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	53,384,817		
(2) 過年度損益修正益	<u>896,652</u>	<u>54,281,469</u>	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	148,500		
(2) 過年度損益修正損	<u>11,144,361</u>	<u>11,292,861</u>	<u>42,988,608</u>
当年度純利益			1,178,819,672
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>1,223,298,903</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>2,402,118,575</u></u>

(3) 令和5年度長崎市水道事業剰余金計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	資本金	剰余金						資本剰余金合計
		資本剰余金						
		受贈財産 評価額	工負担 事金	補助金	補償金	その他 資本 剰余金		
前年度末残高	92,983,823,035	2,311,136,445	46,482,383	457,247,629	1,472,818,627	177,596,561	4,465,281,645	
前年度処分額	1,071,089,394	-	-	-	-	-	-	
条例第5条 による処分額	-	-	-	-	-	-	-	
積立て	-	-	-	-	-	-	-	
条例第6条 による処分額	1,071,089,394	-	-	-	-	-	-	
組入れ	1,071,089,394	-	-	-	-	-	-	
処分後残高	94,054,912,429	2,311,136,445	46,482,383	457,247,629	1,472,818,627	177,596,561	4,465,281,645	
当年度変動額	379,609,380	-	-	-	6,914	1,858,850	1,865,764	
出資金 の受入れ	379,548,000	-	-	-	-	-	-	
資本金の修正	61,380	-	-	-	-	-	-	
資本剰余金 の受入れ	-	-	-	-	6,914	1,858,850	1,865,764	
当年度純利益	-	-	-	-	-	-	-	
積立金の使用	-	-	-	-	-	-	-	
当年度末残高	94,434,521,809	2,311,136,445	46,482,383	457,247,629	1,472,825,541	179,455,411	4,467,147,409	

(4) 令和5年度長崎市水道事業剰余金処分計算書

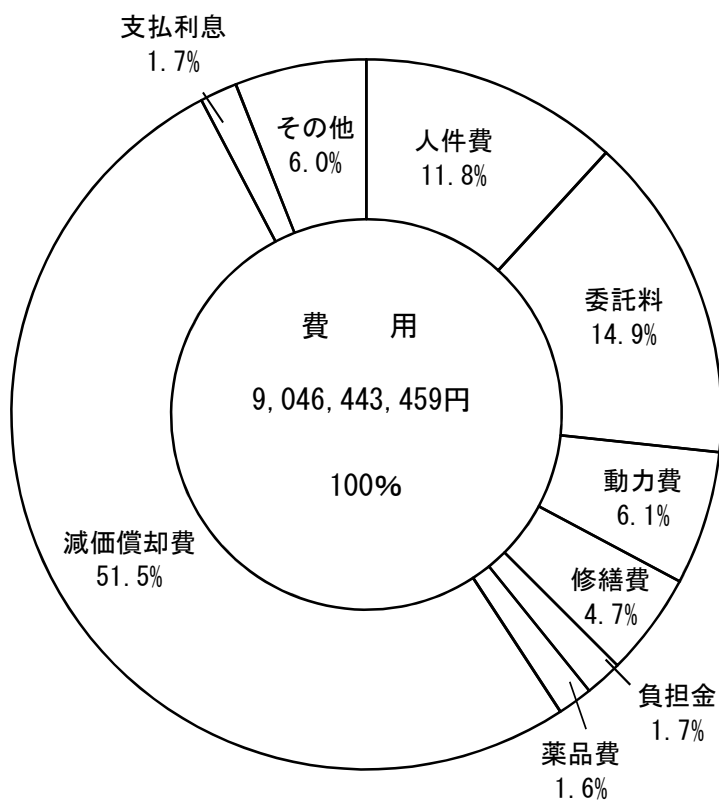
単位：円

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	94,434,521,809	4,467,147,409	2,402,118,575
条例第5条による処分額	-	-	△ 1,178,819,672
減債積立金の積立て	-	-	△ 58,941,000
建設改良積立金の積立て	-	-	△ 1,066,493,855
基金積立金の積立て	-	-	△ 53,384,817
条例第6条による資本金への組入れ	1,223,298,903	-	△ 1,223,298,903
処分後残高	95,657,820,712	4,467,147,409	(繰越利益剰余金) -

単位：円

余 金						資 本 合 計
利		益		剰 余 金		
減 債 積 立 金	利 益 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金	基 金 積 立 金	未 処 分 利 益 剰 余	利 益 剰 余 金 合 計	
61,165,000	17,476,942	1,162,133,903	—	1,920,830,257	3,161,606,102	100,610,710,782
42,488,000	—	807,252,863	—	△1,920,830,257	△1,071,089,394	—
42,488,000	—	807,252,863	—	△849,740,863	—	—
42,488,000	—	807,252,863	—	△849,740,863	—	—
—	—	—	—	△1,071,089,394	△1,071,089,394	—
—	—	—	—	△1,071,089,394	△1,071,089,394	—
103,653,000	17,476,942	1,969,386,766	—	(繰越利益剰余金) —	2,090,516,708	100,610,710,782
△61,165,000	—	△1,162,133,903	—	2,402,118,575	1,178,819,672	1,560,294,816
—	—	—	—	—	—	379,548,000
—	—	—	—	—	—	61,380
—	—	—	—	—	—	1,865,764
—	—	—	—	1,178,819,672	1,178,819,672	1,178,819,672
△61,165,000	—	△1,162,133,903	—	1,223,298,903	—	—
42,488,000	17,476,942	807,252,863	—	(当年度未処分利益剰余金) 2,402,118,575	3,269,336,380	102,171,005,598

(5) 令和5年度費用構成表



※消費税及び地方消費税相当額は含まない。

(6) 令和5年度長崎市水道事業貸借対照表 (令和6年3月31日)

単位：円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 7,663,106,936

ロ 立 木 8,359,964

ハ 建 物 5,467,160,287

減価償却累計額 △ 3,383,757,630 2,083,402,657

ニ 構 築 物 178,911,516,069

減価償却累計額 △ 87,242,392,431 91,669,123,638

ホ 機 械 及 び 装 置 25,267,440,107

減価償却累計額 △ 18,497,250,621 6,770,189,486

ヘ 車 両 運 搬 具 89,277,199

減価償却累計額 △ 78,302,693 10,974,506

ト 船 舶 622,500

減価償却累計額 △ 591,375 31,125

チ 工 具、器 具 及 び 備 品 507,841,821

減価償却累計額 △ 402,504,531 105,337,290

リ リ ー ス 資 産 102,360,572

減価償却累計額 △ 56,833,134 45,527,438

ヌ 建 設 仮 勘 定 5,995,707,978

有形固定資産合計 114,351,761,018

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 施 設 利 用 権 8,479,946,167

ロ ソ フ ト ウ ェ ア 131,392,066

ハ 建 設 仮 勘 定 1,258,190,260

無形固定資産合計 9,869,528,493

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券 870,000,000

ロ 出 資 金 5,448,000

ハ 基 金 1,207,586,483

投資その他の資産合計 2,083,034,483

固定資産合計 126,304,323,994

2 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金 15,259,984,374

(2) 未 収 金 1,311,721,450

貸倒引当金 △ 13,448,415 1,298,273,035

(3) 有 価 証 券 70,000,000

(4) 貯 蔵 品 88,675,651

流動資産合計 16,716,933,060

資産合計 143,021,257,054

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>7,662,308,598</u>	7,662,308,598	
企業債合計			
(2) リース債		31,815,652	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	1,283,353,000		
ロ 修繕引当金	<u>1,389,646,599</u>		
引当金合計		<u>2,672,999,599</u>	
固定負債合計			10,367,123,849
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>991,594,806</u>	991,594,806	
企業債合計			
(2) リース債		18,264,528	
(3) 未払金		2,661,077,275	
(4) 前受金		776,540	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	85,412,339		
ロ 法定福利費引当金	<u>17,287,503</u>		
引当金合計		<u>102,699,842</u>	
(6) 預り金		36,538,634	
流動負債合計			3,810,951,625
5 繰延収益			
(1) 長期前受金額		60,910,514,268	
収益化累計額		<u>△ 34,238,338,286</u>	
繰延収益合計			26,672,175,982
負債合計			<u>40,850,251,456</u>

資本の部

6 資本金			94,434,521,809
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	2,311,136,445		
ロ 工事負担金	46,482,383		
ハ 補助金	457,247,629		
ニ 補償金	1,472,825,541		
ホ その他資本剰余金	<u>179,455,411</u>		
資本剰余金合計		4,467,147,409	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	42,488,000		
ロ 利益積立金	17,476,942		
ハ 建設改良積立金	807,252,863		
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>2,402,118,575</u>		
利益剰余金合計		<u>3,269,336,380</u>	
剰余金合計			7,736,483,789
資本合計			<u>102,171,005,598</u>
負債資本合計			<u>143,021,257,054</u>

(7) 財務分析

ア 財務分析

項目	算式	令和5年度基礎数値 (千円)	比率(%)			
			5年度	4年度	3年度	
自己資本構成比率	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$	$\frac{128,843,182}{143,021,257} \times 100$	90.1	89.6	89.3	
固定資産対長期資本比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$	$\frac{126,304,324}{139,210,306} \times 100$	90.7	90.8	90.4	
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	$\frac{16,716,933}{3,810,951} \times 100$	438.7	463.2	547.9	
総収支比率	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	$\frac{10,225,263}{9,046,443} \times 100$	113.0	109.1	113.3	
経常収支比率	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	$\frac{10,170,982}{9,035,150} \times 100$	112.6	109.2	112.7	
企業債償還元金対減価償却費比率	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{減価償却費}} \times 100$	$\frac{1,024,828}{4,657,180} \times 100$	22.0	23.2	23.1	
料 金 収 入 に 対 す る 比 率	企業債償還元金	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$	$\frac{1,024,828}{8,425,182} \times 100$	12.2	12.6	12.3
	企業債利息	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100$	$\frac{151,322}{8,425,182} \times 100$	1.8	2.0	2.3
	企業債元利償還元金	$\frac{\text{企業債償還元金} + \text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100$	$\frac{1,176,150}{8,425,182} \times 100$	14.0	14.6	14.6
	職員給与費	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100$	$\frac{1,070,011}{8,425,182} \times 100$	12.7	12.6	13.5
累積欠損金比率	$\frac{\text{累積欠損金(実質収入赤字)}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	—	—	—	—	
不良債務比率	$\frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	—	—	—	—	

イ 経営分析

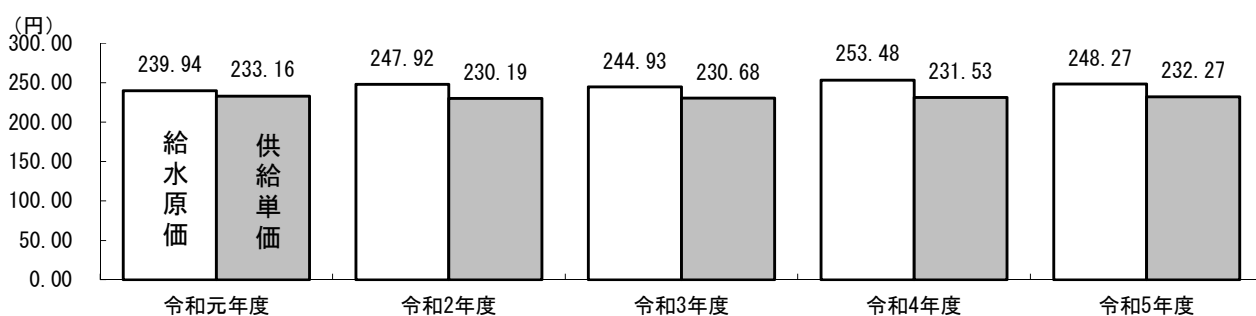
項目	単位	算式	令和5年度基礎数値	5年度	4年度	3年度
負荷率	%	$\frac{\text{1日平均給水量}}{\text{1日最大給水量}} \times 100$	$\frac{113,954\text{m}^3}{124,090\text{m}^3} \times 100$	91.8	77.2	91.6
施設利用率	%	$\frac{\text{1日平均給水量}}{\text{給水能力}} \times 100$	$\frac{113,954\text{m}^3}{176,150\text{m}^3} \times 100$	64.7	64.9	65.1
最大稼働率	%	$\frac{\text{1日最大給水量}}{\text{給水能力}} \times 100$	$\frac{124,090\text{m}^3}{176,150\text{m}^3} \times 100$	70.4	84.1	71.1
配水管使用効率	km ³ /km	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{導送配水管延長}}$	$\frac{41,707\text{km}^3}{2,621\text{km}}$	15.9	15.9	15.7
固定資産使用効率	m ³ /万円	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{有形固定資産}}$	$\frac{41,707,340\text{m}^3}{11,435,176\text{万円}}$	3.6	3.6	3.6
供給単価	円	$\frac{\text{給水収益}}{\text{総有収水量}}$	$\frac{8,425,182,082\text{円}}{36,272,634\text{m}^3}$	232.27	231.53	230.68
給水原価	円	$\frac{\text{経常費用} - \text{受託工事費等}}{\text{総有収水量}}$	$\frac{9,005,301,465\text{円}}{36,272,634\text{m}^3}$	248.27	253.48	244.93
職員1人当たり給水人口	人	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定職員}}$	$\frac{381,512\text{人}}{162\text{人}}$	2,355.0	2,404.3	2,418.9
職員1人当たり有収水量	m ³	$\frac{\text{総有収水量}}{\text{損益勘定職員}}$	$\frac{36,272,634\text{m}^3}{162\text{人}}$	223,905	228,626	230,855
職員1人当たり営業収益	千円	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定職員}}$	$\frac{8,788,618\text{千円}}{162\text{人}}$	54,251	55,117	55,316
有収水量1万m ³ /日当たり職員数	人	$\frac{\text{損益勘定職員}}{\text{総有収水量} / \text{年間日数}}$	$\frac{162\text{人}}{3,627\text{万m}^3 / 366\text{日}}$	16	16	16

(8) 水道料金原価

ア 部門別水道料金原価（1 m³当たり）

（単位：円）

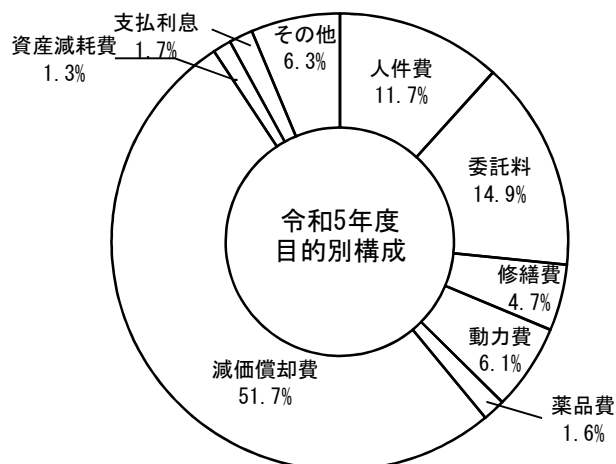
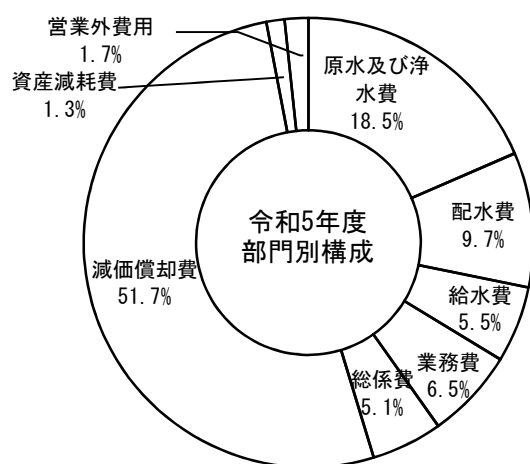
年 度 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営 業 費 用	原水及び浄水費	45.77	44.92	43.84	46.10	45.86
	配水費	23.66	23.27	23.45	24.15	24.18
	給水費	13.09	13.51	12.53	13.29	13.71
	業務費	14.89	14.47	14.71	15.29	16.16
	総係費	14.06	12.64	13.14	14.89	12.70
	減価償却費	120.08	121.01	122.85	125.70	128.39
	資産減耗費	1.92	12.26	9.12	9.27	3.10
	計（A）	233.47	242.08	239.64	248.69	244.10
営業外費用（B）		6.47	5.84	5.29	4.79	4.17
給水原価（A + B）		239.94	247.92	244.93	253.48	248.27
供給単価		233.16	230.19	230.68	231.53	232.27



イ 目的別水道料金原価（1 m³当たり）

（単位：円）

年 度 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 委 修 動 薬 減 資 支 そ の 給	人件費	32.56	30.24	30.60	28.79	28.96
	委託料	34.86	36.41	32.98	35.53	37.07
	繕費	11.13	10.96	12.18	13.46	11.78
	動力費	15.59	14.09	15.18	18.35	15.14
	薬品費	2.53	2.69	2.51	3.10	3.98
	減価償却費	120.08	121.01	122.85	125.70	128.40
	資産減耗費	1.92	12.26	9.12	9.27	3.10
	支払利息	6.47	5.84	5.29	4.71	4.17
	その他	14.80	14.42	14.22	14.57	15.67
	給水原価	239.94	247.92	244.93	253.48	248.27



(9) 令和5年度貯蔵品受払状況表(年間)

(単位:円)

種別	区分	前年度繰越高	購入高	受入高	支出高	たな卸増	たな卸減	在庫高
		1	2	3	4	5	6	1+2+3-4+5-6
鑄鉄直管		5,358,011	60,010	0	0	0	0	5,418,021
鑄鉄異形管		22,718,154	1,479,240	0	1,384,912	0	0	22,812,482
ガス管		5,207,411	501,320	0	328,018	0	0	5,380,713
ガス管継手類		8,978,952	2,755,064	0	1,229,780	0	0	10,504,236
ビニール管		2,739,483	725,782	0	437,825	0	0	3,027,440
石綿セメント コンクリート管		1,903,957	0	0	61,462	0	328,257	1,514,238
バルブ類		2,385,562	1,769,100	0	1,058,654	0	0	3,096,008
せん類		2,930,664	1,983,960	0	1,838,468	0	0	3,076,156
ボックス類		5,719,809	5,975,650	0	3,536,052	0	0	8,159,407
雑品		10,198,223	10,711,730	0	5,342,492	0	0	15,567,461
消耗工具器具備品		243,966	21,420	0	18,635	0	0	246,751
消耗物品		171,714	511,760	0	460,446	0	0	223,028
水道メーター		0	58,251,350	0	58,251,350	0	0	0
再用品		10,175,862	0	0	526,152	0	0	9,649,710
不用品		0	10,067,900	0	10,067,900	0	0	0
合計		78,731,768	94,814,286	0	84,542,146	0	328,257	88,675,651

(10) 令和6年度長崎市水道事業会計予算書

〈収益的収支〉

収 入	金額 (千円)	比率 (%)
水道事業収益	11,003,030	100
給 水 収 益	9,172,864	83.4
長期前受金戻入	1,097,748	10.0
そ の 他	732,418	6.6

支 出	金額 (千円)	比率 (%)
水道事業費用	10,197,998	100
原水及び浄水費	2,050,125	20.1
配 水 費	1,064,007	10.4
給 水 費	526,068	5.2
受託工事費	21,732	0.2
業 務 費	652,428	6.4
総 係 費	595,149	5.8
減 価 償 却 費	4,639,932	45.5
支 払 利 息	131,116	1.3
そ の 他	517,441	5.1

〈資本的収支〉

収 入	金額 (千円)	比率 (%)
資本的収入	847,958	100
企 業 債	100,000	11.8
出 資 金	116,888	13.8
工事負担金	139,384	16.4
補 助 金	74,507	8.8
そ の 他	417,179	49.2

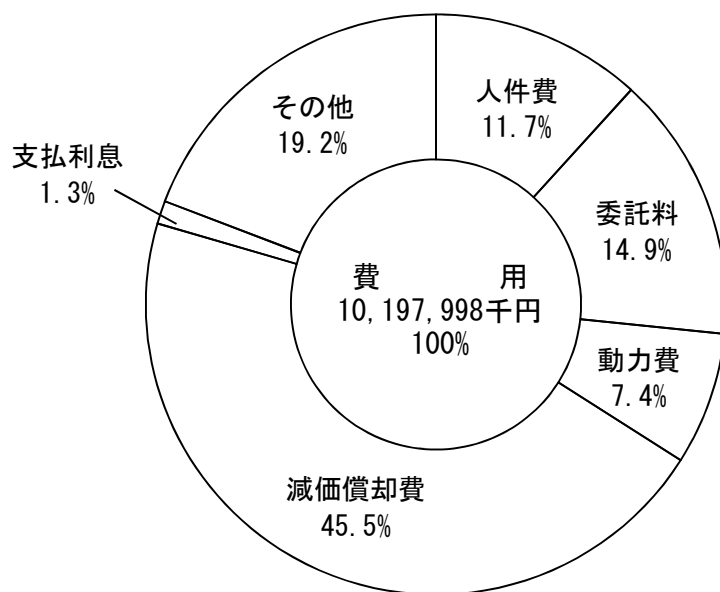
支 出	金額 (千円)	比率 (%)
資本的支出	6,032,126	100
建設改良費	3,587,102	59.5
企業債償還金	990,429	16.4
投 資	1,454,595	24.1

資本的収支不足額補てん財源内訳

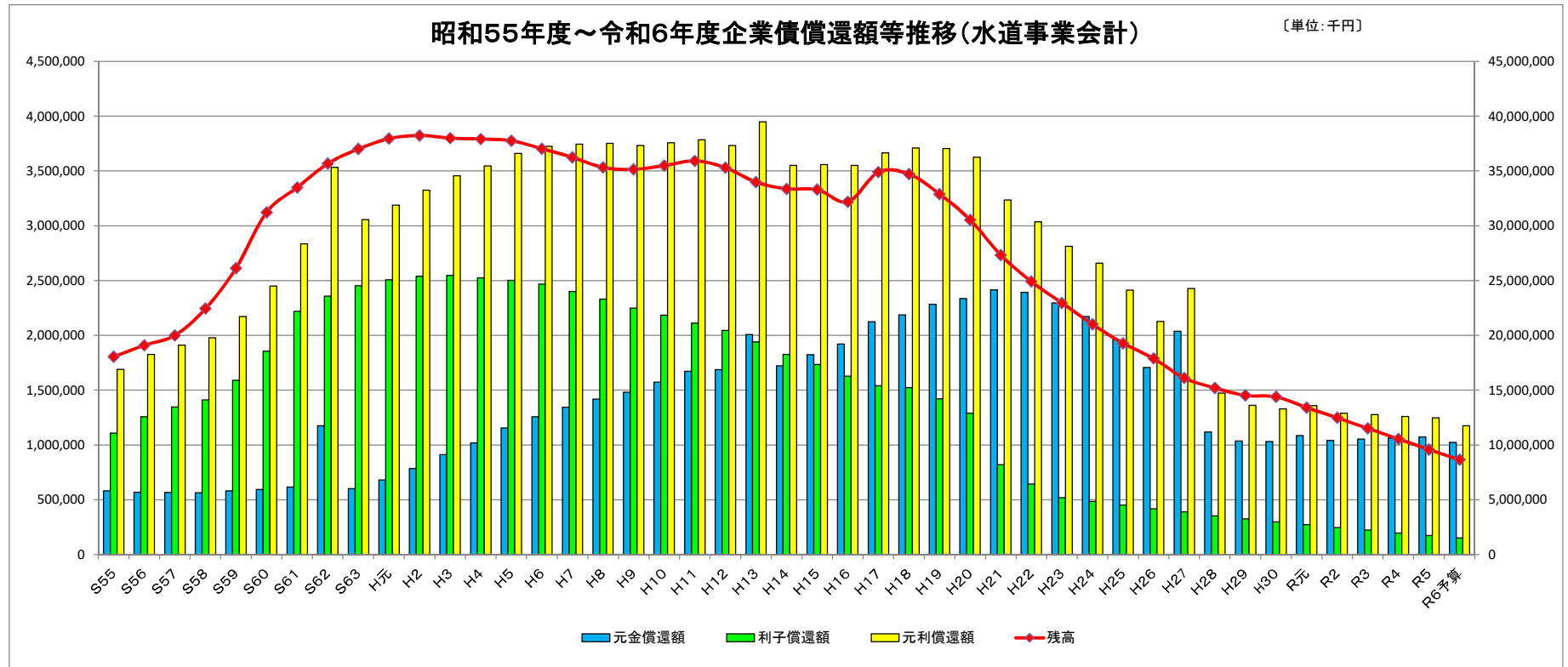
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	364,549 千円
損益勘定留保資金	3,969,878 千円
減 債 積 立 金	42,488 千円
建設改良積立金	807,253 千円
合 計	5,184,168 千円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

(11) 令和6年度予算性質別費用構成割合



(12) 水道事業における企業債の状況



〔単位:千円〕

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6
借入額	1,611,000	1,470,000	3,002,900	4,281,400	5,685,100	2,878,000	3,360,000	1,931,000	1,630,000	1,072,000	675,000	935,000	998,000	530,000	555,000
元金償還額	570,191	566,470	565,069	581,270	593,897	615,261	1,176,011	601,910	680,672	785,167	911,650	1,020,467	1,155,951	1,258,332	1,344,216
利子償還額	1,256,300	1,345,392	1,412,177	1,590,910	1,856,338	2,218,455	2,357,730	2,453,330	2,507,930	2,539,187	2,546,571	2,525,433	2,503,722	2,467,047	2,399,795
元利償還額	1,826,491	1,911,862	1,977,246	2,172,180	2,450,235	2,833,716	3,533,741	3,055,240	3,188,602	3,324,354	3,458,221	3,545,900	3,659,673	3,725,379	3,744,011
残高	19,094,620	19,998,150	22,435,981	26,136,111	31,227,314	33,490,053	35,674,042	37,003,132	37,952,460	38,239,293	38,002,643	37,917,176	37,759,225	37,030,893	36,241,677

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
借入額	505,000	1,305,000	1,916,500	2,096,300	1,073,200	688,700	1,110,900	1,751,300	810,600	2,437,300	734,000	464,100	517,300	250,200	498,600
元金償還額	1,418,839	1,481,658	1,573,698	1,672,875	1,685,893	2,008,114	1,722,316	1,824,248	1,921,823	2,124,552	2,186,409	2,284,274	2,337,276	2,414,063	2,391,652
利子償還額	2,332,383	2,249,631	2,183,718	2,113,141	2,045,088	1,940,024	1,827,413	1,733,709	1,628,066	1,540,191	1,524,113	1,421,366	1,289,180	821,320	645,381
元利償還額	3,751,222	3,731,289	3,757,416	3,786,016	3,730,981	3,948,138	3,549,729	3,557,957	3,549,889	3,664,743	3,710,522	3,705,640	3,626,456	3,235,383	3,037,033
残高	35,327,838	35,151,180	35,493,982	35,917,407	35,304,714	33,985,300	33,373,884	33,300,936	32,189,713	34,889,519	34,718,501	32,898,136	30,544,119	27,327,794	24,918,641

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6予算
借入額	334,700	228,900	232,700	312,900	263,300	205,300	359,000	900,500	102,000	61,700	136,900	100,000	100,000	100,000	100,000
元金償還額	2,295,269	2,172,930	1,960,815	1,707,415	2,038,140	1,119,119	1,035,708	1,031,049	1,085,629	1,042,002	1,053,249	1,062,852	1,073,632	1,024,828	990,429
利子償還額	519,038	485,384	451,511	418,911	387,926	354,354	326,275	299,077	272,894	246,572	222,303	197,733	173,577	151,322	131,116
元利償還額	2,814,307	2,658,314	2,412,326	2,126,326	2,426,066	1,473,473	1,361,983	1,330,126	1,358,523	1,288,574	1,275,552	1,260,585	1,247,209	1,176,150	1,121,545
残高	22,958,072	21,014,042	19,285,927	17,891,412	16,116,572	15,202,753	14,526,045	14,395,496	13,411,867	12,431,565	11,515,216	10,552,364	9,578,732	8,653,903	7,763,474

第3部 下水道事業

I 下水道事業の概要

1 下水道の役割

下水道は、生活環境の改善、市街地における浸水防除及び公共用水域の水質保全の機能を持ち、安全で快適な環境をつくるために必要不可欠な都市施設です。

特に近年、生活雑排水を原因とする公共用水域の水質汚濁が社会的な関心事となり、下水道の役割が重要であるとの認識がますます高まっています。

更に今後は、下水汚泥の有効利用や、下水道施設の付加的な価値を持った多目的施設としての活用等、下水道の持つ資源・エネルギーの活用、空間・施設の活用が期待されることとなります。

(1) 生活環境の改善

ア 周辺環境の改善

人間の消費生活又は生産活動によって発生する汚水が速やかに排除されず、住宅周辺に停滞していると、蚊や蠅の発生源となったり、また悪臭の発生源ともなり周辺環境を悪化させることとなります。

下水道を整備することにより、汚水を速やかに排除し、周辺環境の改善を図ることができます。

イ トイレの水洗化

くみ取り式トイレは、個々の住宅にとって非衛生的であり、悪臭に悩む原因となるだけではなく地域社会にとってもくみ取り作業の際の悪臭など好ましくない状態が続くこととなります。

しかし、下水道が整備されることにより、トイレの水洗化が可能となり、個々の住宅で衛生的で快適な生活を送れるだけでなく、し尿は、下水管中を他の汚水と共に運搬され、下水処理場で効率的に処理されることとなります。

(2) 雨水の排除（浸水の防除）

下水道は、河川、水路等と同様に雨水の排除のための機能を有しています。

河川が、流集する雨水を受けて線的に下流へ排除する治水上の根幹的施設であるのに対して、下水道は、河川流域内に降った雨水を面的に集めて河川、海域等へ排除するいわゆる内水排除施設の役割を受けもっています。

つまり雨水排除は、下水道と河川が一体となって総合排水機能を果たすものであり、下水道の果たす役割が大きくなっています。

(3) 公共用水域の水質の保全

汚水が処理されないまま、河川などの公共用水域に排出されると、その水質汚濁が進行することとなります。

下水道は、汚水を収集、運搬、処理することから、河川などの公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境を保全するために大きく寄与しています。

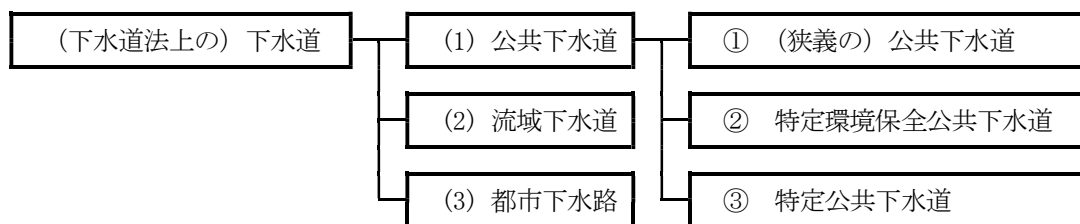
2 下水の排除方法

下水は、『汚水』と『雨水』とから構成されますが、その下水の排除方法には、汚水と雨水とを別々の下水管渠で集めて流す『分流式』と、同一の管渠を用いる『合流式』とがあります。

雨水と汚水とを同一の管渠で排除する合流式は、もともと合理的であるとは言えず、財政的にも負担が大きくなります。また、合流方式の場合、水質管理上の課題を残すことになり、近年では殆どの都市で分流式を採用しています。

本市も、昭和27年度の事業着手当初から分流式を採用しています。

3 下水道の種類



(1) 公共下水道

ア (狭義の) 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます（汚水）。

また、主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するものをいいます（雨水公共下水道）。

そのうち、終末処理場を有するものを『単独公共下水道』、流末を流域下水道に接続するものを『流域関連公共下水道』と呼んでいます。

イ 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては既成市街地及びその周辺の地域）以外の区域において設置されるもので、以下の目的により、施行されます。

- ・自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの。（自然保護下水道）
- ・公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの。（農山漁村下水道）
- ・処理対象人口が概ね 1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの。（簡易な公共下水道）

ウ 特定公共下水道

公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用され、当該下水道の計画汚水量のうち、事業者の事業活動に起因し又は付随する計画汚水量が概ね2/3以上を占めるものを特定公共下水道といっています。

(2) 流域下水道

流域下水道は、2以上の市町村の区域にまたがる下水を受けてこれを排除し、処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道で、それぞれの市町村の公共下水道が接続される幹線管渠、ポンプ場及び終末処理場からなっています。

(3) 都市下水路

都市下水路とは、主として市街地における浸水を防除するために地方公共団体が管理している下水道で、当該都市下水路の起点における内径または内のり0.5m以上の排水管渠で集水面積10ha以上のものです。

現在、都市下水路の整備は終わり、維持管理は土木部が行っています。

4 下水道の法手続き

下水道事業を実施する場合には、次のような法手続きが必要です。

(1) 都市計画決定

都市計画区域内で都市計画事業として下水道事業を始める場合は、原則としてまず、都市計画法に基づき、下水道を定める（都市計画の決定）ことになっています。

この手続きを経ることにより、住民や関係機関の意見の反映、調整を行い、都市施設としての下水道を定めることになります。

(2) 事業計画の策定

主として、下水道施設の配置、構造、能力等技術的な項目を下水道法に基づき定めるものであり、計画の策定又は変更をしようとするときは、県知事との協議が必要となります。

(3) 都市計画法事業認可

主として、都市計画との内容の整合性、実施時期の適否が審査されます。これにより、土地収用法、事業制限、受益者負担金の徴収、都市計画税の充当が可能となります。

5 下水道計画の概要

本市は、平坦地が少なく起伏に富んだ地形と丘陵部開発の進行により、雨水が短時間に低地に集中することになるため、雨水と汚水とを同一の管渠で排除する合流式は、もともと合理的であるとは言えず、財政的にも負担が大きくなることから、昭和27年4月の事業着手のときから分流式を採用しています。

汚水の処理計画については、

- ① 戦後の急速な都市化の進行によって市街地がスプロール的に拡大していき単一の系統によって汚水を集めることが困難であったこと。
- ② 大規模な処理施設を建設するための敷地を求めることができなかったこと。
- ③ 上水道水源の上流域等での開発により、早急に下水道を整備する必要があったこと。

等の理由から、市街化区域を基本として処理区を設定し整備を進めています。

雨水の排除計画については、降雨による浸水被害が頻繁に発生し、市民生活に多大な影響を及ぼすなど、緊急度の高いところから事業計画を策定し、令和5年度末現在、32排水区を設定し整備を進めています。

表 I - 1 公共下水道の計画概要

(令和5年度末)

区 分		全体計画	都市計画決定	下水道法事業計画
見 直 し 年 月 日		令和5年11月27日	—	令和6年3月29日
目 標 年 次		令和27年度	—	令和10年度
排水面積 (h a)	分流汚水	6,912.44 (6,853.83)	約6,629	6,901.76 (6,843.15)
	分流雨水	6,229.0		1,225.0
処 理 人 口 (人)		304,560 (302,180)	—	371,100 (368,480)
主要な管渠延長 (m)	分流汚水	—	約12,930	182,540
	分流雨水	—		38,188
ポ ン プ 場 数	分流汚水	17	17	17
	分流雨水	2	3	2
処 理 場 数		12	9	12
流 量 調 整 池		2	2	2
計画1日最大汚水量 (m ³ /日)		115,920	—	140,150

注) ・排水面積、処理人口、計画1日最大汚水量の()は長与町の一部及び時津町の一部を除く。

・管渠延長は、主要な管渠

・都市計画決定(排水面積)約6,629haの内訳は、長崎 約6,099ha、伊王島 約43ha、三和 約188ha、琴海 約299haである。なお、長崎 約6,099haには長与町の一部及び時津町の一部を含む。

・都市計画決定(管渠延長)約12,930mの内訳は、長崎 約12,720m、伊王島 約120m、三和 約0m、琴海 約90mである。

・処理場数には、機能停止済みの中部下水処理場・香焼浄化センターを含む。

・都市計画決定(ポンプ場数(分流雨水))には、中部茂里町第1雨水排水ポンプ場を含む。

6 下水道事業計画の沿革

(1) 公共下水道事業計画（旧認可）の沿革

（旧長崎市、第26次変更（平成22年）以降の新長崎市）

都市計画決定 （都市計画法19、21条）	下水道事業計画（旧認可） （下水道法4条）	都市計画事業認可 （都市計画法59、63条）	排水面積 （ha）	処理面積 （ha）
昭和26年 3月31日 建設省告示第 343号		昭和26年3月31日 建設省告示第 344号		
昭和30年12月15日 建設省告示第1458号		昭和30年12月15日 建設省告示第1457号		
昭和33年 3月 1日 建設省告示第 276号	当初事業計画 昭和28年 4月27日 厚生省崎衛第293号	昭和33年 3月 1日 建設省告示第 276号	187.8	168.6
昭和37年 3月10日 建設省告示第 465号	第1次変更 昭和38年 3月27日 厚生省38都第137号 昭和38年 3月30日 厚生省収環第137号	昭和37年 3月10日 建設省告示第 465号	302.9	283.8
昭和39年12月23日 建設省告示第3490号		昭和39年12月23日 建設省告示第3490号		
昭和40年11月20日 建設省告示第3297号		昭和40年11月20日 建設省告示第3297号		
昭和42年 3月14日 建設省告示第 572号		昭和42年 3月14日 建設省告示第 572号		
昭和42年11月10日 建設省告示第3760号	第2次変更 昭和42年10月20日 建設省崎都下発第 6号	昭和42年11月10日 建設省告示第3760号	441.9	353.1
	第3次変更 昭和44年 9月29日 建設省崎都下発第 6号の 2		689.3	600.5
昭和46年11月27日 建設省告示第 208号	第4次変更 昭和46年12月13日 建設省崎都下事発第 9号	昭和46年12月 2日 長崎県告示第 944号	764.8	764.8
		昭和51年 3月23日 長崎県告示第 197号		
昭和51年 3月10日 長崎市告示第 48号	第5次変更 昭和51年 6月 3日 建設省崎都下公発第 2号	昭和51年 8月10日 長崎県告示第 623号	245.0	1,249.0

ポンプ場数の（ ）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
				中部排水区
				中部排水区
55,500	14,430	1 (1)	1	中部処理区の追加 (168ha 55,500人 簡易処理) 中部排水区の追加
85,300	33,779	1 (1)	1	中部処理区の拡大(283.8ha 85,300人高級処理) 中部排水区の拡大
				北部処理区の追加
				北部処理区の変更
				執行年度割りの変更
62,000	30,380	1 (1)	1	中部処理区の拡大 (353.1ha 62,000人) 中部排水区の拡大
102,000	30,380	3 (1)	2	北部処理区の追加(247.4ha 40,000人中級処理) 北部排水区の追加
126,300	59,315	4 (1)	3	西部小江原処理区追加 (22.8ha 4,300人) 北部処理区の拡大 (389ha 60,000人 高級処理) 西部小江原排水区の追加
				施工期間の延長
163,400	102,120	4 (1)	4	南部処理区の追加 (110ha 12,500人) 中部処理区の拡大 (727ha 97,500人) 北部処理区の変更 (389ha 50,000人) 西部小江原処理区変更 (23ha 3,400人) 中部・北部排水区の縮小 西部小江原排水区の廃止

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
昭和51年11月 5日 長崎市告示第177号	第6次変更 昭和51年11月12日 建設省崎都下公発第 9号	昭和51年12月14日 長崎県告示第1021号	245.0	1,295.0
昭和52年 9月 1日 長崎市告示第296号	第7次変更 昭和53年 1月13日 建設省崎都下公発第15号	昭和53年 2月17日 長崎県告示第 131号	245.0	1,440.0
	第8次変更 昭和53年 4月26日 建設省崎都下公発第 7号		245.0	1,440.0
昭和53年 8月 1日 長崎市告示第270号	第9次変更 昭和53年 8月 9日 建設省崎都下公発第18号	昭和53年 9月 1日 長崎県告示第 698号	245.0	1,440.0
	第10次変更 昭和55年 4月16日 建設省崎都下公発第 2号	昭和55年 5月 9日 長崎県告示第 412号	245.0	1,831.0
	第11次変更 昭和56年10月20日 建設省崎都下公発第 5号		245.0	1,831.0
昭和58年 8月12日 長崎市告示第224号	第12次変更 昭和58年12月28日 建設省崎都下公発第 2号	昭和59年 1月13日 長崎県告示第 38号	260.0	2,233.0
昭和59年 9月10日 長崎市告示第252号	第13次変更 昭和60年 1月 8日 建設省崎都下公発第 5号	昭和60年 1月25日 長崎県告示第 66号	260.0	2,688.0
昭和60年 2月28日 長崎市告示第65号	第14次変更 昭和60年 6月13日 建設省崎都下公発第 2号	昭和60年 7月16日 長崎県告示第609号	294.0	2,688.0
昭和61年 5月 2日 長崎市告示第155号	第15次変更 昭和62年 2月 3日 建設省崎都下公発第 6号	昭和62年 2月20日 長崎県告示第172号	294.0	3,667.0
昭和62年11月21日 長崎市告示第394号	第16次変更 昭和63年 2月25日 建設省崎都下公発第 2号	昭和63年 3月29日 長崎県告示第307号	331.0	3,667.0
昭和63年 3月 1日 長崎市告示第87号				

ポンプ場数の（ ）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
163,400	102,120	4 (1)	4	北部処理区の拡大(435ha 50,000人)
170,600	116,120	4 (1)	5	三重処理区の追加(145ha 7,200人)
170,600	116,120	4 (1)	5	中部処理場の処理施設の変更
170,600	116,120	4 (1)	5	南部3号幹線のルート変更
218,100	143,995	4 (1)	5	中部処理区の拡大(1,118ha 145,000人) 三重処理区の計画下水量の変更
218,100	137,120	4 (1)	5	北部処理区の計画下水量の変更等 中部・南部処理場の汚泥処理方式の変更 三重処理場の用地拡張
236,400	157,070	4 (1)	5	中部処理区の拡大(1,180ha 140,000人) 北部処理区の拡大(465ha 50,000人) 南部処理区の拡大(420ha 36,000人) 基本計画、原単位の変更 中部第二排水区の追加
269,700	180,170	4 (1)	6	東部処理区の追加(383ha 28,000人) 三重処理区の拡大(217ha 12,300人)
269,700	180,170	4 (1)	6	中部シントキ排水区の追加(25.94ha) 東部田中排水区の追加(7.91ha)
372,100	249,270	4 (1)	7	西部処理区の追加(903ha 100,000人) 三重処理区の拡大(293ha 14,700人) 中部処理場の汚泥処理方式の変更
372,100	249,270	4 (2)	7	中部出島排水区の追加(37ha)
				南部1号、東部2号、東部3号污水幹線のルート変更

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
平成元年12月7日 長崎市告示第374号				
	第17次変更 平成2年5月8日 建設省崎都下公発第8号	平成2年5月25日 長崎県告示第586号	331.0	4,152.0
平成3年2月25日 長崎市告示第61号	第18次変更 平成3年3月18日 建設省崎都下公発第3号	平成3年5月17日 長崎県告示第518号	331.0	4,152.0
平成3年12月10日 長崎市告示第350号				
平成4年7月4日 長崎市告示第223号				
	第19次変更 平成4年12月24日 建設省崎都下公発第7号	平成5年3月2日 長崎県告示第181号	331.0	5,261.0
	平成5年8月16日 (県知事認可)			
平成7年12月13日 長崎市告示第337号	第20次変更 平成8年3月28日 建設省崎都下公発第2号	平成8年3月22日 長崎県告示第279号	331.0	5,488.1

ポンプ場数の（ ）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
				三重処理区の排水面積、3号汚水幹線・放流管のルート変更等
416,600	279,970	5 (2)	7	南部処理区の拡大(660ha 57,200人) 三重処理区の拡大(314ha 14,700人) 東部処理区の拡大(443ha 31,400人) 西部処理区の拡大(1,067ha 119,900人)
416,600	279,970	5 (3)	7	中部第一排水区の変更 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場の追加
				南部・東部処理区の拡大 中尾地区（東部処理区）《特環》の追加 南部2号・東部1号・西部1号汚水幹線の変更 南部4号汚水幹線の追加 南部第一中継ポンプ場の追加 南部下水処理場の敷地面積の変更
				市街化区域の見直しに伴う区域の変更 北部処理区の変更(区画整理事業との整合) 北部処理場放流管・西部7号幹線の変更
493,100	334,970	6 (3)	7	中部処理区の変更(1,162ha 138,200人) 北部処理区の変更(480ha 59,500人) 小江原処理区の変更(28ha 3,400人) 南部処理区の拡大(915ha 80,000人) 三重処理区の拡大(318ha 14,800人) 東部処理区の拡大(752ha 50,000人) 西部処理区の拡大(1,605ha 147,200人) 中尾地区（東部処理区）《特環》の追加 北部処理場放流管の変更 南部処理場の敷地面積の変更 西部処理場の汚泥処理方式の変更（溶融設備）
				西部8号・15号幹線の変更
499,700	347,670	8 (3)	7	三重処理区の拡大(545ha 21,400人) 北部処理区の縮小(303ha 37,300人) 西部処理区の拡大(1,783ha 169,400人) 南部処理場処理施設の変更 東部1号汚水幹線の変更

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
平成 8年 9月 9日 長崎市告示第274号	第21次変更 平成 8年12月12日 建設省崎都下公発第 7号	平成 9年 2月14日 長崎県告示第151号	569.0	5,488.1
平成10年 9月 1日 長崎市告示第331号	第22次変更 平成11年 1月12日 建設省崎都下公発 第11号-2	平成10年12月11日 長崎県告示第1345号	737.0	5,753.2
平成11年12月28日 長崎市告示第503号	第23次変更 平成12年 3月 9日 建設省崎都下公発第 3号	平成12年 3月24日 長崎県告示第360-2号	899.0	6,074.0

ポンプ場数の（ ）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
499,700	347,670	8 (3)	7	中部第二排水区の拡大 (26ha) 柳田排水区の追加 (18ha) 江川第一排水区の追加 (45ha) 江川第二排水区の追加 (32ha) 深堀第一排水区の追加 (46ha) 深堀第二排水区の追加 (34ha) 中園排水区の追加 (27ha) 福田排水区の追加 (25ha) 南部処理場の敷地面積の変更
516,000	362,100	8 (3)	7	北部処理区の変更 (258ha 31,800人) 西部小江原処理区の廃止 西部処理区の拡大 (2,121ha 194,600人) 相川排水区の追加 (5ha) 式見第一排水区の追加 (34ha) 式見第二排水区の追加 (35ha) 手熊排水区の追加 (35ha) 小江第一排水区の追加 (17ha) 小江第二排水区の追加 (42ha) 西部小江中継ポンプ場の追加 北部女の都中継ポンプ場の廃止 西部下水処理場流量調整池の追加
436,690	228,800	8 (3)	7	公共下水道全体計画の見直し 中部処理区の拡大 (1,214ha) 北部処理区の廃止 (西部へ) 南部処理区の拡大 (1,118ha) 三重処理区の拡大 (579ha) 東部処理区の拡大 (935ha) 西部処理区の拡大 (2,229ha) 中部第三排水区の追加 (81ha) 田上排水区の追加 (14ha) 茂木第一排水区の追加 (11ha) 茂木第二排水区の追加 (21ha) 北浦排水区の追加 (35ha) 三重檜山中継ポンプ場の廃止 南部茂木中継ポンプ場の追加 西部処理区流量調整池の追加

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
平成13年 7月 6日 長崎市告示第274号	第24次変更 平成14年 1月29日 13下水第150号	平成14年 2月 5日 長崎県告示第117号	899.0	6,074.0
平成14年 3月13日 長崎市告示第 97号	第25次変更 平成15年4月11日 15都第24号	平成15年4月22日 長崎県告示第548号	1,053.0	6,227.0
平成21年10月15日 (長崎都市計画) 長崎市告示第609号 (三和都市計画) 長崎市告示第610号 (琴海都市計画) 長崎市告示第611号	第26次変更 平成22年8月17日 長崎県指令22水対第130号	平成22年9月10日 (長崎都市計画) 長崎県告示第803号 (長崎都市計画香焼) 長崎県告示第804号 (三和都市計画) 長崎県告示第800号 (琴海都市計画) 長崎県告示第801号	1,146.0	6,999.0

ポンプ場数の（ ）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
436,690	228,800	9 (2)	7	中部茂里町第1雨水排水ポンプ場の廃止 南部新地中継ポンプ場の追加
446,250	233,900	9 (2)	7	公共下水道全体計画の見直し 中部処理区の拡大 (1,214ha) 南部処理区の拡大 (1,130ha) 三重処理区の拡大 (650ha) 東部処理区の拡大 (979ha) 西部処理区の拡大 (2,255ha) 東部平間排水区の追加 (36ha) 東部東排水区の追加 (40ha) 東部矢上排水区の追加 (45ha) 東部田中排水区の拡大 (41ha)
395,270	201,900	16 (2)	11	市町合併により自治体毎の下水道事業計画を本市公共下水道事業計画に統合した 下水道事業計画の変更に伴う排水区域の変更 中部処理区の縮小 (1,014ha) 南部処理区の拡大 (1,176ha) 三重処理区の拡大 (668ha) 東部処理区の拡大 (1,004ha) 西部処理区の拡大 (2,456ha) 香焼処理区の縮小 (124ha) 伊王島処理区 (39ha) 光西浜処理区 (15ha) 脇岬処理区 (38ha) 神浦処理区 (24ha) 黒崎処理区 (36ha) 三和处理区の拡大 (182ha) 琴海南部処理区の拡大 (186ha) 大平処理区 (37ha) 三重下水処理場放流管渠の変更

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法 4 条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
平成25年4月18日 (長崎都市計画) 長崎市告示第320号	第27次変更 平成25年8月20日 25水対第91号	平成25年8月20日 (長崎都市計画) 長崎県告示第862号 (三和都市計画) 長崎県告示第863号 (琴海都市計画) 長崎県告示第864号	1,146.0	7,031.0
	第28次変更 平成27年2月27日 26水対第231号		1,146.0	7,031.0
平成29年1月11日 (長崎都市計画) 長崎市告示第15号	第29次変更 平成29年3月31日 28水対第213号	平成29年3月31日 (長崎都市計画) 長崎県告示第274号	1,146.0	7,031.0
平成30年10月17日 (長崎都市計画) <u>(三和都市計画)</u> <u>(琴海都市計画)</u> 長崎市告示第615号	第30次変更 平成31年1月25日 30水対第230号	平成31年2月26日 (長崎都市計画) 長崎県告示第161号 (三和都市計画) 長崎県告示第160号 (琴海都市計画) 長崎県告示第159号	1,225.0	6,758.3

ポンプ場数の（ ）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
397,640	185,900	16 (2)	11	下水道事業計画の変更に伴う排水区域の変更 南部処理区の拡大 (1,193ha) 東部処理区の拡大 (1,005ha) 西部処理区の拡大 (2,468ha) 三和处理区の拡大 (184ha) 西部下水処理場の用地縮小 (9.21ha)
397,640	185,900	16 (2)	11	中部処理区－西部処理区間におけるネットワーク管の追加
397,640	185,900	16 (2)	11	三重下水処理場の用地縮小 (3.74ha)
380,440	163,200	16 (2)	11	公共下水道全体計画の見直し 中部処理区の縮小 (982ha) 南部処理区の縮小 (1,170ha) 三重処理区の縮小 (536ha) 東部処理区の縮小 (978ha) 西部処理区の縮小 (2,416ha) 香焼処理区の縮小 (113ha) 三和处理区の拡大 (186ha) 琴海南部処理区の拡大 (186ha) 琴海大平処理区の拡大 (37ha) 文教排水区の追加 (38ha) 築町排水区の追加 (38ha) 小ヶ倉第四排水区の追加 (27ha) 琴海南部・大平浄化センターの高度処理の位置付け

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
令和3年12月28日 (長崎都市計画) 長崎市告示第748号	第31次変更 令和4年8月23日 4水対第142号	令和4年4月22日 (長崎都市計画) 長崎県告示第316号	1,225.0	6,758.3
	第32次変更 令和5年3月7日 4水対第280号		1,225.0	6,758.3
<u>令和5年10月18日</u> (長崎都市計画) 長崎市告示第558号	<u>第33次変更</u> 令和6年3月29日 5水対第296号	<u>令和6年3月29日</u> (長崎都市計画) 長崎県告示第203号	<u>1,225.0</u>	<u>6,901.8</u>
<u>令和5年10月18日</u> (三和都市計画) 長崎市告示第557号		<u>令和6年3月29日</u> (三和都市計画) 長崎県告示第204号		
<u>令和5年10月18日</u> (琴海都市計画) 長崎市告示第559号		<u>令和6年3月29日</u> (琴海都市計画) 長崎県告示第205号		

ポンプ場数の（ ）は、外書きで雨水の箇所数

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
380,440	163,200	16 (2)	11	中部茂里町流量調整池の追加
380,440	163,200	16 (2)	11	排水区域の見直し 中部第一排水区の拡大（142ha） 中部第三排水区の縮小（82ha）
<u>371,100</u>	<u>140,150</u>	<u>16 (2)</u>	<u>10</u>	<u>公共下水道全体計画の見直し</u> <u>農業、漁業集落排水の公共下水道への統合を予定</u> <u>処理区域に反映</u> <u>中部処理区の拡大（982ha）</u> <u>南部処理区の拡大（1,170ha）</u> <u>三重処理区の拡大（536ha）</u> <u>東部処理区の拡大（988ha）</u> <u>西部処理区の縮小（2,415ha）</u> <u>伊王島処理区の拡大（40ha）</u> <u>光西浜処理区の拡大（22ha）</u> <u>脇岬処理区の拡大（84ha）</u> <u>黒崎処理区の拡大（36ha）</u> <u>三和処理区の拡大（186ha）</u> <u>琴海南部処理区の拡大（247ha）</u> <u>琴海大平処理区の拡大（56ha）</u>

※処理面積、処理人口、日最大汚水量には、長与町の一部及び時津町の一部を含む。

(旧香焼町)

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
昭和49年 5月 7日 香焼町告示第20号	昭和50年 2月13日 建設省崎都下事発第2号	昭和50年 3月 7日 長崎県告示第163号		165.8
	昭和50年12月16日 建設省崎都下公発第5号	昭和50年12月26日 長崎県告示第1024号		
	昭和53年 3月14日 建設省崎都下公発第4号	昭和52年11月16日 香焼町告示第46号		
	昭和55年 2月 6日 建設省崎都下公発第1号	昭和54年 3月16日 長崎県告示第198号		163.5
平成 3年 2月18日 香焼町告示第7号	平成 3年 4月18日 建設省崎都下公発第4号	平成 3年 6月18日 長崎県告示第601号	93.4	
平成13年 9月18日 香焼町告示第39号	平成13年 9月18日 13下水第89号	平成13年11月 9日 長崎県告示第1151号		168.4
平成17年12月28日 長崎市告示第732号	平成17年9月16日 県指令17都第304号	平成17年9月16日 長崎県告示第919号	93.4	168.4

(旧伊王島町)

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
平成10年12月 3日 伊王島町告示第29号	平成11年 1月20日 10下水第206号	平成11年 1月29日 長崎県告示第105号		34.80
	平成16年 9月17日 県指令16都第308号	平成16年 9月17日 長崎県告示第1099号		39.37

(旧高島町)

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
	平成 9年12月 8日 9下水第157号			15.0

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
11,000	5,700	7	1	香焼処理区
		7	1	
		7	1	
11,000	5,700	7	1	公共下水道全体計画の見直し
		7	1	
5,200	1,971	7	1	公共下水道全体計画の見直し
5,200	2,600	7	—	香焼町浄化センターの廃止 長崎市公共下水道南部4号汚水幹線への接続管渠

以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
1,680 内観光 640	530	—	1	伊王島処理区（34.8ha 1,680人）
1,790 内観光 640	640	—	1	処理区域の拡大（39.37ha 1,790人）

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
540	250	—	1	光西浜処理区（15ha 540人）

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

(旧外海町)

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
	平成8年12月18日 8下水第217号			24
	平成14年3月20日 13下水第206号			24
	平成14年12月11日 14下水第112号			60
	平成18年5月23日 県指令18水対第47号			60

(旧野母崎町)

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
	平成11年3月16日 10下水第256号			38.0
	平成15年3月31日 14下水第177号			38.0
	平成21年3月24日 県指令20水対第419号			38.0

(旧三和町)

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
平成12年10月18日 三和町告示第46号	平成12年11月8日 12下水第148号	平成12年11月21日 長崎県告示第1167号		98.0
	平成13年7月5日 13下水第51号			98.0
平成14年8月26日 三和町告示第58号	平成14年9月9日 14下水第81号	平成14年9月17日 長崎県告示第1058号		98.0
平成17年3月24日 長崎市告示第151号	平成16年12月24日 県指令16下水第469号	平成16年12月24日 長崎県告示第1414号		180.0

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
1,140	580	-	1	神浦処理区（24ha 1,140人）
1,140	580	-	1	事業期間の変更
2,610	1,330	-	2	黒崎処理区の追加（36ha 1,470人）
1,140	580	-	1	黒崎浄化センターの計画を廃止 長崎市公共下水道三重1号汚水幹線への接続管渠

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
3,260 内観光 1,160	1,090	-	1	脇岬処理区（38ha 2,100人）
2,770 内観光 870	930	-	1	処理場位置・処理人口・処理汚水量の変更 事業期間・施工延長・全体事業費の変更
2,770 内観光 870	930		1	事業期間の変更

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
7,850	3,200	1	-	三和处理区（98ha 7,850人）
				三和1号汚水幹線のルート変更による 三和1-1汚水幹線の 신설
				栄上ポンプ場敷地面積の変更 三和3号汚水幹線の1条管から2条管への変更
12,600	5,500	1	-	処理区の拡大（180ha 12,600人）

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

(旧琴海町)

都市計画決定 (都市計画法19、21条)	下水道事業計画 (旧認可) (下水道法4条)	都市計画事業認可 (都市計画法59、63条)	排水面積 (ha)	処理面積 (ha)
平成10年12月4日 琴海町告示第23号	平成11年3月5日 10琴下水第237号	平成11年3月12日 長崎県告示第235号		98.0
平成13年1月24日 琴海町告示第1号	平成13年2月22日 12琴下水第206号	平成13年2月27日 長崎県告示第161号		108.0
	平成15年12月12日 長崎県指令15都第485号	平成15年12月12日 長崎県告示第1377号		185.0
平成16年8月19日 琴海町告示第25号	平成16年10月8日 長崎県指令16都第354号	平成16年10月8日 長崎県告示第1166号		221.0
平成19年7月17日 長崎市告示第509号	平成19年11月27日 長崎県指令19水対第188号	平成19年11月27日 長崎県告示第1050号		221.0

処理人口 (人)	日最大汚水量 (m ³ /日)	ポンプ場数 (箇所)	処理場数 (箇所)	事業計画（旧認可）の内容
5,100	2,500		1	琴海南部処理区（98ha 5,100人）
5,400	2,700		1	琴海南部処理場の位置変更 琴海南部処理場処理方式の変更（回分式活性汚泥法から長時間エアレーション法に変更） 琴海南部処理場の位置変更に伴う処理場周辺地域の認可区域の拡大（10ha 300人）
7,800	3,790		1	処理区の拡大（77ha 2,400人）
9,200	4,420		2	琴海南部処理場用地の変更 琴海南部処理場放流管渠の位置変更 琴海大平処理区の追加（36ha 1,400人）
9,200	4,420		2	大平浄化センター処理方式の変更（長時間エアレーション法からオキシデーションディッチ法に変更）

※以後、旧長崎市第26次変更（平成22年）より長崎市公共下水道に統合する。

(2) 都市下水路事業計画（旧認可）等の沿革
（旧長崎市）

告示番号 告示年月日	件名	計画決定及び事業計画（旧認可）内容
建設省告示 第1,458号 30.12.15	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加 及びその執行年度割の決定 （松山地区排水路）	（計画決定・事業認可） 集水面積 8.4ha 施行延長 578m 事業期間 昭和31～32年度
建設省告示 第12号 36.1.11	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加 及びその執行年度割の決定 （西町排水路）	（計画決定・事業認可） 事業期間 昭和35～36年度
建設省告示 第2,975号 36.12.26	長崎国際文化都市建設計画排水の部変更 及びその執行年度割の変更 （西町排水路）	（計画決定・事業認可） 事業期間 昭和35～37年度
建設省告示 第2,318号 37.9.21	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加 及びその執行年度割の決定 （岩屋排水路）	（計画決定・事業認可） 集水面積 110ha 施行延長 662m 事業期間 昭和37～39年度
建設省告示 第968号 38.3.10	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加 及びその執行年度割の決定 （日見排水区）	（計画決定） 集水面積 369ha 施行延長 2,360m
建設省告示 第2,260号 38.9.2	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加 及びその執行年度割の決定 （日見排水区）	（事業認可） 集水面積 369ha 施行延長 760m 事業期間 昭和38～40年度
建設省告示 第566号 42.3.14	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加 及びその執行年度割の決定 （下の川排水区）	（計画決定） 集水面積 344.5ha 施行延長 2,670m
建設省告示 第2,380号 42.8.12	長崎国際文化都市建設計画排水の部追加 及びその執行年度割の決定 （下の川排水区）	（事業認可） 集水面積 344.5ha 施行延長 62m 事業期間 昭和42～44年度
建設省告示 第3,760号 42.11.10	長崎国際文化都市建設計画排水の部変更 （下の川排水区）	（計画決定） 集水面積 337ha
長崎県告示 第827号 45.12.4	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計 画）下水道事業 下の川都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積 337ha 施行延長 898m 事業期間 昭和42～47年度
長崎市告示 第134号 49.9.10	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計 画）下水道の決定 （大浦都市下水路）	（計画決定） 集水面積 72ha 施行延長 940m

告示番号 告示年月日	件名	計画決定及び事業計画（旧認可）内容
長崎県告示 第1,992号 49.10.1	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 大浦都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積 72ha 施行延長 938m 事業期間 昭和49～53年度
長崎市告示 第453号 53.12.25	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （岩屋排水路を葉山都市下水路に）	（計画決定） 施行延長 660m
長崎市告示 第455号 53.12.25	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （西町排水路を含め整理し岩屋都市下水路に）	（計画決定） 集水面積 478ha 施行延長 5,600m
長崎市告示 第456号 53.12.25	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （日見都市下水路）	（計画決定） 集水面積 89ha 施行延長 640m
長崎市告示 第457号 53.12.25	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の決定 （戸町都市下水路）	（計画決定） 集水面積 116ha 施行延長 1,210m
長崎県告示 第5号 54.1.5	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 岩屋都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積 478ha 施行延長 2,900m 事業期間 昭和53～57年度
長崎県告示 第6号 54.1.5	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 戸町都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積 116ha 施行延長 820m 事業期間 昭和53～57年度
長崎県告示 第136号 54.2.23	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 大浦都市下水路の事業計画の変更認可 （事業費・年度割）	（事業認可） 事業期間 昭和49～56年度
長崎市告示 第116号 55.4.3	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （大浦都市下水路）	（計画決定） 幅員の変更
長崎県告示 第447号 55.5.23	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 下の川都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積 337ha 施行延長 1,994m 事業期間 昭和55～59年度
長崎県告示 第448号 55.5.23	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 大浦都市下水路の事業計画の変更認可	（事業認可） 幅員の変更

告示番号 告示年月日	件名	計画決定及び事業計画（旧認可）内容
長崎県告示 第449号 55. 5. 23	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 岩屋都市下水路の事業計画の変更認可 （延長・事業費・年度割）	（事業認可） 施行延長 3,750m 事業期間 昭和53～59年度
長崎市告示 第114号 56. 4. 3	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の決定 （笑都市下水路）	（計画決定） 集水面積 50ha 施行延長 1,070m
長崎県告示 第478号 56. 5. 8	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 笑都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積 50ha 施行延長 987m 事業期間 昭和56～60年度
長崎市告示 第340号 56. 9. 22	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （岩屋都市下水路）	（計画決定） 施行延長 5,540m
長崎県告示 第307号 58. 3. 29	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 戸町都市下水路の事業計画の変更認可 （事業費・年度割）	（事業認可） 事業期間 昭和53～59年度
長崎市告示 第320号 58. 11. 1	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （下の川都市下水路）	（計画決定） 施行延長 3,750m
長崎市告示 第321号 58. 11. 1	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （戸町都市下水路）	（計画決定） 施行延長 1,600m
長崎市告示 第322号 58. 11. 1	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の決定 （鳴滝都市下水路）	（計画決定） 集水面積 294ha 施行延長 1,300m
長崎県告示 第1,089号 58. 12. 13	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 鳴滝都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積 294ha 施行延長 1,103m 事業期間 昭和58～62年度
長崎県告示 第1,090号 58. 12. 13	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 戸町都市下水路の事業計画の変更認可 （延長）	（事業認可） 施行延長 1,160m
長崎県告示 第1,091号 58. 12. 13	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 下の川都市下水路の事業計画の変更認可（延長・事業費・年度割）	（事業認可） 施行延長 2,889m 事業期間 昭和55～63年度

告示番号 告示年月日	件名	計画決定及び事業計画（旧認可）内容
長崎県告示 第811号 59. 10. 23	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 戸町都市下水路の事業計画の変更認可 （年度割）	（事業認可） 事業期間 昭和53～62年度
長崎市告示 第66号 60. 2. 28	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の変更 （江平都市下水路を 下の川都市下水路に）	（計画決定） 施行延長 3,760m
長崎県告示 第721号 60. 8. 13	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 笑都市下水路の事業計画の変更認可 （事業費・年度割）	（事業認可） 事業期間 昭和56～平成元年度
長崎県告示 第722号 60. 8. 13	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 下の川都市下水路の事業計画の変更認可 （延長）	（事業認可） 施行延長 2,725m
長崎市告示 第198号 62. 6. 5	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道の決定 （椿谷都市下水路）	（計画決定） 集水面積 58ha 施行延長 1,080m
長崎県告示 第715号 62. 8. 18	長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業 椿谷都市下水路の認可	（事業認可） 集水面積 58ha 施行延長 550m 事業期間 昭和62～平成2年度

（旧高島町）

告示番号 告示年月日	件名	計画決定及び事業計画（旧認可）内容
建設省告示 第198号 39. 7. 31	（山手都市下水路）	（事業認可） 集水面積 12ha 施行延長 221.4m 事業期間 昭和39～41年度

7 下水道の現況

(1) 公共下水道の整備状況

令和5年度末現在、処理区域人口は371,559人で普及率は、94.5%となっている。
 これは、全国平均を上回っており、汚水整備の進捗は順調である。
 雨水整備については、949haが整備されており、事業計画面積1,225haに対する面整備率は77.5%となっている。
 全体計画は、令和27年度を目標年次として、令和5年11月27日に見直した。また、事業計画は、令和10年度を目標年次として、令和6年3月29日に見直した。

ア 公共下水道（汚水）の整備状況

表 I - 2 全体（公共下水道＋特定環境保全公共下水道事業）

全 体		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	6,912.4	6,901.7	5,543.7	-
	人 口 (人)	304,560	371,100	371,559	361,645
	世 帯 数 (戸)	-	-	193,433	188,074
	管渠延長 (km)	-	182.54	1,852.7	-

注)

1. 上表面積には、長与町の一部及び時津町の一部
 (全体計画：58.6ha、事業計画58.6ha)を含む。
2. 上表人口には、長与町の一部及び時津町の一部
 (全体計画：2,380人、事業計画2,620人)を含む。

普及率＝	処理区域人口	行政人口	
	371,559	/ 393,052	＝94.5%
水洗化率＝	水洗化人口	処理区域人口	
	361,645	/ 371,559	＝97.3%

表 I - 3 公共下水道事業

※事業計画の管渠延長は、主要な管渠

中 部 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	967.0	967.0	838.8	-
	人 口 (人)	53,970	65,700	66,970	66,052
	世帯数 (戸)	-	-	38,291	37,767
	管渠延長 (km)	-	23.71	270.3	-

南 部 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	1,160.7	1,159.5	928.5	-
	人 口 (人)	54,600	66,390	65,078	63,132
	世帯数 (戸)	-	-	34,688	33,621
	管渠延長 (km)	-	34.44	311.5	-

三 重 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	527.3	527.3	407.8	-
	人 口 (人)	14,380	17,510	19,326	19,140
	世帯数 (戸)	-	-	8,274	8,180
	管渠延長 (km)	-	10.56	119.3	-

東 部 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	954.2	952.7	705.0	-
	人 口 (人)	32,760	39,810	41,417	40,797
	世帯数 (戸)	-	-	18,985	18,702
	管渠延長 (km)	-	22.73	227.8	-

西 部 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	2,401.6	2,401.3	1,981.5	-
	人 口 (人)	129,120	156,860	154,407	150,298
	世 帯 数 (戸)	-	-	80,401	78,160
	管渠延長 (km)	-	58.96	645.0	-

香 焼 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	113.4	113.4	113.4	-
	人 口 (人)	2,140	2,940	3,033	3,031
	世帯数 (戸)	-	-	1,629	1,628
	管渠延長 (km)	-	3.49	28.3	-

伊王島 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	43.2	39.7	30.2	-
	人 口 (人)	270	440	585	455
	世帯数 (戸)	-	-	398	311
	管渠延長 (km)	-	0.81	9.9	-

三 和 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	186.3	186.3	170.1	-
	人 口 (人)	5,450	8,010	8,387	7,486
	世帯数 (戸)	-	-	4,220	3,747
	管渠延長 (km)	-	6.73	76.9	-

琴海南部 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	251.4	247.2	166.0	-
	人 口 (人)	6,200	5,900	6,624	6,275
	世帯数 (戸)	-	-	3,251	3,078
	管渠延長 (km)	-	9.55	45.9	-

大 平 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	56.4	56.4	32.0	-
	人 口 (人)	1,060	1,370	900	798
	世帯数 (戸)	-	-	432	383
	管渠延長 (km)	-	1.14	11.0	-

注)

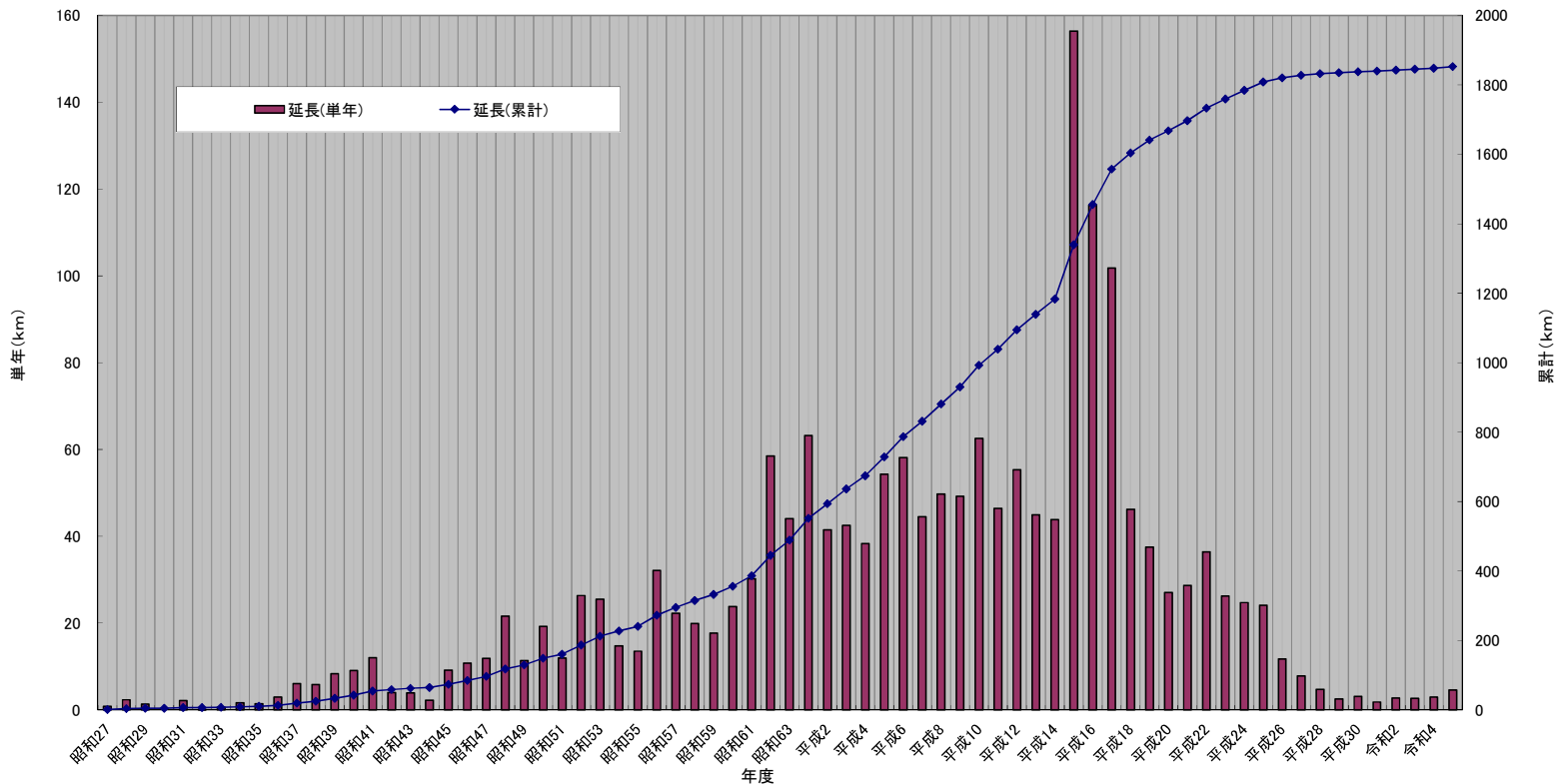
1. 西部処理区の面積には、長与町の一部及び時津町の一部（全体計画：58.6ha、事業計画58.6ha）を含む。
2. 西部処理区の人口には、長与町の一部及び時津町の一部（全体計画：2,380人、事業計画2,620人）を含む。

表 I - 4 特定環境保全公共下水道事業

中 部 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	15.2	15.2	12.7	-
	人 口 (人)	310	380	391	355
	世 帯 数 (戸)	-	-	205	186
	管渠延長 (km)	-	0	9.0	-
南 部 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	10.4	10.4	10.3	-
	人 口 (人)	260	310	301	243
	世 帯 数 (戸)	-	-	162	132
	管渠延長 (km)	-	0	12.1	-
三 重 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	9.0	9.0	6.2	-
	人 口 (人)	110	140	149	120
	世 帯 数 (戸)	-	-	76	61
	管渠延長 (km)	-	0	2.2	-
東 部 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	35.7	35.7	23.6	-
	人 口 (人)	790	960	626	587
	世 帯 数 (戸)	-	-	288	269
	管渠延長 (km)	-	0	20.5	-
西 部 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	13.8	13.8	11.6	-
	人 口 (人)	610	740	761	750
	世 帯 数 (戸)	-	-	582	575
	管渠延長 (km)	-	0	10.3	-
光西浜 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	21.9	21.9	11.5	-
	人 口 (人)	180	250	124	124
	世 帯 数 (戸)	-	-	89	89
	管渠延長 (km)	-	0.28	1.9	-
神 浦 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	24.1	24.1	24.1	-
	人 口 (人)	300	490	548	526
	世 帯 数 (戸)	-	-	340	327
	管渠延長 (km)	-	0.16	13.7	-
黒 崎 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	36.5	36.5	34.3	-
	人 口 (人)	450	740	866	555
	世 帯 数 (戸)	-	-	488	310
	管渠延長 (km)	-	4.51	24.9	-
脇 岬 処理区		全体計画	事業計画	処理区域	水洗化
	面 積 (ha)	84.4	84.4	36.6	-
	人 口 (人)	1,600	2,260	1,066	921
	世 帯 数 (戸)	-	-	634	548
	管渠延長 (km)	-	5.47	12.2	-

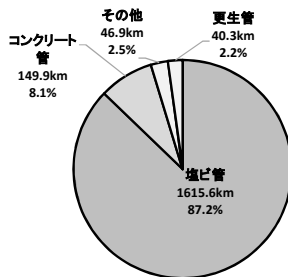
年度	年度別整備延長一覧(km)	
	延長(単年)	延長(累計)
昭和27	0.8	0.8
昭和28	2.3	3.1
昭和29	1.3	4.4
昭和30	0.0	4.4
昭和31	2.1	6.5
昭和32	0.1	6.6
昭和33	0.6	7.2
昭和34	1.6	8.8
昭和35	1.4	10.2
昭和36	2.9	13.1
昭和37	6.0	19.1
昭和38	5.8	25.0
昭和39	8.3	33.3
昭和40	9.0	42.3
昭和41	12.0	54.3
昭和42	4.0	58.3
昭和43	3.9	62.2
昭和44	2.2	64.4
昭和45	9.2	73.6
昭和46	10.8	84.4
昭和47	11.9	96.2
昭和48	21.6	117.8
昭和49	11.3	129.1
昭和50	19.2	148.4
昭和51	11.9	160.3
昭和52	26.3	186.6
昭和53	25.5	212.1
昭和54	14.8	226.9
昭和55	13.5	240.3
昭和56	32.1	272.4
昭和57	22.3	294.7
昭和58	19.9	314.6
昭和59	17.7	332.2
昭和60	23.8	356.0
昭和61	30.2	386.3
昭和62	58.5	444.8
昭和63	44.1	488.8
平成元	63.2	552.0
平成2	41.5	593.5
平成3	42.5	636.0
平成4	38.3	674.3
平成5	54.3	728.6
平成6	58.1	786.7
平成7	44.5	831.2
平成8	49.7	880.9
平成9	49.2	930.1
平成10	62.5	992.6
平成11	46.4	1039.0
平成12	55.3	1094.3
平成13	44.9	1139.2
平成14	43.8	1183.0
平成15	156.4	1339.4
平成16	116.3	1455.7
平成17	101.8	1557.5
平成18	46.2	1603.7
平成19	37.5	1641.2
平成20	27.0	1668.2
平成21	28.7	1696.9
平成22	36.4	1733.3
平成23	26.2	1759.5
平成24	24.7	1784.2
平成25	24.1	1808.3
平成26	11.7	1820.0
平成27	7.8	1827.8
平成28	4.7	1832.5
平成29	2.5	1835.0
平成30	3.1	1838.1
令和元	1.8	1839.9
令和2	2.7	1842.6
令和3	2.6	1845.2
令和4	2.9	1848.1
令和5	4.6	1852.7

年度別下水道管路(污水管)整備延長



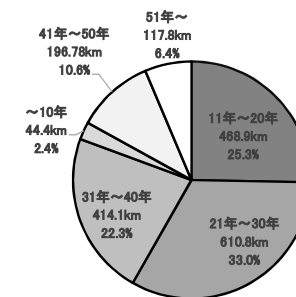
下水道管路における各管種の延長と割合

管種	延長	割合
コンクリート管	149.9km	8.1%
塩ビ管	1615.6km	87.2%
更生管	40.3km	2.2%
その他	46.9km	2.5%
計	1852.7km	100.0%



年齢別下水道管路(污水管)布設状況

年齢別	延長	割合
～10年	44.4km	2.4%
11年～20年	468.9km	25.3%
21年～30年	610.8km	33.0%
31年～40年	414.1km	22.3%
41年～50年	196.8km	10.6%
51年～	117.8km	6.4%
計	1852.7km	100.0%



イ 公共下水道（雨水）の整備状況

公共下水道（雨水）については、令和5年度末現在、32排水区を指定しており、整備を進めている。

表 I-5 公共下水道（雨水）の現況

排水区名	事業計画			令和5年度末		
	面積(ha)	管渠延長(m)	ポンプ場数	面積(ha)	管渠延長(m)	ポンプ場数
中部	第一	142	2,720	1	(4,786.3) 43,441.8	1
	第二	26	340		(856.4) 1,139.2	
	第三	82	690		(2,365.4) 3,752.0	
	シシトキ	26	0		(601.2) 949.5	
	出島	37	290	1	(1,610.3) 9,194.0	1
北部	101	2,990		(200.0) 6,700.0		
東部田中	41	770		(582.0) 14,740.0		
東部平間	36	100		(1,445.9) 1,493.5		
東部東	40	510		(347.1) 379.4		
東部矢上	45	0		(0.0) 23,864.8		
柳田	18	830		(0.0) 4,843.8		
江川第一	44	360		(429.3) 7,040.4		
江川第二	32	440		(103.3) 14,769.2		
深堀第一	46	1,670		(757.2) 7,894.1		
深堀第二	34	700		(476.1) 7,698.4		
中園	27	0		(610.7) 13,919.0		
福田	25	770		(610.0) 7,397.2		
相川	5	0		(0.0) 1,662.0		
式見第一	30	340		(0.0) 8,248.0		
式見第二	32	580		(0.0) 10,661.0		
手熊	35	1,830		(0.0) 10,981.0		
小江第一	17	230		(0.0) 3,865.0		
小江第二	42	260		(0.0) 4,893.0		
田上	13	2,320		(0.0) 7,796.0		
茂木第一	11	50		(154.1) 5,975.4		
茂木第二	20	710		(42.5) 6,554.0		
北浦	34	1,030		(0.0) 11,462.0		
本村	51	10,165		(904.0) 7,669.0		
安保	30	5,663		(470.0) 3,039.0		
文教	38	490		(0.0) 0.0		
築町	38	600		(391.3) 480.6		
小ヶ倉第四	27	740		(0.0) 0.0		
合計	1,225	38,188	2	(17,743.1) 252,502.2	2	

注) 1. 上段()書きは、内書きで補助延長

2. 事業計画の管渠延長は、主要な管渠

面整備率＝	整備面積	事業計画面積
	949/	1,225 = 77.5%

(2) 都市下水路の整備状況

都市下水路については、令和4年度末現在、25都市下水路を指定しており、指定延長に対して全都市下水路が整備済である。現在、都市下水路の整備は終わり、維持管理は土木部が行っている。

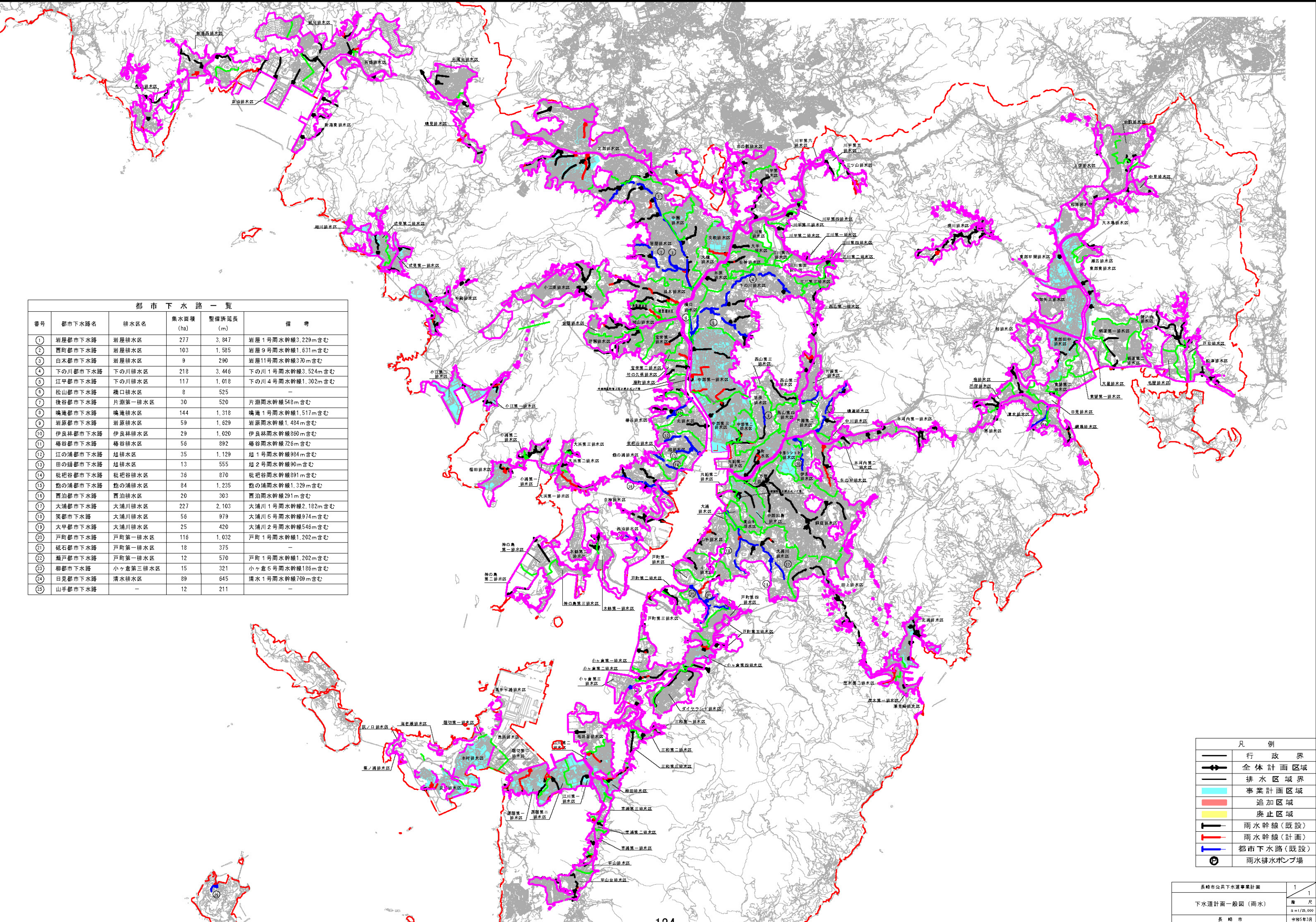
表 I - 6 都市下水路の整備状況

(令和5年度末)

指 定 告 示 番 号	都市下水路名	水 系 名	指定延長 (m)	整 備 済 延 長 (m)	摘 要
市告68号	戸町都市下水路	戸町都市下水路	1,032	1,032	S46. 4. 1指定
市告400号	瀬戸 "	"	570	570	S61. 11. 1指定
市告400号	砥石 "	"	375	375	S61. 11. 1指定
市告400号	大浦 "	大浦都市下水路	2,103	2,103	S46. 4. 1指定 S61. 11. 1変更
市告400号	大平 "	"	420	420	S61. 11. 1指定
市告400号	笑 "	"	979	979	S46. 4. 1指定 S61. 11. 1変更
市告68号	伊良林 "	中 島 川	1,020	1,020	S46. 4. 1指定
市告68号	鳴滝 "	"	1,318	1,318	S46. 4. 1指定
市告68号	後谷 "	西 山 川	520	520	S46. 4. 1指定
市告68号	岩原 "	岩原都市下水路	1,629	1,629	S46. 4. 1指定
市告68号	下の川 "	浦 上 川	3,446	3,446	S46. 4. 1指定
市告68号	江平 "	"	1,018	1,018	S46. 4. 1指定
市告68号	岩屋 "	"	3,847	3,847	S46. 4. 1指定
市告68号	西町 "	"	1,585	1,585	S46. 4. 1指定
市告400号	白木 "	"	290	290	S61. 11. 1指定
市告68号	椿谷 "	"	892	892	S46. 4. 1指定
市告68号	江の浦 "	江の浦都市下水路	1,129	1,129	S46. 4. 1指定
市告68号	田の頭 "	"	555	555	S46. 4. 1指定
市告68号	枇杷谷 "	枇杷谷都市下水路	870	870	S46. 4. 1指定
市告68号	飽の浦 "	飽の浦都市下水路	1,235	1,235	S46. 4. 1指定
市告68号	柳 "	柳都市下水路	321	321	S46. 4. 1指定
市告68号	松山 "	浦 上 川	525	525	S61. 11. 1指定
市告68号	日見 "	日 見 川	645	645	S61. 11. 1指定
市告108号	西泊 "	西泊都市下水路	303	303	S62. 4. 1指定
(旧高島町) 省告198号	山手 "	山手都市下水路	12(ha)	211	S39. 7. 31指定

都市下水路一覽

番号	都市下水路名	排水区名	集水面積 (ha)	整備済延長 (m)	備考
①	岩屋都市下水路	岩屋排水区	277	3,047	岩屋1号雨水幹線3,229m含む
②	西町都市下水路	岩屋排水区	103	1,585	岩屋9号雨水幹線1,631m含む
③	白木都市下水路	岩屋排水区	9	290	岩屋11号雨水幹線370m含む
④	下の川都市下水路	下の川排水区	218	3,446	下の川1号雨水幹線3,524m含む
⑤	江平都市下水路	下の川排水区	117	1,018	下の川4号雨水幹線1,302m含む
⑥	松山都市下水路	橋口排水区	8	525	-
⑦	後谷都市下水路	片瀬第一排水区	30	520	片瀬雨水幹線548m含む
⑧	嶋瀬都市下水路	嶋瀬排水区	144	1,318	嶋瀬1号雨水幹線1,517m含む
⑨	岩原都市下水路	岩原排水区	59	1,629	岩原雨水幹線1,484m含む
⑩	伊良林都市下水路	伊良林排水区	29	1,020	伊良林雨水幹線860m含む
⑪	椿谷都市下水路	椿谷排水区	56	892	椿谷雨水幹線726m含む
⑫	江の浦都市下水路	旭排水区	35	1,129	旭1号雨水幹線904m含む
⑬	田の舘都市下水路	旭排水区	13	555	旭2号雨水幹線90m含む
⑭	根柢谷都市下水路	根柢谷排水区	36	870	根柢谷雨水幹線891m含む
⑮	麩の浦都市下水路	麩の浦排水区	84	1,235	麩の浦雨水幹線1,329m含む
⑯	西泊都市下水路	西泊排水区	20	303	西泊雨水幹線291m含む
⑰	大浦都市下水路	大浦川排水区	227	2,103	大浦川1号雨水幹線2,182m含む
⑱	笑都市下水路	大浦川排水区	56	979	大浦川5号雨水幹線974m含む
⑲	大平都市下水路	大浦川排水区	25	420	大浦川2号雨水幹線546m含む
⑳	戸町都市下水路	戸町第一排水区	116	1,032	戸町1号雨水幹線1,202m含む
㉑	碓石都市下水路	戸町第一排水区	18	375	-
㉒	瀬戸都市下水路	戸町第一排水区	12	570	戸町1号雨水幹線1,202m含む
㉓	柳都市下水路	小ヶ倉第三排水区	15	321	小ヶ倉5号雨水幹線186m含む
㉔	日見都市下水路	清水排水区	89	645	清水1号雨水幹線709m含む
㉕	山手都市下水路	-	12	211	-



凡例

—	行政界
—	全体計画区域
—	排水区域界
■	事業計画区域
■	追加区域
■	廃止区域
—	雨水幹線(既設)
—	雨水幹線(計画)
—	都市下水路(既設)
●	雨水排水ポンプ場

長崎市公共下水道事業計画	1
下水道計画一般図(雨水)	1
縮尺	1/25,000
長崎市	令和5年3月

8 排水設備の概要と普及促進制度

(1) 排水設備の概要

公共下水道とは、地方公共団体が公費をもって設置する排水施設であり、排水設備とは、宅地内の下水を公共下水道へ排除するために、個人が私費をもって設置する排水施設である。

下水道整備の目的は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することにあり、排水設備はこの目的にそって土地建物の清潔を保ち、健康にして衛生的かつ快適な環境を整備することにある。

このように排水設備は、下水道整備の目的達成のために特に重要な施設であるが、公共下水道が整備されても排水設備が設置されなければ、その目的を達成することができないことから法律や条例等により使用の義務づけを図っている。

ア 設置義務者

下水道法第10条により、排水設備設置義務者は、土地の所有者、使用者又は占有者であり、次のとおりに規定されている。

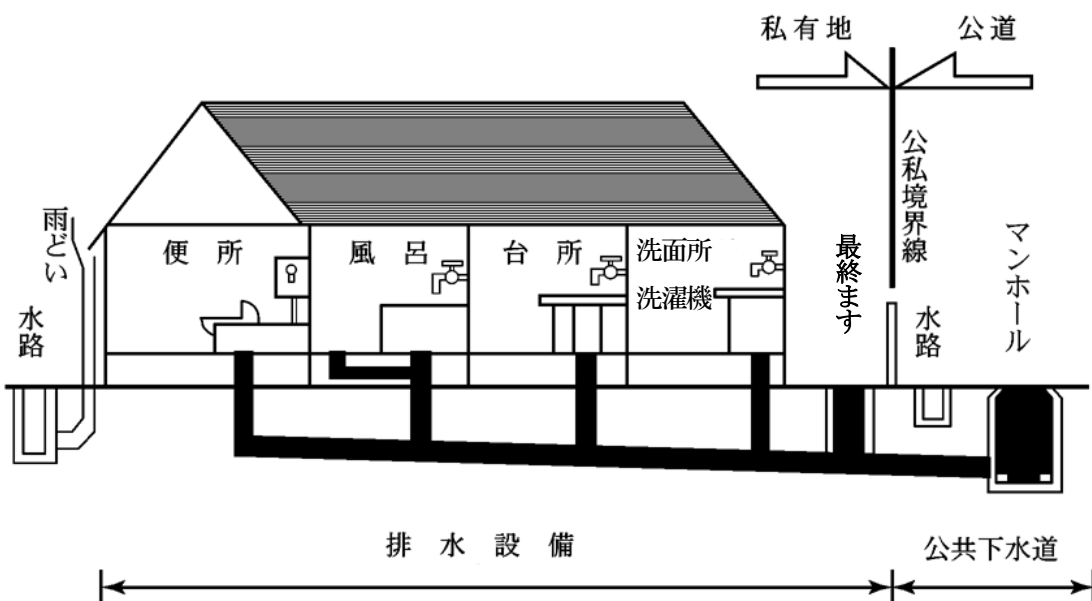
- (ア) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- (イ) 建築物の敷地でない土地にあつては、当該土地の所有者
- (ウ) 道路その他の公共施設の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

イ 設置義務期限

処理区域内において、排水設備、浄化槽は次のとおり義務づけられている。

- (ア) 下水道法第11条の3の規定により、くみ取り便所は、供用開始の告示があつた日から3年以内に水洗便所に改造しなければならない。
- (イ) 排水設備は、長崎市下水道条例第3条の規定により、供用開始後6月以内に設置しなければならない。
- (ウ) 浄化槽が設けられている建築物の所有者は、長崎市下水道条例第3条の規定により、供用開始後6月以内に浄化槽を適切な処置をし、これに連結されていた污水管を公共下水道に接続するか、あるいは、浄化槽から排出される下水を公共下水道に流入させる排水設備を設けなければならない。

※ 排水設備とは、長崎市下水道条例第2条第8号において、屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、浄化槽を除くこととされている。

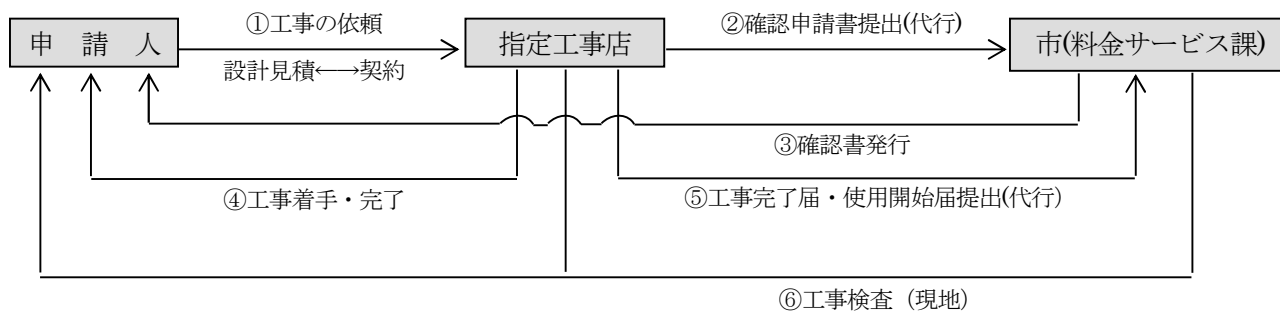


ウ 排水設備の手続き

くみ取り便所を水洗便所に改造するとともに、台所、風呂などの生活排水も公共下水道へ接続することになるが、これらの工事（排水設備工事）は、市が指定した「長崎市下水道排水設備指定工事店」が行うことになっている。

排水設備工事手続きの順序は下図のとおりである。

図 I - 1 排水設備工事手続き



エ 下水道排水設備の指定工事店制度

下水道排水設備指定工事店制度とは、長崎市の条例に基づき、一定の技術力をもった者（責任技術者）が専属する工事店を長崎市が指定することにより、その指定を受けた工事店だけが下水道排水設備の工事を行うことができる制度である。これは、排水設備自体は個人の設備であるものの、その設備から排除される汚水は公共下水道に大きく影響を与えるため、誤接合等の不良工事を防止し、適正な工事の施工を担保する必要があることや、事故、故障の発生等緊急時に責任ある迅速な対応を図る必要があることから、全国の市町村において採用している制度である。

長崎県内の供用開始市町は、16市町（R6年3月末）であり、本市の指定工事店の指定要件は、次の4項目である。

- (ア) 責任技術者が1名以上専属していること
 - (イ) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること
 - (ウ) 長崎県内に営業所があること
 - (エ) 法律上の行為能力が認められていない等の欠格要件に該当しないこと
- なお、指定工事店の有効期間は5年間である。

長崎市下水道排水設備指定工事店

令和6年3月31日現在 275社（市内 204社 市外 71社）

オ 排水設備等の立ち入り検査について

公共下水道の機能及び構造を保全し、公共下水道からの放流水の水質を排水基準に適合させるため必要な限度において、排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査することができることになっている。

カ 責任技術者

排水設備工事が適正かつ安全に施工されるためにも、排水設備工事の施工は、市の排水設備指定工事店が行うこととしており、排水設備指定工事店には責任技術者を1名以上必ず置くことになっている。

この責任技術者の資格は、長崎県下水道協会が、年に1回下水道排水設備工事責任技術者共通試験を実施し、合格した者について認定している。

(2) 普及促進制度

くみ取り便所を水洗便所に改造したり、私道敷内に污水管を設けるとときには、次のような貸付や助成を行っている。

ア 水洗便所改築資金貸付制度

処理区域において、くみ取り便所を水洗便所に改築する者に対して公共下水道の普及促進を図るため、昭和37年度から無利子の改築資金の貸付を実施している。

(ア) 貸付の対象工事

くみ取り便所を水洗便所に改築し、これと同時に施工する排水設備の設置並びにその他公共下水道の使用を図るための工事

(イ) 貸付の対象者

- a 公共下水道の処理区域内の家屋であること
- b くみ取り便所を水洗便所に改築する家屋の所有者（名義人）または当該改築工事について所有者の承諾を得た使用者であること

（新築家屋における便所の新築、既設家屋の便所の増設、会社等の法人は貸付の対象としない）

- c 自己資金のみでは改築工事に要する費用を一時に負担することが困難である者
- d 貸付を受けた資金の償還について支払可能である者

(ウ) 貸付の条件

- a 無利子
- b 借入の翌月から60ヵ月以内の均等償還
- c 借入金額に応じた人数かつ条件を備えた連帯保証人をたてること

(エ) 貸付の限度

- a 1件につき60万円以内
- b 浄化槽の切替工事は、1件につき40万円以内
- c ポンプ施設設置工事は、1棟につき20万円以内
- d 1人当たりの貸付限度は、件数で7件、金額で420万円以内
- e 改築工事の件数は、便所については便槽個数、浄化槽については、槽の大きさにより次のとおりとする。
◎10人槽まで …… 1件 ◎11～50人槽 …… 2件 ◎51人槽以上 …… 3件
ただし、共同浄化槽（分譲マンションを含む）については、槽の大きさに関係なく、1戸当り1件とする。

イ 水洗便所改造費補助金交付制度

昭和48年に生活扶助世帯に対する国の補助制度が設けられたのに伴い、本市においても、昭和55年度に長崎市水洗便所改造費補助金交付要綱を制定し、「処理区域内にくみ取り便所を設けている自己所有の家屋を所持し、かつ当該家屋に居住している生活扶助世帯の世帯主」を対象に改造費の一部を補助している。

また、平成21年度に長崎市水洗便所改造費補助金交付要綱を改正し、「経済的な理由により水洗化が困難な市民税非課税世帯が所有する家屋」を対象に改造費の一部を補助している。

昭和55年10月15日施行

ウ 私道敷内の污水管布設について

私道敷内の污水管は、本来その所有者が設置及び維持管理することが原則であるが、土地条件等から公道内の污水管に直接、接続することのできない宅地が多数ある。そこで、次の条件を備えた場合には、申請により公費で私道敷内に污水管を布設することとし、下水道の普及促進を図っている。

私道公共下水道設置基準（主な基準）

- ① 私道で道路の形態を有し生活道路と認められ、当該公共下水道を利用する家屋が2戸以上であること。ただし、家屋の所有者が異なること。
- ② 公共下水道の工事施工に支障がなく、維持管理が容易なこと。
- ③ 污水管が布設される土地について、当該土地所有者の承諾が得られること。

平成6年5月1日施行

エ 低地関係

私道において、家屋の敷地が周辺より低くなっており、河川や民有地の利用ができず自然流下による汚水の排除が困難な地区において次の要件を備えた場合、公費でポンプ施設設置による整備ができる。

（主な要件）

- ① 低地域であることを管理者が認めるもの
- ② 対象家屋が5戸以上あり、それぞれの所有者が異なるもの
- ③ 土地の使用については、無償の承諾がとれること
- ④ 施工上・維持管理上支障がないこと

平成10年4月1日施行（平成10年3月31日長崎市告示第125号）

オ 共同排水設備設置補助金交付制度

公共の施設として整備するための要件に該当せず、個人負担による共同排水設備を設置する方法でしか水洗化ができない宅地について、次の要件を備えた場合、工事費の一部を補助する。

1 主な要件

- (1) 共同排水設備を利用することとなる家屋が2戸以上であり、かつそれぞれの所有者が異なるもの
- (2) 共同排水設備の工事について、土地所有者、その他利害関係者の承諾が得られるもの
- (3) 市税や水道料金、下水道使用料および受益者負担金等の滞納がないもの

2 補助率

共同排水設備設置の工事費の5分の4以内。

平成12年4月1日施行（平成12年3月31日長崎市告示第150号）

カ 水洗化あっせん委員制度

公共下水道事業計画区域内において、水洗化に伴って生じる家主や地主等の利害関係者間の紛争を公正・中立な立場で和解の仲介を行うため、平成8年度から水洗化あっせん制度を設けていたが、令和4年度をもって制度を廃止した。

平成8年5月15日施行

令和4年4月1日廃止

キ 汚水ポンプ設備等設置補助金交付制度

道路より低い等の理由で、ポンプを設置しなければ水洗化ができない家屋の排水設備について、次の要件を備えた場合、ポンプ設備を設置する費用の一部を補助する。

1 主な要件

(1) 自然流下による下水道接続が困難であると認められるもの。

(2) 市税や水道料金、下水道使用料および受益者負担金の滞納がないもの。

2 補助率

ポンプ設備設置費（排水ポンプ、ポンプ槽、圧送管、電気設備等の費用）の5分の4以内（条件により補助金の限度額あり）

平成21年6月1日施行（平成21年3月27日長崎市告示第11号）

Ⅱ 下水道施設

1 下水道の施設

(1) 下水道の施設

下水道とは、人間の消費生活又は生産活動によって発生した汚水を衛生的に処理するとともに雨水を速やかに排除するための施設で、管渠、ポンプ場及び終末処理場からなっている。

ア 管渠

管渠は、道路などの地下に網の目のように埋設され、家庭や工場等から発生する汚水を終末処理場へ送ったり、雨水を排除する機能を有している。また、その途中には、維持管理や点検のために多数のマンホール（人孔）を設置している。

イ ポンプ場

ポンプ場には、雨水を排除する雨水排水ポンプ場と汚水の中継する汚水中継ポンプ場とがある。

(ア) 雨水排水ポンプ場

台風や大雨のとき、河川などの水位が高くなってきて、低地では雨水を河川などへ自然に流すことができなくなる。このような場所に雨水排水ポンプ場を設け雨水をくみ上げ、河川などに強制的に放流し浸水防除の役割を果たす。

(イ) 汚水中継ポンプ場

汚水は原則として自然流下で流すため、下流側になるほど管渠が深く埋設されることになり、建設費や維持管理の面からも適正でない。従って、汚水中継ポンプ場を設け、一旦地表近くまでくみ上げ再び汚水を下流に流す役割を果たす。

ウ 終末処理場

終末処理場とは、管渠、中継ポンプ場により運ばれてきた汚水を衛生的な水にするための重要な施設である。

終末処理場では、集まった汚水からゴミや砂を沈砂池で除去した後、沈みやすい浮遊物を最初沈殿池で除去する。次に、汚水を反応槽（曝気槽）に移し、そこに活性汚泥と空気を吹き込み混合させ、汚水中の有機物を分解させ沈みやすくし、最終沈殿池で沈殿させたいえ、きれいになった上澄水を消毒して海などに放流している。

(2) 下水道施設の現況

市内には、令和5年度末現在で下水処理場が12箇所あり、供用中10箇所、機能停止2箇所である。

ポンプ場は、現在19箇所、南部新地の供用開始に伴い機能停止した南部出島を除く18箇所（内汚水16箇所、雨水2箇所）が稼働している。

また、自然流下での汚水の排除が困難な小規模な地区に対しては、必要に応じマンホールポンプを設置しており、令和5年度末現在、175箇所が稼働している。

表Ⅱ－1 下水処理場

(令和5年度末)

処理場名	中 部 下水処理場	南 部 下水処理場	三 重 下水処理場	東 部 下水処理場	西 部 下水処理場	香 焼 浄化センター	
所在地	茂里町 2番2号	戸町5丁目 985番地	京泊2丁目 8番50号	田中町 279番地46	神ノ島町1丁目 367番地11	香焼町 924番地1	
都市計画事業認可	S33. 3. 1	S51. 8. 10	S53. 2. 17	S60. 1. 25	S62. 2. 20	S50. 3. 7	
工 事 着 手	S34. 12	S54. 7	S55. 10	S61. 7	S63. 7	S50. 11	
供用開始年月日	S36. 12. 1	S59. 4. 1	S59. 8. 1	H 1. 4. 1	H 4. 7. 1	S55. 7. 7	
敷地面積 (㎡)	28,000	43,200	37,400	37,000	92,100	10,400	
排 除 方 法	分 流 式						
処 理 方 法	標 準 活 性 汚 泥 法						
処理水放流先	浦上川	長崎湾	西彼海域	網場湾	長崎湾	長崎湾	
計 画 人 口	全体計画 (人)	西部へ統合	62,450	14,940	33,550	181,630	南部へ統合
	事業計画 (人)	西部へ統合	77,650	18,390	40,770	221,060	南部へ統合
	現況 (人) (処理区域人口)	67,361	76,799	20,341	42,043	155,168	南部へ統合
計 画 汚 水 量 (日最大)	全体計画 (㎥/日)	西部へ統合	23,840	6,095	11,590	70,350	南部へ統合
	事業計画 (㎥/日)	西部へ統合	29,350	7,285	14,060	84,850	南部へ統合
水 処 理 系 列 数	全体計画	廃止	初夕：3系	初夕：1系	3系	初夕：7系	廃止
			終沈：4系	終沈：2系		終沈：6系	
	事業計画	廃止	初夕：4系	2系	4系	9系	廃止
	現況	R6. 3. 31 機能停止	4系	2系	4系	9系	H19. 6. 1 機能停止
水 処 理 能 力	全体計画 (㎥/日)	廃止	27,000	7,300	14,000	70,800	廃止
	現況 (㎥/日)	R6. 3. 31 機能停止	31,400	11,000	18,700	83,700	H19. 6. 1 機能停止

処理場名		伊王島 浄化センター	高島 浄化センター	神浦 浄化センター	脇岬 浄化センター	琴海南部 浄化センター	大平 浄化センター	合計
所在地		伊王島町2丁目 1178番地5	高島町 2707番地34	神浦向町 293番地2	脇岬町 3803-6	琴海村松町 760番地3	琴海大平町 1250番地	—
都市計画事業認可		H11. 1.20	—	—	—	H11. 3.12	H16.10.8	—
工事着手		H11	H10. 7.22	H 9.11	H12	H14.12	H19	—
供用開始年月日		H15. 3.31	H12. 1. 1	H14. 4. 1	H21. 3.31	H17. 3.30	H22. 3. 1	—
敷地面積 (㎡)		3,500	3,000	6,150	3,100	9,300	2,500	275,650
排除方法		分流式						—
処理方法		O D 法				長時間アレーション法	O D 法	—
処理水放流先		塩町排水路	高島港外	神浦川	橘湾	村松川	形上湾	—
計画人口	全体計画(人)	270	180	300	1,600	6,200	1,060	302,180
	事業計画(人)	440	250	490	2,260	5,800	1,370	368,480
現況(人) (処理区域人口)		585	124	548	1,066	6,624	900	371,559
(計画汚水量 目最大)	全体計画(㎥/日)	450	180	135	660	2,220	400	115,920
	事業計画(㎥/日)	650	250	215	900	2,080	510	140,150
水処理系列数	全体計画	1系	1系	1系	1系	3系	1系	—
	事業計画	1系	1系	1系	1系	3系	1系	—
	現況	1系	1系	1系	1系	3系	1系	—
水処理能力	全体計画(㎥/日)	600	200	600	900	2,400	700	124,500
	現況(㎥/日)	600	200	600	900	2,400	700	150,200

※西部下水処理場の処理人口は、長与町分除く。

※南部下水処理場の処理人口は、三和处理区及び香焼処理区（香焼浄化センター）の統合分を含む。

※三重下水処理場の処理人口は、黒崎処理区を含む。

※全体計画は、令和27年度を目標年次として令和5年11月27日に見直した。

※事業計画は、令和10年度を目標年次として令和6年3月29日に見直した。

※水処理能力（全体計画）は、全体計画（目標年度：令和27年度）の施設計画における、各処理工程の水処理能力を算出し、その最小値を水施設能力とするもの。

※水処理能力（現況）は現時点における、各処理工程の水処理能力を算出し、その最小値を水施設能力とするもの。

表Ⅱ-2 汚水中継ポンプ場

(令和5年度末)

ポンプ場名	位置	運転開始 年 月	敷地面積 (a)	排水面積 (ha)	ポ ン プ		
					口径(mm)	能力(m ³ /分)	台数(台)
南部出島	出島町	S37. 11	3. 60	—	—	—	—
					—	—	—
西部滑石	横尾1丁目 14番4号	S44. 8	5. 00	60. 41	150	2. 55	2(1)
					250	2. 40	2(1)
南部第一	末石町 370番地36	H 9. 3	4. 80	314. 15	200	3. 54	2(1)
					200	5. 64	2(1)
南部茂木	茂木町 76番1	H17. 4	7. 20	74. 97	200	2. 83	1(1)
					200	3. 04	1(1)
南部新地	新地町 6番54	H17. 4	6. 10	259. 65	300	10. 18	2(1)
					300	10. 10	2(1)
三重多良	多良町 2005番3	H 9. 3	6. 90	33. 14	100	1. 14	1(1)
					100	0. 82	1(1)
三重	三重町 3764番	H11. 10	6. 00	132. 80	200	3. 47	1(1)
					150	2. 21	1(1)
東部戸石	戸石町 354番地1	H 9. 3	4. 80	125. 55	150	2. 55	1(1)
					100	2. 50	1(1)
西部小江	小江町 2179番1	H17. 4	6. 30	157. 50	200	3. 68	1(1)
					200	3. 74	1(1)
南部深浦	香焼町 444番地54	S55. 7	3. 25	113. 40	150	1. 77	1(1)
					150	3. 05	1(1)
南部栄上	布巻町 143番地1	H17. 4	15. 00	185. 70	150	2. 83	1(1)
					150	3. 30	1(1)
南部安保	香焼町 1633番地4	S56. 8	1. 83	34. 94	150	1. 77	1(1)
					150	1. 60	2(1)
南部尾ノ上	香焼町 1531番地5	S56. 12	1. 08	12. 53	80	0. 64	1(1)
					100	0. 50	2(1)
南部里	香焼町 1268番地4	S57. 2	1. 30	9. 79	80	0. 64	1(1)
					80	0. 45	2(1)
南部辰ノ口	香焼町 2997番地1	S57. 6	2. 00	10. 03	80	0. 46	1(1)
					100	0. 17	1(1)
南部海老瀬	香焼町 2432番地5	S57. 6	3. 51	13. 24	80	0. 46	1(1)
					100	0. 30	1(1)
南部栗ノ浦	香焼町 2697番地	S58. 3	0. 80	3. 83	80	0. 46	1(1)
					80	0. 10	1(1)

注) 1. 台数の()は、外書きで予備台数
2. ポンプの上段は事業計画、下段は現有
3. 南部出島中継ポンプ場は、平成18年当初に機能停止

表Ⅱ－3 流量調整池

(令和5年度末)

処理施設名	位置	敷地面積 (a)	能力	摘要
西部道ノ尾流量調整池	西彼杵郡長与町高田郷77番2	51	揚水ポンプ 2台 滞留時間約4.3時間	北部下処理場廃止後 (H15. 11. 30) 再利用
中部茂里町流量調整池	茂里町2番34号	58	排水ポンプ 2台	長崎市クリーンセンター廃止後 (H28. 3. 31) 再利用

表Ⅱ－4 雨水排水ポンプ場

(令和5年度末)

ポンプ場名	位置	運転開始 年 月	敷地面積 (a)	排水面積 (ha)	ポンプ				雨水 放流先
					口径 (mm)	揚水能力 (m ³ /分)	台数(台)		
							計画	現有	
中部新地	新地町 6番55号	H 4. 6	15. 3	13. 9	1000	127	2	0	長崎湾
					500	26	2	2	
中部茂里町第2	茂里町 14番1号	H10. 4	64. 0	44. 9	1650	346. 2	1	1	浦上川
					1350	231	2	2	
					1000	115. 2	2	2	

表Ⅱ-5 マンホールポンプ（175施設）

（令和5年度末）

処理区	ポンプ箇所名	公共・特環 区分	目的	設置場所	ポンプ			運転開始 年 月
					口径 (mm)	能力 (m ³ /分)	台数	
中部 (24)	西山4丁目	公共	汚水中継	水道用地	80	0.40	2	平成7年11月22日
	愛宕1丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.45	2	平成9年6月1日
	片淵2丁目	公共	汚水中継	私道	50	0.18	2	平成11年11月24日
	愛宕3丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成11年12月8日
	中川1丁目	公共	汚水中継	公道上	50	0.18	2	平成12年8月24日
	本河内2丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.28	2	平成14年4月22日
	伊良林3丁目	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成16年3月22日
	本河内3丁目	公共	汚水中継	河川敷	65	0.16	2	平成17年6月1日
	本河内4丁目	特環	汚水中継	公道上	65	0.28	2	平成18年4月1日
	田手原町	公共	汚水中継	公道上	80	0.70	2	平成20年10月1日
	田手原町(2)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成22年4月1日
	片淵4丁目	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成23年2月1日
	田手原町(3)	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成24年3月8日
	田手原町(4)	公共	汚水中継	里道	80	0.28	2	平成24年3月23日
	田手原町(5)	特環	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成24年3月23日
	弥生町	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成25年3月13日
	田手原町(7)	特環	汚水中継	公道上	80	0.16	2	平成25年6月4日
	田手原町(8)	特環	汚水中継	里道	65	0.16	2	平成25年6月4日
	田手原町(6)	特環	汚水中継	里道	65	0.16	2	平成25年7月8日
	弥生町(2)	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成29年3月30日
	田手原町(9)	特環	汚水中継	民地・私道	65	0.16	2	平成30年3月30日
	本河内1丁目	公共	汚水中継	民地・私道	65	0.16	2	平成30年3月30日
	中部尾上町雨水排水	公共	雨水排水	公道上	300	13	2	令和3年3月25日
	茂里町	公共	汚水中継	公道上	150	3.54	2	令和6年2月26日
南部 (14)	土井首町	公共	汚水中継	臨港道路内	80	0.48	2	平成12年3月22日
	江川町	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成12年8月1日
	末石町	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成12年9月22日
	古道町	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成13年4月1日
	茂木町(1)	公共	汚水中継	公道上	80	0.65	2	平成18年4月1日
	茂木町(2)	公共	汚水中継	公道上	65	0.46	2	平成18年4月1日
	茂木町(3)	特環	汚水中継	公道上	100	0.28	2	平成18年4月1日
	北浦町	特環	汚水中継	公道上	80	0.28	2	平成18年4月1日
	早坂町	特環	汚水中継	里道	80	0.16	2	平成21年4月1日
	星取2丁目(1)	公共	汚水中継	公道上	80	0.28	2	平成23年12月28日
	星取2丁目(2)	公共	汚水中継	里道	65	0.16	2	平成23年12月28日
	北浦町(2)	公共	汚水中継	公道上	80	0.64	2	平成24年12月17日
	磯道町	公共	汚水中継	民地	65	0.16	2	平成25年3月12日
	中小島1丁目	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成25年3月13日
三重 (7)	鳴見町	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成9年2月6日
	多以良町(1)	公共	汚水中継	臨港道路内	65	0.20	2	平成9年3月18日
	多以良町(2)	公共	汚水中継	臨港道路内	100	0.70	2	平成9年3月18日
	多以良町(3)	公共	汚水中継	私道	80	0.30	2	平成12年3月22日
	鳴見町(2)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成14年4月1日
	檜山町	公共	汚水中継	公道上	150	1.25	2	平成14年4月1日
三京町	公共	汚水中継	県有地	65	0.16	2	平成28年4月1日	

処理区	ポンプ箇所名	公共・特環 区分	目的	設置場所	ポンプ			運転開始 年 月
					口径 (mm)	能力 (m ³ /分)	台数	
東 部 (19)	田中町 (7)	特環	汚水中継	公道上	80	0.28	2	平成11年 5月 10日
	田中町 (2)	特環	汚水中継	公道上	80	0.39	2	平成11年 5月 1日
	戸石町 (8)	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成11年 4月 1日
	田中町 (1)	特環	汚水中継	公道上、河川	65	0.16	2	平成14年11月 8日
	古賀町	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成18年 4月 1日
	中里町	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成19年 4月 1日
	中里町 (2)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成20年 2月 1日
	松原町	特環	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成20年12月 1日
	中里町 (3)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成21年 3月 10日
	古賀町 (2)	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成21年 4月 1日
	古賀町 (3)	公共	汚水中継	農道	65	0.16	2	平成22年 4月 1日
	戸石町 (9)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成23年 4月 1日
	戸石町 (10)	公共	汚水中継	国有地	65	0.16	2	平成24年 3月 23日
	現川町	公共	汚水中継	里道	65	0.16	2	平成24年 3月 23日
	東町	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成25年 3月 11日
	東町 (2)	公共	汚水中継	里道	65	0.16	2	平成26年 3月 28日
	東町 (3)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	令和 2年11月 10日
	戸石町 (11)	公共	汚水中継	下水道用地	65	0.16	2	平成28年 3月 1日
	現川町 (2)	公共	汚水中継	民地	80	0.16	2	平成28年 1月 15日
西 部 (27)	葉山1丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成元年 4月 1日
	西泊町	公共	汚水中継	公園内	80	0.65	2	平成 6年 4月 1日
	木鉢町1丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.45	2	平成 6年10月 1日
	神ノ島町2丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.48	2	平成 8年 1月 19日
	神ノ島町3丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.30	2	平成 7年12月 15日
	本原町	公共	汚水中継	里道	50	0.16	2	平成12年 3月 22日
	泉2丁目	公共	汚水中継	水道用地	80	0.80	2	平成13年 4月 1日
	川平町 (1)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成13年 8月 10日
	川平町 (2)	公共	汚水中継	公道上	80	0.28	2	平成13年 8月 10日
	西泊町 (2)	公共	汚水中継	公道上	80	0.60	2	平成14年 4月 22日
	小浦町	公共	地下水用	公道上	150	2.50	2	平成17年 4月 1日
	小江町	公共	地下水用	公園内	150	1.50	2	平成17年 4月 1日
	大浜町	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成17年 4月 1日
	旭町	公共	汚水中継	公道上	50	0.16	2	平成17年 6月 1日
	三ツ山町	特環	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成19年 7月 1日
	大浜町 (2)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成20年 3月 28日
	小浦町 (2)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成20年 6月 1日
	岩屋町	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成21年 4月 1日
	油木町	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成23年 2月 1日
	小江原5丁目	公共	汚水中継	公道上	80	0.28	2	平成23年 3月 1日
	石神町	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成23年 4月 1日
	向町	公共	汚水中継	公道上	65	0.17	2	平成24年 7月 10日
	向町 (2)	公共	汚水中継	里道	65	0.16	2	平成25年 3月 21日
相川町	公共	汚水中継	公道上	100	0.28	2	平成25年 6月 11日	
向町 (3)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成26年 3月 14日	
小江町 (2)	公共	汚水中継	私道	65	0.16	2	平成29年 3月 30日	
三ツ山町 (2)	特環	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成19年 5月 22日	

処理区	ポンプ箇所名	公共・特環 区分	目的	設置場所	ポンプ			運転開始 年 月
					口径 (mm)	能力 (m ³ /分)	台数	
香 焼 (2)	海老瀬	公共	汚水中継	公共施設内	85	0.10	2	平成4年 月 日
	堀切西	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.50	2	平成19年5月22日
伊王島 (5)	仙崎	公共	汚水中継	公共敷地内	65	0.25	2	平成15年3月31日
	船津	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.55	2	平成15年3月31日
	西ノ浜	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.60	2	平成15年3月31日
	渡	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.25	2	平成16年12月15日
	馬込	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.47	2	平成16年1月20日
光西浜 (1)	高島町 (No, 19)	特環	汚水中継	公 道 上	80	0.47	2	平成12年1月 日
脇 岬 (9)	脇岬町	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年4月1日
	脇岬町 (2)	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年4月1日
	脇岬町 (3)	特環	汚水中継	公 道 上	80	0.69	2	平成21年4月1日
	脇岬町 (4)	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年4月1日
	脇岬町 (5)	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年4月1日
	脇岬町 (6)	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.27	2	平成21年4月1日
	脇岬町 (7)	特環	汚水中継	臨港道路内	65	0.16	2	平成21年4月1日
	脇岬町 (8)	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.11	2	平成21年4月1日
	脇岬町 (9)	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.20	2	平成21年4月1日
神 浦 (5)	横町地区	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成14年4月1日
	夏井地区	特環	汚水中継	公 道 上	80	0.28	2	平成14年4月1日
	地向地区	特環	汚水中継	公 道 上	80	0.28	2	平成14年4月1日
	丸尾地区	特環	汚水中継	公 道 上	100	0.62	2	平成14年4月1日
	河川公園	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成14年4月1日
黒 崎 (13)	永田町 (1)	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.13	2	平成22年3月31日
	永田町 (2)	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.13	2	平成22年3月31日
	永田町 (3)	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.13	2	平成22年3月31日
	永田町 (4)	特環	汚水中継	港湾空地	80	0.87	2	平成22年3月31日
	下黒崎町 (1)	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.68	2	平成22年3月31日
	下黒崎町 (2)	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.50	2	平成22年3月31日
	下黒崎町 (3)	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年4月1日
	下黒崎町 (4)	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年4月1日
	上黒崎町	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年4月1日
	永田町 (5)	特環	汚水中継	私 道	65	0.16	2	平成23年4月1日
	永田町 (6)	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年4月1日
	永田町 (7)	特環	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成23年4月1日
	三重田町 (1)	特環	汚水中継	公 道 上	100	1.13	2	平成22年3月31日
三 和 (9)	蚊焼町	公共	汚水中継	公 園 内	150	1.19	2	平成17年4月1日
	椿が丘	公共	汚水中継	公 道 上	150	2.95	2	平成17年4月1日
	晴海台町	公共	汚水中継	下水道施設内	150	1.38	2	平成17年4月1日
	布巻町 (元宮)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.56	2	平成17年4月1日
	布巻町 (1)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.23	2	平成18年4月1日
	蚊焼町 (2)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成19年4月1日
	布巻町 (2)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成19年4月1日
	布巻町 (3)	公共	汚水中継	公 道 上	80	0.16	2	平成21年4月1日
	布巻町 (4)	公共	汚水中継	公 道 上	65	0.16	2	平成21年4月1日

処理区	ポンプ箇所名	公共・特環 区分	目的	設置場所	ポンプ			運転開始 年 月
					口径 (mm)	能力 (m ³ /分)	台数	
三 和 (17)	蚊焼町 (3)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成21年4月1日
	蚊焼町 (4)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成21年4月1日
	為石町	公共	汚水中継	学校敷地内	65	0.27	2	平成21年4月1日
	為石町 (2)	公共	汚水中継	公道上	150	2.17	2	平成22年6月1日
	為石町 (3)	公共	汚水中継	公道上	65	0.24	2	平成24年3月13日
	為石町 (5)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成24年3月13日
	蚊焼町 (5)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成24年3月29日
	川原町	公共	汚水中継	公道上	80	0.84	2	平成24年3月29日
	為石町 (4)	公共	汚水中継	公園内	65	0.16	2	平成25年3月11日
	宮崎町	公共	汚水中継	公共敷地内	80	0.35	2	平成26年3月13日
	布巻町 (5)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成25年3月25日
	為石町 (7)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成25年3月26日
	為石町 (6)	公共	汚水中継	民地	65	0.16	2	平成26年12月8日
	宮崎町 (2)	公共	汚水中継	公園内	65	0.16	2	平成27年2月6日
	川原町 (2)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成27年2月23日
	蚊焼町 (6)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成28年4月1日
	布巻町 (6)	公共	汚水中継	公園内	65	0.16	2	平成30年3月30日
琴海南部 (21)	西海町 (No, 30)	公共	汚水中継	公道上	80	0.70	2	平成17年3月30日
	琴海村松町 (No, 100)	公共	汚水中継	公道上	100	0.42	2	平成17年3月30日
	西海町 (No, 200)	公共	汚水中継	公道上	65	0.29	2	平成17年3月30日
	西海町 (No, 320)	公共	汚水中継	公道上	80	0.29	2	平成17年3月30日
	西海町 (No, 331)	公共	汚水中継	公共敷地内	80	0.64	2	平成17年3月30日
	西海町 (No, 336)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成17年3月30日
	西海町 (No, 381)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成17年3月30日
	西海町 (No, 540)	公共	汚水中継	公道上	65	0.23	2	平成17年3月30日
	西海町 (No, 550)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成17年3月30日
	西海町 (No, 630)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成17年3月30日
	西海町 (No, 660)	公共	汚水中継	公共敷地内	80	0.16	2	平成17年11月28日
	西海町 (No, 661)	公共	汚水中継	公道上	65	0.29	2	平成17年11月28日
	西海町 (No, 662)	公共	汚水中継	公道上	65	0.29	2	平成17年11月28日
	琴海村松町 (No, 733)	公共	汚水中継	公共敷地内	65	0.29	2	平成17年3月30日
	琴海村松町	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成19年4月1日
	琴海村松町 (2)	公共	汚水中継	公道上	100	0.64	2	平成19年4月1日
	西海町	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成20年4月1日
	西海町 (2)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成21年4月1日
	琴海村松町 (3)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成21年4月1日
西海町 (3)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成23年4月1日	
西海町 (4)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成30年3月30日	
大 平 (2)	琴海大平町	公共	汚水中継	公道上	65	0.23	2	平成22年4月1日
	琴海大平町 (2)	公共	汚水中継	公道上	65	0.16	2	平成24年3月28日

2 下水道施設の維持管理

(1) 管渠施設の維持管理

下水道施設は、適切な維持管理を行うことにより、その機能を十分に発揮するものである。維持管理が適切でないと、管渠内に土砂が堆積して流下能力が落ちたり、管渠が破損することもある。これらは、浸水や道路陥没などの事故の原因となるので、定期的な点検、調査、清掃及び補修などは、欠かすことのできない業務である。

このため、維持管理業務委託（民間委託）により、古い管渠施設から順次巡視・点検をし、その機能確保のための清掃・補修等、また市民からの苦情等による修繕等を実施している。

(2) ポンプ場の維持管理

ポンプ場では、常に変動する流入水に対応した運転管理を行うとともに、その施設の機能が十分に発揮できるように定期的に巡回し、施設の点検・整備を行っている。

令和5年度末現在、雨水排水ポンプ場2箇所、汚水中継ポンプ場16箇所の計18箇所が稼働している。

表Ⅱ－6 ポンプ場の運転実績（令和5年度）

ポンプ場名		汚水量 (m ³)		雨水量 (m ³)	廃棄物量 (t/年)		電力使用量(料金より) (kWh/年)
		年間総揚水量	日平均	年間総揚水量	沈砂量	し渣量	
雨水	中部第2	————	———	603,329	0.0	1.83	228,178
	中部新地	————	———	108,270	0.0	0.0	64,833
汚水	西部滑石	437,705	1,196	————	———	———	95,540
	南部第1	1,233,614	3,371	————	———	———	200,005
	南部新地	3,142,660	8,587	————	———	———	314,493
	南部茂木	237,790	650	————	———	———	214,656
	南部栄上	718,181	1,962	————	———	———	162,165
	東部戸石	324,351	886	————	———	———	98,286
	三重多以良	40,971	112	————	———	———	20,688
	三 重	199,480	545	————	———	———	105,200
	西部小江	295,610	808	————	———	———	51,328
	南部深浦	307,044	839	————	———	———	50,798
	南部安保	-	-	————	———	———	8,457
	南部里	-	-	————	———	———	1,946
	南部尾ノ上	-	-	————	———	———	2,659
	南部海老瀬	-	-	————	———	———	4,462
	南部辰ノ口	-	-	————	———	———	6,821
南部栗ノ浦	-	-	————	———	———	1,730	

(3) 下水処理場の維持管理

下水道は、昼夜の別なく利用されていることから、下水処理場では、日夜運転管理が行われており、施設の機能が十分に発揮できるように、保守点検及び監視等を行っている。

また、施設への流入水量や水質も均一でなく、また、時間的、季節的に大きく変動した運転管理には、専門知識及び経験が必要とされる。

令和5年度末現在、10下水処理場が稼働しており、全下水処理場への流入水量の合計は、1日平均約12.0万 m^3 （年間約4,369万 m^3 ）となっている（香焼浄化センターは平成19年6月1日をもって機能停止、大平浄化センターは平成22年3月1日供用開始、中部下水処理場は令和6年3月31日廃止）。

ア 汚泥処理の状況

下水処理に伴って発生する脱水汚泥の量は、令和5年度は約3万トンである。

なお、本市においては、全量を民間委託によりコンポスト化あるいは焼却し、緑農地等へ還元している。

イ 処理水の再利用

水資源の有効利用ということから、処理水の再利用は有意義である。

本市においては、処理水を消泡水や洗浄水等の雑用水として下水処理場内で活用しており、この量は1日約2,100 m^3 で、これは全処理水量の約2%に相当する。

表Ⅱ－7 下水処理場運転実績（令和5年度）

処理場名	流入下水量 (千 m^3)	発生汚泥量 (m^3)	脱水ケーキ量 (t)	場内再利用水 (m^3)	水道水使用量 (m^3)	電力使用量 (kW)
中部	2,954	12,436	1,015	194,510	9,050	1,751
南部	9,408	57,832	6,852	49,640	1,669	3,756
三重	2,394	21,136	1,689	54,578	2,650	1,546
東部	3,834	35,575	3,523	69,051	853	2,636
西部	24,137	177,898	16,709	380,503	2,205	8,454
伊王島	100	1,526	0	0	358	110
高島	16	144	0	0	41	28
脇岬	74	493	0	20,731	113	204
神浦	72	922	0	0	43	117
琴海南部	619	29,153	484	0	1,005	448
大平	78	330	0	5,184	103	112
合計	43,686	337,445	30,272	774,197	18,090	19,162

(4) 水質の管理

ア 下水処理場の水質管理

下水道が普及すれば、今までなんの処理もされないまま川や海へ流されていた家庭や工場の汚水が、下水処理場で処理されて放流されることになり、公共用水域の水質は次第に向上していく。

このように、公共用水域の水質保全のため中核的役割を果たす下水処理場では、常に最良の放流水質を維持するために、各処理工程での水質分析を行っている。

なお、本市の下水処理場は、標準活性汚泥法、オキシデーションディッチ法又は長時間エアレーション法による下水処理をしており、各処理場とも良好な処理がされている。

イ 事業場排水の指導

公共下水道の整備が進むにつれて、工場や事業場の排水も下水道へ排除されるようになるが、このような排水の中には、公共下水道施設の機能に障害を起こしたりする物質を含むものもある。このような問題を防ぐため、以下のような指導を行っている。

- 公共下水道施設の機能保全及び処理場からの放流水の水質確保という観点から下水道法及び長崎市下水道条例では下水の排除基準を定めている。(下水道法第12条の2、下水道法施行令第9条の4、市下水道条例第9条)
- 基準を越える悪質な下水を流す恐れのある工場や事業場には、排除基準に適合させるための除害施設の設置を義務づけている。(下水道法第12条、第12条の11、市下水道条例第9条の2,3)
- 悪質な下水を排除する恐れのある工場や事業場には、「立ち入り検査」と「水質検査」を実施しており基準を超えている場合は水質指導を行っている。(下水道法第13条)
- 下水道法で規制が定められている特定事業場(平成29年度末届出済数400社)及びそれ以外の工場や事業場を含めた中から、有害物質等の使用状況、排水量及び除害施設の維持管理状況等を総合的に勘案して81事業場に対し、水質検査を実施し、違反事業場等に対しては行政指導を行っている。(下水道法第37条の2、第38条)

表Ⅱ－8 特定事業場水質指導状況(令和元年度)

項目 処理区	立入検査 実施事業場数	水 質 検 査		
		実施事業場数	水質検査回数	違反数
中部	14	7	各1回	1
南部	28	20	各1回	6
三重	13	8	各1回	3
東部	8	1	各1回	0
西部	24	12	各1回	2
香焼	0	0	各0回	0
伊王島	0	0	各0回	0
光西浜	0	0	各0回	0
脇岬	0	0	各0回	0
神浦	1	0	各0回	0
三和	1	1	各0回	0
琴海南部	0	0	各0回	0
大平	0	0	各0回	0
合計	89	49	各1回	12

(5) 各下水処理場の流入下水道量

令和5年度

処理場	中部		南部		三重		東部		西部		伊王島		高島		脇岬		神浦		琴海南部		大平		合計	
	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日	m ³ /月	m ³ /日
4月	464,814	15,494	769,302	25,643	200,598	6,687	320,118	10,671	1,858,960	61,965	7,672	256	1,289	43	6,102	203	5,831	194	50,753	1,692	6,655	222	3,692,094	123,070
5月	508,230	16,395	836,315	26,978	213,848	6,898	338,803	10,929	1,970,950	63,579	8,786	283	1,419	46	6,366	205	6,183	199	55,528	1,791	7,348	237	3,953,776	127,541
6月	488,749	16,292	805,741	26,858	204,531	6,818	323,114	10,770	1,896,030	63,201	8,700	290	1,332	44	6,028	201	5,751	192	51,488	1,716	6,497	217	3,797,961	126,599
7月	494,202	15,942	838,469	27,047	209,775	6,767	334,310	10,784	1,950,050	62,905	9,334	301	1,428	46	6,330	204	6,009	194	54,045	1,743	7,183	232	3,911,135	126,166
8月	470,709	15,184	821,031	26,485	200,188	6,458	315,178	10,167	1,851,890	59,738	10,092	326	1,437	46	6,739	217	6,433	208	52,196	1,684	6,375	206	3,742,268	120,718
9月	499,954	16,665	816,180	27,206	205,537	6,851	310,563	10,352	1,825,860	60,862	8,762	292	1,349	45	6,119	204	6,178	206	51,634	1,721	6,350	212	3,738,486	124,616
10月	27,677	13,839	763,575	24,631	197,541	6,372	313,735	10,120	2,115,560	68,244	8,225	265	1,276	41	6,253	202	5,948	192	49,804	1,607	6,105	197	3,495,699	112,764
11月	-	-	719,793	23,993	191,820	6,394	305,838	10,195	2,036,550	67,885	7,493	250	1,262	42	6,010	200	5,734	191	48,492	1,616	5,825	194	3,328,817	110,961
12月	-	-	744,664	24,021	200,929	6,482	320,483	10,338	2,126,820	68,607	7,647	247	1,261	41	6,321	204	5,773	186	50,865	1,641	6,186	200	3,470,949	111,966
1月	-	-	731,397	23,593	191,495	6,177	315,216	10,168	2,075,480	66,951	7,497	242	1,212	39	6,221	201	5,597	181	51,028	1,646	6,284	203	3,391,427	109,401
2月	-	-	733,367	25,289	176,617	6,090	301,480	10,396	2,053,830	70,822	7,201	248	1,141	39	5,660	195	5,777	199	48,719	1,680	6,277	216	3,340,069	115,175
3月	-	-	828,256	26,718	201,202	6,490	335,095	10,810	2,374,460	76,595	8,707	281	1,290	42	6,213	200	6,237	201	54,891	1,771	6,844	221	3,823,195	123,329
年合計	2,954,335		9,408,090		2,394,081		3,833,933		24,136,440		100,116		15,696		74,362		71,451		619,443		77,929		43,685,876	
月平均	422,048		784,008		199,507		319,494		2,011,370		8,343		1,308		6,197		5,954		51,620		6,494		3,640,490	
日平均	15,969		25,705		6,541		10,475		65,947		274		43		203		195		1,692		213		119,360	
各処理場 晴天時最大	17,886		30,592		7,551		11,623		73,970		367		63		275		258		2,329		241		-	
	9月29日		9月30日		5月1日		5月9日		10月26日		8月14日		8月12日		8月14日		8月15日		9月20日		5月9日		-	
各処理場 雨天時最大	41,548		58,404		9,164		19,670		172,490		425		99		262		280		3,647		538		-	
	8月10日		3月24日		5月7日		3月24日		3月24日		3月24日		3月24日		3月24日		12月31日		9月17日		3月24日		5月7日	
各処理場 晴天時平均	14,513		24,536		6,393		10,183		62,374		276		42		205		195		1,629		200		120,546	
全処理場 晴天時最大 6/17	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		139,254	
全処理場 雨天時最大 6/21	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		264,314	

※雨天時とは、0.5mm以上の降雨があった日及びその翌日を含む。晴天時は雨天時以外。

※全処理場晴天時最大及び雨天時最大とは、長崎海洋気象台の雨量に基づき全処理場流入水を晴天時と雨天時に分別し最大値を算出。

農業・漁業集落排水処理施設の概要

(令和5年度末)

地区別		長崎地区	琴海地区					計		
処理場区別		太田尾	大江・形上			小口	琴海中部			
農業・漁業の区別		農集	農集	小計	農集	農集				
整備地区名		太田尾	大江・形上	大子		小口	琴海中部			
区域面積	ha	11.1	18.0	4.5	22.5	4.7	88.1	126.4		
計画人口(観光人口含)	人	650	780	270	1,050	270	5,030	7,000		
事業年度		H8~H13	H4~H8	H14~H18		H10~H14	H7~H13			
供用開始		H13.4.1	H9.4.1	H18.4.1		H15.4.1	H13.4.1			
整備済人口	人	320	353	142	495	139	2,240	3,194		
水洗化人口	人	286	314	97	411	112	1,996	2,805		
水洗化戸数	戸	133	168	52	220	57	946	1,356		
水洗化率	人数比(%)	89.4	89.0	68.3	83.0	80.6	89.1	87.8		
終末処理場	処理施設	箇所	1	1	大江・形上に増設	1	1	1	4	
	処理場敷地面積	m ²	1,388	702		702	683	3,200	5,973	
	処理型式		嫌気+接触曝気	流調、嫌気+曝気			沈殿分離+接触曝気	回分活性汚泥		
	JARUS類型		Ⅲ	Ⅲ			I	XI		
	濃縮汚泥発生量	m ³ /年	72.0	240.0		240.0	45.0	脱水ケーキ125.6t	357.0及び脱水ケーキ125.6t	
	計	日平均汚水量	m ³ /日	176	211	73	284	73	1,358	1,891
		日最大汚水量	m ³ /日	195	234	81	315	81	1,509	2,100
	実	日平均汚水量	m ³ /日	73	148			45	557	
		晴天時平均汚水量	m ³ /日	69	140			46	534	
		雨天時最大汚水量	m ³ /日	197	334			339	1,041	
		晴天時最大汚水量	m ³ /日	116	181			134	737	
	続	BOD放流水質	mg/L	20	20			20	20	
		SS放流水質	mg/L	50	40			40	40	
		BOD(流入)	mg/L	202	149			135	171	
		BOD(放流)	mg/L	5.9	6.9			6.1	1.1	
SS(流入)		mg/L	356	199			169	199		
場	SS(放流)	mg/L	4	6			7	2		
管	管路延長	m	6,261	7,489	5,259	12,748	3,398	31,832	54,239	
	中継ポンプ(MP)	箇所	2	10	6	16	7	43	68	

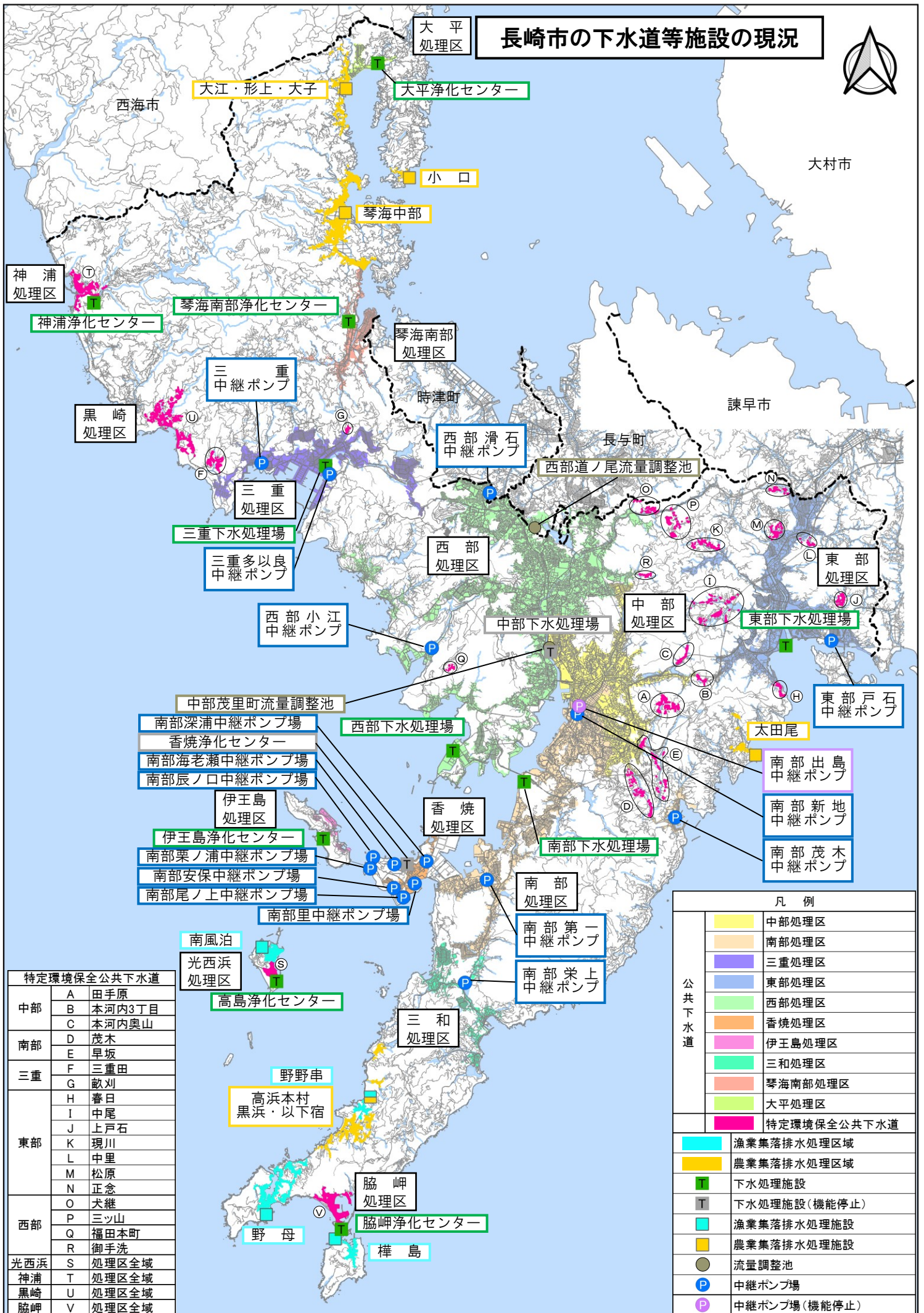
※雨天時とは、0.5mm以上の降雨があった日及びその翌日を含む。晴天時は雨天時以外。

農業・漁業集落排水処理施設の概要

(令和5年度末)

地区別		野 母 崎 地 区							計	総 計	
処理場区別		高 浜				野 母	榑 島	南 風 立			
農業・漁業の区別		農 集		漁 集	小 計	漁 集	漁 集	漁 集			
整備地区名		高 浜 本 村	黒 浜 ・ 以 下 宿 野			野 母	榑 島	南 風 立			
区 域 面 積	ha	30.4	6.1	15.2	51.7	84.0	18.7	22.5	176.9	303.3	
計 画 人 口 (観 光 人 口 含)	人	1,820	580	290	2,690	4,630	1,200	849	9,369	16,369	
事 業 年 度		H5~H10	H9~H13	H7~H9		H3~H9	S60~H3	H2~H6			
供 用 開 始		H10. 4. 1	H13. 4. 1	H10. 4. 1		H8. 1. 22	H3. 4. 1	H6.10. 1			
整 備 済 人 口	人	873	233	144	1,250	1,473	376	113	3,212	6,406	
水 洗 化 人 口	人	780	215	132	1,127	1,298	348	110	2,883	5,688	
水 洗 化 戸 数	戸	410	123	71	604	777	221	79	1,681	3,037	
水 洗 化 率	人 数 比 (%)	89.3	92.3	91.7	90.2	88.1	92.6	97.3	89.8	88.8	
終 末	処 理 施 設 箇 所	1			1	1	1	1	4	8	
	処 理 場 敷 地 面 積	2,064			2,064	3,277	894	700	6,935	12,908	
画 実	処 理 型 式	回分式				回分式	回分式	接 触 曝 気 式			
	J A R U S 類 型	XI				XI	XI	I			
画 実	濃 縮 汚 泥 発 生 量	464.9			464.9	487.4	154.5	24.0	1,130.8	1,487.8及び脱 水ケーキ125.6t	
	計	日平均汚水量	m ³ /日	491	157	79	727	1,230	330	2,575	4,466
画 実	日 最 大 汚 水 量	m ³ /日	546	174	87	807	1,500	410	352	3,069	5,169
	日 平 均 汚 水 量	m ³ /日	298				514	81	22		
画 実	晴 天 時 平 均 汚 水 量	m ³ /日	286				505	80	18		
	雨 天 時 最 大 汚 水 量	m ³ /日	788				972	242	339		
画 実	晴 天 時 最 大 汚 水 量	m ³ /日	355				720	118	35		
	BOD 放 流 水 質	mg/L	10				10	10	30		
画 実	SS 放 流 水 質	mg/L	10				10	10	50		
	BOD(流 入)	mg/L	148				133	128	181		
画 実	BOD(放 流)	mg/L	0.5未満				0.7	0.5未満	2.0		
	SS(流 入)	mg/L	206				137	216	215		
画 実	SS(放 流)	mg/L	1未満				2	1未満	3		
	管 路 延 長	m	18,344	5,000	4,556	27,900	23,586	5,126	8,400	65,012	119,251
中 継 ホ ン プ (MP)	箇 所	20	12	1	33	10	9	1	53	121	

長崎市の下水道等施設の現況



特定環境保全公共下水道	
中部	A 田手原
	B 本河内3丁目
	C 本河内奥山
南部	D 茂木
	E 早坂
三重	F 三重田
	G 畷刈
東部	H 春日
	I 中尾
	J 上戸石
	K 現川
	L 中里
西部	M 松原
	N 正念
	O 犬継
光西浜	P 三ツ山
	Q 福田本町
	R 御手洗
	S 処理区全域
神浦	T 処理区全域
黒崎	U 処理区全域
脇岬	V 処理区全域

凡例	
公共下水道	中部処理区
	南部処理区
	三重処理区
	東部処理区
	西部処理区
	香焼処理区
	伊王島処理区
	三和处理区
	琴海南部処理区
	大平処理区
	特定環境保全公共下水道
	漁業集落排水処理区域
	農業集落排水処理区域
	下水処理施設
	下水処理施設(機能停止)
	漁業集落排水処理施設
	農業集落排水処理施設
	流量調整池
	中継ポンプ場
	中継ポンプ場(機能停止)

Ⅲ 下水道統計

1 主要統計

(1) 普及率の状況

ア 普及率の推移

年 度	行政区域		処理区域		水洗化		普及率 (%)	水洗化 率 (%)	全 国 普及率 (%)
	人 口 (人)	世帯数 (戸)	人 口 (人)	世帯数 (戸)	人 口 (人)	世帯数 (戸)			
36	350,230	85,178	5,262	1,265	454	108	1.5	8.6	6.4
37	376,048	92,525	6,592	1,644	1,990	483	1.8	30.2	6.7
38	395,652	98,698	11,094	2,825	4,828	1,254	2.8	43.5	7.4
39	399,258	102,026	14,874	3,904	7,099	1,898	3.7	47.7	7.9
40	407,541	103,897	18,838	5,012	8,993	2,378	4.6	47.7	8.3
41	412,266	107,414	20,454	5,381	11,569	3,024	5.0	56.6	10.1
42	417,343	110,661	22,654	6,136	13,921	3,749	5.4	61.5	11.1
43	418,970	115,667	27,035	7,100	16,165	4,927	6.5	59.8	12.7
44	418,810	119,329	29,942	8,150	19,418	5,977	7.1	64.9	14.0
45	422,474	117,804	32,535	9,200	22,115	6,878	7.7	68.0	15.6
46	425,279	122,686	38,524	10,295	26,472	8,299	9.1	68.7	16.6
47	430,338	126,550	45,831	13,151	31,624	9,799	10.7	69.0	18.5
48	440,048	130,540	51,702	16,007	38,729	11,922	11.7	74.9	19.5
49	444,392	140,343	56,116	18,862	47,357	15,109	12.6	84.4	20.5
50	444,994	142,089	67,060	22,187	53,265	17,244	15.1	79.4	22.8
51	444,776	143,018	72,267	24,116	57,759	18,758	16.2	79.9	24.0
52	446,189	144,169	75,107	25,067	61,995	20,298	16.8	82.5	25.7
53	444,111	136,676	87,722	29,525	67,940	22,478	19.8	77.4	26.6
54	444,602	138,348	90,530	30,772	74,592	25,231	20.4	82.4	28.0
55	445,133	142,551	96,794	33,347	82,312	28,442	21.7	85.0	29.5
56	447,026	145,020	105,842	36,837	89,688	30,797	23.7	84.7	30.7
57	446,962	146,664	110,585	38,859	94,708	32,824	24.7	85.6	32.1
58	447,183	148,669	115,272	40,810	99,938	34,657	25.8	86.7	33.4
59	446,740	150,034	134,148	47,560	109,654	38,502	30.0	81.7	34.4
60	446,008	148,222	141,569	50,568	119,290	42,108	31.7	84.3	35.9
61	446,393	149,813	149,605	54,003	128,914	45,899	33.5	86.2	37.4
62	445,124	150,771	157,676	57,674	139,261	50,058	35.4	88.3	39.0
63	443,498	151,786	173,849	64,009	144,272	53,002	39.2	83.0	40.5
元	442,367	161,222	188,342	70,047	159,886	59,183	42.6	84.9	42.2
2	441,913	163,028	197,530	74,261	173,989	65,144	44.7	88.1	43.8
3	440,732	164,604	204,468	77,787	182,614	69,167	46.4	89.3	45.5
4	439,129	165,917	227,932	88,063	193,429	74,245	51.9	84.9	47.3

年 度	行政区域		処理区域		水洗化		普及率 (%)	水洗化 率 (%)	全 国 普及率 (%)
	人 口 (人)	世 帯 数 (戸)	人 口 (人)	世 帯 数 (戸)	人 口 (人)	世 帯 数 (戸)			
5	437,917	167,429	240,083	93,892	203,221	78,950	54.8	84.6	49.1
6	435,530	168,423	253,736	100,172	214,277	84,064	58.3	84.4	51.1
7	433,268	169,577	264,063	105,703	225,371	89,679	60.9	85.3	53.5
8	430,109	170,357	281,895	113,979	235,480	94,832	65.5	83.5	54.7
9	427,518	171,008	289,236	118,112	247,406	100,665	67.7	85.5	56.0
10	425,671	172,210	297,393	122,693	261,812	107,553	69.9	88.0	58.0
11	423,021	173,050	305,225	127,177	272,592	113,174	72.2	89.3	60.0
12	421,106	173,937	310,911	130,335	278,899	116,562	73.8	89.7	62.0
13	419,901	175,192	320,207	135,251	289,628	122,152	76.3	90.5	63.5
14	418,523	176,231	349,552	148,591	314,328	133,128	83.5	89.9	65.2
15	417,146	177,342	358,437	153,836	322,727	138,093	85.9	90.0	66.7
16	444,690	190,651	365,790	158,507	332,639	143,755	82.3	90.9	68.1
17	455,210	196,444	384,342	167,121	351,243	152,343	84.4	91.4	69.3
18	452,064	197,465	384,871	169,233	358,825	157,234	85.1	93.2	70.5
19	448,911	198,464	386,756	171,916	361,982	160,425	86.2	93.6	71.7
20	446,668	199,761	391,549	175,984	365,252	163,874	87.7	93.3	72.7
21	444,757	201,108	396,753	180,090	370,266	167,829	89.2	93.3	73.7
22	442,291	202,270	398,877	182,863	374,188	171,316	90.2	93.8	75.1
23	439,903	203,206	400,066	185,199	377,552	174,588	90.9	94.4	75.8
24	439,539	205,513	401,777	188,094	380,239	177,830	91.4	94.6	76.3
25	437,315	206,858	405,131	191,705	384,467	181,813	92.6	94.9	77.0
26	434,332	207,566	404,592	193,339	386,699	184,646	93.2	95.6	77.6
27	433,729	210,535	405,156	196,241	389,235	188,320	93.4	96.1	77.8
28	430,026	210,344	403,058	197,158	388,835	190,001	93.7	96.5	78.3
29	424,094	208,293	398,577	195,632	386,393	189,470	94.0	96.9	78.8
30	418,998	207,444	394,114	194,955	382,363	188,948	94.1	97.0	79.3
元	413,845	206,633	390,148	194,554	379,069	188,820	94.3	97.2	79.7
2	409,158	206,213	385,972	194,210	375,380	188,667	94.3	97.3	80.1
3	403,628	205,350	381,084	193,559	370,867	188,158	94.4	97.3	80.6
4	398,747	205,395	376,668	193,636	366,521	188,207	94.5	97.3	81.0
5	393,052	205,061	371,559	193,433	361,645	188,074	94.5	97.3	81.4

(注) ・人口、世帯数は年度末日の住民基本台帳に基づく。

・全国普及率について、平成23年度末は、岩手県、福島県において、東日本大震災の影響で調査不能な市町村があったため対象外としている。

また、平成24～26年度末は、同理由により福島県を対象外としている。

平成27～令和4年度末は、同理由により福島県における調査不能な一部の市町村を対象外としている。

イ 長崎県内の普及状況

(令和5年度末)

市町名	供用開始 年 月 日	行政区域人口 (人)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)
長崎市	S36. 12. 1	393,052	371,559	361,645	94.5	97.3
佐世保市	S36. 9. 1	234,504	143,374	133,017	61.1	92.8
諫早市	S48. 4. 1	133,670	91,034	78,561	68.1	86.3
大村市	S56. 4. 15	99,124	89,628	88,206	90.4	98.4
南島原市	H16. 5. 1	41,186	5,390	3,511	13.1	65.1
雲仙市	S61. 3. 25	40,935	13,491	9,143	33.0	67.8
西海市	H21. 3. 31	25,285	3,404	2,439	13.5	71.7
壱岐市	H10. 7. 1	23,995	3,301	2,176	13.8	65.9
松浦市	H20. 3. 31	20,722	5,127	3,895	24.7	76.0
長与町	S56. 3. 31	39,522	39,307	39,098	99.5	99.5
時津町	H 3. 3. 30	29,268	28,398	27,995	97.0	98.6
波佐見町	H16. 3. 31	14,125	7,102	6,069	50.3	85.5
佐々町	H 9. 4. 1	13,866	12,905	11,399	93.1	88.3
川棚町	H 8. 10. 1	13,120	9,455	7,746	72.1	81.9
東彼杵町	H16. 4. 1	7,384	3,522	2,929	47.7	83.2
小値賀町	H16. 4. 1	2,127	1,209	1,003	56.8	83.0

※長崎県 県民生活環境部 水環境対策課 生活排水班 提供データ

ウ 都道府県別下水道処理人口普及率

(令和5年度末)

都道府県名	普及率 (%)	順位	都道府県名	普及率 (%)	順位
北海道	92.0	7	福井県	83.7	13
青森県	63.6	34	滋賀県	93.0	6
岩手県	63.6	35	京都府	95.6	4
宮城県	83.8	12	大阪府	96.9	3
秋田県	69.1	29	兵庫県	94.2	5
山形県	79.3	17	奈良県	83.4	15
福島県	56.0	40	和歌山県	30.2	46
茨城県	65.4	31	鳥取県	74.6	22
栃木県	69.7	26	島根県	52.6	42
群馬県	56.7	39	岡山県	70.5	25
埼玉県	83.6	14	広島県	77.5	21
千葉県	77.6	20	山口県	69.4	27
東京都	99.7	1	徳島県	19.5	47
神奈川県	97.1	2	香川県	47.2	43
山梨県	69.4	28	愛媛県	57.8	38
長野県	85.5	10	高知県	41.9	45
新潟県	78.6	18	福岡県	84.3	11
富山県	87.7	8	佐賀県	64.5	33
石川県	85.8	9	長崎県	64.7	32
岐阜県	78.2	19	熊本県	71.0	24
静岡県	66.0	30	大分県	55.8	41
愛知県	81.5	16	宮崎県	61.8	36
三重県	61.0	37	鹿児島県	43.7	44
			沖縄県	72.2	23
			全国	81.4	

(注) ・都道府県の下水道処理人口普及率には政令都市分を含む。
 ・下水道処理人口普及率は小数点以下2桁を四捨五入している。

エ 中核市別下水道処理人口普及率

(令和5年度末)

中核市名	普及率 (%)	順位	行政人口 (人) ※参考	中核市名	普及率 (%)	順位	行政人口 (人) ※参考
函館市	91.0	30	240,218	豊田市	77.8	47	416,383
旭川市	97.3	16	320,436	大津市	98.5	10	343,916
青森市	81.8	43	267,520	豊中市	100.0	1	406,836
八戸市	69.2	55	218,182	吹田市	99.9	4	382,681
盛岡市	90.2	33	280,286	高槻市	99.7	5	346,972
秋田市	95.6	19	297,316	枚方市	97.8	15	394,221
山形市	97.9	14	238,293	八尾市	95.0	20	260,752
福島市	67.5	56	267,924	寝屋川市	99.7	5	225,735
郡山市	75.8	50	315,155	東大阪市	99.1	9	478,539
いわき市	55.0	61	306,714	姫路市	93.3	25	525,884
水戸市	80.8	44	268,843	尼崎市	100.0	1	458,046
宇都宮市	91.3	29	515,831	明石市	99.7	5	306,760
前橋市	72.0	52	329,860	西宮市	100.0	1	482,594
高崎市	77.3	48	367,861	奈良市	92.4	26	349,385
川越市	87.2	38	352,717	和歌山市	38.7	62	356,472
川口市	88.8	36	606,315	鳥取市	82.1	41	181,203
越谷市	84.3	40	343,062	松江市	85.7	39	196,021
船橋市	91.8	27	648,331	倉敷市	82.1	41	475,916
柏市	90.9	31	435,529	呉市	88.9	35	205,349
八王子市	99.4	8	560,692	福山市	76.3	49	458,192
横須賀市	98.3	11	383,488	下関市	80.6	45	247,000
富山市	93.5	24	406,483	高松市	64.4	59	419,739
金沢市	98.2	13	444,996	松山市	66.4	57	500,231
福井市	90.8	32	255,949	高知市	66.4	57	316,410
甲府市	97.1	18	184,827	久留米市	88.1	37	301,517
長野市	94.7	21	365,572	長崎市	94.5	22	395,843
松本市	97.3	16	235,475	佐世保市	61.1	60	236,906
岐阜市	94.1	23	400,937	大分市	70.2	53	474,665
豊橋市	75.6	51	368,686	宮崎市	91.6	28	397,406
岡崎市	89.4	34	383,915	鹿児島市	79.7	46	595,042
一宮市	69.8	54	378,496	那覇市	98.3	11	315,485

※行政人口(参考)については、令和6年1月1日現在の数値

(総務省HP中核市施行時特例市「中核市一覧」より抜粋)

(2) 排水設備等計画確認申請書届出件数

(単位：件)

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新設	859	824	839	713	639
改造	176	129	127	111	85
切替	32	40	30	25	15
増設	120	95	150	111	124
計	1,187	1,088	1,146	960	863

※ 仮設は新設に含む。 管布設は増設に含む。

(3) 普及促進制度

ア 水洗便所改築資金貸付の状況

(単位：件、円)

年度 区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水洗便所 改築	件数	58	41	31	23	11
	金額	33,115,000	24,060,000	17,430,000	11,789,000	5,790,000
浄化槽 切替	件数	6	10	3	0	1
	金額	2,078,000	4,000,000	1,064,000	0	330,000
ポンプ 施設設置	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
計	件数	64	51	34	23	12
	金額	35,193,000	28,060,000	18,494,000	11,789,000	6,120,000

イ 生活扶助世帯に対する補助の状況

(集落排水処理区を含まず)

年度	交付額	件数	財源内訳(円)		補助率	補助対象の限度額
			国庫補助金	一般市費		
平成元 ～5	2,873,700	14	951,000	1,922,700	1/3	～H3 19.5万円/件 H4～ 22.5万円/件
7～9	1,060,800	4	352,000	708,800	1/3	25.5万円/件
10～21	4,384,504	17	廃止	4,384,504	-	25.5万円/件
22	1,874,250	7	937,000	937,250	1/2	25.5万円/件
23	2,945,250	11	1,472,000	1,473,250	1/2	25.5万円/件
24	1,338,750	5	669,375	669,375	1/2	25.5万円/件
25	1,071,000	4	535,500	535,500	1/2	25.5万円/件
26	3,213,000	12	1,606,500	1,606,500	1/2	267,750円/件(税込)
27	803,250	3	401,625	401,625	1/2	267,750円/件(税込)
28	1,606,500	6	803,250	803,250	1/2	267,750円/件(税込)
29	535,500	2	267,750	267,750	1/2	267,750円/件(税込)
30	535,500	2	267,750	267,750	1/2	267,750円/件(税込)
令和元～3	0	0	0	0	1/2	267,750円/件(税込)
4	535,500	2	267,750	267,750	1/2	267,750円/件(税込)
5		0	0	0	1/2	267,750円/件(税込)

※平成6年度は異常渇水により実施せず

ウ 市民税非課税世帯に対する補助の状況

(集落排水処理区を含まず)

年度	件数	補助金額(円)	備考
平成21～22	227	58,883,000	
23	105	27,300,000	
24	84	21,840,000	
25	113	29,380,000	
26	132	34,212,000	
27	70	18,200,000	
28	31	8,060,000	
29	24	6,240,000	
30	32	8,320,000	
令和元	21	5,460,000	
2	10	2,600,000	
3	20	5,200,000	

4	14	3,640,000	
5	6	1,560,000	

エ 汚水ポンプ設備等設置に対する補助の状況

年 度	件 数	補助金額(円)	備 考
平成21～22	59	46,901,000	
23	17	10,800,000	
24	9	5,708,000	
25	14	8,768,000	
26	11	7,432,000	
27	7	4,200,000	
28	6	4,200,000	
29	2	1,200,000	
30	7	4,200,000	
令和元	3	1,999,000	
2	0	0	
3	4	2,400,000	
4	3	2,200,000	
5	2	1,200,000	

オ 共同排水設備設置補助状況

年度	件数	水洗家屋数	補助金額 (円)	備考
平成12～22	114	360	39,029,000	ポンプ4件
23	6	16	2,544,000	
24	12	31	5,394,000	ポンプ1件
25	10	31	7,451,000	ポンプ1件
26	16	37	5,341,000	
27	9	22	4,094,000	
28	4	12	1,507,000	
29	5	12	1,613,000	
30	9	27	5,554,000	
令和元	4	10	4,260,000	ポンプ1件
2	4	14	3,827,000	
3	2	7	1,844,000	
4	0	0	0	
5	0	0	0	
計	195	569	82,458,000	ポンプ7件

力 私道下水道管工事申請件数状況

処理区 年度	中部	北部	南部	三重	東部	西部	琴海	三和	外海	計	施工済	未施工
昭和43～ 63	887	87	145	1	22	8	0	0	0	1150	1150	0
平成元～ 10	183	0	290	17	77	672	0	0	0	1239	1239	0
11	17	0	42	10	7	123	0	0	0	199	199	0
12	16	0	27	11	5	84	0	0	0	143	143	0
13	11	0	15	8	9	63	0	0	0	106	106	0
14	6	0	9	7	24	61	0	0	0	107	107	0
15	7	0	15	4	3	40	0	0	0	69	69	0
16	5	0	17	3	7	22	0	0	0	54	54	0
17	2	0	11	0	12	31	0	2	0	58	58	0
18	4	0	7	0	5	29	0	1	0	46	46	0
19	6	0	7	1	4	26	1	7	0	52	52	0
20	5	0	5	0	8	10	2	1	0	31	31	0
21	2	0	9	0	2	15	3	4	0	35	35	0
22	4	0	12	0	3	8	1	4	1	33	33	0
23	4	0	16	1	4	14	1	3	1	44	44	0
24	1	0	17	0	2	20	1	3	0	44	44	0
25	1	0	12	0	3	6	0	4	0	26	26	0
26	1	0	13	0	0	10	0	6	0	30	30	0
27	1	0	9	0	0	5	0	2	0	17	17	0
28	2	0	4	0	0	2	0	0	0	8	8	0
29	1	0	5	0	2	2	0	0	0	10	10	0
30	2	0	2	0	0	0	0	0	0	4	4	0
令和元	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0
2	2	0	1	0	0	2	0	0	0	5	5	0
3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
計	1,170	87	692	63	199	1,258	9	37	2	3,517	3,515	2

(4) 維持管理

ア 管渠施設の点検、調査

年度 \ 項目	管渠施設巡視点検(m)	宅地内誤接調査(箇所)	管渠TVカメラ調査(m)
平成4年度	2,213	(1,275)	(3,783)
5	2,299	(208)	(3,783)
6	2,927	(231)	(4,035)
7	2,541	(142)	(3,772)
8	2,865	(574)	(4,400)
9	18,970	(250)	(3,918)
10	12,039	(1,124)	(14,680)
11	3,751	(902)	(7,487)
12	2,692	(256)	(6,071)
13	2,772	(955)	(7,914)
14	2,996	(477)	(7,862)
15	2,412	(0)	(259)
16	3,391	(0)	(1,396)
17	3,844	(0)	(851)
18	2,645	(0)	(3,235)
19	4,077	(0)	(5,639)
20	2,151	(0)	(8,623)
21	128,045(118,930)	(0)	(4,147)
22	120,959(95,200)	(0)	(42,515)
23	(49,404)	(0)	(23,042)
24	(22,535)	(0)	(6,263)
25	(53,252)	(0)	(24,287)
26	(57,059)	(0)	(37,042)
27	(39,497)	(0)	0
28	(57,624)	(0)	(7,229)
29	(58,617)	(0)	(33,870)
30	(59,874)	(0)	(13,375)
令和元年度	(42,241)	(0)	(118,914)
2	(25,267)	(0)	(85,177)
3	(13,786)	(0)	(96,388)
4	(34,218)	(0)	(17,041)
5	(17,409)	(0)	(12,576)

(注) () は委託分。平成22年度から管渠TVカメラ調査に管渠目視調査を含む。

イ 管渠施設の清掃、修繕等

年度	項目	清掃・浚渫の状況		修繕等の状況			管更生工事[浸入水対策](m)
		污水管(m)	伏越人孔(箇所)	污水管取付管(m)	人 孔(箇所)	污水桝(箇所)	
	H4	(43,785) 44,810	(77) 131	(34) 80	(157) 214	(114) 196	807
	5	(42,725) 44,359	(37) 116	(19) 69	(149) 207	(103) 196	442
	6	(45,890) 47,927	(9) 89	(22) 82	(127) 206	(116) 224	468
	7	(41,990) 44,155	(10) 97	(36) 70	(195) 347	(159) 219	519
	8	(38,262) 42,662	(18) 91	(78) 185	(237) 313	(209) 258	717
	9	12,140	88	331	197	218	822
	10	518	92	105	290	5	557
	11	2,312	73	103	296	186	2,598
	12	918	69	157	192	128	2,931
	13	(2,772) 3,755	(0) 78	(43) 209	(179) 471	(368) 505	2,130
	14	(2,996) 4,629	(0) 77	(56) 111	(233) 614	(630) 691	131
	15	(2,412) 3,331	(0) 79	(12) 50	(351) 717	(628) 713	1,943
	16	(3,336) 4,466	(0) 75	(31) 94	(227) 710	(597) 723	1,091
	17	(3,844) 5,212	(0) 68	(152) 222	(454) 798	(1,405) 1,579	473
	18	(2,433) 4,312	(0) 55	(169) 202	(518) 875	(537) 664	871
	19	(4,075) 6,500	(0) 55	(43) 109	(478) 863	(766) 951	259
	20	(2,037) 4,448	(0) 57	(15) 49	(269) 693	(879) 1,255	511
	21	(4,103) 5,586	(0) 57	(0) 52	(170) 1,158	(354) 1,083	918
	22	(2,035) 6,921	(0) 57	(0) 41	(161) 1,038	(799) 1,560	708
	23	(1,319) 6,531	(0) 59	(0) 61	(118) 759	(867) 1,781	743
	24	(1,450) 3,676	(0) 59	(0) 37	(851) 1,544	(811) 1,528	689
	25	(1,453) 2,822	(0) 59	(0) 40	(193) 973	(969) 1,395	2,458
	26	(1,533) 2,084	(0) 59	(0) 43	(139) 679	(1,376) 1,723	3,061
	27	(1,185) 1,703	(0) 59	(0) 46	(102) 523	(337) 647	1,307
	28	(2,216) 2,707	(0) 72	(0) 46	(76) 580	(311) 738	2,847
	29	(2,291) 2,511	(0) 81	(0) 13	(132) 529	(860) 1,138	5,971
	30	(2,475) 2,797	(0) 83	(0) 22	(108) 417	(703) 1,032	2,711
	R元	(5,014) 5,504	(0) 83	(0) 40	(88) 427	(575) 841	2,617
	2	(2,435) 2,913	(0) 77	(0) 189	(47) 395	(378) 532	858
	3	(3,842) 4,389	(0) 81	(0) 37	(28) 230	(143) 321	1,647
	4	(1,783) 1,912	(0) 81	(0) 8	(32) 271	(299) 491	1,274
	5	(3,163) 3,497	(0) 81	(0) 15	(72) 347	(258) 435	437

(注) 上段 () は、平成21年度までは内書で直営分であり、平成22年度から内書で維持管理業務委託分

ウ 下水処理場年度別流入下水量

(単位：m³/年)

処理場名 年度	中 部	北 部	西 部 小江原	南 部	三 重	東 部	西 部	合 計
7	15,917,619	4,848,367	253,310	2,523,947	1,659,994	2,095,120	4,448,410	31,746,767
8	17,110,040	4,767,846	250,570	2,745,691	1,851,693	2,309,610	5,568,821	34,604,271
9	19,576,812	4,634,660	282,590	2,982,147	1,991,396	2,573,500	7,329,958	39,371,063
10	19,408,436	4,436,786	275,789	3,616,641	1,981,343	2,944,800	8,551,451	41,215,246
11	16,902,043	3,827,116	281,354	3,874,294	2,016,706	3,159,487	9,811,017	39,872,017
12	15,166,173	3,620,629	248,395	4,228,108	2,029,839	3,253,920	10,458,870	39,005,934
13	16,084,070	3,355,571	242,729	4,671,938	2,034,568	3,253,720	11,337,430	40,980,026
14	16,292,516	3,171,438	236,278	4,822,891	2,062,087	3,295,481	12,158,971	42,039,662
15	16,988,408	1,689,434	213,777	4,895,718	2,123,297	3,371,339	14,559,717	43,841,690
16	16,584,585	-	166,942	4,970,411	2,118,093	3,435,700	16,318,835	43,594,566
17	15,386,672	-	-	5,460,163	2,156,937	3,533,950	16,733,785	43,271,507
18	16,478,303	-	-	5,836,658	2,260,631	3,711,760	17,579,755	45,867,107
19	13,594,731	-	-	8,476,540	2,217,166	3,640,750	17,252,063	45,181,250
20	13,249,928	-	-	9,931,373	2,252,052	3,655,030	17,622,613	46,710,996
21	13,525,969	-	-	9,969,023	2,275,050	3,715,670	17,427,364	46,913,076
22	12,977,848	-	-	10,462,566	2,296,024	3,781,094	17,978,731	47,496,263
23	13,461,045	-	-	10,743,173	2,326,663	3,836,118	18,527,647	48,894,646
24	12,329,627	-	-	10,794,220	2,355,569	3,849,067	18,255,343	47,583,826
25	13,124,779	-	-	9,823,078	2,410,404	3,862,011	17,696,360	46,916,632
26	12,299,226	-	-	10,773,197	2,418,221	3,982,131	18,472,300	47,945,075
27	12,499,699	-	-	10,922,044	2,399,737	3,946,530	18,873,880	48,641,890
28	7,764,893	-	-	11,021,965	2,416,834	4,017,100	21,163,720	46,384,512
29	5,857,419	-	-	10,981,219	2,470,553	4,026,940	22,827,190	46,163,321
30	5,308,440	-	-	9,938,852	2,483,874	4,031,000	24,080,720	45,842,886
R1	5,608,328	-	-	10,258,961	2,459,785	4,015,310	23,364,090	45,706,474
R2	6,143,894	-	-	10,055,310	2,528,703	4,048,162	24,191,280	46,967,349
R3	5,573,143	-	-	9,541,415	2,445,719	3,950,786	23,528,696	45,039,759
R4	5,464,790			9,141,303	2,417,488	3,802,554	21,916,803	42,742,938
R5	2,954,335			9,408,090	2,394,081	3,833,933	24,136,440	42,726,879

※ 北部下水処理場は平成15年11月、西部小江原下水処理場は平成17年 3月、中部下水処理場は令和6年3月に廃止

(単位：m³/年)

処理場名 年度	香焼	伊王島	高島	神浦	琴海南部	脇岬	大平	合計	年度合計
16	372,865	77,266	43,531	88,648	-	-	-	582,310	44,176,876
17	349,350	79,809	39,447	93,059	171,331	-	-	732,996	44,004,503
18	403,648	92,359	36,761	92,237	387,031	-	-	1,012,036	46,879,143
19	51,585	107,900	34,730	96,795	390,347	-	-	681,357	45,862,607
20	-	89,309	33,191	96,687	415,427	-	-	634,614	47,345,610
21	-	100,164	32,912	96,043	530,312	40,166	-	799,597	47,712,673
22	-	99,316	30,739	95,735	562,167	68,440	46,780	903,177	48,399,440
23	-	111,141	27,817	94,751	587,894	75,893	57,318	954,814	49,849,460
24	-	105,831	26,421	92,971	550,168	79,223	61,480	916,094	48,499,920
25	-	104,177	25,836	92,628	564,150	81,077	65,563	933,431	47,850,063
26	-	103,421	24,119	89,581	570,081	80,579	67,783	935,564	48,880,639
27	-	97,218	24,177	89,469	602,341	80,956	69,403	963,564	49,605,454
28	-	99,781	23,855	89,065	608,406	81,620	69,874	972,601	47,357,113
29	-	90,545	23,189	86,745	597,279	80,857	71,655	950,270	47,113,591
30	-	98,302	22,471	88,667	600,974	79,130	75,940	965,484	46,808,370
R1	-	103,963	22,914	85,786	622,102	77,604	77,434	989,803	46,696,277
R2	-	97,134	21,062	80,980	648,393	78,896	82,242	1,008,707	47,976,056
R3	-	100,779	19,140	77,823	620,269	76,677	82,502	977,190	46,016,949
R4	-	105,322	17,132	71,115	589,414	74,350	77,217	934,550	43,677,488
R5	-	100,116	15,696	71,451	619,443	74,362	77,929	958,997	43,685,876

※香焼浄化センターは、平成19年6月1日をもって機能停止

エ 下水処理場放流水水質試験結果（年平均値）

（令和5年度）

項目		中部	南部	三重	東部	西部	排水基準
生活環境保全に関する項目	pH値	6.8	7.0	6.8	7.5	6.8	5.8～8.6
	SS	1	3	4	1	<1	40以下
	BOD	1.0	2.8	4.9	3.2	1.8	15以下 (東部14以下)
	COD	7.7	12.1	14.0	11.8	10.8	基準値は下段 に示す
		-	平20 最25	平120 最160	平120 最160	平120 最160	
	大腸菌群数	26	80	24	5	29	3,000個/cm ³ 以下
	フェノール類	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	5
	ノルマルヘキサン抽出物質	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	動植物油脂類 30 鉱油類 5
	銅	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	3
	亜鉛	< 0.02	< 0.02	0.02	0.04	0.03	2
	全クロム	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	2
	溶解性鉄	0.06	0.09	0.08	< 0.05	0.06	10
	溶解性マンガン	0.02	0.04	0.06	0.02	0.03	10
	全窒素	9.9	16.9	15.1	22.6	13.0	基準値は下段 に示す
		平60 最120	平60 最120	-	-	-	
	全磷	1.0	0.2	1.9	0.2	0.4	基準値は下段 に示す
平8 最16		平8 最16	-	-	-		
有害物質	シアン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
	カドミウム	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
	鉛	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	六価クロム	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.5
	ヒ素	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
	アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	PCB	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.003
	トリクロエレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.1
	テトラクロエレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.1
	ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.2
	四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
	1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04
	1,1-ジクロロエレン	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	1
	シス-1,2ジクロロエレン	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	3
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.06	

（基準値の平は日平均値、最は日最大値）（単位：mg/l ただしpH値・大腸菌群数は除く）

項目	中部	南部	三重	東部	西部	排水基準	
有害物質	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
	チウラム	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.06
	シマジン	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
	チベンカルブ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.2
	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	セレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	有機燐	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
	ふっ素	0.22	0.12	0.26	0.06	0.10	海域以外8、海域15
	ほう素	0.34	0.14	0.46	0.05	0.16	海域以外10、海域230
	アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	7.2	9.4	10.8	9.9	9.1	100
	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.5
ダイオキシン類	—	—	—	—	0.00011	10pg-TEQ/ℓ以下	

項目	伊王島	高島	神浦	脇岬	琴海南部	大平	排水基準	
生活環境保全に関する項目	pH値	6.7	6.8	6.9	6.9	6.8	7.0	5.8~8.6
	SS	2	4	2	2	2	1	40以下
	BOD	0.9	1.4	1.0	0.9	1.5	0.8	15以下
	COD	6.2	7.4	5.6	6.6	8.3	6.5	基準値は下段に示す
		平120 最160	平120 最160	—	平120 最160	—	平20 最30	
	大腸菌群数	6	56	10	0	0	0	3,000個/cm ³ 以下
	フェノール類	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	5
	ノルマルヘキサン抽出物質	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	動植物油油脂油 30 鉱油類 5
	銅	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	3
	亜鉛	0.04	0.04	0.03	0.03	0.08	0.04	2
	全クロム	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	2
	溶解性鉄	0.04	0.05	0.04	0.03	0.04	0.02	10
	溶解性マンガン	0.08	0.01	0.02	< 0.01	0.04	< 0.01	10
	全窒素	3.4	3.4	3.4	1.9	3.1	1.7	基準値は下段に示す
		—	—	—	—	平60 最120	平60 最120	
	全燐	1.7	2.6	1.4	2.6	0.8	2.1	基準値は下段に示す
—		—	—	—	平8 最16	平8 最16		

(基準値の平は日平均値、最は日最大値) (単位: mg/ℓ ただしpH値・大腸菌群数・ダイオキシン類は除く)

項目	伊王島	高島	神浦	脇岬	琴海南部	大平	排水基準
シアン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
カドミウム	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
鉛	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
六価クロム	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.5
ひ素	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.003
トリクロエチレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
テトラクロエチレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.2
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04
1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	1
シス-1,2ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	3
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.06
1,3-ジクロロプロパン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
チウラム	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.06
シマジン	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.2
ベンゼン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
セレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
有機燐	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
ふっ素	< 0.05	< 0.05	0.08	< 0.05	< 0.05	< 0.05	海域以外8、海域15
ほう素	0.5	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	海域以外10、海域230
アモニア性窒素、 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	2.6	1.4	2.6	1.1	1.0	1.0	100
1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.5

(基準値の平は日平均値、最は日最大値)

(単位 : mg/l)

オ 排水基準値（水質汚濁防止法による） 単位：mg/lただし、pH値、大腸菌群数は除く

項目	排水基準
生活環境の保全に関する項目	
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	15以下（東部14以下）
化学的酸素要求量（COD）	日平均 20以下、日最大 25以下 ※(注1)
浮遊物質（SS）	40以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類 30以下、鉱油類 5以下
フェノール類含有量	5以下
銅含有量	3以下
亜鉛含有量	2以下
溶解性鉄含有量	10以下
溶解性マンガン含有量	10以下
クロム含有量	2以下
大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下
窒素含有量	日平均 60以下 日最大 120以下 ※(注2)
燐含有量	日平均 8以下 日最大 16以下 ※(注2)
人の健康の保	
護に	
関	
する	
項目	
カドミウム及びその化合物	0.03以下
シアン化合物	1以下
有機燐化合物	1以下
鉛及びその化合物	0.1以下
六価クロム化合物	0.5以下
砒素及びその化合物	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003以下
トリクロロエチレン	0.1以下
テトラクロロエチレン	0.1以下
ジクロロメタン	0.2以下
四塩化炭素	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下
チウラム	0.06以下
シマジン	0.03以下
チオベンカルブ	0.2以下
ベンゼン	0.1以下
セレン及びその化合物	0.1以下
ほう素及びその化合物	海域以外10、海域230
ふっ素及びその化合物	海域以外8、海域15
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	100以下 ※(注3)
1,4-ジオキサン	0.5以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下 ※(注4)

(注1) COD基準は、南部下水処理場のみ適用（長崎湾内放流、昭和48年12月23日長崎県条例第64号）。三重、東部、西部等の海域放流については、日平均120、日最大160。大平浄化センターの海域放流については、日平均20、日最大30。ただし、中部等河川放流は適用されない。

(注2) 窒素含有量・燐含有量については、中部、南部下水処理場及び琴海南部、大平浄化センターに適用（長崎、大村湾内への流入河川及び両湾内への放流）。

(注3) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(注4) ダイオキシン類は西部のみ適用

カ 下水道法及び長崎市下水道条例に基づく下水排除基準

対象物質又は項目		終末処理場を設置している公共下水道の利用者			
		特定事業場		非特定事業場	
排水量 (m ³ /日)		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
温度		45℃ (40℃) 未満	45℃ (40℃) 未満	45℃ (40℃) 未満	
条例で定める基準	水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (300) 未満	600 (300) 未満	600 (300) 未満	
	浮遊物質 (SS)	600 (300) 未満	600 (300) 未満	600 (300) 未満	
	よう素消費量	220 未満	220 未満	220 未満	
	ノマルキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 以下	5 以下	5 以下
		動植物油脂類含有量	30 以下	30 以下	30 以下
	政令の基準	フェノール類	5 以下	5 以下	5 以下
		銅及びその化合物	3 以下	3 以下	3 以下
		亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下
		鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)		10 以下	10 以下	10 以下	
クロム及びその化合物		2 以下	2 以下	2 以下	
カドミウム及びその化合物		0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	
シアン化合物		1 以下	1 以下	1 以下	
有機リン化合物		1 以下	1 以下	1 以下	
鉛及びその化合物		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
六価クロム化合物		0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	
砒素及びその化合物		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	
アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	
トリクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
テトラクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
ジクロロメタン		0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
四塩化炭素		0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	
1, 2-ジクロロエタン		0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	1 以下		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下		
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	3 以下		
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下		
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下		
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下		

対 象 者 対象物質又は項目		終末処理場を設置している公共下水道の使用者					
		特 定 事 業 場				非 特 定 事 業 場	
排 水 量 (m ³ /日)		50m ³ /日以上		50m ³ /日未満			
政 令 の 基 準	2-クロロ-4,6-ビス (エチルアミノ) -S-トリアジン (別名シマジン)	0.03 以下		0.03 以下		0.03 以下	
	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)	0.2 以下		0.2 以下		0.2 以下	
	ベンゼン	0.1 以下		0.1 以下		0.1 以下	
	セレン及びその化合物	0.1 以下		0.1 以下		0.1 以下	
基 準	ほう素及びその化合物	海域以外 10 以下	海域 230 以下	海域以外 10 以下	海域 230 以下	海域以外 10 以下	海域 230 以下
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 以下	海域 15 以下	海域以外 8 以下	海域 15 以下	海域以外 8 以下	海域 15 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 以下		0.5 以下		0.5 以下	
	ダイオキシン	10 ピコグラム/ℓ以下		10 ピコグラム/ℓ以下		10 ピコグラム/ℓ以下	

注1 単位は、水素イオン濃度及びダイオキシン以外はすべてmg/ℓです。

2 内は、直罰対象の排除基準を示す。

3 内は、除害施設の設置等の義務づけに係る排除基準を示す。

4 「条例で定める基準」は、条例で定める排除基準の限度を示す。

5 「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。

6 温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量の () 内は、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水の量の1/4以上であると認められるとき等の場合に条例に定める排除基準の限度である。

7 フェノール類からふっ素及びその化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例が定められているときはその値が基準になる。

8 フェノール類からふっ素化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例により掘きりが縮小されている場合は、50m³/日未満の事業場も直罰の対象となる。

9 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量について直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例が認められているときは、その基準が限度となる。

10 「海域以外」とは、「河川その他の公共用水域」をいう。

< 参 考 >

(特定事業場) 水質汚濁防止法において、同法施行令第1条に規定する施設を有する工場及び事業所を特定事業場として定めているが、下水道法にてもこれらの施設を有する工場及び事業所を特定事業場として規制している。

(非特定事業場) 特定事業場以外にも、著しく公共下水道の施設を妨げ、公共下水道の施設を損傷するおそれのある下水を排出する工場及び事業所に、除害施設等の設置を義務づけている。

下水道法において、特定事業場、非特定事業場(特定施設は設置していないが除害施設を必要とする事業場)からの排水を「悪質下水」として規制し、これらの排除をしようとするものに対し公共下水道の使用の開始、「悪質下水」の量及び水質、量の変更、水質の変更、休止、廃止、再開等の場合の届け出を義務づけている。

IV 下水道使用料

1 下水道使用料及び受益者負担金

(1) 下水道使用料

下水道法第20条、ならびに長崎市下水道条例第13条の規定により、公共下水道の利用者に対し、下水道使用料が課せられる。

本市の下水道使用料は、昭和36年12月に徴収を開始し、その後、数次にわたって改定が行われてきたが、現行の使用料は、平成13年度から16年度までの財政計画に基づき、平成13年5月分から適用している。

この使用料は、下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠）の維持管理費及び建設時に借り入れた地方債の元利償還金（資本費）の一部に充てられている。

ア 使用料金表（消費税を除く）（平成13年5月分から適用）（1か月につき）

種 別	基本料金	従 量 料 金	
		単 位	金 額
一般汚水	1,000円	1 m ³ ～ 10m ³ (1 m ³ につき)	20円
		11m ³ ～ 50m ³ (1 m ³ につき)	180円
		51m ³ ～ 100m ³ (1 m ³ につき)	395円
		101m ³ 以上 (1 m ³ につき)	460円
浴場業汚水	1,000円	1 m ³ につき	10円

イ 下水道使用料改定の推移

改 定 年 月	算定期間	改 定 率	使用料算入経費（汚水分のみ）
昭和36年12月(適用)	—	— %	制定 維持管理費の一部
昭和51年4月	3年	198.56%	維持管理費の66%
昭和56年4月	3年	86.39%	維持管理費の100%
昭和59年4月	3年	28.37%	維持管理費の100% + 資本費の10%
昭和63年4月	4年	35.15%	維持管理費の100% + 資本費の25%
平成4年4月	4年	33.96%	維持管理費の100% + 資本費の30%
平成8年4月	4年	35.26%	維持管理費の100% + 資本費の50%
平成13年5月分から	4年	11.52%	維持管理費の100% + 資本費の55%

ウ 有収水量の推移

(単位：m³、%)

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間処理水量	46,696,277	47,976,056	46,016,949	43,677,488	43,685,876
有収水量	37,408,947	37,321,164	36,758,619	36,179,106	35,761,184
有収率	80.11	77.79	79.88	82.83	81.86

エ 下水道使用料調定状況

(単位：件、円)

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	2,288,118	2,290,666	2,292,311	2,291,921	2,291,489
金額	8,555,115,158	8,493,337,972	8,215,643,632	8,148,108,803	8,124,574,608

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

オ 下水道使用料収納状況

(上段：件数(件)、下段：金額(円))

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
口座振替	1,612,738	1,616,603	1,586,921	1,555,279	1,526,073
	6,065,331,746	5,957,730,545	5,844,057,501	5,760,498,626	5,721,969,319
金融機関窓口	82,136	76,687	72,524	64,820	64,576
	1,158,261,492	1,047,184,540	1,000,436,725	927,815,054	910,029,952
コンビニ	310,239	303,421	305,620	323,211	332,590
	606,115,873	611,850,015	609,128,905	634,378,876	642,471,392
料金サービス課窓口等	86,746	75,502	70,670	69,687	69,080
	204,112,410	179,623,814	164,043,228	161,165,083	156,932,356
クレジット	196,119	222,391	255,102	278,743	298,284
	489,593,915	577,580,046	644,342,108	686,322,573	721,296,132
収納合計	2,287,978	2,294,604	2,290,837	2,291,740	2,290,603
	8,523,415,436	8,373,968,960	8,262,008,467	8,170,180,212	8,152,699,151

※ 収納額には、過年度分の下水道使用料も含む。

(2) 下水道事業受益者負担金制度

本市においては、公共下水道を計画的に、しかも早期に整備し、かつ国の補助金や起債の優先的確保を図るうえから都市計画法第75条の規定に基づく「受益者負担金制度」を採用することとし、昭和44年12月、市議会の議決を得て、同月24日「長崎国際文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例」を公布、昭和46年4月1日から当該制度を実施している。

なお、同条例は、平成13年4月1日に「長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例」が施行されたことに伴い廃止された。

制度の概要

- ① 条例制定年月日 昭和44年12月24日
- ② 開始年次 昭和46年度
- ③ 対象受益者 処理開始の告示を受けた区域内に存する土地の所有者
ただし、地上権、賃貸借による権利等の目的となっている土地については、それぞれの権利を有する者
- ④ 負担金の額 土地の面積に対して1㎡当たり200円
- ⑤ 負担金の納付方法 納付制、3年分割

第1年度	第2年度	第3年度	納 期
第1期	第5期	第9期	8月15日から同月末日まで
第2期	第6期	第10期	10月15日から同月末日まで
第3期	第7期	第11期	12月15日から同月25日まで
第4期	第8期	第12期	2月15日から同月末日まで

⑥ 一括納付に伴う前納報奨金

負担金（当該年度分を除く。）を納期前に納付した受益者には、納期前納付に係る各期別納付額の100分の0.6に納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては切り捨てる。）を乗じて得た額の合算額を前納報奨金として支給する。ただし、当該受益者の未納に係る負担金の納付額があるとき、又は当該受益者が国及び地方公共団体であるときは、前納報奨金は支給しない。

$$\text{前納報奨金} = \text{期別納付額} \times \frac{0.6}{100} \times \text{前納延月数}$$

ア 下水道建設事業費に占める受益者負担金の割合

(単位：千円、%)

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建設事業費	2,869,810	3,626,643	4,835,244	3,127,353	4,079,822
受益者負担金	18,464	15,538	16,623	10,690	9,726
率	0.64	0.43	0.34	0.34	0.24

イ 汚水管渠単独建設事業費に占める受益者負担金の割合

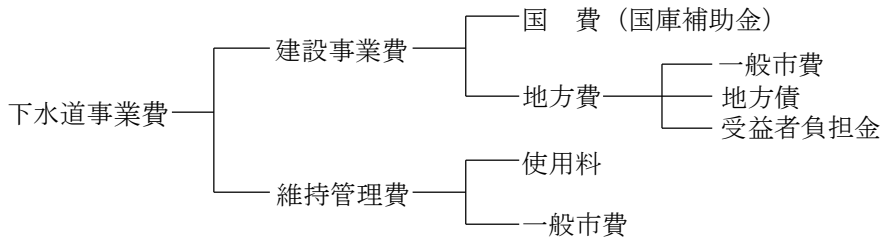
(単位：千円、%)

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建設事業費	399,330	576,942	1,406,173	651,571	490,573
受益者負担金	18,464	15,538	16,623	10,690	9,726
率	4.62	2.69	1.18	1.64	1.98

V 財政

1 下水道事業の財源

下水道事業の財源は、施設（処理場・ポンプ場・管渠）の建設費と完成した施設の維持管理費とに大別され、その財源内訳は次のとおりである。

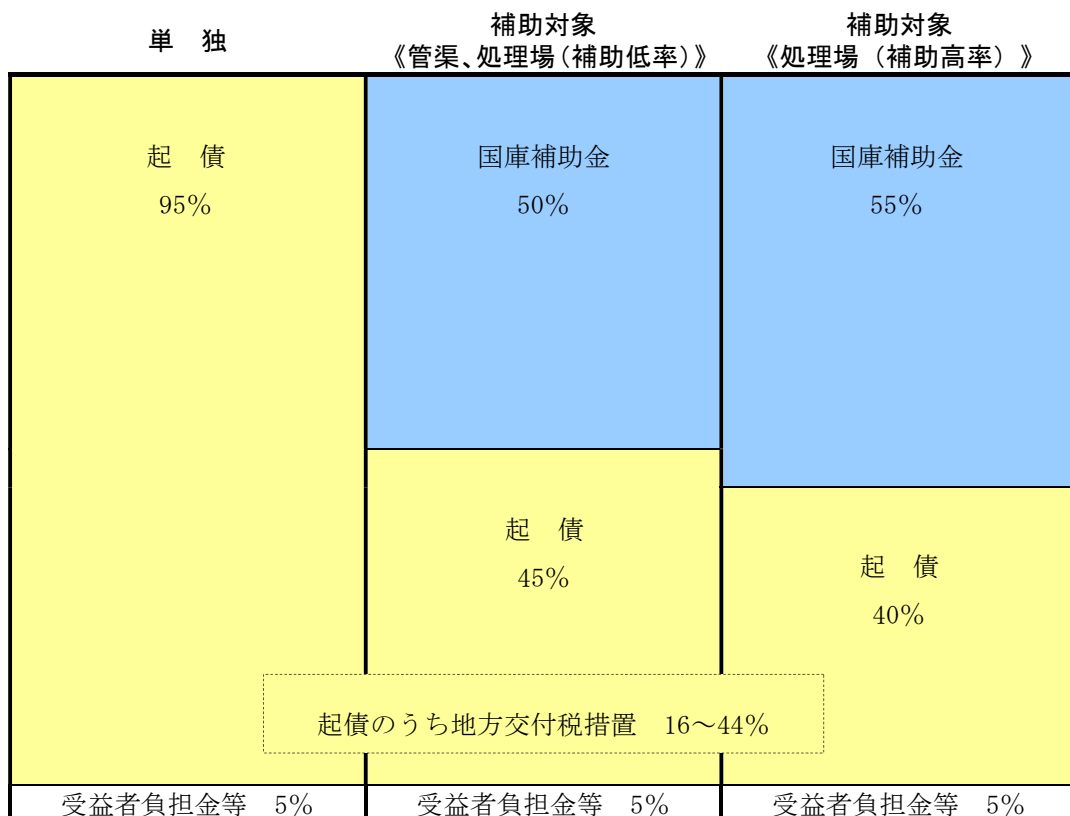


(1) 建設事業費の財源

下水道の建設には巨額の費用を要するが、この財源は、国庫補助金、地方債、受益者負担金及び一般市費で構成されている。

なお、起債の充当率は、受益者負担金等で充当すべき額（5%）を除いた事業費に対し100%認められている。これら起債が建設事業費の大きな財源となっている。

図V-1 公共下水道建設財源内訳（令和5年度）



(2) 維持管理費の財源

維持管理費は、施設の拡大に伴い、その額は年々増加している。維持管理費は、下水道使用料、一般市費等で賄われている。

2 収支概況

(1) 令和5年度長崎市下水道事業決算報告書

ア 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 下水道事業収益	12,832,763,000	-	-
第1項 営業収益	9,608,341,000	-	-
第2項 営業外収益	3,224,418,000	-	-
第3項 特別利益	4,000	-	-

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計
第1款 下水道事業費用	13,119,341,000	#####	-	-	-	13,107,990,000
第1項 営業費用	12,099,110,000	#####	-	△647,077	-	12,087,111,923
第2項 営業外費用	1,007,928,000	-	-	-	-	1,007,928,000
第3項 特別損失	11,303,000	-	-	647,077	-	11,950,077
第4項 予備費	1,000,000	-	-	-	-	1,000,000

イ 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額		
第1款 資本的収入	5,837,918,000	1,251,890,000	7,089,808,000	1,575,910,878	-	
第1項 企業債	2,117,400,000	733,000,000	2,850,400,000	826,700,000	-	
第2項 出資金	2,125,809,000	-	2,125,809,000	27,112,195	-	
第3項 受益者負担金・分担金	9,485,000	-	9,485,000	-	-	
第4項 工事負担金	188,959,000	-	188,959,000	-	-	
第5項 補助金	1,277,689,000	518,890,000	1,796,579,000	722,098,683	-	
第6項 補償金	94,751,000	-	94,751,000	-	-	
第7項 貸付金償還金	23,824,000	-	23,824,000	-	-	
第8項 固定資産売却代金	1,000	-	1,000	-	-	

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	9,162,778,000	1,525,509,000	-	10,688,287,000	1,818,153,270	-
第1項 建設改良費	3,257,188,000	1,525,509,000	-	4,782,697,000	1,818,153,270	-
第2項 企業債償還金	5,839,310,000	-	-	5,839,310,000	-	-
第3項 投資	66,280,000	-	-	66,280,000	-	-

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額251,609,050円を除く。）が資本的支出額に不足149,982,638円、損益勘定留保資金2,248,388,704円及び減債積立金1,163,002,346円で補てんした。

(単位：円)

合計		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
12,832,763,000	13,066,800,188	234,037,188		
9,608,341,000	9,618,621,512	10,280,512	(うち仮受消費税及び地方消費税	739,298,154円)
3,224,418,000	3,447,392,179	222,974,179	(うち仮受消費税及び地方消費税	558,134円)
4,000	786,497	782,497		

(単位：円)

地方公営企業法 第26条第2項の規 定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法 第26条第2項の規 定による繰越額	不用額	備考
-	13,107,990,000	13,244,336,421	-	△136,346,421	
-	12,087,111,923	12,269,551,839	-	△182,439,916	(うち仮払消費税及び地方消費税 322,133,548円)
-	1,007,928,000	962,824,538	-	45,103,462	
-	11,950,077	11,960,044	-	△9,967	(うち仮払消費税及び地方消費税 1,086,143円)
-	1,000,000	-	-	1,000,000	

(単位：円)

合計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
8,665,718,878	6,582,581,497	△ 2,083,137,381	
3,677,100,000	2,432,800,000	△ 1,244,300,000	翌年度繰越額に対する財源充当額 802,300,000円
2,152,921,195	2,133,511,141	△ 19,410,054	
9,485,000	10,923,781	1,438,781	
188,959,000	124,184,361	△ 64,774,639	
2,518,677,683	1,807,917,624	△ 710,760,059	翌年度繰越額に対する財源充当額 251,609,050円 を含む 翌年度繰越額に対する財源充当額 533,371,059円
94,751,000	49,689,800	△ 45,061,200	翌年度繰越額に対する財源充当額 17,703,200円
23,824,000	23,521,790	△ 302,210	
1,000	33,000	32,000	(うち仮払消費税及び地方消費税 3,000円)

(単位：円)

合計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
		地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費 繰越額	合計		
12,506,440,270	10,079,794,779	1,648,452,786	10,616,010	1,659,068,796	767,576,695	
6,600,850,270	4,230,120,686	1,648,452,786	10,616,010	1,659,068,796	711,660,788	(うち仮払消費税及び地方消費税 368,560,705円)
5,839,310,000	5,793,554,093	-	-	-	45,755,907	
66,280,000	56,120,000	-	-	-	10,160,000	

する額3,748,822,332円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額187,448,644円、繰越工事資金

(2) 令和5年度 長崎市下水道事業損益計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

単位：円

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	7,385,988,689		
(2) 負担金	1,476,841,485		
(3) 補助金	8,866,124		
(4) その他の営業収益	<u>7,627,060</u>	8,879,323,358	
2 営業費用			
(1) 管渠費	298,245,855		
(2) 処理場費	2,780,412,379		
(3) 雨水排水費	40,360,832		
(4) 普及奨励費	14,103,475		
(5) 業務費	397,259,552		
(6) 総係費	324,450,802		
(7) 減価償却費	5,709,502,508		
(8) 資産減耗費	<u>2,383,082,888</u>	<u>11,947,418,291</u>	
営業損失			△ 3,068,094,933
3 営業外収益			
(1) 受取利息	2,459,024		
(2) 負担金	412,402,000		
(3) 長期前受金戻入	3,023,654,550		
(4) 雑収益	<u>8,627,993</u>	3,447,143,567	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	725,951,232		
(2) 雑支出	<u>10,298,463</u>	<u>736,249,695</u>	<u>2,710,893,872</u>
経常損失			△ 357,201,061
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>786,497</u>	786,497	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	11,967		
(2) 過年度損益修正損	<u>10,861,934</u>	<u>10,873,901</u>	<u>△ 10,087,404</u>
当年度純損失			△ 367,288,465
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			<u>1,163,002,346</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>795,713,881</u></u>

(3) 令和5年度長崎市下水道事業剰余金計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		受贈財産 評価額	補助金	受益者 負担金・分担金	補償金
前年度末残高	59,873,994,805	88,397,906	13,689,353	—	—
前年度処分数額	1,250,593,433	—	—	—	—
条例第5条 による処分数額	—	—	—	—	—
積立て	—	—	—	—	—
条例第6条 による処分数額	1,250,593,433	—	—	—	—
組入れ	1,250,593,433	—	—	—	—
処分後残高	61,124,588,238	88,397,906	13,689,353	—	—
当年度変動額	2,133,511,141	—	—	—	—
出資金の受入れ	2,133,511,141	—	—	—	—
当年度純利益	—	—	—	—	—
積立金の使用	—	—	—	—	—
当年度末残高	63,258,099,379	88,397,906	13,689,353	—	—

(4) 令和5年度長崎市下水道事業剰余金処分計算書

単位：円

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	63,258,099,379	102,087,259	795,713,881
条例第5条による処分数額	—	—	—
減債積立金の積立て	—	—	—
条例第6条による 資本金への組入れ	795,713,881	—	△ 795,713,881
処分後残高	64,053,813,260	102,087,259	(繰越利益剰余金) —

単位：円

余 金				資 本 合 計
資 本 剩 余 金 合 計	利 益 剩 余 金			
	減 積 立 債 金	未 処 分 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金 合 計	
102,087,259	1,163,002,346	2,343,293,393	3,506,295,739	63,482,377,803
—	1,092,699,960	△ 2,343,293,393	△ 1,250,593,433	—
—	1,092,699,960	△ 1,092,699,960	—	—
—	1,092,699,960	△ 1,092,699,960	—	—
—	—	△ 1,250,593,433	△ 1,250,593,433	—
—	—	△ 1,250,593,433	△ 1,250,593,433	—
102,087,259	2,255,702,306	(繰越利益剰余金) —	2,255,702,306	63,482,377,803
—	△ 1,163,002,346	795,713,881	△ 367,288,465	1,766,222,676
—	—	—	—	2,133,511,141
—	—	△ 367,288,465	△ 367,288,465	△ 367,288,465
—	△ 1,163,002,346	1,163,002,346	—	—
102,087,259	1,092,699,960	(当年度未処分利益剰余金) 795,713,881	1,888,413,841	65,248,600,479

(5) 令和5年度長崎市下水道事業貸借対照表(令和6年3月31日)

単位:円

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ	土地	13,109,838,135	
ロ	建物	7,511,857,273	
	減価償却累計額	△ 3,889,616,169	3,622,241,104
ハ	構築物	208,845,444,787	
	減価償却累計額	△ 81,760,705,486	127,084,739,301
ニ	機械及び装置	39,456,771,131	
	減価償却累計額	△ 26,119,857,748	13,336,913,383
ホ	車両運搬具	12,695,410	
	減価償却累計額	△ 10,975,482	1,719,928
ヘ	工具、器具及び備品	174,599,912	
	減価償却累計額	△ 139,788,955	34,810,957
ト	リース資産	23,195,700	
	減価償却累計額	△ 12,836,745	10,358,955
チ	建設仮勘定		1,968,236,403
	有形固定資産合計		159,168,858,166
(2) 無形固定資産			
イ	施設利用権	895,802,467	
ロ	ソフトウェア	130,864,066	
	無形固定資産合計		1,026,666,533
(3) 投資その他の資産			
イ	長期貸付金	73,247,221	
ロ	出資金	18,365,000	
ハ	投資有価証券	400,000,000	
	投資その他の資産合計		491,612,221
	固定資産合計		160,687,136,920
2 流動資産			
(1) 現金・預金		13,334,751,863	
(2) 未収金		1,034,480,439	
	貸倒引当金	△ 14,554,673	1,019,925,766
(3) 貯蔵品			26,493,774
	流動資産合計		14,381,171,403
	資産合計		175,068,308,323

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>49,984,263,205</u>		
企業債合計		49,984,263,205	
(2) リース債務		6,807,944	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>557,281,000</u>		
引当金合計		<u>557,281,000</u>	
固定負債合計			50,548,352,149
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>5,553,229,044</u>		
企業債合計		5,553,229,044	
(2) リース債務		4,586,907	
(3) 未払金		1,460,583,937	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	41,602,370		
ロ 法定福利費引当金	<u>8,425,936</u>		
引当金合計		50,028,306	
(5) 預り金		<u>125,767,162</u>	
流動負債合計			7,194,195,356
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		95,654,728,499	
収益化累計額		<u>△ 43,577,568,160</u>	
繰延収益合計			52,077,160,339
負債合計			<u>109,819,707,844</u>

資本の部

6 資本金			63,258,099,379
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	88,397,906		
ロ 補助金	<u>13,689,353</u>		
資本剰余金合計		102,087,259	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	1,092,699,960		
ロ 当年度未処分 利益剰余金	<u>795,713,881</u>		
利益剰余金合計		<u>1,888,413,841</u>	
剰余金合計			1,990,501,100
資本合計			<u>65,248,600,479</u>
負債資本合計			<u>175,068,308,323</u>

(6) 令和6年度長崎市下水道事業会計当初予算総括表

収益的収入

(単位：千円)

款 項	目	令和6年度 当初
1	下水道事業収益	12,683,143
	1 営業収益	9,981,213
	1 下水道使用料	8,221,847
	2 負担金	1,579,333
	3 補助金	178,562
	4 その他の営業収益	1,471
	2 営業外収益	2,700,602
	1 受取利息	3,407
	2 負担金	398,697
	3 長期前受金戻入	2,289,290
	4 雑収益	9,208
	3 特別利益	1,328
	1 固定資産売却益	1
	2 過年度損益修正益	6
	3 その他特別利益	1,321

収益的支出

(単位：千円)

款 項	目	令和6年度 当初
1	下水道事業費用	11,786,178
	1 営業費用	10,727,573
	1 管渠費	452,890
	2 処理場費	3,213,470
	3 雨水排水費	50,179
	4 普及奨励費	20,830
	5 業務費	437,637
	6 総係費	397,176
	7 減価償却費	6,133,579
	8 資産減耗費	21,811
	9 その他営業費用	1
	2 営業外費用	1,022,815
	1 支払利息	692,307
	2 消費税及び 地方消費税	328,635
	3 雑支出	1,873
	3 特別損失	34,790
	1 固定資産売却損	15,016
	2 固定資産譲渡損	1
	3 過年度損益修正損	14,505
	4 その他特別損失	5,268
	4 予備費	1,000

なお、営業外費用中企業債利息692,307千円の財源に充てるため、下水道事業債（特別措置分）56,500千円を借り入れる。

資本的收入

(単位：千円)

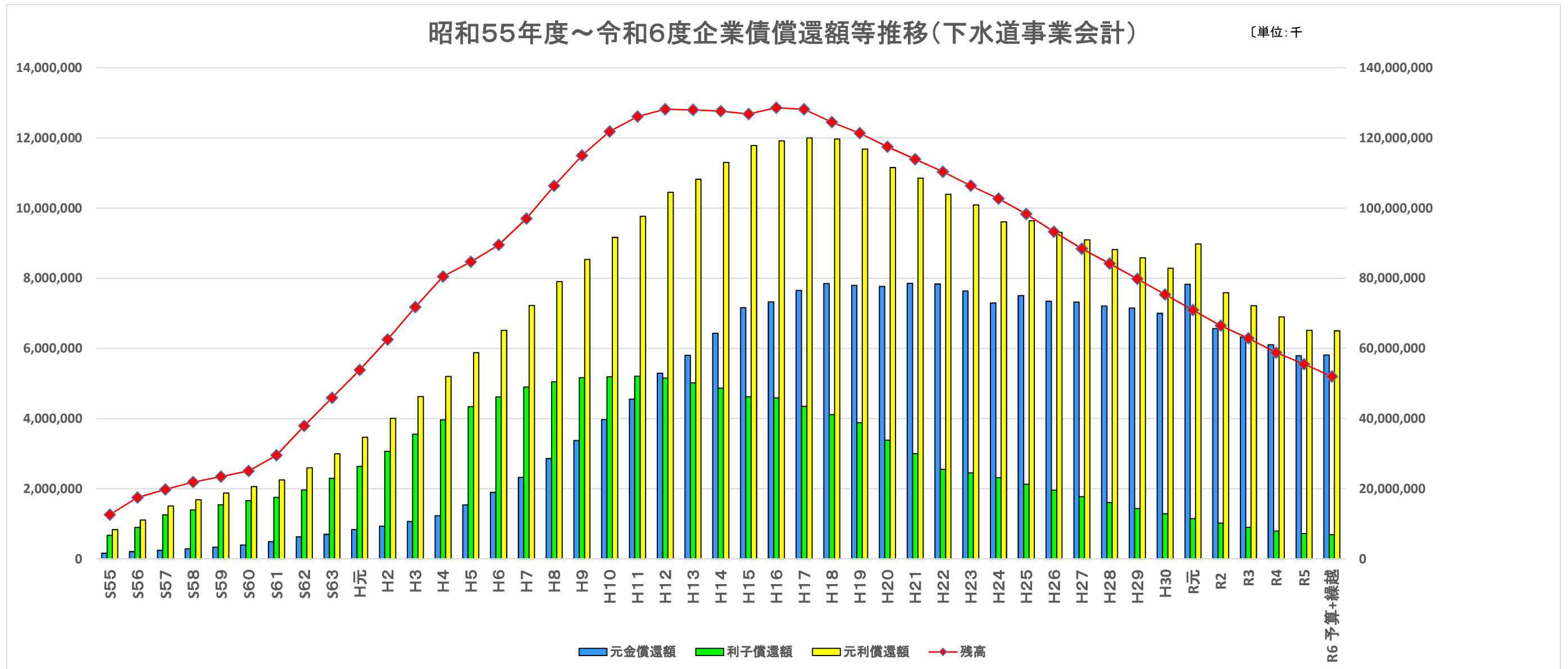
款 項	目	令和6年度 当初
1	資本的收入	4,611,019
	1 企業債	1,404,900
	2 出資金	2,045,114
	1 他会計出資金	2,045,114
	3 受益者負担金・分担金	9,327
	4 工事負担金	34,805
	1 他会計負担金	5,905
	2 その他負担金	28,900
	5 補助金	825,983
	1 国庫補助金	825,983
	6 補償金	114,821
	7 貸付金償還金	17,332
	1 水洗便所改築資金 貸付金償還金	17,332
	8 固定資産売却代金	158,737

資本の支出

(単位：千円)

款 項	目	令和6年度 当初
1	資本の支出	8,014,047
	1 建設改良費	2,135,949
	1 単独公共下水道 建設事業費	506,707
	2 単独公共下水道 雨水建設事業費	44,937
	3 単独特定環境保全 公共下水道事業費	2,070
	4 単独農業集落排水施設 建設事業費	5,386
	5 単独漁業集落排水施設 建設事業費	3,435
	6 補助公共下水道 建設事業費	1,148,065
	7 補助特定環境保全 公共下水道事業費	61,580
	8 補助農業集落排水施設 建設事業費	5,159
	9 污水改良事業費	249,362
	10 新市庁舎建設事業費	49,661
	11 営業設備費	54,616
	12 リース債務支払額	4,971
	2 企業債償還金	5,812,932
	3 投資	65,166
	1 長期貸付金	15,166
	2 投資有価証券購入費	50,000
補 て ん 財 源	当年度分消費税及び地方 消費税資本の収支調整額	85,075
	損益勘定留保資金	2,225,253
	減債積立金	1,092,700

(7) 下水道事業における企業債の状況



〔単位:千円〕

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6
借入額	3,398,540	5,116,400	2,537,360	2,331,440	1,899,300	2,032,400	4,954,380	9,010,200	8,727,120	8,776,820	9,593,740	10,330,913	9,931,220	8,436,400	8,627,600
元金償還額	163,286	208,891	247,562	287,890	330,930	399,434	493,469	629,910	698,106	834,330	935,714	1,069,955	1,235,098	1,543,594	1,901,760
利子償還額	669,703	897,830	1,257,917	1,395,809	1,548,184	1,663,111	1,757,897	1,965,299	2,295,754	2,635,272	3,068,335	3,558,099	3,967,044	4,339,156	4,617,727
元利償還額	832,990	1,106,721	1,505,479	1,683,698	1,879,114	2,062,545	2,251,366	2,595,209	2,993,860	3,469,602	4,004,049	4,628,053	5,202,142	5,882,749	6,519,487
残高	12,620,488	17,527,997	19,817,795	21,861,345	23,429,715	25,062,681	29,523,593	37,903,882	45,932,896	53,875,386	62,533,412	71,794,371	80,490,492	84,669,299	89,522,339

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
借入額	9,826,900	12,154,080	12,032,460	10,856,700	8,809,700	7,377,000	5,603,200	6,081,300	6,355,360	6,148,000	5,229,000	4,203,800	4,657,200	3,875,700	4,350,300
元金償還額	2,324,917	2,858,892	3,376,240	3,970,365	4,559,435	5,294,931	5,799,967	6,432,504	7,162,044	7,324,346	7,652,697	7,852,197	7,794,684	7,767,949	7,854,371
利子償還額	4,900,979	5,049,649	5,164,143	5,194,371	5,210,098	5,155,495	5,021,310	4,869,552	4,623,069	4,594,090	4,347,644	4,113,820	3,886,488	3,386,330	3,000,831
元利償還額	7,225,895	7,908,541	8,540,383	9,164,736	9,769,533	10,450,426	10,821,277	11,302,056	11,785,114	11,918,435	12,000,340	11,966,017	11,681,172	11,154,278	10,855,202
残高	97,024,322	106,319,510	114,975,730	121,862,065	126,112,330	128,194,399	127,997,632	127,646,428	126,839,743	128,614,724	128,156,018	124,507,621	121,349,704	117,456,927	113,952,668

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6予算+繰越
借入額	4,247,400	3,648,000	3,613,400	3,162,800	2,248,000	2,496,200	2,990,500	2,739,000	2,613,600	3,382,908	2,079,000	2,745,900	2,040,400	2,502,300	2,263,700
元金償還額	7,836,395	7,639,856	7,295,679	7,508,421	7,347,248	7,319,034	7,211,832	7,149,937	6,999,731	7,827,404	6,568,861	6,321,270	6,105,201	5,793,554	5,812,932
利子償還額	2,557,977	2,453,111	2,314,878	2,127,707	1,958,791	1,777,813	1,606,089	1,434,904	1,285,593	1,150,069	1,018,348	900,021	796,040	725,951	692,307
元利償還額	10,394,372	10,092,968	9,610,558	9,636,128	9,306,039	9,096,847	8,817,921	8,584,841	8,285,324	8,977,473	7,587,209	7,221,291	6,901,241	6,519,505	6,505,239
残高	110,363,673	106,371,817	102,689,378	98,343,757	93,244,508	88,421,675	84,200,343	79,789,406	75,403,275	70,958,780	66,468,918	62,893,548	58,828,746	55,537,492	51,988,260

VI その他

1 組織の変遷

下水道事業着手時

- ・建設部水道課において下水道事業着手

昭和27年10月機構改革

- ・水道局新設（下水道業務は工務課所管）
水道局 — 業務課…管理係、経理係、管財係、料金係
 — 工務課…庶務係、施設係、給水係、浄水係

昭和33年7月機構改革

- ・水道局内の2課を廃止し4課を新設（下水道業務は施設課所管）
水道局 — 管理課…管理係、経理係、管財係、出納係
 — 業務課…料金係、計量係、徴収係
 — 給水課…庶務係、給水係、配水係、浄水係
 — 施設課…庶務係、調査係、工務係

昭和35年10月機構改革

- ・下水道部新設
下水道部 — (次長) — 庶務係、施設係

昭和38年10月機構改革

- ・業務課、施設課新設
下水道部 — 業務課…業務係、料金係
 — 施設課…施設係、計画係

昭和40年3月機構改革

- ・下水道部が課に機構縮小（土木部所管）
土木部 — 下水道課…庶務係、料金係、計画係、工務係
 — 下水処理場

昭和43年4月1日機構改革

- ・下水道課、下水処理場が土木部より建設部へ移管
- 建設部 — 下水道課…庶務係、料金係、計画係、工務係
下水処理場

昭和44年7月1日機構改革

- ・施設係、負担金係新設
- 下水道課…庶務係、料金係、負担金係、計画係、工務係、施設係

昭和46年8月1日機構改革

- ・都市計画部に移管され下水道課を2課に分割
 - ・下水処理場に管理係、水質係新設
- 都市計画部 — 下水道業務課…庶務係、負担金係、普及係、施設係
下水道建設課…計画係、工事第1係、工事第2係
下水処理場…管理係、水質係

昭和47年4月1日機構改革

- ・下水道建設課に管理係、工事第3係新設
- 下水道建設課…計画係、工事第1係、工事第2係、工事第3係、管理係

昭和48年4月1日機構改革

- ・下水道部新設
- 下水道部 — 業務課…庶務係、料金係、負担金係、普及係、維持係
建設課…計画係、工事第1係、工事第2係、工事第3係、工事第4係
下水処理場…水質係、管理第1係、管理第2係

昭和49年4月1日機構改革

- ・河川課新設
- 下水道部 — 業務課…庶務係、料金係、負担金係、普及係、維持係
建設課…計画係、工事第1係、工事第2係、工事第3係、工事第4係
河川課…管理係、工事係
下水処理場…水質係、管理第1係、管理第2係

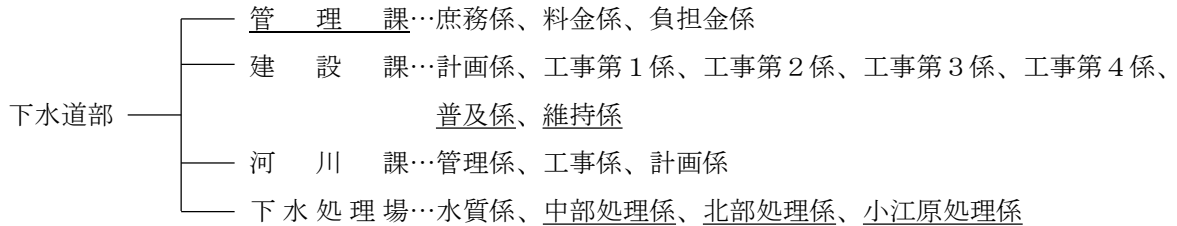
昭和50年8月4日機構改革

- 河川課に計画係新設

河川課…管理係、工事係、計画係

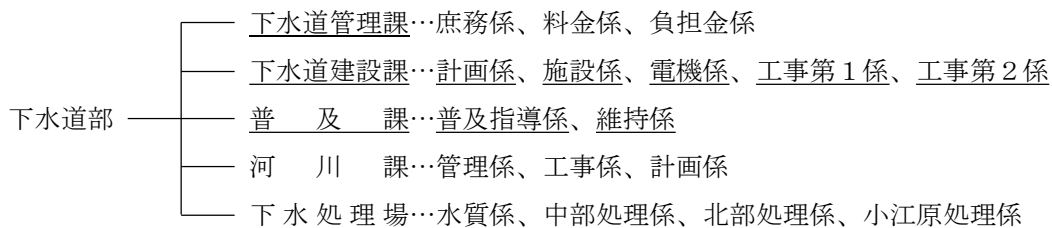
昭和52年9月1日機構改革

- 業務課を管理課へ改称
- 業務課の普及係、維持係を建設課へ移管
- 下水処理場に中部処理係、北部処理係、小江原処理係新設（管理第1、第2係廃止）



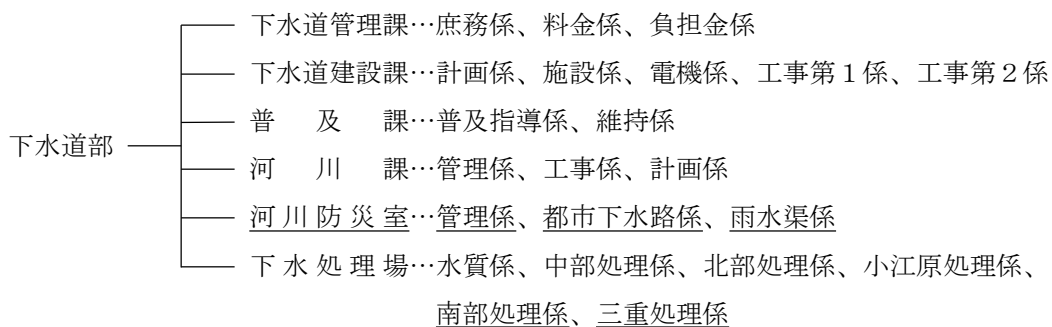
昭和56年4月1日機構改革

- 建設課を2課に分割
- 管理課を下水道管理課へ改称



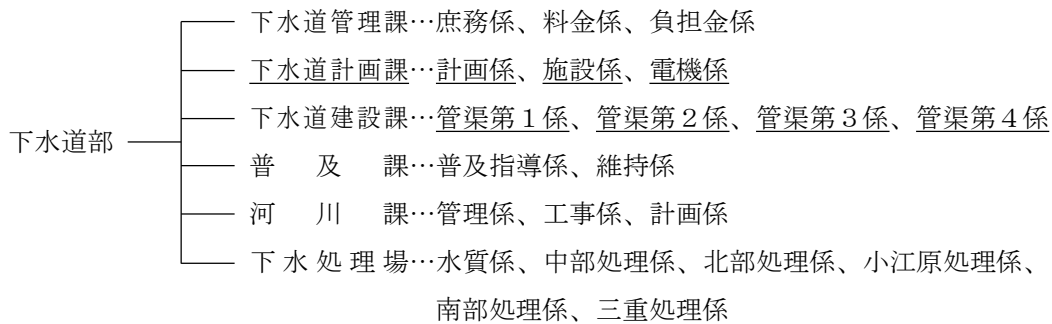
昭和59年4月1日機構改革

- 河川防災室新設
- 下水処理場に南部処理係、三重処理係新設



昭和62年6月1日機構改革

- ・河川防災室廃止、下水道計画課新設
- ・下水道建設課系の名称変更



昭和63年6月1日機構改革

- ・下水処理場に管理係新設
下水処理場…管理係、水質係、中部処理係、北部処理係、小江原処理係、南部処理係、三重処理係

平成元年4月1日機構改革

- ・下水処理場を中部下水処理場（管理係、水質係、処理係）へ改称
- ・係の名称変更
- ・東部下水処理場新設
中部下水処理場…管理係、水質係、処理係、北部処理場、小江原処理場、南部処理場、三重処理場、東部処理場

平成3年8月1日機構改革

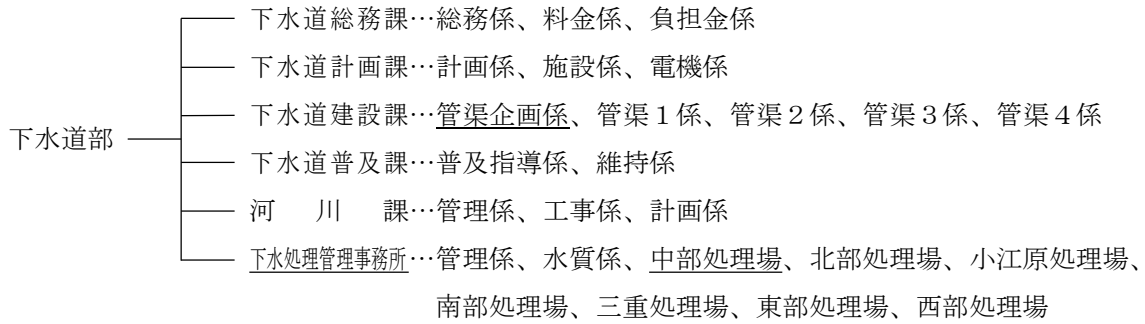
- ・課系の名称変更
下水道総務課…総務係、料金係、負担金係
下水道普及課…普及指導係、維持係
下水道建設課…管渠1係、管渠2係、管渠3係、管渠4係

平成4年7月1日機構改革

- ・中部下水処理場に西部下水処理場新設
中部下水処理場…管理係、水質係、処理係、北部処理場、小江原処理場、南部処理場、三重処理場、東部処理場、西部処理場

平成6年4月1日機構改革

- ・ 下水処理管理事務所新設
- ・ 下水道建設課に管渠企画係新設



平成7年4月1日機構改革

- ・ 下水道普及課に普及係新設
- ・ 係の名称の変更

下水道普及課…指導係、普及係、維持係

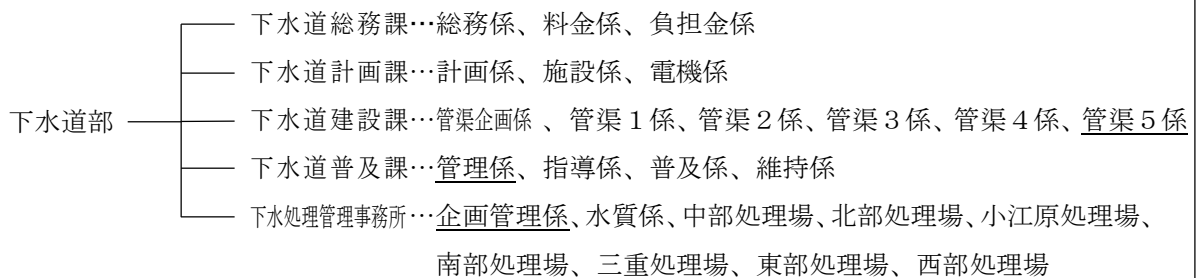
平成9年4月1日機構改革

- ・ 河川課、下水道部より土木部へ移管
- ・ 下水道計画課に雨水係新設

下水道計画課…計画係、施設係、電機係、雨水係

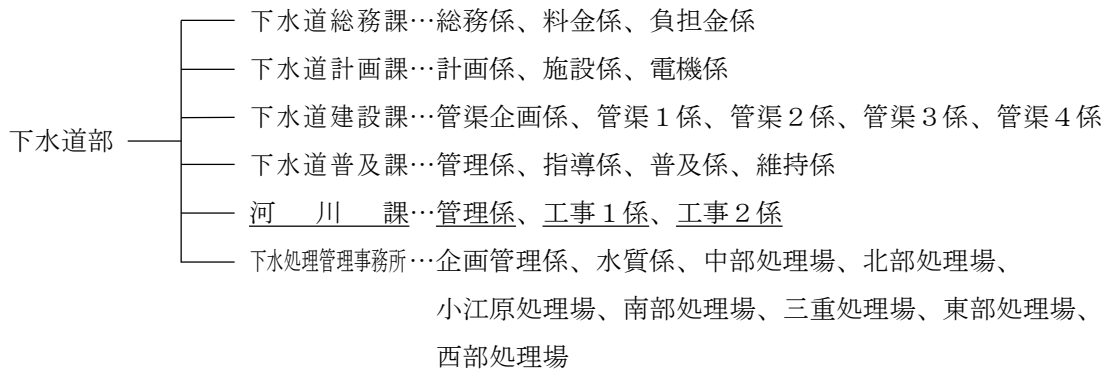
平成11年4月1日機構改革

- ・ 下水道計画課雨水係を下水道建設課へ移管
- ・ 下水道建設課に管渠5係新設
- ・ 下水道普及課に管理係新設
- ・ 下水処理管理事務所管理係を企画管理係へ名称変更



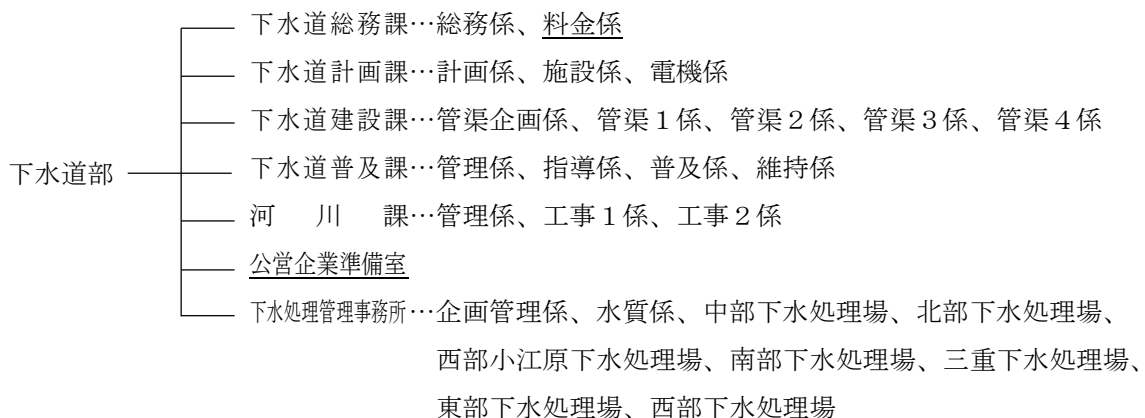
平成12年4月1日機構改革

- ・河川課、土木部より下水道部へ移管
- ・下水道建設課管渠5係を廃止し、河川課へ移管



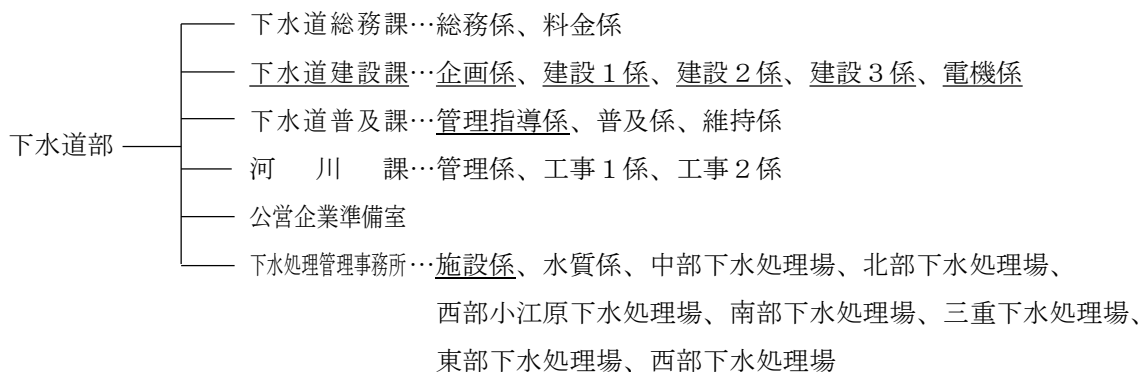
平成13年4月1日機構改革

- ・公営企業準備室新設
- ・下水道総務課料金係と負担金係を統合



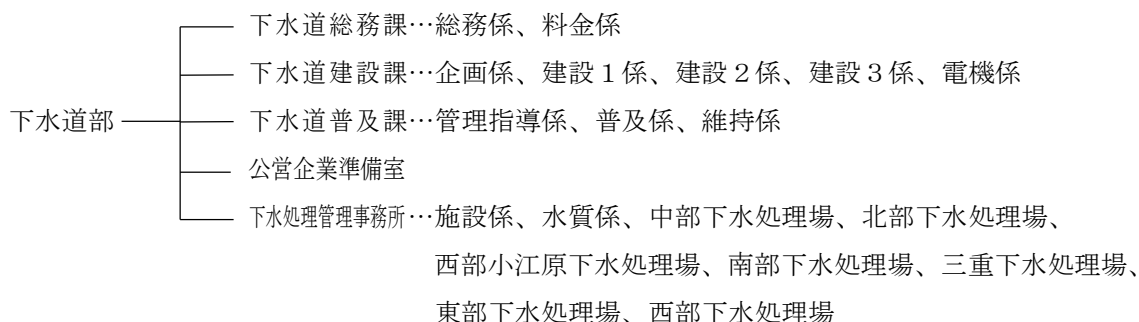
平成14年4月1日機構改革

- ・下水道計画課と下水道建設課を統合
- ・下水道普及課管理係と指導係を統合
- ・下水処理管理事務所企画管理係を施設係に改称



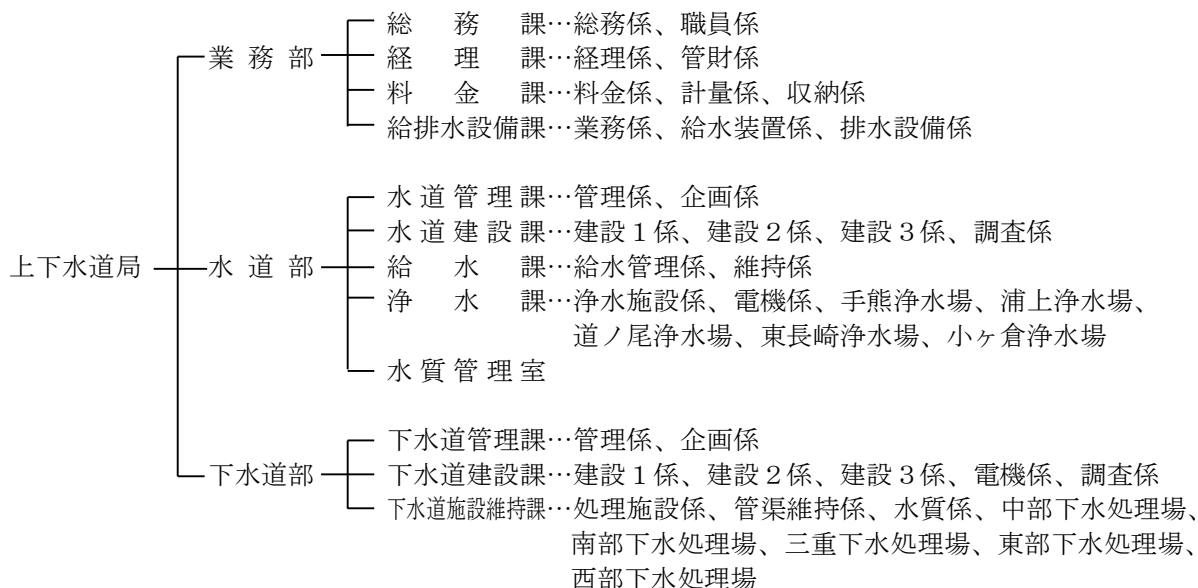
平成15年4月1日機構改革

・河川課、下水道部より道路公園部へ移管



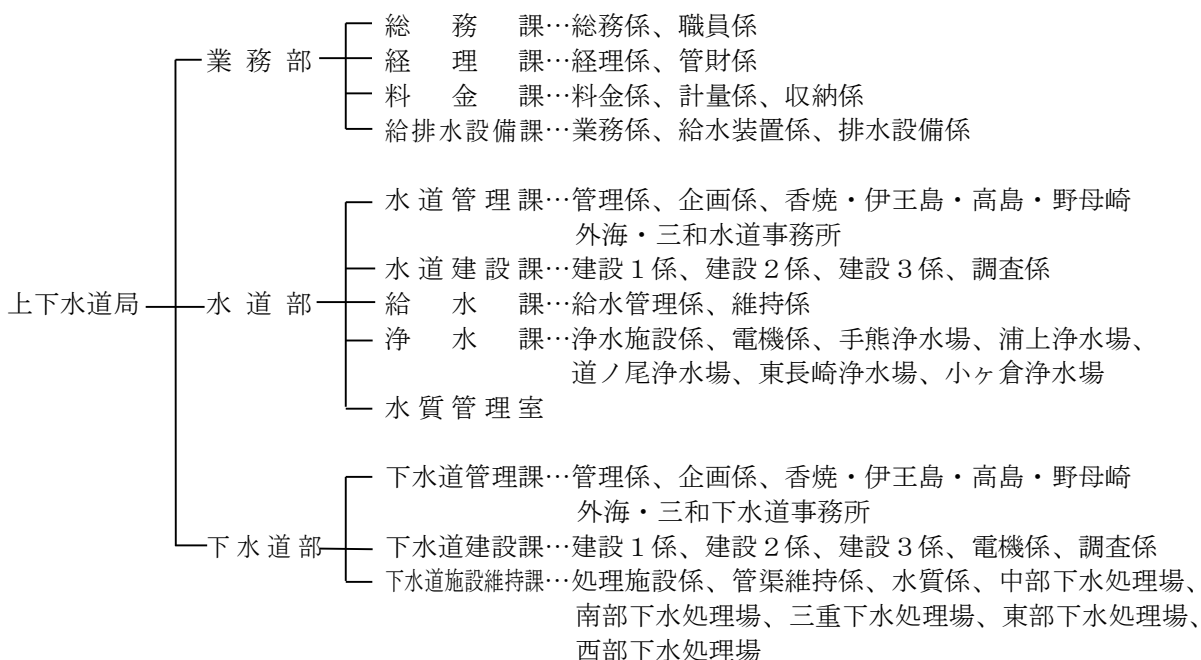
平成16年4月1日機構改革

・地方公営企業法の全面適用による、水道局との組織統合

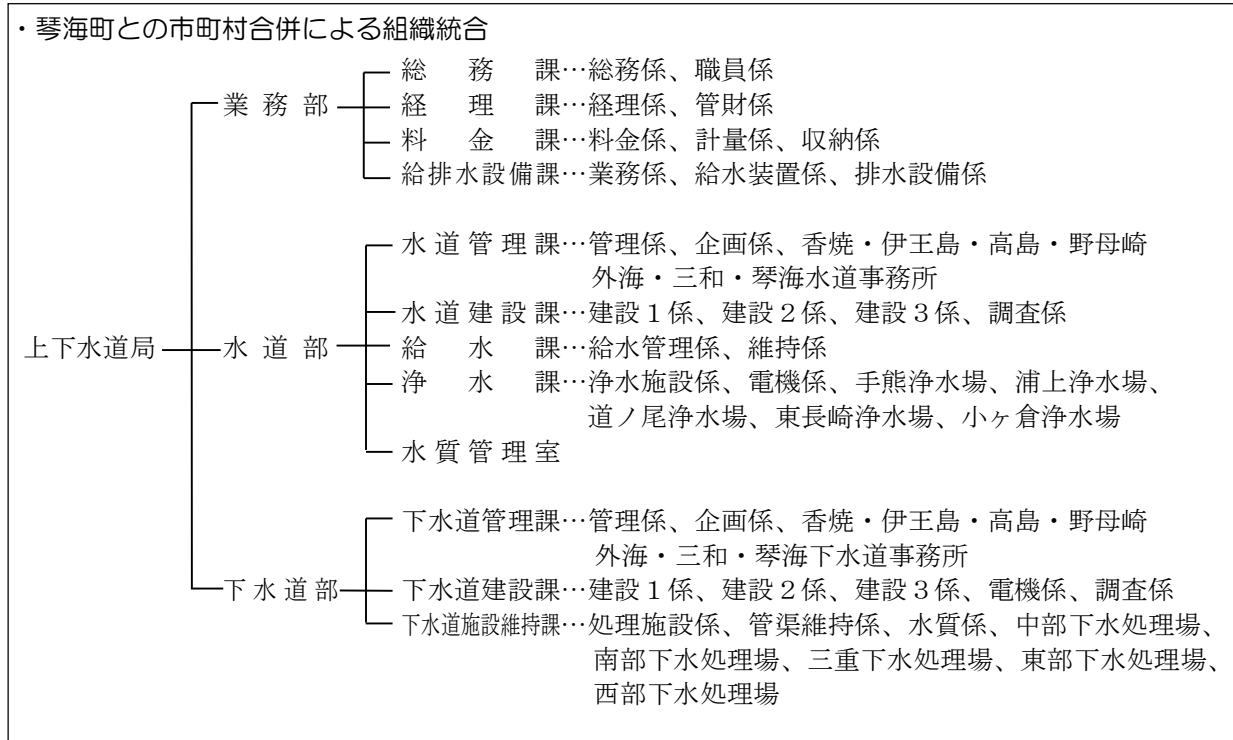


平成17年1月4日機構改革

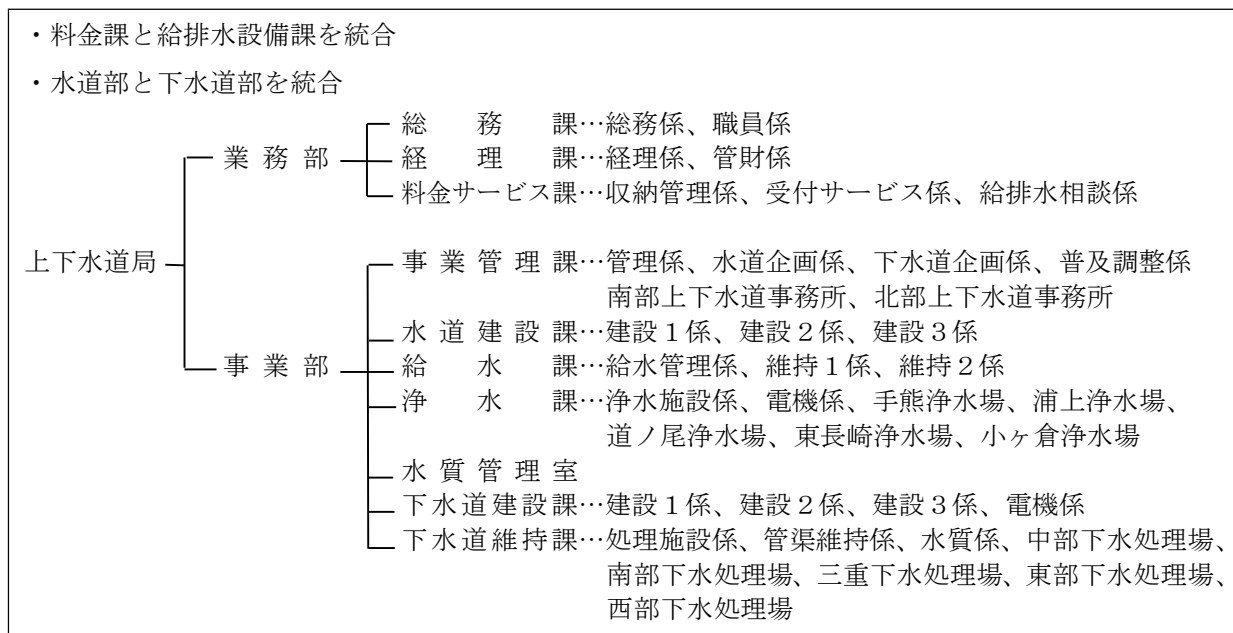
・旧長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町との市町村合併による組織統合



平成18年1月4日機構改革

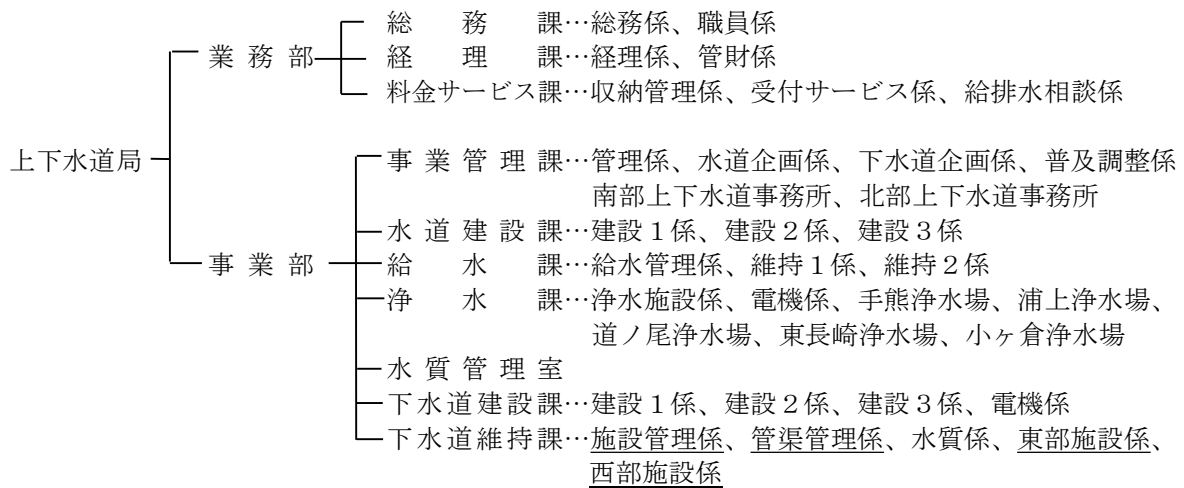


平成20年4月1日機構改革



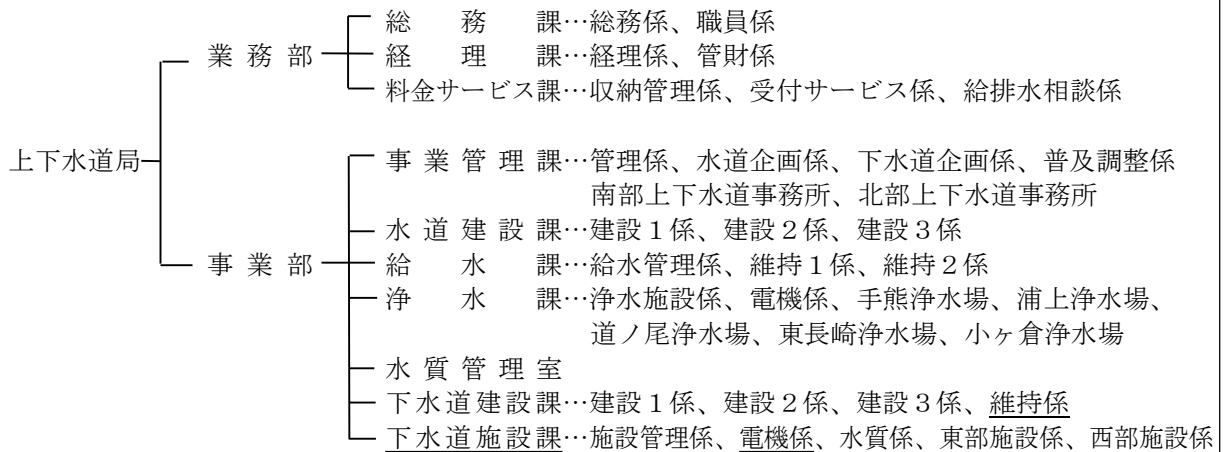
平成22年4月1日機構改革

・下水道維持課組織改正

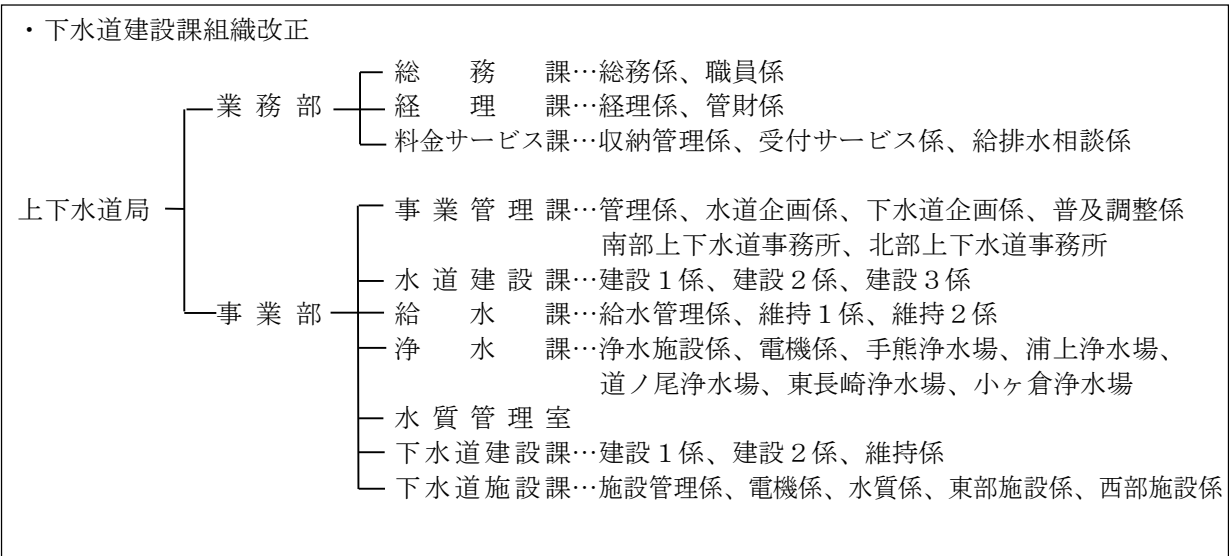


平成24年4月1日機構改革

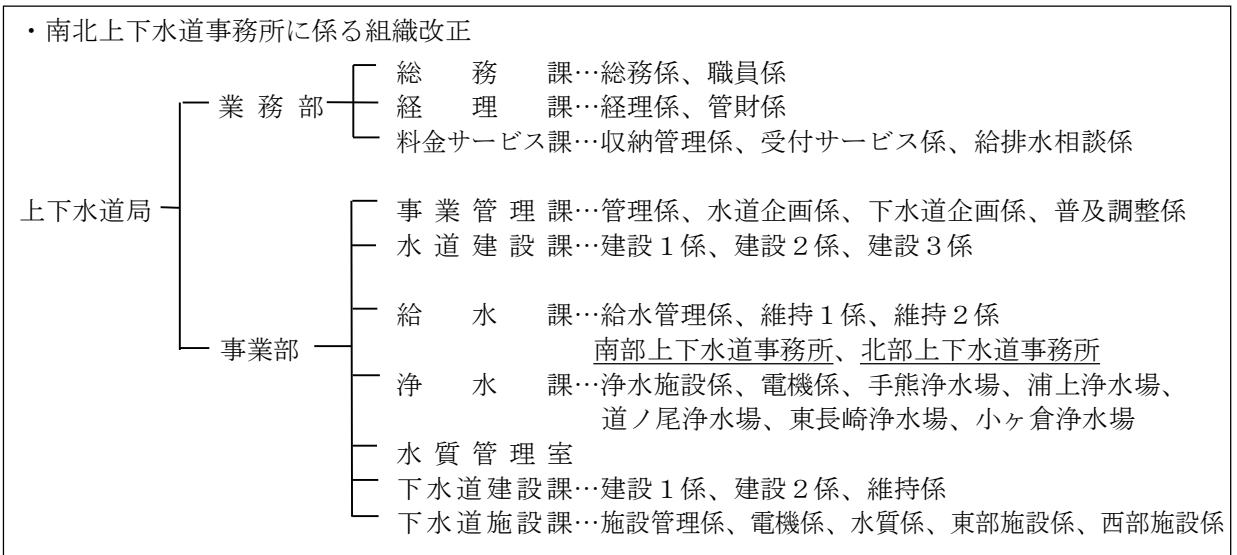
・下水道建設課及び下水道維持課の業務分担を見直し、下水道建設課及び下水道施設課に組織改正



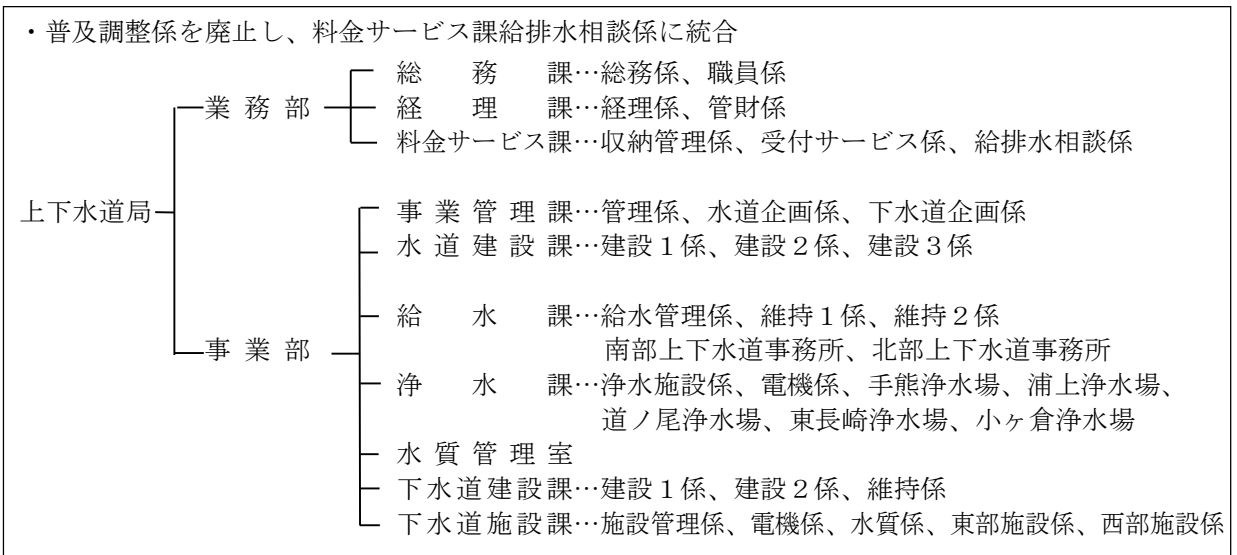
平成26年4月1日機構改革



平成31年4月1日機構改革

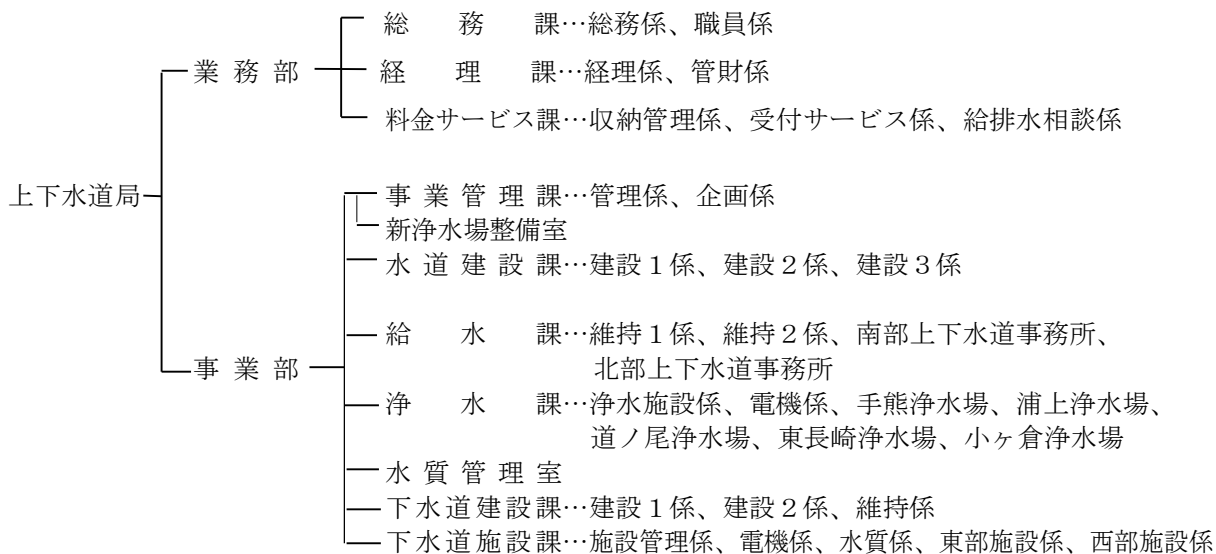


令和3年4月1日機構改革



令和5年8月1日機構改革

・新浄水場整備室を事業管理課の課内室として新設。事業管理課の水道企画係と下水道企画係を統合させ企画係とし、給水課の給水管理係を廃止。



2 下水道事業年表

(旧長崎市)

年	月	沿革
昭和27年	4	公共下水道事業に着手
	10	長崎市水道局開局
28年	4	公共下水道事業計画認可（当初） （中部処理区、中部排水区）
	10	長崎市下水道条例制定
32年	8	中部茂里町雨水排水ポンプ場工事着手
33年	4	新下水道法公布
34年	5	中部茂里町雨水排水ポンプ場運転開始
	12	茂里町下水道終末処理場（現中部下水処理場）工事着手
35年	10	下水道部発足
36年	3	下水道使用料制度制定
	12	茂里町下水道終末処理場簡易処理運転開始（中部処理区供用開始） 管渠工事で初めて推進工法採用（内径700耗 千馬町）
37年	11	中部出島汚水中継ポンプ場運転開始 茂里町下水道終末処理場高級処理施設工事着手
	3	第1次事業計画変更 （中部処理区、中部排水区の拡大）
38年	10	下水道部在来の1課を2課（業務課・施設課）に増強
	9	茂里町下水道終末処理場高級処理運転開始
39年	11	滑石道の尾地区（現北部処理区）管渠工事着手〈県事業〉
	1	滑石道の尾地区下水道終末処理場（現北部下水処理場）工事着手〈県事業〉
40年	3	下水道部が課に機構縮小（土木部所管）
	8	滑石道の尾地区下水道終末処理場中級処理運転開始（北部処理区供用開始）
	4	中部下水処理場し尿処理運転開始（100k1/日）
42年	10	第2次事業計画変更 （中部処理区、中部排水区の拡大）
	9	川口町除塵機室工事着手
43年	2	北部滑石汚水中継ポンプ場工事着手〈県事業〉
	6	時津町・長与町と協定（公の施設の区域外設置に伴う経費の負担について）を締結 北部滑石汚水中継ポンプ場運転開始
44年	9	第3次事業計画変更 （北部処理区、北部排水区の追加）

44年	12	「長崎国際文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例」を制定
45年	4	滑石道の尾地区公共下水道事業施設（北部下水処理場等）を県より譲り受ける
		中部処理区漏水調査実施（46年度も実施）
		中部下水処理場し尿処理施設の増設（200k1/日）
		川口町除塵機運転開始
46年	4	1 7 都市下水路指定
	8	機構改革で2課に増強（下水道業務課、下水道建設課、下水処理場〈都市計画部所管〉）
	12	北部下水処理場高級処理施設工事着手
		第4次事業計画変更 （北部処理区拡大、西部小江原処理区の追加）
47年	1	北部排水区雨水渠工事着手
	2	西部小江原下水処理場工事着手
48年	1	北部下水処理場高級処理運転開始（防臭装置設置）
		西部小江原下水処理場高級処理運転開始
		西部小江原汚水中継ポンプ場運転開始
	3	北部女の都汚水中継ポンプ場運転開始
	4	機構改革により下水道部を新設（2課、処理場）
49年	4	機構改革により河川課を追加する（3課、処理場）
	6	中部茂里町雨水排水ポンプ場増設工事着手
51年	3	下水道使用料改定
	6	第5次事業計画変更 （中部処理区の拡大、南部処理区の追加）
	10	中部下水処理場増設工事着手（60,000人系列）
	11	第6次事業計画変更 （北部処理区の拡大）
52年	4	中部茂里町雨水排水ポンプ場増設機器運転開始
	10	中部下水処理場脱臭設備装置設置
		南部処理区管渠工事着手
	12	「長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例」を制定（これに伴い昭和44年12月制定の条例は廃止）
53年	1	第7次事業計画変更 （三重処理区の追加）
	4	第8次事業計画変更 （中部下水処理場の処理施設の変更）
	8	第9次事業計画変更 （南部3号幹線のルートの変更）
	11	三重処理区管渠工事着手

54年	7	南部下水処理場敷地造成工事着手	
	9	北部下水処理場で全国初の全面曝気方式を採用	
55年	4	第10次事業計画変更 （中部処理区の拡大）	
	7	南部下水処理場工事着手	
	10	三重下水処理場工事着手（日本下水道事業団委託）	
56年	3	下水道使用料改定	
	4	機構改革により普及課を追加する（4課、処理場）	
	10	第11次事業計画変更 （中部・南部処理場の汚泥処理方式の変更）	
57年	7	長崎大水害（7月23日）により処理場施設及び管渠施設に被害発生	
58年	12	第12次事業計画変更 （中部・北部・南部処理区の拡大、中部第二排水区の追加）	
59年	1	中部第二排水区雨水渠工事着手	
	3	下水道使用料改定	
	4	機構改革により河川防災室を追加する（5課、処理場）	
		南部下水処理場高級処理運転開始（南部処理区供用開始）	
	7	北部下水処理場B系列水処施設工事着手	
	8	三重下水処理場高級処理運転開始（三重処理区供用開始）	
	60年	1	第13次事業計画変更 （三重処理区の拡大、東部処理区の追加）
		6	第14次事業計画変更 （中部シントキ排水区、東部田中排水区の追加）
8		東部処理区管渠工事着手	
		東部田中排水区雨水渠工事着手	
61年	2	北部下水処理場B系列水処施設工事完了	
	7	東部下水処理場工事着手	
	11	促進事業（東部処理区）着手　6都市下水路指定　2都市下水路指定変更	
62年	2	第15次事業計画変更 （三重処理区の拡大、西部処理区の追加）	
	3	西部処理区管渠工事着手	
	4	1都市下水路指定	
	6	機構改革により河川防災室閉室、下水道計画課追加（5課、処理場）	
	8	中部シントキ排水区雨水渠工事着手	
63年	2	第16次事業計画変更 （中部出島排水区の追加）	
	3	下水道使用料改定	

63年	7	西部下水処理場工事着手
	8	中部出島排水区雨水渠工事着手
平成元年	4	東部下水処理場高級処理運転開始（東部処理区供用開始）
	7	中部新地雨水排水ポンプ場下部築造工事着手
2年	9	補助事業による改築事業に着手（中部初沈汚泥引抜ポンプ設備）
	5	第17次事業計画変更 （南部・三重・東部・西部処理区の拡大）
3年	10	長崎市クリーンセンター運転開始（環境事業部所管） これに伴い中部下水処理場でのし尿受入廃止
	3	第18次事業計画変更 （中部第一排水区の変更）
4年	9	台風19号により処理場施設に被害発生
	3	下水道使用料改定
5年	6	中部新地雨水排水ポンプ場運転開始 中部2号雨水幹線内径 3,750mmシールド工事着手
	7	西部下水処理場高級処理運転開始（西部処理区供用開始）
6年	9	三重多良良汚水中継ポンプ場下部築造工事着手 三重処理場放流渠布設工事着手
	12	第19次事業計画変更 （南部・東部・西部処理区の拡大）
7年	4	「公共下水道の区域外設置に関する協定書」を長与町と締結
	6	特定環境保全公共下水道事業に着手（東部処理区中尾地区）
8年	3	東部戸石汚水中継ポンプ場下部築造工事着手
	4	機構改革により下水処理管理事務所新設（6課）
9年	6	南部第一汚水中継ポンプ場（下部）築造工事着手 北部下水処理場放流渠工事着手 南部下水処理場水処理施設増設工事着手
	8	三重処理場放流渠供用開始（畝刈湾へ放流）
10年	11	中部茂里町第2雨水排水ポンプ場下部築造工事着手
	6	東部下水処理場水処理施設増設工事着手
11年	3	第20次事業計画変更 （三重・西部処理区の拡大、北部処理区の縮小、南部処理場 処理施設の変更）
	3	下水道使用料改定
12年	12	第21次事業計画変更 （中部第二排水区の拡大、柳田排水区他6排水区の追加、南 部処理場の敷地の縮小）

9年	3	北部女の都汚水中継ポンプ場の廃止（従来の処理対象区域は自然流下により西部処理区へ切替） 南部第一・三重多以良・東部戸石汚水中継ポンプ場の運転開始
	9	三重中継ポンプ場建設主体工事着手
10年	4	中部茂里町第2雨水排水ポンプ場運転開始
	9	西部下水処理場水処理施設増設工事着手
11年	1	第22次事業計画変更 （西部処理区の拡大、北部処理区の縮小、西部小江原処理区の廃止、西部小江中継ポンプ場の追加、北部女の都中継ポンプ場の廃止、雨水6排水区の追加、西部流量調整池の追加）
	3	西部下水処理場流量調整槽築造工事着手
	10	三重中継ポンプ場運転開始
	11	女の都中継ポンプ場解体工事着手
12年	3	第23次事業計画変更 （公共下水道事業全体計画見直し、北部処理区の廃止、中部・南部・三重・東部・西部処理区の拡大、雨水5排水区の追加、三重檜山中継ポンプ場の廃止、南部茂木中継ポンプ場の追加、西部処理区流量調整池の追加）
	6	南部茂木中継ポンプ場建設主体工事着手
	12	下水道使用料改定
14年	1	第24次事業計画変更 （南部新地中継ポンプ場の追加、中部茂里町第1雨水排水ポンプ場の廃止）
	6	南部新地中継ポンプ場建設主体工事着手
	9	西部小江中継ポンプ場建設主体工事着手
15年	4	第25次事業計画変更 （公共下水道全体計画の見直し、中部・南部・三重・東部・西部処理区の拡大、東部田中排水区の拡大、東部平間・東部東・東部矢上排水区の追加）
	11	北部下水処理場廃止
16年	4	水道事業と下水道事業の組織統合を行い、公共下水道事業へ地方公営企業法を全面適用
17年	1	市町村合併（長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、外海町、野母崎町及び三和町）
	3	西部小江原下水処理場廃止
	4	南部茂木・西部小江・南部新地中継ポンプ場運転開始 三和地区の汚水流入開始（南部下水処理場）
18年	1	市町村合併（長崎市、琴海町）
22年	8	第26次事業計画変更 （市町合併した自治体毎の下水道事業計画を本市公共下水道事業計画に統一、三重下水処理場放流管渠の変更）

平成24年	9	三重処理場放流渠布設（ルート変更）工事着手 西部下水処理場水処理施設（7系）増設工事着手
25年	8	第27次事業計画変更 （南部・東部・西部・三和处理区の拡大、西部下水処理場の用地縮小）
27年	2	第28次事業計画変更 （中部処理区－西部処理区間におけるネットワーク管の追加）
29年	3	第29次事業計画変更 （三重下水処理場の用地縮小）
30年	1	第30次事業計画変更 （中部・南部・三重・東部・西部・香焼処理区の縮小、三和・琴海南部・大平処理区の拡大、文教・築町・小ヶ倉第四排水区の追加、琴海南部浄化センター・大平浄化センターの高度処理の位置付け）
令和4年	8	第31次事業計画変更 （中部茂里町流量調整池の追加）
5年	3	第32次事業計画変更 （中部第三排水区の一部を中部第一排水区へ変更）
6年	3	第33次事業計画変更 （公共下水道全体計画の見直し、農業、漁業集落排水の公共下水道への統合を予定処理区域に反映、中部・南部・三重・東部・伊王島・光西浜・脇岬・黒崎・三和・琴海南部・琴海大平処理区の拡大、西部処理区の縮小）

（旧香焼町）

年	月	沿 革
昭和47年		公共下水道事業着手の方針決定
48年		町内各地で全町民対象の説明会を開催 都市計画法決定の知事承認を受ける
50年	2	公共下水道事業計画認可（当初） （香焼処理区）、公共下水道事業に着手 中継ポンプ場用地買収、管渠実施設計
50年	12	第1回事業計画変更 （処理場の位置の変更、ポンプ場（2カ所）の位置の変更） 香焼浄化センター用地買収、用地造成
51年		処理場土木工事に着手（コンクリート躯体・初沈・終沈）
53年	3	第2回事業計画変更 （事業期間の変更、管渠のルート一部変更） 香焼浄化センター：水処理土木・エアタン・滅菌池・沈砂池・管理棟 中継ポンプ場：深浦ポンプ場土木工事
53年		香焼浄化センター：沈砂池・管理棟・機械電気設備及び場内整備 中継ポンプ場：深浦ポンプ場土木工事
55年	2	第3回事業計画変更 （公共下水道事業全体計画の見直し、香焼処理区の変更） 香焼浄化センター：機械電気設備

		放流管布設 中継ポンプ場：深浦ポンプ場土木工事、安保ポンプ場の用地買収、土木工事
--	--	---

昭和55年	7	香焼浄化センター運転開始（香焼処理区供用開始） 香焼浄化センター：脱水機、水質設備 中継ポンプ場：安保ポンプ場（建築・機械・電気）、里・尾ノ上ポンプ場（土木・建築・機械・電気）
56年		香焼浄化センター：脱水機、水質設備 中継ポンプ場：辰ノ口・海老瀬ポンプ場（土木・建築・機械・電気）
57年		香焼浄化センター：放流口整備 中継ポンプ場：栗ノ浦ポンプ場（土木・建築・機械・電気）
58年		香焼浄化センター：（水質試験棟増設） 中継ポンプ場：辰ノ口ポンプ場（植栽）
平成3年	4	第4回事業計画変更 （本村・安保排水区の追加）
12年		下水道施設整備計画作成（香焼浄化センター、深浦中継ポンプ場）
13年		下水道料金改定
	9	第5回事業計画変更 （公共下水道事業全体計画の見直し、香焼処理区の拡大）
	9	香焼浄化センター改築更新実施設計事業 深浦ポンプ場改築更新実施設計事業
17年	9	第6回事業計画変更 （香焼浄化センターの廃止）
19年	6	香焼浄化センター機能停止 ※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

（旧伊王島町）

年	月	沿 革
平成6年		公共下水道基本計画策定
11年	1	公共下水道事業計画認可（当初） （伊王島処理区） 公共下水道事業着手
12年	10	幹線管渠工事着手
13年	9	伊王島浄化センター工事着手
14年	9	下水道条例制定
15年	3	県過疎代行事業完成 伊王島浄化センター運転開始（伊王島処理区供用開始）

16年	9	幹線管渠完成 第1回事業計画変更 （伊王島処理区の拡大） ※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する
-----	---	---

(旧高島町)

年	月	沿 革
昭和39年	7	1 都市下水路指定
平成8年	10	公共下水道基本計画策定
9年	7	公共下水道事業着手
	12	特定環境保全公共下水道事業計画認可 （当初）（光西浜処理区）
12年	1	高島浄化センター運転開始（光西浜処理区供用開始） 下水道条例制定 ※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

(旧外海町)

年	月	沿 革
平成8年	12	特定環境保全公共下水道事業計画認可 （当初）（神浦処理区）
9年	9	神浦浄化センター用地購入
	11	公共下水道事業着手、管渠工事着手
10年		神浦浄化センター管理用道路工事着手
11年		神浦浄化センター用地造成工事着手
12年		神浦浄化センター建設工事着手
13年		マンホールポンプ設置工事着手
14年	3	第1回事業計画変更 （期間延長） 下水道条例及び下水道受益者分担金条例制定
	4	神浦浄化センター運転開始（神浦処理区供用開始）
	12	第2回事業計画変更 （黒崎処理区追加）
16年	3	黒崎処理区管渠工事着手
18年	5	第3回事業計画変更 （黒崎浄化センター建設計画廃止）
22年	3	黒崎処理区供用開始（三重下水処理場へ送水） ※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

(旧野母崎町)

年	月	沿 革
平成11年	3	特定環境保全公共下水道事業計画認可（当初）（脇岬処理区）
11年		脇岬処理区管渠工事着手
15年	3	第1回事業計画変更（公共下水道事業全体計画の見直し）
16年	3	脇岬浄化センター用地造成工事着手
21年	3	第2回事業計画変更（期間延長）
21年	4	脇岬浄化センター運転開始（脇岬処理区供用開始）
		※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

(旧三和町)

年	月	沿 革
平成5年		公共下水道基本計画策定
12年		公共下水道都市計画決定
	11	公共下水道事業計画認可（当初）（三和处理区）
	12	協定の締結（公共下水道の長崎市南部下水処理場への受け入れ）
	12	栄上ポンプ場地質調査業務委託
13年	7	第1回事業計画変更（管渠変更）
14年	9	第2回事業計画変更（ポンプ場敷地面積の変更）
	12	南部栄上汚水中継ポンプ場建設工事着手
16年	12	第3回事業計画変更（三和处理区の拡大）
17年	4	南部栄上汚水中継ポンプ場運転開始（三和处理区供用開始）
		※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

(旧琴海町)

年	月	沿革
平成4年		琴海町公共下水道基本計画策定
10年	12	公共下水道都市計画決定
11年	3	公共下水道事業認可（当初）
12年	11	琴海南部処理区管渠工事着手
13年	2	第1回事業計画変更 （琴海南部処理区の処理場の位置、処理方式及び区域拡大）
	6	琴海南部浄化センター用地購入
15年	1	琴海南部浄化センター建設工事着手
	12	第2回事業計画変更 （琴海南部処理区の区域拡大）
16年	10	第3回事業計画変更 （琴海南部処理区処理場用地及び放流管渠位置の変更） （大平処理区の追加）
17年	1	大平処理区管渠工事着手
	3	琴海南部浄化センター運転開始（琴海南部処理区供用開始）
19年	11	第4回事業計画変更 （大平処理区処理場水処理方法、汚泥処理方法及び放流管渠位置の変更、計画放流水質の設定）
20年	2	大平浄化センター用地購入
	3	大平浄化センター建設工事着手
22年	3	大平浄化センター運転開始（大平処理区供用開始）
		※以後、旧長崎市第26次変更より長崎市公共下水道に統合する

資料

主要施設の所在地

長崎市上下水道局	〒850-8563	長崎市魚の町4番1号	TEL 095-829-1203
水質管理室	〒851-0134	長崎市田中町608番地7 (東長崎浄水場管理本館内)	TEL 095-838-5037

【上下水道事務所】

南部上下水道事務所	〒851-0403	長崎市布巻町111番地1	TEL 095-833-7810
北部上下水道事務所	〒851-3102	長崎市琴海村松町703番地14	TEL 095-814-3420

【浄水場】

手熊浄水場	〒851-1135	長崎市手熊町277番地	TEL 095-841-0193
三重浄水場(無人)	〒851-2206	長崎市三京町1545番地2	TEL 095-850-1850
浦上浄水場	〒852-8145	長崎市昭和3丁目196番地	TEL 095-844-1785
道ノ尾浄水場	〒851-2127	西彼杵郡長与町高田郷38番地	TEL 095-856-0044
本河内浄水場(無人)	〒850-0012	長崎市本河内3丁目4番36号	TEL 095-823-2817
小ヶ倉浄水場	〒850-0953	長崎市上戸町4丁目8番1号	TEL 095-879-2801
東長崎浄水場	〒851-0134	長崎市田中町608番地7	TEL 095-838-3279

【下水処理場】

中部下水処理場 (令和5年度末廃止)	〒852-8104	長崎市茂里町2番2号	TEL 095-845-0045
南部下水処理場	〒850-0952	長崎市戸町5丁目985番地	TEL 095-878-6560
三重下水処理場	〒851-2211	長崎市京泊2丁目8番50号	TEL 095-850-1851
東部下水処理場	〒851-0134	長崎市田中町279番地46	TEL 095-837-0450
西部下水処理場	〒850-0078	長崎市神ノ島町1丁目367番地11	TEL 095-865-4544
伊王島浄化センター	〒852-1201	長崎市伊王島町2丁目1178番地5	TEL 095-898-2229
高島浄化センター	〒851-1315	長崎市高島町2707番地34	TEL 095-896-3676
神浦浄化センター	〒851-2405	長崎市神浦向町293番地2	
脇岬浄化センター	〒851-0506	長崎市脇岬町3803番地6	TEL 095-893-2299
琴海南部浄化センター	〒851-3102	長崎市琴海村松町760番地3	TEL 095-884-2520
大平浄化センター	〒851-3214	長崎市琴海大平町1250番地	TEL 095-885-2544

記念施設等

長崎水道創設 100 周年記念施設『小ヶ倉水園』	長崎市上戸町 4 丁目 8 番 1 号 (小ヶ倉浄水場横)
長崎水道創設 90 周年記念施設『水道資料室』 (水道創設 130 周年記念 リニューアル)	長崎市田中町 608 番地 7 (東長崎浄水場管理本館内)
長崎水道創設 100 周年記念碑	長崎市本河内 3 丁目 4 番 36 号 (本河内浄水場構内)
長崎水道創設 70 周年記念碑	長崎市本河内 3 丁目 4 番 36 号 (本河内浄水場構内)
長崎下水道供用開始 60 周年記念 『弱虫ペダルマンホール』	長崎市松が枝町 7 番 8 号ほか 26 ヲ所 (松が枝国際ターミナル周辺)

文化財等

国指定重要文化財

本河内水源地水道施設 平成 29 年 7 月 31 日 (登録番号 建第 2669 号)	長崎市本河内 1 丁目 208 番 2 他
---	-----------------------

文化庁登録有形文化財

小ヶ倉ダム 平成 22 年 5 月 20 日登録 (登録番号 42-0089 号)	長崎市上戸町 4 丁目 397-4 他
小ヶ倉ダム管理橋 平成 22 年 5 月 20 日登録 (登録番号 42-0090 号)	長崎市上戸町 4 丁目 367 地先

近代化産業遺産 (経済産業大臣認定)

本河内高部ダム 平成 21 年 2 月 23 日認定	長崎市本河内町 3 丁目 845 番～4 丁目 2512 番地
-------------------------------	---------------------------------

長崎市指定文化財有形文化財

本河内高部貯水池内石橋『幻の石橋』 昭和 53 年 (1978) 12 月 20 日指定	長崎市本河内町 (本河内高部ダムの水底)
---	----------------------

土木学会選奨土木遺産

本河内高部ダム堰堤 (平成 19 年 11 月 18 日 (社)土木学会認定)	
小ヶ倉 (水道) 堰堤 (平成 21 年 11 月 18 日 (社)土木学会認定)	

長崎市上下水道事業概要（令和4年度版）

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

編集・発行 **長崎市上下水道局**

〒850-8563 長崎市桜町6番3号

電話 095-829-1203

FAX 095-829-1205

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/index.html>

安全・強靱で持続する水道
環境と調和し、強靱で持続する下水道
